

# いそどる、みらい

変額保険(有期型)

ご契約のしおり・約款

特別勘定のしおり

# ご契約のしおり・約款 目次

この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」で構成されています。「ご契約のしおり」は、商品の  
特徴としくみ、保障内容やお手続き等について説明しております。「約款」は、ご契約につい  
ての取り決めに記載したもので、普通保険約款と特約条項で構成されています。

## ご契約のしおり

主な保険用語のご説明	2
ご契約にあたっての大切なことから	5
この保険の特徴としくみ	25
保険金	29
保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合	32
特別勘定と資産運用	37
諸費用について	42
ご契約後のお取扱いについて	44
ご契約後のお手続きについて	58
税金のお取扱いについて	67
契約者への情報提供とサービス	69

## 約款

変額保険(有期型) 普通保険約款	70
責任開始期に関する特約 特約条項	86
リビング・ニーズ特約 特約条項	87
保険料払込免除特約 特約条項	91
終身移行特約 特約条項	96
介護年金移行特約 特約条項	98
年金移行特約 特約条項	102
年金支払特約 特約条項	106
保険料口座振替特約 特約条項	110
クレジットカード払特約 特約条項	112
指定代理請求特約 特約条項	114

## 【か】

### ◆確定年金

あらかじめ設定した年金支払期間にわたり毎年年金を支払うものをいいます。

### ◆基礎率

年金額などを計算する際に用いる、予定利率、予定死亡率、予定事業費率の3つの要素を指します。

### ◆基本保険金額

ご契約の際に契約者のお申出によって定めた金額のことで、死亡保険金や高度障害保険金の支払いやその後の契約内容の変更の際の基準となるものです。

### ◆契約応当日

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。

### ◆契約者

当社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。

### ◆契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことで、満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。  
(例)24歳7か月の被保険者は24歳となります。

### ◆契約日

契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいいます。この保険では、当社の責任開始の日の翌月1日を契約日とします。

### ◆後継年金受取人（指定制度）

年金移行特約の付加により、契約者は、年金受取人死亡時にその年金受給権を引継ぐ人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。また、介護年金移行特約を付加した場合、年金受取人は、死亡一時金の受取人（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。

### ◆高度障害保険金

被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態に該当した場合にお支払いするお金のことをいいます。この保険金の受取人は、原則被保険者となります。

### ◆告知義務

契約者または被保険者は、契約の申込みをされるときに、現在の健康状態など当社がおたずねする重要な事柄について、ありのまま報告いただく義務があります。これを告知義務とといいます。

### ◆告知義務違反

当社がおたずねした重要な事柄について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されることをいいます。その際、当社のご契約の効力を消滅させることができます（解除）。

## 【さ】

### ◆失効

保険料払込の猶予期間内に保険料の払込みがなく、契約の効力が失われることをいいます。

### ◆指定代理請求人

被保険者が受取人となる保険金等または契約者と被保険者が同一人の場合の保険料の払込免除について、その受取人（被保険者）または契約者に請求できない「特別な事情」がある場合に代理人として請求できる人のことをいいます。契約者があらかじめ指定することができます。

### ◆死亡一時金

介護年金移行特約および年金移行特約において、被保険者が年金支払開始日以後に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

### ◆死亡保険金

被保険者が保険期間中に死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

### ◆死亡保険金受取人

契約者が指定した、死亡保険金を受取る人のことをいいます。

### ◆主契約と特約

約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるため、または主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

### ◆責任開始期(日)

申込みたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

### ◆責任準備金

将来の保険金等の支払いのために積立てられた金額のことです。

## 【た】

### ◆積立金

特別勘定で管理・運用を行っている資産のうち個々のご契約にかかわる部分のことをいいます。積立金額は、特別勘定資産の運用実績により毎日変動(増減)します。

### ◆積立金の移転(スイッチング)

特別勘定の積立金を別の特別勘定に移転することをいいます。

### ◆特別勘定

変額保険にかかわる資産を他の保険種類にかかわる資産とは区別して管理・運用する勘定のことをいいます。複数の特別勘定を設定している変額保険の場合には、特別勘定ごとに独立して管理・運用を行います。また、特別勘定で運用されている資産を「特別勘定資産」といいます。

## 【な】

### ◆年金受取人

年金支払特約、介護年金移行特約および年金移行特約において、年金を受取る人のことをいいます。

### ◆年金基金

年金支払特約が締結され、保険金の支払事由が生じた時(保険金の受取人のお申し出によりこの特約が締結されたときには締結時)に、保険金の全部または一部を充当して設定された基金のことをいいます。

### ◆年金原資

介護年金移行特約および年金移行特約において、年金支払開始時における将来の年金を支払うために必要な積立金額のことをいいます。

### ◆年金支払開始日

第1回目の年金をお支払いする日のことです。

### ◆年金支払日

年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。

### ◆年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。年金総額保証付終身年金では、年金受取累計額が年金原資の額に満たないまま被保険者が死亡した場合、年金原資の額に到達するまで年金を引続きお支払いします。

## 【は】

### ◆払込期月

第2回保険料の払込期月は契約日の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、最終回までの各回保険料の払込期月は、以降到来する契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日までの期間をいいます。



### ◆払戻金(解約払戻金)

契約が解約された場合などに、契約者に払戻されるお金のことをいいます。

### ◆被保険者

その人の生死や所定の状態等が生命保険の対象となっている人のことをいいます。

### ◆復活

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。

### ◆保険証券

ご契約の保険金額などのご契約内容を具体的に記載したものです。

### ◆保険年度

契約日から起算して満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…となります。

### ◆保険料

契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

### ◆保険料払込期間

保険料を払込む期間のことをいいます。

### ◆保証期間

年金の種類が保証期間付終身年金の場合に、被保険者の生死にかかわらず年金をお支払いする期間をいいます。

### ◆保証期間付終身年金

被保険者が生存している間は年金をお支払いする年金の種類を終身年金といいます。保証期間付終身年金は年金支払開始日から一定の保証期間を設定し、保証期間経過後は終身年金になる年金の種類をいいます。

## 【ま】

### ◆満期保険金

被保険者が保険期間満了時に生存している場合にお支払いするお金のことをいいます。

### ◆満期保険金受取人

契約者が指定した、満期保険金を受取る人のことをいいます。

## 【や】

### ◆約款

ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものです。

### ◆猶予期間

保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。

### ◆ユニット数

特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。保険料から所定の費用を控除した額に対するユニット数は、この額をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、毎月の「死亡保障などに必要な費用」の控除や、契約内容の変更等によって、ユニット数は増減します。

### ◆ユニットプライス

各特別勘定資産の積立金の1ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。

### ◆予定利率

年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約における年金額や終身移行特約における死亡保険金などを計算する際に適用される利率をいいます。

# ご契約にあたっての大切なことから

## 生命保険募集人について

- 保険契約締結の「媒介」と「代理」について  
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。  
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。
- 当社の生命保険募集人について  
当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。また、保険契約の成立後に内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。
- お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には下記照会先までご連絡ください。

照会先：お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-125-104

営業時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

## 申込書等は契約者、被保険者ご自身で正確にご記入ください。

- ご契約の申込書は契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また、記入内容を十分お確かめのうえ、ご署名またはご署名・ご捺印をお願いします。
- 告知書は、被保険者ご自身で正確にご記入（告知）いただいたうえ、署名をお願いします。  
※ 告知書とは、告知書面または告知手続き画面をいい、告知とはこれらに記入または入力することをいいます。
- 情報端末を利用した場合、入力内容を十分お確かめのうえ、ご署名をお願いします。

## 告知について

ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要な事柄についておたずねいたします。

### 1. 告知の重要性

- 契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、現在の健康状態、過去の傷病歴等「告知書（情報端末のお手続き画面を含みます）」で当社がおたずねする重要な事項について、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）ください。
- 告知受領権は、生命保険会社が有しています。生命保険募集人には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。

現在の健康状態、過去の傷病歴等、告知いただく事柄について、告知書でおたずねし、この内容により、ご契約をお引受けできない場合があります。

### 2. 正しく告知されない場合のデメリット（告知義務違反）

- 告知いただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
  - ・ 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
  - ・ ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、払込みを免除することはできません。この場合、所定の解約払戻金があれば契約者にお支払いします。ただし、「保険金の支払事由または保険料の払込免除事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いまたは保険料の払込みを免除することがあります。
- ※ なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

この場合、

  - ・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。
  - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき、または、告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。

## 当社の組織形態について

- 保険会社の会社組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の契約者は、相互会社の契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

## 勤務先の申告について

- ご契約に際しては、勤務先について申込書でおたずねし、この内容によりご契約をお引受けできない場合があります。

## 取引時確認(本人確認)について

- 当社では、お客さまとの生命保険契約の締結等にあたり、法令(\*1)に基づきお客さまに氏名・住居等が記載された公的証明書を提示いただく方法等により取引時確認(本人確認)を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がマネー・ロンダリング(\*2)に利用されることを防ぐこと等を目的としたものです。

(\*1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)

(\*2) 犯罪等で得た「資金」を正当な取引で得た「資金」に見せかけること等

- お客さまの取引時確認(本人確認)は、以下の場合に行います。
  - ・ 生命保険契約の締結、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)変更、年金支払(保険契約者と年金受取人が異なる場合)等の取引発生時
  - ・ 仮名取引やなりすましの疑いがある場合 等
- 取引時確認では、お客さまが個人の場合は氏名、住居、生年月日、職業等を、法人の場合は名称、本店の所在地、事業内容、実質的支配者等を、確認します。取引時確認で確認した事項に、後日変更が生じる場合は、当社宛にご連絡をお願いします。

## 保険料の払込方法(経路)について

- 保険料払込方法(経路)は、口座振替となります。ただし、保険料払込方法が月払プランの場合にはクレジットカード払をご選択いただけます。前納の場合には当社が指定する金融機関の口座への振込となります。
  - ① 口座振替による方法  
保険料口座振替特約を付加することで、当社が提携している金融機関の契約者の預金口座から保険料が引き落とされ、当社に払込まれます。
  - ② クレジットカードによる方法  
クレジットカード払特約を付加することで、当社所定の範囲内でクレジットカードを利用して保険料をお払込みいただけます。
- 保険料の取扱いにあたり、生命保険募集人は保険料を受領いたしません。また、原則、領収証の発行は省略させていただきます。

## 保険料の払込方法について

- 保険料払込方法は、月払となります。
- 保険料は、毎月お支払いいただく月払プランのほか、将来の一定期間分の保険料をまとめてお支払いいただくことができる払込プランがあります。なお、一括払または前納された保険料のうち、払込期月が到来していない分については、特別勘定による運用は行いません。
  - ① 保険料の一括払（半年払プラン、年払プラン）
    - ・ 1年分以内の保険料を一括でお支払いいただくこと（繰り返し同一月数分の一括払を含む）ができます。一括払された保険料は、払込期月の契約応当日が到来するごとに保険料に充当します。
    - ・ 保険料のお支払いを要しなくなった場合、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金を支払うべき場合は保険金の受取人）に払戻します。
  - ② 保険料の前納
    - ・ 2年以上（年単位）の保険料を前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引きます。
    - ・ 前納された保険料は、当社所定の利率で積立てておき、払込期月の契約応当日が到来するごとに保険料に充当します。
    - ・ 保険料のお支払いを要しなくなった場合や保険料前納期間が満了した場合、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金を支払うべき場合は保険金の受取人）に払戻します。

## 責任開始期・契約日について

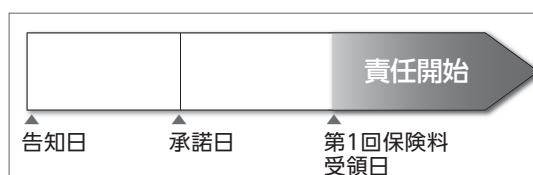
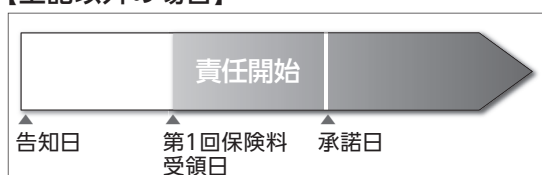
- お申込みいただいた契約を当社がお引受けすることを決定（承諾）した場合には、第1回保険料の払込方法に応じて定めるときから当社は保険契約上の責任を負います。
  - ・ □座振替、クレジットカード払いの場合（「責任開始期に関する特約」付加）、申込日または告知日のいずれか遅い日
  - ・ 上記以外の場合、第1回保険料受領日または告知日のいずれか遅い日
- 契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。

<責任開始期のイメージ>

【口座振替、クレジットカード払いの場合】



【上記以外の場合】





## 保険証券のご確認について

- ご契約をお引受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうか、もう一度お確かめください。もし相違しているときは、すぐに当社にご連絡ください。

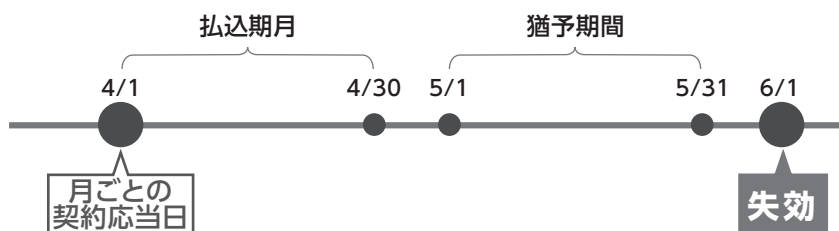
## 元本欠損が生じる場合について

- この保険は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動（増減）するしくみの生命保険商品です。特別勘定による資産運用では、主に以下のリスクがあり、運用実績によっては、満期保険金、解約払戻金等のお受取りになる金額の合計額が、払込保険料累計額を下回る可能性があります。これらのリスクは、すべて契約者に帰属することになります。
  - ① 価格変動リスク  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により資産価値が減少することがあります。
  - ② 為替リスク  
外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により資産価値が減少することがあります。
  - ③ 信用リスク  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の悪化により資産価値が減少することがあります。
  - ④ 金利変動リスク  
主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により資産価値が減少することがあります。

## 保険料払込の猶予期間、ご契約の失効について

- 保険料は、払込期月＜\* 1＞内にお払込みください。また、払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。  
＜\* 1＞ 第2回保険料の払込期月は、契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、各回の払込期月は、順次到来する月単位の契約応当日の属する月の初日から末日までとします。
- 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から末日までとします。
- 猶予期間内に保険料が払込まれない場合、ご契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。ただし、自動延長定期保険への変更が可能な場合には、保険金額を定額とする自動延長定期保険に変更します。この自動延長定期保険への変更日は、猶予期間の満了日の翌日とします。（自動延長定期保険への変更については、P.47をご参照ください。）

【例】





- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料の払込み<\*2>にも猶予期間<\*3>があります。ただし、その猶予期間内に払込まれない場合、保険契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、当社では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けいたしません。

<\*2> 払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日まで

<\*3> 第1回保険料の払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

- ご契約が失効した場合で、解約払戻金があるときは、契約者は猶予期間満了日の解約払戻金を請求することができます。

## ご契約の復活について

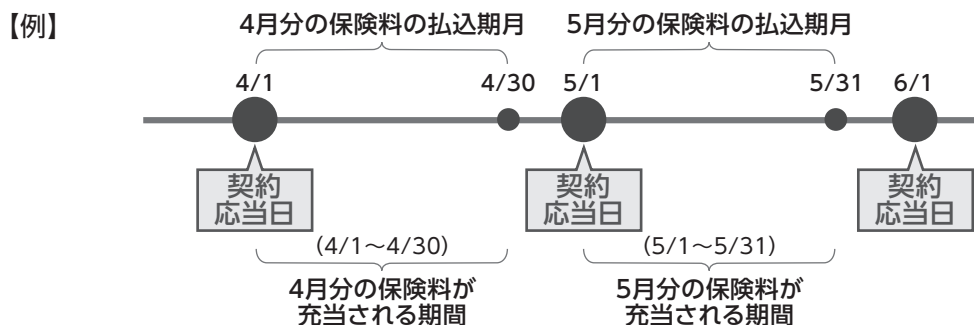
- 一旦失効した契約であっても、失効日からその日を含めて3か月以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。
- すでに解約払戻金を請求されている場合には、ご契約の復活はできません。
- 復活を請求する場合は、あらためて告知が必要となります。また、当社がご契約の復活を承諾した場合、延滞保険料等（延滞保険料およびそれに対する利息（延滞利息））をお払込みいただきます。
- 当社がご契約の復活を承諾した場合には、告知と延滞保険料等のお払込みがいずれも完了したときから、保障を開始します。（この保障を開始する日を復活日といいます。）
- 復活の取扱いが複数回行われた場合は、最後の復活日から保障を開始します。
- 保険料払込免除特約のガン給付責任開始期は、最後の復活日からその日を含めて91日目となります。

ご注意 健康状態等によっては、復活できない場合があります。

## 保険金等お支払い時の保険料の精算について

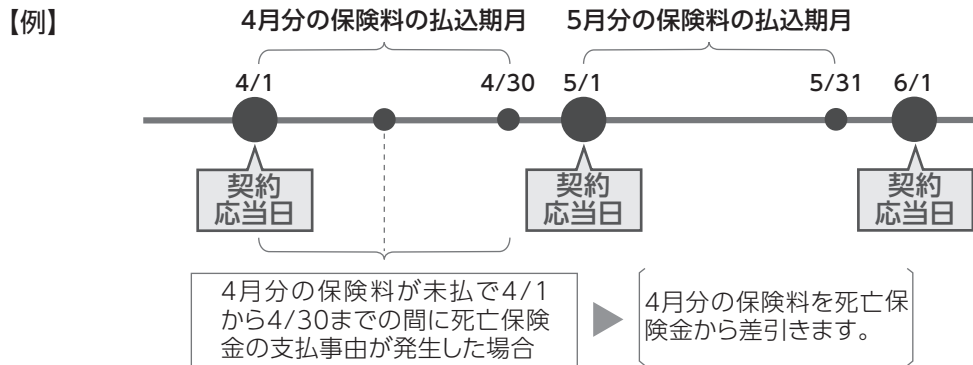
### 1. 保険料と払込期月について

- 保険料は、払込期月中の契約応当日に払込まれ、その契約応当日から次の払込期月中の契約応当日の前日までの期間に充当されるものとして計算しています。

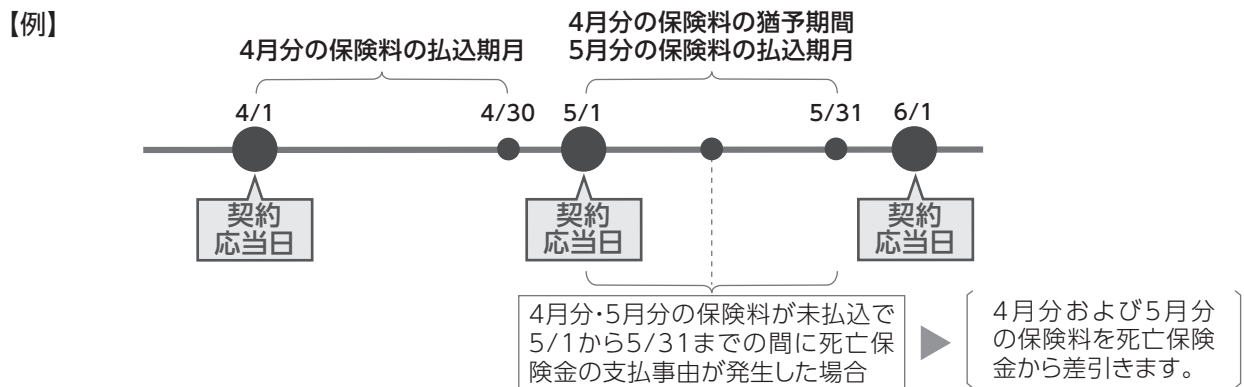


## 2. 死亡保険金・高度障害保険金・保険料の払込免除と保険料の精算について

- 死亡保険金・高度障害保険金のお支払い事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が未払込となっている場合は、死亡保険金・高度障害保険金のお支払いの際、その未払込保険料を死亡保険金・高度障害保険金から差引きます。
- 保険料の払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が未払込となっている場合は、その未払込保険料をお支払いいただきます。



- 保険料の払込猶予期間中の契約応当日以後に死亡保険金・高度障害保険金のお支払い事由が発生した場合、未払込保険料を死亡保険金・高度障害保険金から差引きます。
- 保険料の払込猶予期間中の契約応当日以後に保険料の払込免除事由が発生した場合、未払込保険料をお支払いいただきます。



## 3. 満期保険金と保険料の精算について

- 保険期間満了時に未払いの保険料がある場合は、未払込保険料を満期保険金から差引きます。

## 契約が消滅したときの保険料のお取扱いについて

- この保険は、保険料をお払込みいただいた後、その保険料の払込期月の途中でご契約が消滅したとき（解約時、保険金支払時等）に、払込まれた保険料のうち、払込期月内の未経過期間に応じた保険料相当額を払戻すお取扱いはありません。なお、一括払または前納された保険料のうち、払込期月が未到来である分については、ご契約者（保険金等支払時は保険金等の受取人）に払戻します。

## 保険料の払込みが困難になったときについて

- 基本保険金額を減額することによって、保険料を少なくしてご負担を軽くし、ご契約を有効にお続けいただくことができます。（基本保険金額の減額については、P.47をご参照ください。）
- 将来の保険料のお払込みを中止して、変額払済保険または定額延長定期保険に変更することで、ご契約を有効にお続けいただくことができます。（変額払済保険についてはP.45を、定額延長定期保険については、P.46をご参照ください。）

## 預金などとの違いについて

- この保険は当社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

## クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について

- お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面またはメールによるお申出により、契約のお申込みの撤回または契約の解除（以下、お申込みの撤回等）をすることができます。（募集代理店では受付できません。）

### 【書面】

書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

### <記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込みの撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込みの撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥第1回保険料払込金額	⑥30,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

### 【メール】

メールによるお申込みの撤回等は、メールの発信時（送信時）に効力が生じます。お申出は、三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) からとなります。

<お手続き方法>

三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「メールによるお申出はこちら」よりお手続きいただけます。

- お申込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払込みいただいた金額を全額返還いたします。
- 次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。
  - ・ 申込者または契約者が法人(会社)の場合、または個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
  - ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合
- お申込みの撤回等の書面の投函またはメールと行違いに保険証券が到着した場合や、お申込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)

フリーダイヤル 0120-125-104

受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

## 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。  
高予定利率契約の補償率=90%-{(過去5年間における各年の予定利率-基準利率)の総和÷2}

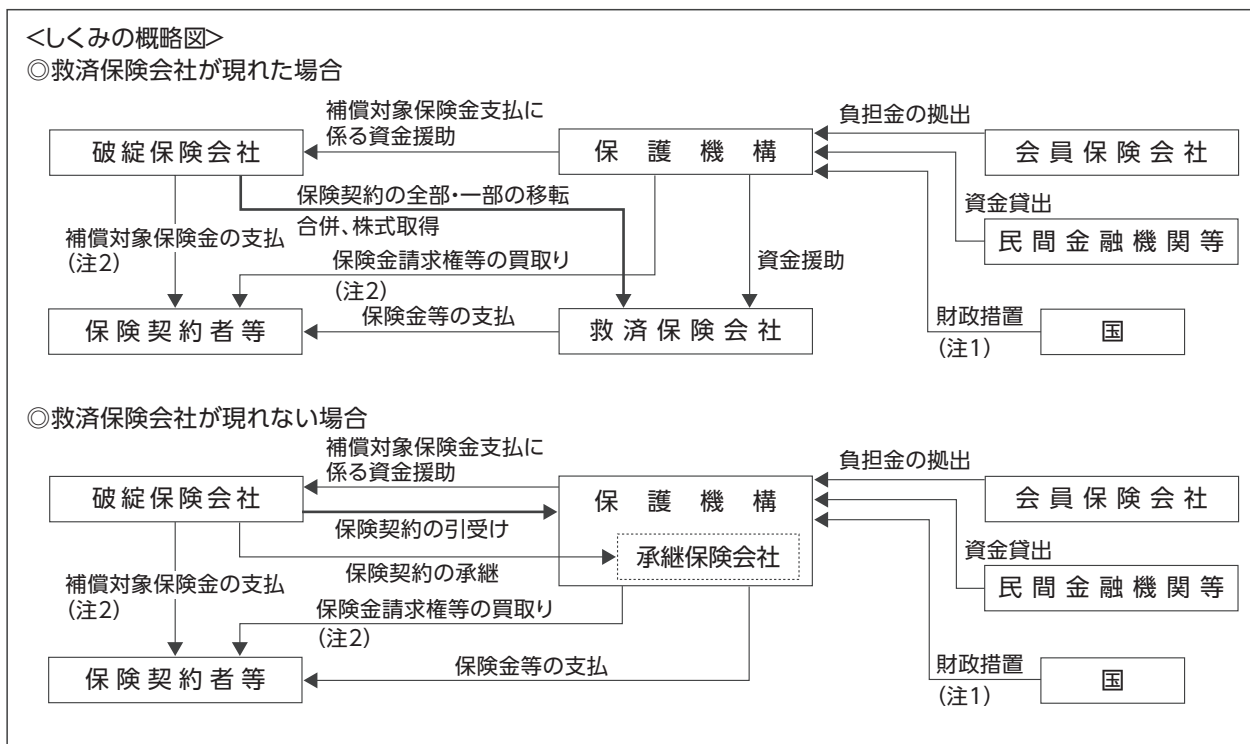
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。





(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買収することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 個人情報の取扱いについて

当社では、プライバシーポリシーをホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表しております。ここに記載した内容は、当社プライバシーポリシーの一部となります。その他詳しい内容に関しては、当社ホームページにてご確認ください。

当社ホームページ <https://www.ms-primary.com>

## 個人情報の利用目的

- 当社は、個人情報を次の目的および共同利用に関する目的（以下、「利用目的」といいます。）の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
- なお、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。
- ① 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金・解約金等のお支払い、および各種金融商品・サービスのご案内・提供・維持管理
  - ② お引き受けした各種保険契約に対する再保険契約の締結、および再保険契約に基づき実施する引受保険会社等（海外にあるものを含みます。）への個人情報の提供（引受保険会社から他の引受保険会社等への提供を含みます。）
  - ③ 当社のグループ会社および委託先が行う各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
  - ④ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ⑤ お客さまのニーズにあった新商品や新たなサービスの開発・ご案内・ご提供  
（当該目的の達成のため、お客さまからいただいたアンケートのご回答、ご契約の履歴、インターネットの閲覧履歴等の情報を分析に用いる場合があります。）
  - ⑥ その他、お客さまによりご満足いただける商品・サービスの提供を適切かつ円滑に行うための業務

## お問い合わせ窓口

- 当社は、個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

### 【お問い合わせ先】

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社 お客さまサービスセンター  
電話番号:0120-125-104  
受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(年末年始、祝日を除きます。)

- 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

### 【お問い合わせ先】

一般社団法人 生命保険協会 生命保険相談所  
電話番号:03-3286-2648  
住所:〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階  
受付時間:9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く。)  
ホームページアドレス:<https://www.seiho.or.jp>

## 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

- あなたのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の①～⑤に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社お客様サービスセンターにお問合わせください。
  - ① 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  - ② 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  - ③ 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  - ④ 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
  - ⑤ 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

(登録事項)

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※ 2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。

※ 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.ms-primary.com/privacy/privacy01.html>) をご確認ください。

## 支払査定時照会制度について

- 保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下、「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社窓口にお問合わせください。

### 〈相互照会事項〉

- ◎ 次の事項が相互照会されます。ただし、保険契約消滅後5年を経過した保険契約に係るものは除きます。
  - (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
  - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
  - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ◎ 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金額、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金額、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ( <https://www.seiho.or.jp/> )の「加盟各社」をご参照ください。



## FATCA (外国口座税務コンプライアンス法) 確認手続きについて

- FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。
- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明(注1)に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

- FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。

### 1. 「所定の米国納税義務者」とは

- 特定米国人(米国市民、米国居住者、非上場の米国法人等)、米国人所有の外国事業体が対象となります。

区分	概要	対象	非対象
特定米国人	米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国市民</li> <li>・ 米国居住者(注2)</li> <li>・ 米国パートナーシップ</li> <li>・ 米国法人</li> <li>・ 米国財団</li> <li>・ 米国信託 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国上場法人</li> <li>・ 米国政府</li> <li>・ 米国非課税団体</li> <li>・ 米国銀行 など</li> </ul>
米国人所有の外国事業体	実質的米国人所有者が一人以上いる外国事業体(注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 右記以外の外国事業体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場法人およびその関連会社</li> <li>・ 政府機関等(政府、行政機関、国際組織、中央銀行など)</li> <li>・ 過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体</li> <li>・ 一定の非営利団体、公益法人</li> <li>・ 金融機関 など</li> </ul>

(注2) 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

(注3) 例えば、法人においては、一人以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。



## 2. FATCAの確認手続きとは

お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、保険契約の取引時において以下の確認手続きをお願いいたします。

- 当社所定の書面等により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただく場合があります。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類(注4)をご提示またはご提出いただく場合があります。

(注4) 運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「外国納税者番号等の届出書」等の所定の書類をご提出いただきます。

※ 上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

## 3. FATCAの確認手続きが必要となる場面

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、保険金・年金の支払等の取引発生時
- その他、米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人・米国人所有の外国事業体」に該当することとなった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 4. 確認手続きに応じない、および報告に同意しない場合

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

### 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、外国の金融口座を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するために、OECDで策定された「共通報告基準(CRS)」に従って、金融機関が非居住者(個人・法人等)に係る金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供する制度です。
- 日本においては、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、お客さまが生命保険契約にご加入される際等に、お客さまの氏名・住所(名称・所在地)・税制上の居住地国等を記載した届出書を生命保険会社へご提出いただくことが義務付けられております。
- 生命保険会社は、お客さまからご提出いただいた届出書の記載事項等を確認し、一定のご契約情報等を国税庁(所轄の税務署長)に報告することが義務付けられております。つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」に基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、同制度実施の目的のみに使用します。

## 1. 届出書の提出が必要となる場面

① 主に以下の手続きを行う場合、新規届出書のご提出が必要となります。

新規届出書の提出が必要となる場面	提出いただく方
生命保険契約の締結	契約者
契約者の変更	変更後の契約者
年金等のお支払い(受取人が契約者と異なる場合等)	受取人

② 新規届出書の提出後、税制上の居住地国に変更があった場合は、異動届出書のご提出が必要となります。

※ 税制上の居住地国に変更があった場合は、当社までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 2. 届出書の提出時期・記載事項

○ 届出書の種類に応じて、以下のとおりです。

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	上記①の各手続きを行う方	新規届出書提出後に、新規届出書記載の税制上の居住地国に変更があった方
提出時期	上記①の各手続きを行う際	税制上の居住地国に変更が生じることとなった日から3か月を経過する日まで
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (個人) 氏名、住所、生年月日</li> <li>・ (法人) 名称、本店または主たる事務所の所在地</li> <li>・ 税制上の居住地国名(注1)、税制上の居住地国が外国である場合は当該国の納税者番号</li> <li>・ (住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合) 事情の詳細 等(注2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更後の税制上の居住地国等</li> <li>・ 以前提出した届出書に記載した税制上の居住地国</li> <li>・ 左記の新規届出書の記載事項</li> </ul>

(注1) 税制上の居住地(納税地国)は、以下の①および②のように判断されますが、お客さまご自身の税制上の居住地国につきましては当社では判断できかねますので、ご不明点がある場合には、税理士等の専門家または最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ① 日本に住所等を有する方は日本(法人の場合は日本国内に本店または主たる事務所がある方)
  - ② 外国の法令において、住所を有するなど一定の基準により、所得税・法人税に相当する税を課されるものとされている方は当該外国
- ※ 上記のいずれも該当する場合は、該当する税制上の居住地国をすべてご申告ください。
- ※ 税制上の居住地国がない場合は、ない旨をご申告ください。

(注2) 一定の法人の方は以下の事項についても記載していただく必要がございます。

- ・ 上場法人、上場法人の関係会社、政府機関等、外国金融機関等に当たる場合にはその旨
- ・ 実質的支配者(法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある方)の氏名、住所、生年月日、税制上の居住地国、外国の納税者番号、(住所・所在地と税制上の居住地国が異なる場合)事情の詳細、当該法人の法人番号

### 3.当社が国税庁に報告する時期・報告事項

- その年の12月31日において締結されているご契約のうち、租税条約等により報告が必要とされている所定の外国を税制上の居住地国として届出された一定のご契約等につき、ご契約ごとに、特定対象者の氏名・住所・生年月日(名称・所在地)、税制上の居住地国、外国の納税者番号等および当該契約の証券番号、資産価額等を、翌年4月30日までに、国税庁(本店所轄の税務署長)に提供します。

### 4.届出や報告に応じていただけない場合

- 新規届出書の提出に応じていただけない、あるいは国税庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結等を行わない場合があります。また、届出書に虚偽の記載を行った場合、新規届出書を提出しない場合には、罰則が科せられることがあります。

#### 金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(「一般投資家」といいます。)」として取扱うようお申し出いただくことができます。

※ 募集代理店が特定保険契約の代理若しくは媒介を行う場合は、特定投資家制度は適用されません。

お手続き方法や制度の詳細については、当社ホームページ(<https://www.ms-primary.com>)をご参照いただくか、当社お客さまサービスセンター(フリーダイヤル0120-125-104)までご連絡をお願いいたします。

# この保険の特徴としくみ

## この保険の特徴について

### 1. この保険について

- この保険は、毎月お払込みいただく保険料から所定の保険関係費を控除した金額を、主に投資信託を投資対象とする特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金等の額が変動(増減)するしくみの生命保険商品です。
- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。(満期保険金には最低保証はありません)
- 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

### 2. 積立金額は運用実績によって変動(増減)します。

- お払込みいただいた保険料を特別勘定で運用するため、積立金額は運用実績により変動(増減)します。
- 解約払戻金は、経過年数に応じて解約日における積立金額から解約控除額が差引かれます。

<ご契約例>

■被保険者契約年齢・性別：30歳男性 ■保険期間・保険料払込期間：65歳満了

■基本保険金額：1,000万円 ■保険料払込免除特約：付加なし ■月払保険料：17,190円

経過年数	被保険者年齢	払込保険料累計額(円)	特別勘定資産の運用実績ごとの解約払戻金額(万円)			
			-3%	0%	3%	6%
1年	31	206,280	—	—	—	1
5年	35	1,031,400	68	74	80	87
10年	40	2,062,800	142	165	193	226
15年	45	3,094,200	197	246	311	397
20年	50	4,125,600	241	325	447	626
25年	55	5,157,000	276	401	604	935
30年	60	6,188,400	300	474	785	1,352
35年	65	7,219,800	313	541	1,000	1,910

※ この列表の数値は、例示の運用実績が期間中一定(-3%、0%、3%、6%)で推移したものと仮定して計算したもので、将来のお支払いを約束するものではありません。

※ 例示の運用実績(-3%、0%、3%、6%)は、上限または下限を示すものではありません。したがって実際の運用実績は-3%を下回る場合があります。

※ 経過年数とは、契約日から起算した年数をいい、各数値は、保険料の未納がなく、経過年数にわたり保険料が払込まれたことを前提に各保険年度の末日を基準に計算しています。

※ 契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、経過年数に応じて解約控除額が差引かれます。なお、上記解約払戻金額は解約控除後の数値です。なお、経過年数35年は満期保険金額を表示しております。

※ 例示の解約払戻金額は、千円単位を切捨てて、万円単位で表示されています。また、解約払戻金額が万円未満の場合は「-」で表示しています。

### 3. 保障について

---

- 保険期間中に被保険者が支払事由に該当したときは、その支払事由に応じた保険金をお支払いします。(保険金については、P.29をご参照ください。)

### 4. 満期保険金について

---

- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金としてお支払いします。(保険金については、P.29をご参照ください。)

### 5. 特別勘定について

---

- この保険では、運用対象や運用方針の異なる複数の特別勘定を用意しています。(特別勘定については、P.37をご参照ください。)
- ご契約の際、複数の特別勘定から自由に選択できます。また、各特別勘定への配分割合を1%単位で自由にご指定いただけます。
- 契約者は、いつでも特別勘定の積立金を他の特別勘定へ移転することができます(積立金の移転)。ただし、1保険年度に15回を超えると手数料がかかる場合があります。(積立金の移転については、P.44をご参照ください。)

### 6. 配当金について

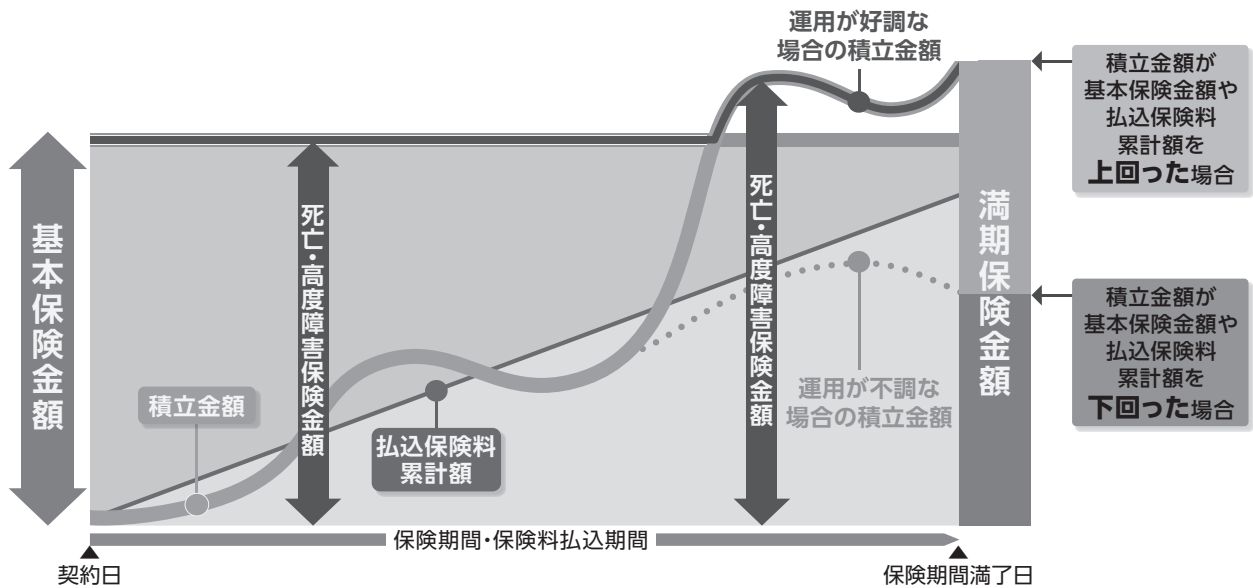
---

- この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

## 7.しくみ

- 保険料から所定の保険関係費を差引いた額を特別勘定に繰入れます。
- 特別勘定の資産から諸費用を差引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。
- 保険期間満了時に被保険者が生存している場合、満期保険金をお支払いします。
- 保険期間中に被保険者が死亡または高度障害状態に該当された場合は、基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額をお支払いします。

<イメージ図>



※ 上図はイメージ図であり、死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡・高度障害保険金額、満期保険金額、積立金額等は運用実績により変動(増減)します。

※ 上図は、保険期間中に解約等がなかった場合のものです。



# 保険料の払込免除について

## 1. 保険料の払込免除

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故<\* 1>による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、所定の身体障害の状態<\* 2>に該当した場合には、将来の保険料の払込みが免除されます。

<\* 1> 「不慮の事故」については、変額保険(有期型) 普通保険約款別表4をご確認ください。

<\* 2> 「所定の身体障害の状態」については、変額保険(有期型) 普通保険約款別表3をご確認ください。

## 2. 保険料払込免除特約

- この特約は、保険料払込期間中に三大疾病(ガン(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患)により被保険者が所定の状態に該当された場合に、将来の保険料の払込みが免除される特約です。

対象となる疾病	保険料の払込みを免除する場合
ガン (悪性新生物<* 3>)	責任開始日(復活の場合は復活日)からその日を含めて91日目(ガン給付責任開始期)以後に初めて所定のガン(悪性新生物)<* 4>と診断確定<* 5>されたとき
心疾患	責任開始期以後に発病した所定の心疾患<* 4>を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき
脳血管疾患	責任開始期以後に発病した所定の脳血管疾患<* 4>を直接の原因として、その治療を目的に入院をしたとき

<\* 3> 上皮内ガンは除きます。

<\* 4> 対象となるガン(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患については、保険料払込免除特約条項別表2をご確認ください。

<\* 5> ガン給付責任開始期前に所定のガン(悪性新生物)と診断確定されていた場合には、保険料の払込みを免除しません。

- この特約は、契約時のみ付加することができます。(中途付加はできません。)
- この特約を付加した場合、この特約の保障にあたる保険料をご負担いただきます。ただし、この特約部分の保険料は特別勘定に繰入れません。そのため、特別勘定で運用される金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額となります。
- 保険料の払込免除の事由が発生する前に限り、この特約を解約することができます。ただし、この特約には解約払戻金はありません。なお、選択されている保険料払込プランが半年払プラン、年払プランまたは前納プランの場合は、未到来の払込期月の保険料を契約者に払戻します。
- ご契約が自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険に変更された場合、この特約は消滅します。

ご注意	被保険者がガン給付責任開始日前にガン(悪性新生物)と診断確定された場合で、診断確定の日からその日を含めて180日以内に契約者からお申出があったとき、この特約を無効とし、この特約の既払込保険料に相当する金額を契約者に払い戻します。
-----	--

# 保険金

## 保険金のお支払い

### 1. 死亡保険金のお支払い

- 被保険者が保険期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

### 2. 高度障害保険金のお支払い

- 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態<\*1>に該当した場合、高度障害保険金の支払事由が生じた日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、高度障害保険金として被保険者<\*2>にお支払いします。

<\*1> 「高度障害状態」については変額保険(有期型) 普通保険約款別表2をご確認ください。

<\*2> 契約者が法人かつその法人が死亡保険金受取人および満期保険金受取人の場合、その法人が高度障害保険金の受取人となります。

### 3. 満期保険金について

- 被保険者が保険期間満了時に生存している場合、保険期間満了日の積立金額を満期保険金として、満期保険金受取人にお支払いします。

ご注意

死亡保険金、高度障害保険金、満期保険金は重複してお支払いすることができません。いずれかの保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。

## リビング・ニーズ特約

### 1. リビング・ニーズ保険金のお支払い

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金として被保険者にお支払いします。
- リビング・ニーズ保険金は、特約基準保険金額からこの保険金の請求日より6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および保険料を差引いた金額となります。

$$\text{支払額} = \text{特約基準保険金額} - \left( \begin{array}{c} \text{6か月間の} \\ \text{特約基準保険金額} \\ \text{に対応する利息} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{c} \text{6か月間の} \\ \text{特約基準保険金額} \\ \text{に対応する保険料} \end{array} \right)$$

#### 【特約基準保険金額】

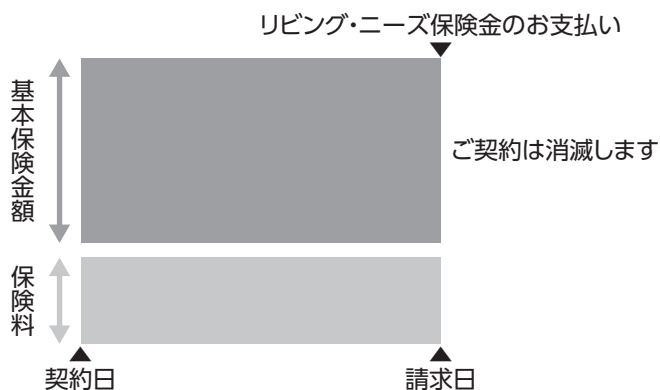
- ・ リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる金額のことをいいます。特約基準保険金額は基本保険金額の範囲内で、被保険者にご指定いただきます。ただし、リビング・ニーズ特約が付加されている他のご契約と通算して、同一被保険者で3,000万円が限度となります。
- 請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、積立金額から基本保険金額を差引いた金額に、基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合を乗じた額もお支払いします。

○ リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、次の取扱いとなります。

**【基本保険金額の全部をお支払いした場合】**

- ・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼってご契約は消滅します。

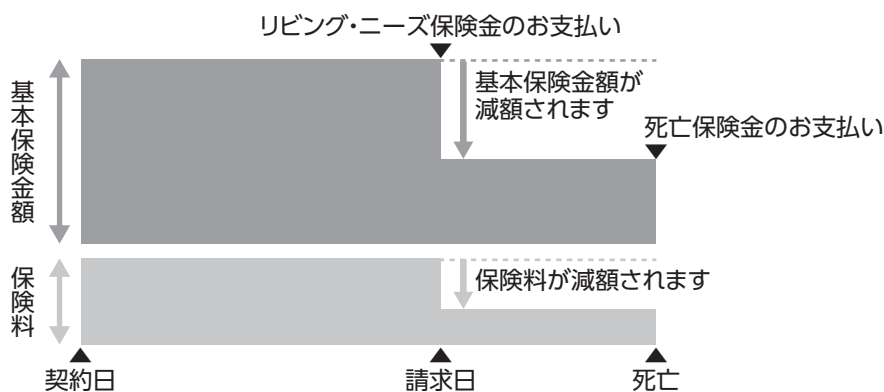
<イメージ図>



**【基本保険金額の一部をお支払いした場合】**

- ・ リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって基本保険金額が減額されたものとし、減額部分に相当する保険料も減額されます。(減額部分に解約払戻金はありません。)

<イメージ図>



<p>ご注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人が契約者の場合はこの特約を付加することはできません。</li> <li>・ 請求日から保険期間満了日までの期間が1年以内である場合、リビング・ニーズ保険金はお支払いしません。</li> <li>・ リビング・ニーズ保険金のお支払いは、1契約について1回を限度とし、支払後にこの特約は消滅します。</li> <li>・ この特約は、年金移行特約が付加された場合、または介護年金移行特約が付加され介護年金に移行するとき、消滅します。</li> </ul>
------------	--

## 2.リビング・ニーズ保険金の代理請求について

---

- 被保険者が、リビング・ニーズ保険金を請求できない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された指定代理請求人が、被保険者にかわって請求することができます。
- 指定代理請求人を指定する場合、契約者が被保険者の同意を得た上で、所定の範囲内で指定します。その範囲は、指定代理請求特約の範囲と同一です。(指定代理請求特約については、P.65をご参照ください。)
- 指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約で指定した指定代理請求人が優先され、リビング・ニーズ特約で指定した指定代理請求人は適用されません。

# 保険金等のお支払いや保険料の払込免除ができない場合

## 免責事由に該当した場合

### 1. 死亡保険金

次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき

- ① 責任開始日からその日を含めて3年以内<\*>の被保険者の自殺  
ただし、自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を断つ認識がなかったと認められる場合は、お支払いすることがあります。  
<\*> 終身移行特約による終身保障への移行後は、責任開始の日から2年以内となります。
- ② 死亡保険金受取人の故意  
ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ③ 契約者の故意
- ④ 戦争その他の変乱

ご注意

<戦争その他の変乱時の死亡保険金のお支払いについて>

戦争その他の変乱によって死亡したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて死亡保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

### 2. 高度障害保険金

次のいずれかにより、被保険者が高度障害状態に該当したとき

- ① 契約者または被保険者の故意
- ② 戦争その他の変乱

ご注意

<戦争その他の変乱時の高度障害保険金のお支払いについて>

戦争その他の変乱によって高度障害状態に該当したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて高度障害保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

### 3. 保険料の払込免除

次のいずれかにより、被保険者が身体障害の状態に該当したとき

- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故
- ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑦ 戦争その他の変乱
- ⑧ 地震、噴火または津波

ご注意

<戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の保険料の払込免除について>

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態に該当したときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じて保険料の払込免除をする場合があります。

## 4.リビング・ニーズ保険金（リビング・ニーズ特約を付加した場合）

次のいずれかにより、被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

- ① 被保険者の犯罪行為
- ② 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意
- ③ 戦争その他の変乱

ご注意

<戦争その他の変乱時のリビング・ニーズ保険金のお支払いについて>

戦争その他の変乱によって被保険者の余命が6か月以内と判断されるときでも、該当する被保険者の数によっては、影響の程度に応じてリビング・ニーズ保険金を削減してお支払いするか、または全額をお支払いする場合があります。

## 5.介護年金（介護年金への移行後）

次のいずれかにより、被保険者が支払事由に該当したとき

- ① 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為

## 6.死亡一時金（介護年金への移行後）

後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき

ただし、その後継年金受取人が死亡一時金の一部の受取人である場合、その受取人が受取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人にお支払いします。



## 重大事由による解除の場合

次の事由に該当し、保険契約を解除した場合、たとえ保険金等をお支払いする事由が生じていても、保険金等をお支払いいたしません。また、保険料の払込みを免除する事由が生じていても、保険料の払込を免除いたしません。

- ① 契約者、被保険者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ② 保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐取行為（未遂を含みます。）があったとき
- ③ 契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人（後継年金受取人を含む）が、反社会的勢力＜\*1＞に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係＜\*2＞を有していると認められるとき
  - ＜\*1＞ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
  - ＜\*2＞ 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。
- ④ その他、当社の契約者、被保険者、保険金の受取人または年金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由があるとき

## 告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者には健康状態等について、事実をありのまま正しく告知をしていただく義務があります。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することができます。この場合、次のとおりお取扱いいたします。

- ① 保険金等をお支払いすることはできません。
- ② お支払いする解約払戻金があれば契約者にお支払いします。
- ③ 保険料の払込みを免除することができません。

ただし、保険金等の支払事由または保険料の払込みを免除する事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合は、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除をします。

## 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効の場合

次の事由に該当した場合には、受取った保険料は払戻しいたしません。

- ① 契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結または復活をしたときに、当社がその保険契約を取消した場合
- ② 契約者が保険金を不法に取得する目的、または他人に保険金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときに、当社がその保険契約を無効とした場合

## ご契約が失効した場合

猶予期間内に保険料が払込まれず、猶予期間満了日の翌日に自動延長定期保険に変更できない場合、ご契約は失効します。失効後、保険金等はお支払いしません。

## 第1回保険料が払込まれないことによる無効の場合

「責任開始期に関する特約」が付加され、第1回保険料が払込猶予期間内に払込まれない場合、ご契約は無効となります。この場合、ご契約の復活のお取扱いはありません。

なお、無効となったご契約のご契約者または被保険者については、当社では一定期間（無効となったご契約の契約日から2年間）新たなご契約のご契約者または被保険者としてお引受けしません。

## 保険金等を「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体例

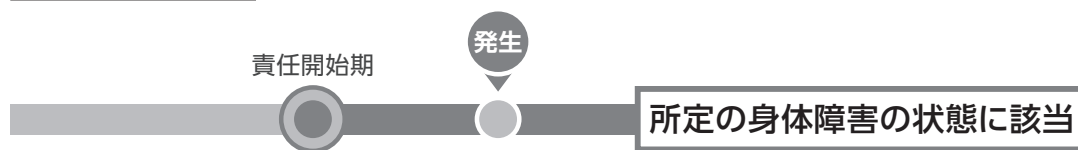
保険金等をお支払いする場合、お支払いできない場合の主な事例は次のとおりです。なお、「お支払いする場合」の事例でも、保険金等をお支払いできない他の事由に該当するときは、お支払いできないことがあります。

### 事例1 責任開始期と発生時期

- 当社が保障の責任を開始する前に発生した傷害を原因とする場合は、保険金等のお支払いや保険料の払込免除をすることはできません。

#### ○ 保険料の払込みが免除される場合

責任開始期以後に発生した「不慮の事故」を原因として、所定の身体障害の状態に該当された場合



#### ○ 保険料の払込みが免除されます

※責任開始期以後に発生した不慮の事故により、所定の身体障害の状態に該当されたため、保険料の払込みが免除されます。

#### × 保険料の払込みが免除されない場合

責任開始期前に発生した「不慮の事故」を原因として、所定の身体障害の状態に該当された場合



#### × 保険料の払込みが免除されません

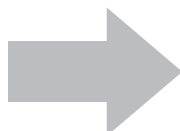
※責任開始期前に発生した不慮の事故により、所定の身体障害の状態に該当されたため、保険料の払込みが免除されません。

## 事例2 告知義務違反による解除

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であればご契約を解除し、保険金等をお支払いできないことがあります。(責任開始日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。)

### ○ お支払いする場合

告知書の告知項目について、正しく告知(記入)されてご契約し、1年後に脳卒中を原因として死亡された場合

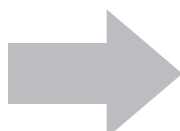


ご契約に際して、告知義務違反がないため

○ 死亡保険金をお支払いします

### × お支払いできない場合

脳卒中により、医師から定期的に様子をみると言われた経過観察中であるにもかかわらず、そのことを告知書で正しく告知されずにご契約し、1年後に脳卒中を原因として死亡された場合



告知義務違反により、ご契約は解除となり

× 死亡保険金をお支払いできません

## 事例3 所定の高度障害状態

- 高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合はお支払いできません。高度障害保険金の支払対象となる約款所定の高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

### ○ お支払いする場合

ご契約加入後に発病した「脊髄小脳変性症(せきずいしょうのうへんせいしょう)」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合

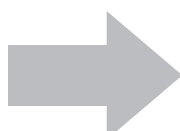


約款所定の高度障害状態に該当しているため

○ 高度障害保険金をお支払いします

### × お支払いできない場合

「脳梗塞(のうこうそく)」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行なえる場合



約款所定の高度障害状態に該当していないため

× 高度障害保険金をお支払いできません

# 特別勘定と資産運用

## 特別勘定について

- 変額保険(有期型)は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などが変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うこととなります。変額保険(有期型)では資産運用の実績が直接将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することとなります。
- 変額保険(有期型)用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額保険(有期型)契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

## 保険料のしくみ

### 1. 払込方法

- この保険の保険料の払込方法は、月払のみです。(保険料の払込方法については、P.7を参照ください。)

### 2. 特別勘定への繰入日および保険料の配分割合の指定と変更

- 保険料から、保険関係費のうち「保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用」「保険料払込免除に関する費用」を控除した額を特別勘定に繰入れます。特別勘定への繰入日は、次のとおりとなります。
  - ・ 第1回保険料：契約日
  - ・ 第2回以降の保険料：月単位の契約応当日
- 契約者はご契約の際に保険料を繰入れる特別勘定を選択することができます。なお、複数の特別勘定を選択されたときは、各特別勘定への保険料の配分割合を指定していただけます。
- 契約者はご契約の際に選択された特別勘定および各特別勘定への配分割合をいつでも変更することができます。特別勘定および各特別勘定への配分割合の変更は、必要書類を当社が受付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払込むべき保険料から反映されます。

### 3. 保険料の運用

- 特別勘定に繰入れられた保険料が個々の特別勘定ごとに運用され、運用資産から所定の保険関係費や資産運用関係費を差引いて、日々の特別勘定の資産が評価されます。また、契約ごとに差引かれるべき費用があればその額が差引かれて、契約ごとの積立金額が決まります。

# 積立金の計算

## 1. ユニットプライス・ユニット数

○ この保険においては、日々変動(増減)しているご契約ごとの積立金を特別勘定ごとに「ユニットプライス」(単位価額)と「ユニット数」(単位数)で把握します。

- ・ ユニットプライス(単位価額)

特別勘定資産の積立金の1ユニットに対する価額のことをいい、特別勘定資産の評価を反映して毎日計算されます。

### <ユニットプライスの算出方法>

$$\text{当日のユニットプライス} = \text{前日のユニットプライス} \times \frac{\text{当日末特別勘定の資産残高}}{\text{当日始特別勘定の資産残高}} \times \left[ 1 - \frac{\text{所定の保険関係費<*>}}{365} \right]$$

<\*> 「特別勘定の管理に必要な費用」と「基本保険金額を最低保証するための費用」

※ 資産運用関係費は、特別勘定資産残高算出の際に控除されています。

- ・ ユニット数(単位数)

特別勘定資産における契約者の保有分を表す単位のことをいいます。保険料から所定の費用を控除した額に対するユニット数は、この額をユニットプライスで割ることにより求められます。ただし、毎月の「死亡保障などに必要な費用」の控除や、契約内容の変更等によって、ユニット数は変動します。

### <ユニット数の算出方法>

$$\text{ユニット数} = \text{特別勘定への繰入額} \div \text{特別勘定への繰入日前日のユニットプライス}$$

### <保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用が控除されることにより減少するユニット数の算出方法>

$$\text{保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用が控除されることにより減少するユニット数} = \frac{\text{保険関係費のうち死亡保障などに必要な費用}}{\text{月単位の契約応当日前日のユニットプライス}}$$

## 2. ご契約ごとの積立金

○ ご契約ごとの積立金は、個々の特別勘定のユニット数と、日々定まる特別勘定のユニットプライスを把握することにより、計算されます。

ご契約ごとの積立金	各特別勘定の積立金の合計
各特別勘定の積立金	各特別勘定のユニットプライス×各特別勘定のユニット数

### <ユニット数およびユニットプライスの変動による積立金の推移の例>

	1年後	2年後	3年後
ユニット数	1,200口	2,700口	3,700口
ユニットプライス	100	80	120
積立金	120,000円	216,000円	444,000円



# 特別勘定における資産運用

## 1. 運用の基本方針

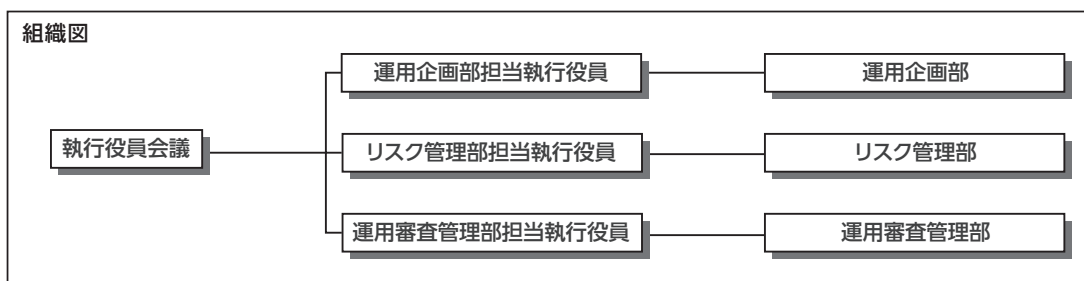
- 特別勘定の運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守し、特別勘定資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の獲得を目指します。
- 特別勘定の種類と運用方針の詳細は、「特別勘定の種類と運用方針」をご参照ください。
- 将来、特別勘定の新設のほか、既に設定されている特別勘定について廃止することがあります。

## 2. 特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
  - 特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法については、将来変更されることがあります。
    - ① 有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取扱いが適当とされる資産については、時価\*により評価するものとします。
    - ② 上記①以外の資産については、原価法によるものとします。
    - ③ 為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、時価\*により評価を行い、評価差額を損益に計上します。
- \* 時価については、当社が評価日に合理的な方法により入手できる価格を使用します。なお、評価日の価格が把握困難な場合、前日の価格を使用します。

## 3. 運用体制 (2024年3月現在)

- この保険に関する特別勘定の運用について、投資対象となる投資信託の発注業務は、運用企画部が担当します。
- 各特別勘定で投資する投資信託の評価およびモニタリング業務は、リスク管理部が担当します。
- ユニットプライス算出などの特別勘定の運用管理業務は、運用審査管理部が担当します。  
(ただし、今後予告なく変更することがあります。)





## 特別勘定群について

- この保険では、複数の特別勘定で構成される特別勘定群を、1または2以上設定しています。
- 契約者は、お申込みの際に当社があらかじめ設定した特別勘定群を指定いただくこととなり、配分割合の指定・変更、積立金の移転の際には、その指定された特別勘定群に含まれる特別勘定を選択いただくこととなります。
- この保険の特別勘定群は、「B型」です。

## 特別勘定の種類と運用方針

- 特別勘定の種類と各特別勘定の運用方針は、以下のとおりです。ただし、特別勘定の種類と各特別勘定の運用方針については、今後変更することがあります。
- 特別勘定の種類と各特別勘定で投資を予定している投資信託は当社が定めます。なお、投資信託の組入比率は、原則高位を維持しますが、保険契約の異動等に備え一定の現預金等を保有します。

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称 <* 1>	運用会社	運用方針	資産運用 関係費 (消費税込 ・年率)
国内株式	国内株式インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主としてわが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する運用成果を目指します。	0.0605%
外国株式	外国株式インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する投資成果を目指します。	0.1650% 程度
	米国株式インデックス	米国株式(S&P 500)インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券および米国の株式へ投資し、S&P 500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0531% 程度
	外国株式アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA	フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社	日本を除く世界各国の主要株式市場に投資することにより、中長期的な運用成果を目指します。クオンツ手法により多面的に分析し、個別銘柄を選択します。原則として、円に対する為替ヘッジは行いません。	0.7480%
国内債券	国内債券インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	円建ての債券等を主要投資対象とし、NOMURA-BPI 総合に連動する運用成果を目指します。	0.0825%

種類	特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称 <* 1>	運用会社	運用方針	資産運用関係費 (消費税込・年率)
外国債券	外国債券インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0825%
リート	国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P J-REIT指数(配当込み)に連動する運用成果を目指します。	0.0660%
	先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA	ブラックロック・ジャパン株式会社	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。	0.0935%
バランス	バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	実質的に国内外の株式・債券への分散投資を行うことにより、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。基本資産配分比率を、国内株式25%、キャッシュを含む国内債券25%、外国株式25%、外国債券25%を基本とします。	0.3240%
マネー	マネー	SMAM・FGマネーファンドVA	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	円建ての公社債等を中心に投資を行い、安定した運用成果を目指します。	0% ～ 0.1980% <* 2>

<\* 1> 投資信託の正式名称については、「特別勘定のしおり」をご確認ください。(例：国内株式インデックス・ファンドVA→国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用))

<\* 2> 前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に応じた率を用いて各月ごとに決定するため、上限と下限のみを記載しております。

※ 主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。その他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

※ 投資対象となる投資信託の詳細につきましては、「特別勘定のしおり」をご確認ください。

# 諸費用について

保険期間中の諸費用は次のとおりです。(2024年4月1日現在)  
 下記の内容は将来変更されることがあります。

## 保険料の払込期間中または特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

### <すべての契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険関係費	保険契約の締結、維持および保険料の集金に必要な費用	<*>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
	特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.52%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	基本保険金額を最低保証するための費用	積立金額に対して年率0.03%	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除
	死亡保障などに必要な費用	<*>	契約日および月単位の契約応当日の始めに積立金から控除
	保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%～0.2%(保険料払込期間に応じます)を乗じた額	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
資産運用関係費	特別勘定の運用にかかわる費用	特別勘定ごとにより異なります。 P.40～41「特別勘定の種類と運用方針」をご確認ください。	各特別勘定の資産残高に対して所定の年率の1/365を乗じた金額を毎日控除

※ 資産運用関係費は信託報酬等を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の費用・税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用が発生する場合は、特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

### <特定の契約者にご負担いただく費用>

項目	目的	費用	時期
保険料払込免除特約を付加した場合の費用	当該特約における保険料払込免除に関する費用	<*>	特別勘定への繰入れの際に保険料から控除
積立金移転手数料	1保険年度16回目から、インターネット以外の方法で、積立金を移転する際にかかる費用	1回につき2,500円	積立金の移転時に積立金から控除

<\*> 被保険者の性別・年齢などにより異なります。そのため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

## 年金移行特約、介護年金移行特約および年金支払特約による 年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用なら びに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1%	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

## 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合には、契約日からの保険料払込年月数に応じた解約控除額が解約日の積立金額から差引かれます。なお、解約控除額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。

# ご契約後のお取扱いについて

## 積立金の移転（スイッチング）

- 保険期間中は、何度でも自由に積立金を移転できます。ただし、1保険年度に15回を超える移転については、手数料がかかる場合があります。（積立金移転手数料については、P.42をご参照ください。）
- 当社がスイッチングのお申し出を受付けた日の翌営業日の積立金を基準に積立金移転を行い、その翌日からご指定の特別勘定で運用を開始します。
- スwitchingの受付方法等については、次のとおりです。

受付方法等	
インターネット	ご利用時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：00～24：00 ※ 15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
電話	受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：00～17：00 ※ 15時までは当日受付、15時以降は翌営業日受付となります。
請求書	不備のない書類が三井住友海上プライマリー生命に到着した日が受付日となります。

ご注意	お客さまが積立金の移転（スイッチング）を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なる場合がありますのでご注意ください。
-----	--

## 積立金配分自動調整制度（オート・アセット・リバランス）

- 契約時もしくは特別勘定での運用期間中に契約者のお申出があれば、積立金の特別勘定ごとの構成割合を一定に保つよう、特別勘定の積立金の一部を定期的に他の特別勘定に移転することができます。この場合、上記のスイッチングの回数にカウントされません。
- オート・アセット・リバランスは、3か月、6か月または1年ごとに調整することができます。
- オート・アセット・リバランスの設定中にスイッチングをした場合、そのスイッチングの配分割合がオート・アセット・リバランスの新たな配分割合として設定されます。

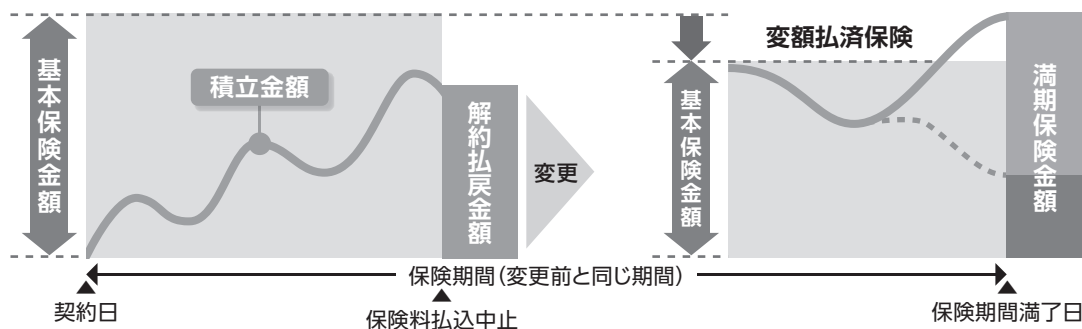
# 保険料の払込みが困難になられた場合のお取扱いについて

## 1. 変額払済保険への変更

- 保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込みを中止して、その時点の解約払戻金をもとに変額払済保険へ変更することができます。(特別勘定での運用を継続します。)
- 変額払済保険への変更日は、変更のお申出の書類を当社が受付けた日となり、その翌日より効力が生じるものとし、変更後の保険期間は、変更前の契約の保険期間満了日までとします。
- 変更後の基本保険金額は、変更日の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を下回ることがあります。また、計算の結果、変更後の基本保険金額が変更前の基本保険金額を超えるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、変更日の解約払戻金のうち、残額を契約者にお支払いします。
- 変額払済保険への変更日の翌日からその変更日の翌日の属する月の末日までの間に、次のいずれかの事由に該当したときは、変額払済保険への変更請求がなかったものとして取扱います。ただし、変更日の翌日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
  - ① 被保険者が死亡したとき
  - ② 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
  - ③ 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除される時

<イメージ図>

「変更後の基本保険金額」が「変更前の基本保険金額」を下回った場合



※ イメージ図であり、積立金額等を保証するものではありません。

### ご注意

- ・ 変額払済保険への変更後も特別勘定での運用を継続するため、満期保険金、解約払戻金等の額が払込保険料累計額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 契約日から10年以内に変額払済保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。
- ・ 変額払済保険への変更後は、変更前の契約内容に戻すことができません。
- ・ 変額払済保険に変更した場合、消滅する特約があります。
- ・ 次の場合には、変額払済保険への変更をお取扱いできません。
  - ・ 変更後の基本保険金額が50万円を下回る場合
  - ・ 第1回保険料の払込みがない場合
  - ・ 前納中のご契約の場合
  - ・ 保険期間満了日までの期間が1か月以内の場合

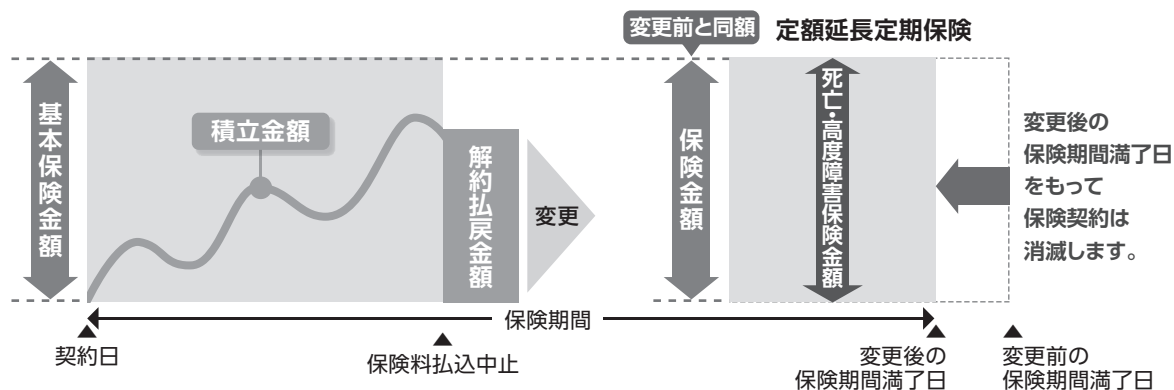


## 2. 定額延長定期保険への変更

- 保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込みを中止して、その時点の解約払戻金をもとに定額延長定期保険へ変更することができます。(特別勘定での運用は停止し、一般勘定による運用に移行します。)
- 定額延長定期保険への変更日は、変更のお申出の書類を当社が受付けた日となり、その翌日より効力が生じるものとし、変更後の保険金額は、変更日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額とします。この保険金額が、変更後の死亡・高度障害保険金額となります。
- 変更後の保険期間満了日は、変更日の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日より前の日となり、保険期間が短くなることがあります。また、計算の結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日を超えるとときは、変更前の保険期間満了日までとし、保険期間満了日に被保険者が生存しているときは生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。
- 定額延長定期保険への変更日の翌日からその変更日の翌日の属する月の末日までの間に、次のいずれかの事由に該当したときは、定額延長定期保険への変更請求がなかったものとして取扱います。ただし、変更日の翌日が月単位の契約応当日の場合を除きます。
  - ① 被保険者が死亡したとき
  - ② 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われるとき
  - ③ 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したことにより保険料の払込みが免除されるとき

<イメージ図>

「変更後の保険期間満了日」が「変更前の保険期間満了日」より短くなった場合



※ イメージ図であり、積立金額等を保証するものではありません。

<p>ご注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日から10年以内に定額延長定期保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。</li> <li>・ 定額延長定期保険への変更後は、変更前の契約内容に戻すことができません。</li> <li>・ 定額延長定期保険に変更した場合、消滅する特約があります。</li> <li>・ 変更後の保険期間が3か月未満の場合、定額延長定期保険への変更をお取り扱いできません。</li> <li>・ 前納中のご契約については、定額延長定期保険への変更をお取り扱いできません。</li> </ul>
------------	---

### 3. 自動延長定期保険への変更

- 保険料の払込みがないまま猶予期間を経過した場合でも、解約払戻金があるときは、自動的に以後の保険料の払込みを中止し、保険料払込済みの自動延長定期保険に変更します。(特別勘定での運用は停止し、一般勘定による運用に移行します。)
- 自動延長定期保険への変更日は、猶予期間満了日の翌日となり、その日から効力が生じるものとし、変更後の保険金額は、猶予期間満了時の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい額とします。この保険金額が、変更後の死亡・高度障害保険金額となります。
- 変更後の保険期間満了日は、猶予期間満了時の解約払戻金額(貸付金があるときは、その元利金を差引いた額)に基づき計算します。その結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日よりも前の日となり、保険期間が短くなることがあります。また、計算の結果、変更後の保険期間満了日が変更前の保険期間満了日を超えるときは、変更前の保険期間満了日までとし、保険期間満了日に被保険者が生存しているときは生存保険金を満期保険金受取人にお支払いします。
- 自動延長定期保険に変更されたときは、契約者に通知します。
- 自動延長定期保険への変更日から3か月以内、かつ自動延長定期保険の期間内に契約者から次のいずれかのお申出があったときは、自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして取扱います。
  - ① 当社所定の利率による利息をつけた延滞保険料のお支払い
  - ② ご契約の解約

#### ご注意

- ・ 契約日から10年以内に自動延長定期保険へ変更する場合、所定の解約控除がかかります。
- ・ 自動延長定期保険への変更日から3か月経過後、変更前の契約内容に戻すことができません。
- ・ 自動延長定期保険に変更した場合、消滅する特約があります。
- ・ 変更後の保険期間が3か月未満の場合、自動延長定期保険への変更をお取扱いできません。

### 4. 基本保険金額の減額

- 契約者は、当社の定める取扱範囲内で、基本保険金額を減額することができます。
- 基本保険金額の減額は、減額のお申出の書類を当社が受付けた日の翌日を減額日とし、その日から効力が生じます。その際、基本保険金額の減額割合と同じ割合で積立金額も減額されます。基本保険金額の減額後の積立金額は、次のとおり改めます。

減額後の積立金額=減額前の積立金額×(1-減額した基本保険金額/減額前の基本保険金額)

この減額される積立金額は、複数の特別勘定を選択している場合、各特別勘定の積立金額が同時に同じ割合で減額されます。そのため、特別勘定ごとに減額割合を指定することができません。
- 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして扱い、その減額部分に対する解約払戻金をお支払いします。
- 保険料払込期間中に基本保険金額を減額したときは、将来の保険料を改めます。

ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約日から10年以内に基本保険金額を減額する場合、所定の解約控除がかかります。</li> <li>・ 基本保険金額の減額後は、変更前の契約内容に戻すことができません。</li> <li>・ 次の場合には、基本保険金額の減額はお取扱いできません。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減額後の基本保険金額が200万円、かつ保険料払込期間中の場合は、毎月の保険料が5千円を下回る場合</li> <li>・ 保険料の払込みが免除された契約の場合</li> </ul> </li> <li>・ 基本保険金額の減額における解約払戻金のお支払いがこの保険の資産の運用に影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社所定の利息を付けてお支払いします。</li> </ul>
-----	--

## 契約者貸付について

- 契約者は、解約払戻金の80%を限度として貸付を受けることができます。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率で計算します。
- 貸付金に相当する積立金については、特別勘定による運用は行わず、別に当社の定めにより計算します。
- 契約者は、いつでも、貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。
- 貸付金がある場合、以下の①～③の取扱いが行われるときはその支払金額から、④⑤の取扱いが行われるときは解約払戻金から、貸付金の元利金を差引きます。なお、保険期間満了時に満期保険金のお支払いにかえて終身保障へ移行する場合（終身移行特約付加）は、満期保険金から貸付金の元利金を差引きます。
  - ① 保険契約が消滅したとき
  - ② 基本保険金額を減額したとき
  - ③ 契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたとき
  - ④ 自動延長定期保険、変額払済保険または定額延長定期保険へ変更したとき
  - ⑤ 介護年金移行特約、年金移行特約または終身移行特約（保険料払込期間中）により年金または終身保障へ移行したとき

ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更した契約は、契約者貸付制度をご利用いただくことはできません。</li> <li>・ 貸付金のお支払いがこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと当社が認めるときは、最長6か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。</li> <li>・ 貸付の元利合計額が解約払戻金を超えたときは、その旨を契約者に通知します。期日（この通知を発した日の属する月の翌月末）までに所定の金額の返済がなければ、期日の翌日から失効します。</li> </ul>
-----	---

## 保険契約内容の変更などについて

### 1. 年金移行特約による年金支払への移行

- この特約は、契約日から起算して1年経過以後、契約者のお申し出により、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行することができる特約です。
- この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。このお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日を特約の付加日とします。
- 年金種類は、確定年金または年金総額保証付終身年金となります。
- 第1回年金支払日(年金支払開始日)は、この特約の付加日となります。2回目以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。
- 年金額は、この特約の付加日の前日における解約払戻金相当額(貸付金がある場合はその元利金を差し引いた額)を年金原資として、年金支払開始日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。
- この特約の付加のお申し出の際、年金受取人を指定いただきます。年金受取人は、契約者または被保険者となります。

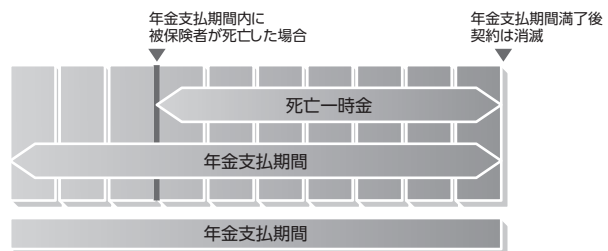
#### ご注意

- ・ この特約による年金額が10万円に満たない場合は、この特約を付加することはできません。
- ・ この特約による年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については第1回年金支払日に合わせて一時金でお支払いします。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

#### ■確定年金

(年金支払期間:5年、10年、15年、20年)

- 年金支払開始日以後、あらかじめ定められた期間中、毎年、同額の年金をお支払いします。
  - 最終年金支払日における被保険者の年齢は105歳以下であることが必要です。
  - 年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合、死亡一時金として、将来の年金の現価に相当する金額を年金受取人\*にお支払いします。また、死亡一時金のお支払いにかえて、年金支払期間中、年金受取人に引続き年金をお支払いすることもできます。
- \* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。
- 年金のお支払いにかえて、年金支払期間中に一括支払を希望する場合、年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。



## ■年金総額保証付終身年金

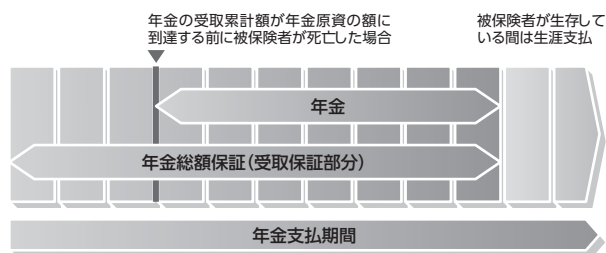
○年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯（終身）にわたってお支払いします。

○年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合でも、年金原資の額に到達するまで年金を年金受取人\*に引続きお支払いします。なお、この場合で、受取累計額が年金原資の額に到達するときの年金額（最後の支払年金額）は、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額となります。

\* 年金受取人が被保険者の場合は、後継年金受取人にお支払いします。

○年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額を一括してお支払いします。なお、受取保証部分の最後の年金支払日以後に被保険者が生存している場合は、以後の年金のお支払いを再開します。その際、次の金額を再開時の年金としてお支払いします。

- ①まず、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日前日まで継続して年金をお支払いした場合の年金の合計額を年金原資から控除します。
- ②次に、年金原資をもとに算出した年金額から①の額を控除します。この控除した金額が、受取保証部分の最後の年金支払日に被保険者が生存していた場合にお支払いする金額となります。（翌年以後は、毎年、年金原資をもとに算出した年金額をお支払いします。）



ご注意	年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括支払をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。
-----	---



## 2. 後継年金受取人指定制度

---

- 「後継年金受取人指定制度」とは、年金をお受取りになる方(年金受取人)が死亡した場合に備えて、年金受給権などの年金受取人の権利を承継する方(後継年金受取人)を契約者が事前に指定する制度です。
  - 年金移行特約の付加の際はご契約者のお申し出により、年金支払期間中は年金受取人のお申し出により、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で指定・変更することができます。(1名のみ指定可)  
<ご指定範囲>
    - ①被保険者 ②被保険者の配偶者 ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
- ※ 年金受取人が死亡した場合には、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。
- ※ 年金受取人死亡時に、後継年金受取人が指定されていない場合もしくは後継年金受取人が既に死亡している場合、次の順位で後継年金受取人とみなします。
- ①被保険者
  - ②被保険者の配偶者(①の該当がない場合)
  - ③年金受取人の法定相続人(①②の該当がない場合)

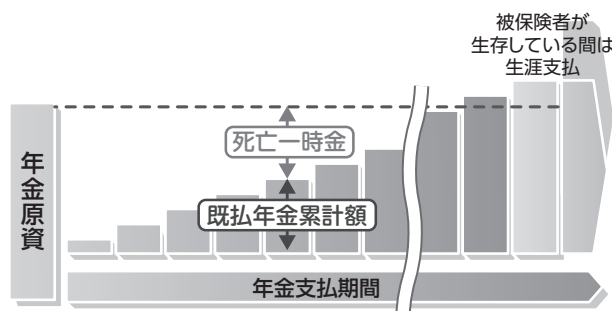


### 3. 介護年金移行特約による年金支払への移行

- この特約は、被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上と認定されている場合、契約日から1年経過以後であれば、ご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、介護年金に移行することができる特約です。
- この特約の付加にあたっては、契約者は、被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。年金種類は、終身介護年金となります。
- 要介護2以上の状態\*に該当し、不備のない請求書類を当社が受付けた日の翌日が第1回年金支払日(年金支払開始日)となります。2回目以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日となります。
  - \* 要介護2以上の状態とは、要介護認定等にかかる介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。
- 年金額は、年金支払開始日の前日における解約払戻金相当額(貸付金がある場合はその元利金を差し引いた額)を年金原資として、その日の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。
- この特約における年金受取人は、被保険者となります。ただし、契約者と主契約の死亡保険金受取人が同一の法人の場合は、年金受取人をその法人とします。
- この特約は、年金支払開始日前に限り、いつでも解約することができます。なお、年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。

#### ■終身介護年金

- 年金支払開始日以後、被保険者が生存している間は、毎年、同額の年金を生涯(終身)にわたってお支払いします。
- 年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に被保険者が死亡した場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を死亡一時金として後継年金受取人にお支払いします。なお、年金の受取累計額が年金原資の額を超えて被保険者が死亡した場合、死亡一時金はありません。
- 年金のお支払いにかえて、年金の受取累計額が年金原資の額に到達する前に一括支払を希望する場合、年金原資の額からすでにお支払いした年金の合計額を控除した金額を一括してお支払いします。この場合、ご契約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。

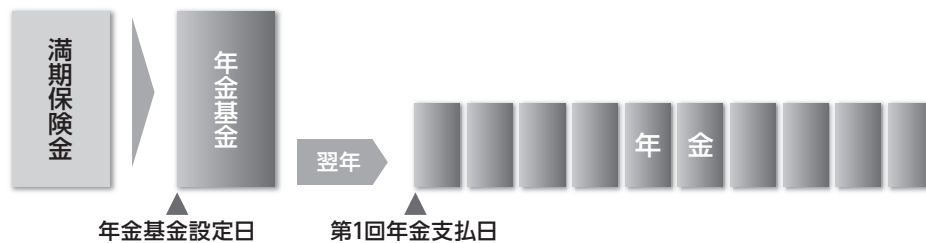


<p>ご注意</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この特約による年金額が10万円に満たない場合または年金支払開始日の被保険者の年齢が95歳を超える場合には、介護年金に移行することはできません。</li> <li>・ 年金額が3,000万円を超える場合には、その金額を年金額とし、それを超える金額については第1回の介護年金に合わせて一時金で年金受取人にお支払いします。</li> <li>・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。</li> <li>・ 2024年1月現在の公的介護保険制度に基づくもので、将来、公的介護保険制度が改正され、その改正がこの特約の支払事由に影響をおよぼす場合、支払事由を変更することがあります。</li> </ul>
------------	---

## 4. 年金支払特約について

- この特約は、満期保険金の支払事由発生前は契約者のお申出、支払事由発生後は満期保険金受取人のお申出により、満期保険金を一時支払にかえて、年金として満期保険金受取人にお支払いする特約です。
- お支払いする年金種類は確定年金（年金支払期間：5、10、15、20年）または保証期間付終身年金（保証期間：10年）から選択することができます。
- 年金基金は、この特約が締結されている場合は満期保険金の支払事由の発生時、また、この特約が満期保険金受取人の申し出によって締結された場合はその締結された時点で、満期保険金の全部または一部が充当され設定されます。
- この特約における年金受取人は満期保険金受取人と定め、年金基金の設定日の翌年の応当日から年金を年金受取人にお支払いします。
- 満期保険金の年金支払を選択した場合であっても、年金受取人からの請求があったときは、将来の年金支払にかえて、次の金額を一括してお支払いします。この場合、この特約は消滅します。
  - ① 年金基金設定後第1回年金支払日前の場合は、請求時における年金基金の価額をお支払いします。
  - ② 第1回年金支払日以後の年金支払期間中の場合は、残存支払期間に対応する未払年金の現価（保証期間付終身年金の場合は、第1回年金支払日以後の保証期間中、残存保証期間に対応する未払年金の現価）をお支払いします。

<イメージ図（確定年金の場合）>



### ご注意

- ・ この特約によりお支払いする年金額は、年金基金の設定時における基礎率等に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。
- ・ 保証期間付終身年金は、被保険者が早期に死亡されるまたは保証期間中に年金の一括支払をされる等の場合には、受取総額が年金基金を下回ることがあります。
- ・ この特約による年金額が10万円に満たない場合は、年金によるお支払いにかえて一括でのお支払いとなります。この場合、この特約は消滅します。また、年金額が3,000万円を超える場合には、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお支払いします。
- ・ 年金支払期間中は、年金額の1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から費用として控除します。

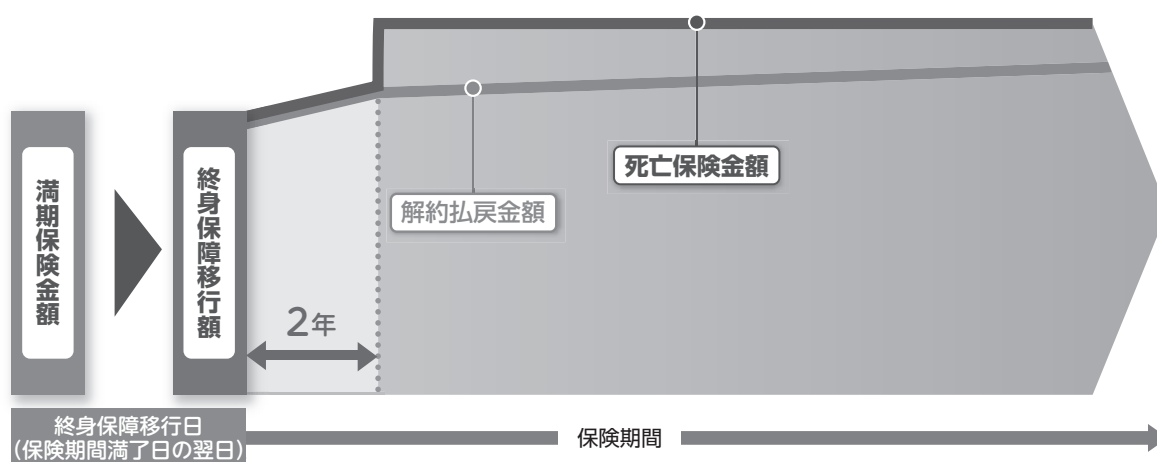
## 5. 終身移行特約

- この特約は、契約日から1年経過以後の保険料払込期間中であればご契約の全部を将来の保険金等のお支払いにかえて、保険期間満了時であれば満期保険金のお支払いにかえて、終身保障へ移行することができる特約です。
- 終身保障へ移行するための終身保障移行額は、保険料払込期間中は特約付加日前日の解約払戻金額、保険期間満了時は満期保険金額となります。貸付金がある場合はその元利金を解約払戻金額、満期保険金額から差し引きます。
- この特約の付加にあたっては、契約者は被保険者の同意を得た上でお申し出いただき、当社の承諾をもって特約が付加されます。保険料払込期間中であればこのお申し出の書類を当社が受付けた日の翌日、保険期間満了時であれば保険期間満了日の翌日をこの特約の付加日とします。
- この特約が付加された日を終身保障移行日として終身保障へ移行します。
- 終身保障移行日以後、被保険者が死亡したときには、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。
- 死亡保険金額は、終身保障移行日からの経過年数に応じて、次のとおりとなります。

終身保障移行日からの経過年数	死亡保険金額
2年未満	終身保障移行額を基に終身保障移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額
2年以上	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額

- 終身保障移行日以後に解約する場合、解約払戻金額は、終身保障移行額を基に終身保障移行日からの経過年月数等により計算した額となります。
- 終身保障移行日以後にこの特約のみを解約することはできません。
- 終身保障移行日以後は特別勘定での運用は行いません。また、変額払済保険および定額延長定期保険への変更、高度障害保険金および満期保険金の支払い、保険料の払込免除、基本保険金額の減額のお取り扱いは行いません。

<イメージ図（保険期間満了時に終身保障へ移行した場合）>



※上図はイメージ図であり、将来の解約払戻金額等を保証するものではありません。

**ご注意** 終身保障への移行後、高度障害保険金の保障はなくなります。

## ご契約の解約

### 1. 解約

- 保険期間中はいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

### 2. 解約払戻金

- ご契約を解約された場合、解約払戻金が支払われます。
- 解約払戻金は、解約日における積立金額から解約控除額が差引かれた金額となります。なお、契約者貸付金があるときは、その元利金を差引きます。
- 解約控除額は、契約日から解約日までの保険料払込年月数が10年未満の場合に、契約日からの保険料払込年月数に応じた額となります。なお、この額は、保険料払込年月数、被保険者の性別・年齢などによって異なります。

※ 保険料払込年月数が10年未満の場合に、基本保険金額の減額、自動延長定期保険、変額払済保険、定額延長定期保険への変更、および解約払戻金を原資とした年金等への移行にも解約控除がかかります。

ご注意

解約における解約払戻金のお支払いがこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で解約払戻金のお支払いを延期することがあります。この場合、解約払戻金に当社所定の利息を付けてお支払いします。

## 非常事態発生時の特別取扱

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの非常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、正常な評価ができなくなった特別勘定と他の勘定間の積立金の振替を行う次の取扱について、下表のとおり特別な取扱を行います。特別取扱の開始日から、特別取扱の終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
- この場合、特別取扱の対象となる特別勘定および特別取扱の開始日をただちに公表します。
- この場合、当社および募集代理店における掲示または閲覧、当社のホームページ (<https://www.ms-primary.com>) への掲載にて公表します。

### 1. すでに受付けていたお申込みおよびご請求をなかったものとするもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
保険契約のお申込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定に保険料を繰入れる保険契約について、お申込みの受付を停止します。</li> <li>○ すでにお申込みを受付けていた場合でも、そのお申込みがなかったものとして取扱います。</li> </ul>
積立金の移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定への積立金の移転の受付を停止します。</li> <li>○ すでにお申込みを受付けていた場合でも、そのお申込みがなかったものとして取扱います。</li> </ul>
契約者貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、契約者貸付のご請求全体について受付を停止します。</li> <li>○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。</li> </ul>
変額払済保険 定額延長定期保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、変額払済保険および定額延長定期保険への変更のご請求について受付を停止します。</li> <li>○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。</li> </ul>
年金移行特約 介護年金移行特約 終身移行特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約について、移行のご請求について受付を停止します。</li> <li>○ すでにご請求を受付けていた場合でも、そのご請求がなかったものとして取扱います。</li> </ul>

## 2. お手続きを延期するもの

	特別勘定の正常な評価ができない場合の特別取扱
解約	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定の積立金については解約を延期し、特別取扱の終了日を解約日として取扱います。それ以外の特別勘定の積立金部分についてはその日に解約を受付けたものとして取扱います。
基本保険金額の減額	○ 特別取扱期間中、正常な評価ができない特別勘定の積立金については基本保険金額の減額を延期し、特別取扱の終了日を減額日として取扱います。それ以外の特別勘定の積立金部分についてはその日に基本保険金額の減額を受付けたものとして取扱います。

※ 解約または基本保険金額の減額が延期された部分について、契約者は、特別取扱期間中に、解約または基本保険金額の減額を中止を申し出ることができます。

## 3. 特別取扱期間中であっても、通常どおりの取扱いを行うもの

保険金の支払い	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 正常な評価ができない特別勘定を含む保険契約についても、保険金の支払事由が発生した場合には、通常どおり請求を受付け支払います。</li><li>○ 正常な評価ができない特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、保険金の支払事由が発生した場合には、解約を中止し、通常どおり請求を受付け支払います。</li></ul>
---------	---



# ご契約後のお手続きについて

(2024年4月現在)

ご契約後のお手続きについては、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お手続きに必要な書類は、普通保険約款別表1をご確認ください。

お客さまサービスセンター

フリーダイヤル 0120-520-256

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※お問合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問合わせください。

## 契約内容の変更手続き

### 1. 契約者の変更

- 契約者の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者ならびに変更後の契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、契約者を被保険者の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。

ご注意 ・ 契約者が法人の場合、契約者の変更はできません。

### 2. 死亡保険金受取人の変更

#### 【死亡保険金受取人を生存中に変更する場合】

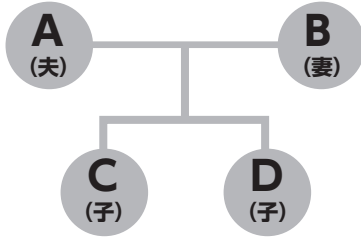
- 死亡保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

#### 【死亡保険金受取人を死亡後に変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡したときは、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。なお、新しい死亡保険金受取人を指定いただくまでの間は、変更前の死亡保険金受取人の法定相続人が死亡保険金受取人となります。
- 契約者は、保険金の支払事由発生前であれば、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。

【例】

契約者・被保険者 : Aさん  
死亡保険金受取人 : Bさん



Aさんより先に死亡保険金受取人であるBさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等となります。

【遺言により死亡保険金受取人を変更する場合】

- 保険金の支払事由発生前であれば、契約者は法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

- ・ 死亡保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の死亡保険金受取人に当社が保険金をお支払いした場合には、変更後の死亡保険金受取人からの保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
- ・ 契約者と死亡保険金受取人が法人の場合、死亡保険金受取人の変更はできません。
- ・ 契約者が法人で死亡保険金受取人が法人以外の場合、法人への変更はできません。

### 3. 満期保険金受取人の変更

- 満期保険金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 契約者は保険期間満了日前であれば、被保険者の同意を得て、満期保険金受取人を契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族に変更することができます。なお、契約者と被保険者が異なる場合は、契約者または被保険者となります。
- 契約者は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で満期保険金受取人を変更することができます。この場合、契約者が死亡した後、契約者の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 満期保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意

- ・ 満期保険金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の満期保険金受取人に当社が満期保険金をお支払いした場合には、変更後の満期保険金受取人からの満期保険金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
- ・ 契約者が法人の場合、満期保険金受取人の変更はできません。

## 4. 年金移行特約における年金受取人の変更

- 年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者に変更することができます。ただし、年金移行特約において年金受取人が被保険者と同一人の場合には、年金支払開始日以後は年金受取人を変更することができません。
- 年金受取人は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
-----	---

## 5. 介護年金移行特約および年金移行特約における後継年金受取人の変更

- 後継年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、被保険者の同意を得て、当社所定の範囲で後継年金受取人を変更することができます。  
 <ご指定範囲>
  - ①被保険者（介護年金移行特約ではお選びいただけません）
  - ②被保険者の配偶者
  - ③年金受取人の3親等以内の親族または6親等以内の血族
- 年金受取人は、法律上有効な遺言により、当社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。この場合、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人から「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。
- 後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意	後継年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の後継年金受取人に当社が年金または一時金をお支払いした場合には、変更後の後継年金受取人からの年金または一時金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。
-----	---

## 6. 年金支払特約における年金受取人の変更

---

- 年金支払特約における年金受取人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、年金受取人ならびに変更後の年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、当社の承諾を得て、年金受取人の3親等以内の血族または配偶者に変更することができます。
- 年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が新たな年金受取人となります。

ご注意

年金受取人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の年金受取人に当社が年金をお支払いした場合には、変更後の年金受取人からの年金の請求に対しては、当社はお支払いいたしません。

## 7. その他のご契約後のお手続きの例

---

- 改姓・改名
- ご住所の変更
- 保険証券・年金証書の再発行

# 保険金などの請求手続き

ご注意

保険金または解約払戻金等のご請求は、その請求ができるときから3年間を過ぎるとご請求の権利がなくなります。

## 1. 満期保険金の請求について

- 保険期間満了日の約3か月前に、契約者宛に満期保険金支払請求に関するご案内を送付させていただきますので、満期保険金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 保険期間満了日前までに必要書類を当社に提出いただいた場合、保険期間満了日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

## 2. 死亡保険金の請求について

- 死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金受取人ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、死亡保険金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 死亡保険金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

## 3. 高度障害保険金の請求について

- 高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、高度障害保険金受取人（被保険者）ご本人よりすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、高度障害保険金受取人（被保険者）がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 高度障害保険金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

## 4. 死亡一時金の請求について

- 年金移行特約または介護年金移行特約で年金に移行後の年金支払期間中に被保険者が死亡し、死亡一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社から請求書類をお送りいたしますので、年金受取人がご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人がご記入のうえ、ご提出ください。
- 死亡一時金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。



## 5. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について

- 保険金等のお支払いの可否判断にあたり、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで当社に提出された書類だけでは確認ができない場合には、次の表の確認事項についての確認を行います。
- この場合の保険金等のお支払い期限は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含め、次に定める日までとします。その際、保険金等を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。なお、保険金等がお支払いできる場合は、その確認ができ次第、お支払い期限を待たずすみやかにお支払いします。

### 【事実確認における確認事項、確認内容およびお支払い期限】

確認事項	確認内容	お支払い期限
保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の保険金等の支払事由に該当する事実の有無	60日
保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因	
この保険で規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	免責事由や告知義務違反に該当する事項または契約者、被保険者もしくは保険金受取人の暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する事実の有無、保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実	
告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因	

- 前表の確認事項についての確認を行うにあたり、特別な照会や調査が必要な場合には、お支払い期限は照会・調査の内容に従い、次に定める日までとします。なお、照会・調査が複数の場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数をお支払い期限とします。
- このとき、受取人に対し通知すること、確認後すみやかにお支払いすることは、前表の場合と同様です。

### 【照会・調査の内容およびお支払い期限】

照会・調査の内容	お支払い期限
医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	120日
研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
日本国外における調査	180日
災害救助法適用地域における調査	90日

ご注意	お支払いの可否判断にあたっての、事実確認における必要事項の確認に際し、契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、当社はこれにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金等をお支払いいたしません。
-----	---



## 6. 保険料の払込免除の請求について

- 保険料払込期間中に保険料の払込みを免除する事由が生じた場合には、契約者または被保険者はすみやかに「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者または被保険者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 保険料の払込免除の請求を受けた場合、その適用可否の判断にあたり、前述「5. お支払いにあたっての事実確認を行う場合について」に規定した事実確認を準用します。

## 7. 解約・基本保険金額の減額の請求について

- 解約・基本保険金額の減額を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。
- 解約・基本保険金額の減額に伴う解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は完備された日）の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の金融機関口座にお支払いします。

## 8. 被保険者による契約者への解約の請求について

- 契約者と被保険者が異なる契約において、次のような事由に該当した場合には、被保険者は契約者に対して保険契約の解約を請求することができます。契約者は、この請求を受けた場合、当社に対して解約請求の手続きをしてください。
  - ① 契約者または死亡保険金受取人が当社に死亡保険金の支払いを行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
  - ② 死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく死亡保険金の支払いの請求について詐取を行った、または行おうとした場合
  - ③ 上記①②の他、被保険者の契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の継続を困難とする重大な事由がある場合
  - ④ 契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

## 指定代理請求特約について

この特約は、被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人（被保険者）に請求できない「特別な事情」があるとき、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人にかわって請求することができる特約です。

指定代理請求人からの請求に際しては、振込口座を指定いただきます。（指定代理請求人名義の口座を指定することもできます。）

当社は、指定代理請求人が指定した口座への振込みをもって、保険金等のお支払いとします。

※ 被保険者と契約者が同一人の場合の保険料の払込免除についても、契約者が請求できない「特別な事情」があるときは、指定代理請求人が契約者にかわって請求することができます。

### 1. 受取人が請求できない「特別な事情」について

- 「特別な事情」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。
  - ① 傷害または疾病により、請求する意思表示ができない場合
  - ② その他、①と同様の当社が認める状態である場合

### 2. 代理請求できる方

- 受取人にかわって請求できる方は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人、以下同様とします。）が指定代理請求人としてあらかじめ指定し、かつ、請求時に次のいずれかに該当する必要があります。
  - (1) 次の範囲内の者
    - ① 受取人の配偶者
    - ② 受取人の直系血族
    - ③ 受取人の3親等以内の親族
  - (2) 次の範囲内の者。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、受取人のために請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
    - ① 受取人と同居し、または受取人と生計を一にしている者
    - ② 受取人の財産管理を行っている者
    - ③ 死亡保険金の受取人
    - ④ その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

### 3. 指定代理請求人の変更

- 指定代理請求人の変更を希望される場合には、「お客さまサービスセンター」にご連絡ください。当社より請求書類をお送りいたしますので、契約者をご記入のうえ、必要書類とあわせてご提出ください。

### 4. 指定代理請求特約の付加・解約・消滅について

- 特約の付加  
契約者のお申し出により、当社の承諾を得て付加することができます。  
ただし、被保険者と受取人が同一人である場合のみとなります。
- 特約の解約  
契約者はいつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

- 特約の消滅事由(次の場合、この特約は消滅します。)
  - ・ 受取人または指定代理請求人の死亡を当社が知ったとき
  - ・ 受取人を変更したとき
  - ・ この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

## 5.リビング・ニーズ特約が付加されている場合について

- リビング・ニーズ特約で指定代理請求人を指定されている場合であっても、指定代理請求特約で指定した指定代理請求人が優先され、リビング・ニーズ特約で指定した指定代理請求人は適用されません。

ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受取人の代理になる方を契約者が指定する取扱いとなりますので、契約者は受取人とご相談の上、指定代理請求人の指定をお願いします。</li> <li>・ 契約者が指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。</li> <li>・ この特約は、死亡保険金受取の代理はできません。</li> <li>・ 指定代理請求人からの請求に際しては、通常の受取に必要な書類のほか、受取人の状態がわかる医師の診断書、受取人との関係がわかる書類等、追加の書類提出が必要になります。</li> <li>・ 受取人に、成年後見制度における法定後見人(成年後見人・保佐人・補助人)または任意後見人が存在する場合、指定代理請求人からの請求があっても、成年後見制度の成年後見人等を優先し、指定代理請求人からの請求に応じない場合があります。</li> <li>・ 指定代理請求人は、ご契約内容の変更(契約の解約等)のご請求を行うことはできません。</li> <li>・ 指定代理請求人からの請求を受けてお支払いした場合、その支払後に受取人ご本人から請求を受けても、当社は重複してお支払いしません。</li> <li>・ 指定代理請求人の変更のご連絡を当社が受付ける前に、変更前の指定代理請求人による請求に基づき当社がお支払いした場合は、変更後の指定代理請求人からその請求を受けても当社はお支払いいたしません。</li> </ul>
-----	---

### 契約当事者以外の者が保険契約を解約する場合の契約の存続に関する手続き

- 契約者の差押債権者、破産管財人などの契約者以外で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)が保険契約の解約をする場合には、その解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次の①②すべてを満たす保険金受取人は契約を存続させることができます。
  - ① 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - ② 契約者でないこと
- 保険金受取人が契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、次の①～③すべてのお手続きを行う必要があります。
  - ① 契約者の同意を得ること
  - ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  - ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

# 税金のお取扱いについて

## 生命保険料控除

### 1. 生命保険料控除の種類

- お払込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

### 2. 控除対象となる税金

- お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となりますので、所得税、住民税が軽減されます。
  - ・ 控除の対象となるご契約  
保険金の受取人が契約者本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっている契約
  - ・ 控除の対象となる保険料  
その年の1月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額

#### <所得税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1 / 2) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1 / 4) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律 40,000円

#### <住民税の生命保険料控除額>

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1 / 2) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times 1 / 4) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律 28,000円

- 生命保険料控除の手続き  
生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

## 解約払戻金にかかる税金

解約時の差益に対して、所得税（一時所得）+住民税が課税されます。

※ 前納を行った場合は、源泉分離課税の対象になることがあります。

## 死亡保険金にかかる税金

○ 死亡保険金にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人によって異なります。

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税<* 1>
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

<\* 1> 「生命保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

## 満期保険金にかかる税金

○ 満期保険金にかかる税金は、契約者、満期保険金受取人によって異なります。

契約者	満期保険金受取人	税金の種類
本人	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	本人以外	贈与税

## 高度障害保険金、リビング・ニーズ保険金にかかる税金

○ 被保険者が受取人の場合、所得税および住民税が非課税となります。

## 年金にかかる税金

○ 年金にかかる税金は、契約形態や年金種類等によって異なります。

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金/終身介護年金	所得税(一時所得)+住民税
		保証期間付終身年金/ 年金総額保証付終身年金	所得税(雑所得)+住民税
契約者と年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税<* 2>
	毎年の年金支払時		所得税(雑所得)+住民税

<\* 2> 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。

ご注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。</li> <li>・ 税金のお取扱いは、2024年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。</li> </ul>
-----	---

# 契約者への情報提供とサービス

## 契約者の皆さまへの情報提供

- 契約者の皆さまに対し、以下の方法で情報提供しております。

### 1. 電話によるサービス

- ① サービス内容
  - ・ 契約内容の照会、ユニットプライスの照会
  - ・ 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄せ
  - ・ 積立金の移転（スイッチング）等
- ② 受付時間  
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時  
**お客さまサービスセンター**  
**フリーダイヤル 0120-520-256**

※ お問い合わせの際は、証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。

### 2. 郵送等でお知らせするもの

- ご契約状況のお知らせ
  - ① 通知内容  
ご契約内容／作成基準日現在の保障内容、解約払戻金額、特別勘定の現状等
  - ② 通知時期  
四半期ごと
- 決算のお知らせ
  - ① 通知内容  
特別勘定の運用実績・資産内訳／その他事業のあらまし
  - ② 通知時期  
年1回、決算後

### 3. ホームページによる情報提供とサービス（インターネットサービス）

- 最新の会社情報などを、当社ホームページにてご照会いただけます。  
アドレス <https://www.ms-primary.com>
- 契約内容の照会やWeb版「ご契約状況のお知らせ」を、マイページにてご確認いただけます。  
アドレス <https://www.ms-primary.com/customer/introduction/>

## ご家族登録サービスについて

「ご家族登録サービス」は、契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）が事前にご登録いただいたご家族から当社へのお問い合わせの際に、契約内容等の情報開示・提供を行うサービスです。

- 詳しくは、ホームページ掲載の「重要事項等詳細 ご家族登録サービス規約」にて、ご確認ください。



**第1条（用語の説明）**

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明のある場合は、それによります。

用語	説明								
積立金	特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、積立金額は、特別勘定資産の運用実績により増減します。								
払込期月	第2回保険料の払込期月は契約日が属する月の翌月の初日から末日までの期間とし、以降、最終回までの各回保険料の払込期月は、以降到来する契約日の月単位の応当日の属する月の初日から末日までの期間とします。各回保険料は、各払込期月に対応する保険料として各払込期月内に支払うものとします。								
保険料払込期間	約款に従い保険料を払い込む期間をいい、保険契約締結の際に会社の定める取扱範囲内で保険契約者が選択するものとします。								
基本保険金額	保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、基本保険金額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。								
保険金額	この保険契約における各保険金の保険金額は次のとおりとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金</th> <th>保険金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死亡保険金</td> <td>基本保険金額または第14条に定める死亡保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額</td> </tr> <tr> <td>高度障害保険金</td> <td>基本保険金額または第14条に定める高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額</td> </tr> <tr> <td>満期保険金</td> <td>保険期間満了日の積立金額</td> </tr> </tbody> </table>	保険金	保険金額	死亡保険金	基本保険金額または第14条に定める死亡保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額	高度障害保険金	基本保険金額または第14条に定める高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額	満期保険金	保険期間満了日の積立金額
	保険金	保険金額							
	死亡保険金	基本保険金額または第14条に定める死亡保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額							
高度障害保険金	基本保険金額または第14条に定める高度障害保険金の支払事由が生じた日における積立金額のいずれか大きい金額								
満期保険金	保険期間満了日の積立金額								

**第2条（特別勘定）**

1. 会社は、この保険の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、会社の定める計算方法により毎日評価します。
2. 特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、この保険に割り当て、会社が指定した種類以外の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。

**第3条（特別勘定の種類）**

1. 特別勘定の種類は、会社が別に定めるとおりとします。
2. 会社は、1または2以上の特別勘定を1つの特別勘定群として定め、1または2以上の特別勘定群を設けます。
3. 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲内において特別勘定群を指定することを要します。
4. 保険契約締結の際に保険契約者の指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、第4条による特別勘定の指定ならびに第5条および第6条による積立金の移転はできません。

**第4条（特別勘定の指定および変更）**

1. 保険契約者は、保険契約締結の際に、会社の定める取扱範囲内において保険料を繰り入れるべき1つまたは2つ以上の特別勘定を選択してください。
2. 保険契約者は、保険契約締結の際に、2つ以上の特別勘定を選択したときは、各特別勘定への保険料の配分割合を指定してください。
3. 保険契約者は、第1項および第2項の規定により選択および指定した特別勘定および各特別勘定への配分割合をいつでも変更することができます。
4. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
5. 第3項の変更は、前項の必要書類を会社が受け付けた日の属する月の直後に到来する払込期月に払い込むべき保険料から効力を生じるものとします。

**第5条（積立金の移転）**

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。ただし、1保険年度に15回をこえる積立金の移転に対しては、1回あたり会社の定める額を積立金から控除します。
2. 前項の積立金の移転の回数の限度は将来増加される場合があります。この場合、変更日の3か月前までに保険契約者に通知します。
3. 保険契約者が第1項の積立金の移転を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
4. 第1項の積立金の移転は、前項の必要書類を会社が受け付けた日の翌営業日の翌日から効力を生じるものと

- します。
5. 会社は、前項の規定にかかわらず、巨額の積立金の移転などにより他の保険契約へ不測の影響を与えるなど、積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で積立金の移転を延期することができます。
  6. 保険契約者は、あらかじめ会社に申し出ることにより、会社の定める取扱範囲内で、積立金の構成割合を保険契約者が指定した割合に保つよう、積立金の移転を3か月ごと、6か月ごとまたは1年ごとから選択して自動的に行うことができます。この取扱いによる積立金の移転は、第1項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。

## 第6条（特別勘定の廃止または新設）

1. 会社は、将来この保険のために設置された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により廃止することがあります。また、将来この保険のために新たに設定された特別勘定は、会社の定める取扱範囲内で当該保険契約においても利用できるものとします。
2. 特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日の1か月以上前に保険契約者に次の各号に掲げる事項を通知します。
  - (1) 廃止する特別勘定の名称
  - (2) 特別勘定を廃止する日
  - (3) 第3項第1号における会社の定める日
  - (4) 第3項第2号における会社の指定する特別勘定
3. 特別勘定を廃止する場合、会社は、特別勘定を廃止する日に、廃止する特別勘定の積立金を次に定める特別勘定に移転します。この移転については、前条第1項ただし書きによる積立金の移転回数には含めません。
  - (1) 保険契約者から会社の定める日までに指定がある場合  
保険契約者の指定する特別勘定
  - (2) 前号以外の場合  
会社の指定する特別勘定

## 第7条（責任開始期）

1. 会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
  - (1) 保険契約の申込を承諾した後第1回保険料を受け取った場合  
第1回保険料を受け取った時
  - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合  
第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
2. 前項による会社の責任開始の日の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間の計算にあたっては、契約日からその日を含めて計算します。
3. 第1項による会社の責任開始の日から前項の契約日の前日までの間に、この普通保険約款（以下、本項において「主約款」といいます。）および主約款に付帯される特約の規定にもとづいて保険金を支払うべき事由または保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、会社は、保険期間中および保険料払込期間中に発生したものとみなして、主約款および主約款に付帯される特約の約款の規定を適用します。
4. 会社は、保険料のうち所定の必要な費用を控除した金額を次の各号のとおり特別勘定に繰り入れます。なお、特別勘定に繰り入れる日を「特別勘定への繰入日」といいます。
  - (1) 第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）の場合  
契約日
  - (2) 第2回以降の保険料の場合  
第2回保険料の場合は、契約日の翌月の月単位の応当日とし、以降、最終回までの各回保険料は、以降到来する契約日の月単位の応当日
5. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券を発行して、承諾の通知に代えます。
6. 保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合は、保険契約の申込書等この保険契約の申込みをするために提出する書類（申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。）を会社の定める電子媒体で提出することができるものとします。

## 第8条（保険料の払込）

1. 保険契約者は、第2回以降の保険料を、保険料払込期間中、毎回、その払込期月に払い込んでください。
2. 前項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月に保険金の支払事由が生じたときは、保険金からその未払込保険料を差し引きます。
3. 保険料がその払込期月の前日までに払い込まれている場合、その払込期月の前日までに保険契約が消滅したときまたは保険料の払込の必要がなくなったときは、会社は、その保険料を保険契約者（保険金を支払うべき場合は、保険金受取人）に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、その払込期月に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、第11条第1項に定める猶予期間内に、未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込免除事由の発生により免除すべき保険料を免除しません。
5. 前項の場合、未払込保険料の払込については第11条の規定を準用します。

## 第9条（保険料の払込方法（経路））

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することがで



きます。

- (1) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
  - (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
  - (3) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
  - (4) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
2. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、前項各号の払込方法（経路）を変更することができます。
  3. 第1項第2号または第4号の払込方法（経路）が選択されている保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により、他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の指定する払込方法（経路）により払い込んでください。

## 第10条（保険料の一括払および前納）

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、将来の保険料を次のとおり一括払または前納することができます。
  - (1) 当月分以後、1年分以内の保険料を一括払すること（繰り返し同一月数分の保険料を一括払することを含みます。）ができます。
  - (2) 1年分をこえる保険料を前納することができます。
2. 前項により前納する場合は、会社の定める利率で保険料を割引きます。
3. 前項の前納保険料は、会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、払込期月の契約日の応当日が到来するごとに保険料に充当します。
4. 第1項の一括払保険料または前納保険料のうち、払込期月が到来していない分については、特別勘定による運用は行いません。
5. 保険料の払込を要しなくなった場合で一括払保険料または前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者（保険金を支払うべき場合は、保険金の受取人）に払い戻します。
6. 保険料前納期間が満了した場合で、前納保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

## 第11条（第2回以後の保険料払込の猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までを猶予期間とします。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は、第12条に定める自動延長定期保険に変更される場合を除き、猶予期間満了日の翌日から効力を失います。失効する場合で、解約払戻金があるときは、保険契約者は猶予期間満了日の解約払戻金を請求することができます。
3. 第2回以後の保険料の猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときには、会社は、未払込保険料を保険金から差し引きます。
4. 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険料の払込免除事由の発生により免除すべき保険料の払込を免除しません。

## 第12条（自動延長定期保険）

1. 保険料が払い込まれないままで猶予期間が経過した場合でも、この保険契約に解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた金額）があるときは、次回以後の保険料の払込を中止し、会社の定める取扱範囲内で、自動的に保険金額を定額とする次の各号に定める内容の延長定期保険（以下「自動延長定期保険」といいます。）に変更します。この場合、自動延長定期保険は猶予期間の満了日の翌日から効力を生じるものとし、この日を「自動延長定期保険への変更日」といいます。
  - (1) 自動延長定期保険の死亡保険金および高度障害保険金のそれぞれの保険金額は、猶予期間満了時の保険金額（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額。また、当該金額が会社が定める取扱範囲の額をこえる場合は、そのこえる金額を差し引いた額）とします。
  - (2) 自動延長定期保険の保険期間は、猶予期間満了時の解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときはその元利金を差し引いた額）を充当して定めます。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、前号の自動延長定期保険の保険期間が元の保険契約の保険期間満了の日をこえるときは、その満了の日までとし、自動延長定期保険と保険期間を同じくする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険金額が第1号の保険金額をこえるときは、第1号の保険金額と同額とし、解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）の残額を保険契約者に支払います。
2. 自動延長定期保険に変更した後は、次の各号のとおり保険金を支払います。
  - (1) 被保険者が前項の自動延長定期保険の保険期間中に死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
  - (2) 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として前項の自動延長定期保険の保険期間中に高度障害状態（別表2）に該当したときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
  - (3) 前項第3号の規定により生存保険を付加した場合、被保険者が前項の自動延長定期保険の保険期間満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
3. 第14条、第22条の規定は、前項の規定による保険金の支払いに準用します。この場合、第14条第8項の規定は、「積立金額」とあるのを「責任準備金」と読み替えます。
4. 自動延長定期保険に変更されたときは、保険契約者に通知します。
5. 第1項の規定にかかわらず、第1項の自動延長定期保険の保険期間が会社の定める期間に満たない場合は

自動延長定期保険への変更は取り扱いません。

6. 自動延長定期保険に変更後は、特別勘定による運用は行いません。
7. 保険契約者は将来に向かって自動延長定期保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は、その契約の経過年月数により、会社の定める方法によって計算した額とします。
8. 自動延長定期保険への変更日から3か月以内、かつ、自動延長定期保険の保険期間内に保険契約者から次のいずれかの申出があったときは、会社は自動延長定期保険への変更を行わなかったものとして、その申出による取扱いを行います。この場合、第2号の申出については、猶予期間満了時にその申出があったものとして取り扱います。
  - (1) 会社所定の利率による利息を付した延滞保険料（第1項第3号の規定により解約払戻金（第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額）の残額を保険契約者に支払っているときは、その金額を含みます。）の支払い
  - (2) 保険契約の解約
9. 前項第1号の場合、延滞保険料のうち、会社の定める方法により計算した金額を特別勘定に繰り入れます。

### 第13条（保険契約の復活）

1. 保険契約者は、第11条第2項または第24条第3項により保険契約が効力を失った日からその日を含めて3か月以内であれば、保険契約の復活を請求することができます。ただし、既に解約払戻金の請求があったときを除きます。
2. 会社が保険契約の復活を承諾した場合には、次に定めるところによります。
  - (1) 保険契約者は、会社の指定した期日までに、延滞保険料およびこれに対する会社の定める利率による利息（以下「延滞利息」といい、延滞保険料と延滞利息をあわせて「延滞保険料等」といいます。）を払い込んでください。なお、第24条第3項の規定により保険契約が効力を失った場合には、会社の定める金額をあわせて払い込んでください。（この場合、延滞保険料等には当該会社の定める金額を含むものとします。）
  - (2) 会社は、次に定める時から保険契約上の責任を負います。
    - ① 保険契約の復活を承諾した後に延滞保険料等を受け取った場合  
延滞保険料等を受け取った時
    - ② 延滞保険料等を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合  
延滞保険料等を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時
  - (3) 保険証券は新たに発行せず、保険契約の復活を承諾した旨を保険契約者に通知します。
  - (4) 保険契約を復活する際の保険金額は、延滞保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額とします。
3. 保険契約者が本条の取扱を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

### 第14条（死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金）

1. この保険契約の死亡保険金、高度障害保険金および満期保険金は、次のとおりです。

	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金、高度障害保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ① 責任開始（復活の取扱が行われた場合は最後の復活の際の責任開始。以下同じ。）の日から、その日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ② 死亡保険金受取人の故意 ③ 保険契約者の故意 ④ 戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として、保険期間中に高度障害状態（別表2に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病（責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わるにより高度障害状態に該当したときを含みます。	保険金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより高度障害状態に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険金額	満期保険金受取人	—

2. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - (1) 原因となった傷害または疾病について、保険契約者または被保険者が第18条の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社はその傷害または疾病を知っていたとき
  - (2) 原因となった傷害または疾病について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、



かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害または疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
4. 被保険者が、保険期間満了日において、別表2に定める高度障害状態のうち回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、高度障害保険金が支払われない場合でも、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときは、保険期間満了日に高度障害状態に該当したものとみなして第1項の規定を適用します。ただし、既に満期保険金を支払っていた場合を除きます。
5. 高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態に該当した時から保険契約は消滅したものとみなします。
6. 死亡保険金を支払う前に高度障害保険金の請求を受け、高度障害保険金が支払われる場合には、会社は、死亡保険金を支払いません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に高度障害保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
7. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害保険金の受取人とします。
8. 免責事由に該当したことにより、死亡保険金が支払われない場合には、会社は、被保険者が死亡した日の積立金額を保険契約者に支払います（なお、死亡保険金受取人が被保険者を故意に死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金からその支払わない部分を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払い、被保険者が死亡した日の積立金額のうちその支払わない部分に相当する金額を保険契約者に支払います。）。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより、死亡保険金が支払われない場合には、積立金額その他の払戻金の支払はありません。
9. 高度障害保険金の受取人は、第1項および第7項に定める者以外に変更することはできません。
10. 戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態に該当したときでも、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じて死亡保険金または高度障害保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。

## 第15条（保険料の払込免除）

1. 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表4に定めるところによります。以下同じ。）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に、身体障害の状態（別表3に定める障害状態をいい、備考に定めるところにより認定します。以下同じ。）に該当した場合には、次の払込期（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に身体障害の状態に該当した場合には、その払込期）以後の保険料の払込を免除します。
2. 前項の場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わることにより身体障害の状態に該当したときを含みます。
3. 被保険者が責任開始期前に発生した傷害を原因として責任開始期以後に身体障害の状態に該当した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときには、責任開始期以後に発生した原因によるものとみなします。
  - (1) 原因となった傷害について、保険契約者または被保険者が第18条の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその傷害を知っていたとき
  - (2) 原因となった傷害について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その傷害による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 保険料の払込を免除した後は、払込期月の契約日の応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
5. 保険料の払込を免除した後は、次の取扱を行いません。
  - (1) 基本保険金額の減額
  - (2) 変額払済保険への変更
  - (3) 定額延長定期保険への変更
6. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。

## 第16条（保険料の払込を免除しない場合）

被保険者が次のいずれかにより身体障害の状態に該当した場合には、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の犯罪行為
- (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

## 第17条（保険料の払込免除に関する戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例）

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により身体障害の状態に該当した場合に、これらの事由により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、会社は、保険料の払込を免除しません。

## 第18条 (告知義務)

保険契約の締結または復活の際、この保険の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面（電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同様とします。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

## 第19条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、保険契約を解除することができます。
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項により保険契約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険金の支払または保険料の払込免除を行いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金の支払または保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または保険金の受取人に通知します。
5. 本条の規定により保険契約を解除した場合、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

## 第20条 (保険契約を解除できない場合)

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。
  - (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者（保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。）が、保険契約者または被保険者が第18条の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第18条の規定により会社が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じているとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより保険金の支払または保険料の払込免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条の規定により会社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときは除いて、保険契約を解除することができます。

## 第21条 (重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の死亡保険契約の保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (2) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人がこの保険契約の保険金（死亡保険金を除き、保険料の払込免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
  - (3) この保険契約の保険金（保険料の払込免除を含みます。）の請求に関し、保険金の受取人（保険料の払込免除の請求の場合は保険契約者）に詐取行為（未遂を含みます。）があった場合
  - (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (5) その他、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続する



- ことを期待しない前4号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が保険金等の一部の受取人であるときは、保険金等のうち、その受取人に支払われるべき保険金等をいいます。以下、本項において同様とします。）の支払または保険料の払込免除の事由による保険料の払込免除を行いません。また、この場合に、既に保険金等を支払っていたときにはその返還を請求し、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。
  3. 本条の規定によるこの保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または受取人に通知します。
  4. 受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
  5. 本条の規定により保険契約を解除した場合は、会社は、解約払戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。
  6. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金等を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項の額を保険契約者に支払います。

## 第22条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 保険金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 保険契約者または保険金の支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して保険金または保険料の払込免除を請求してください。
3. 保険金は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
4. 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて60日を経過する日とします。
  - (1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
被保険者の保険金の支払事由に該当する事実の有無
  - (2) 保険金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が発生した原因
  - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
  - (4) この約款に規定する重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に規定する事項、第21条第1項第4号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
5. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
  - (1) 前項各号に規定する事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
  - (2) 前項第2号から第4号に規定する事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
  - (3) 前項第1号、第2号または第4号に規定する事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
  - (4) 前項第1号、第2号または第4号に規定する事項に関し、保険契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に規定する事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
  - (5) 前項各号に規定する事項についての日本国外における調査 180日
  - (6) 前項各号に規定する事項についての災害救助法が適用された地域における調査 90日
6. 前2項に掲げる必要な事項の確認をする場合には、保険金を請求した受取人に対し、確認事項および必要となる日数を通知します。
7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または受取人が正当な理由なく当該調査を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、またその間は保険金を支払いません。
8. 第2項により保険料の払込免除の請求を受けた場合は、前5項の規定を準用します。

## 第23条（保険契約者に対する貸付）

1. 保険契約者は、この保険契約の全部が解約された場合の第27条の規定による解約払戻金（本条の貸付があ

るときは、その元利金を差し引いた残額)の80%を限度として、会社の定める条件により、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が、会社所定の金額に満たない場合には、本項の貸付は取り扱いません。

2. 前項の貸付金に対する利息は、会社所定の利率で計算します。
3. 第1項の貸付を行った場合、その貸付金に相当する積立金は、特別勘定の運用実績にかかわらず、別に会社の定める方法により計算します。
4. この保険契約が、自動延長定期保険または定額延長定期保険に変更された場合には、本条の適用はしません。
5. 会社は、第1項の規定にかかわらず、貸付金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めるときは、最長6か月の範囲内で貸付を行わないことがあります。
6. 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、必要書類(別表1)を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

## 第24条(貸付金の返済)

1. 保険契約者は、前条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。
2. 貸付の元利合計額が解約払戻金をこえたときは、保険契約者は、会社所定の金額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
3. 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日(以下、本項において「期日」といいます。)までに、会社所定の金額の払込が行われず、かつ、期日における本条の貸付の元利金が期日における解約払戻金をこえている場合には、保険契約は期日の翌日から効力を失います。
4. 保険契約が消滅したとき、基本保険金額を減額したときまたは契約年齢もしくは性別の誤りの処理が行われたときは、支払うべき金額から、自動延長定期保険、変額払済保険または定額延長定期保険への変更をしたときは解約払戻金から、本条の貸付の元利金を差し引きます。

## 第25条(保険契約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約し、解約払戻金を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 保険契約の解約は、当該申出を会社が受け付けた日(以下「解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。

## 第26条(詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効)

1. 保険契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約の締結または復活をしたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

## 第27条(解約払戻金の支払)

1. 保険契約の全部が解約された場合(解除された場合を含みます。以下、同様とします。)は、次の各号に定める額の合計額を解約払戻金の額として保険契約者に支払います。ただし、解約払戻金の支払がこの保険の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めるときは、会社は、最長6か月の範囲内で、解約払戻金の支払を延期することができます。この場合、解約払戻金に会社の定める率の利息を付けて支払います。
  - (1) 基本保険金額について、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、その他の場合にはその経過した年月数により計算した額
  - (2) 解約日の積立金額から、基本保険金額を支払うために必要な額を差し引いた額
2. 解約払戻金の支払場所および支払時期については、第22条の規定を準用します。

## 第28条(基本保険金額の減額)

1. 保険契約者は、将来に向かって、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額を下回る減額は取り扱いません。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 基本保険金額の減額は、当該申出を会社が受け付けた日の翌日から効力を生じるものとします。
4. 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
5. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したのものとして取り扱い、その減額した部分に対する解約払戻金は第27条の規定を準用し、また、保険料払込期間中の場合には、将来の保険料を改めます。

## 第29条(変額払済保険への変更)

1. 保険契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、次の各号に定める内容の保険料払込済の変額保険(有期型)(以下「変額払済保険」といいます。)に変更することができます。
  - (1) 保険期間はもとの契約の保険期間満了日までとします。
  - (2) 基本保険金額は、第2項に定める変更日の解約払戻金(第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)にもとづき計算します。
  - (3) 前号の基本保険金額が、変更前の基本保険金額(第2項に定める変更日の基本保険金額をいいます。以



下本号において同じ。)をこえるときは、変更前の基本保険金額と同額とし、前号の解約払戻金のうち、残額を保険契約者に支払います。

2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。変額払済保険への変更は、当該申出を会社が受け付けた日(以下本条において「変更日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。
3. 会社が変更日の前日の解約払戻金にもとづき第1項第2号の規定によって計算した基本保険金額が会社の定める基本保険金額に満たないときは、変額払済保険への変更を取り扱いません。
4. 変額払済保険に変更後も、特別勘定による運用を行います。
5. 保険契約者は、変額払済保険に変更後であっても、解約払戻金がある場合には、会社の定める取扱範囲内で貸付を受けることができます。
6. 保険契約者は、将来に向かってこの変額払済保険を解約することができます。この場合の解約払戻金は第27条の規定を準用します。
7. 被保険者が、変額払済保険への変更日の翌日以後その変更日の翌日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は変額払済保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日の翌日が契約日の月単位の応当日の場合を除きます。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限りします。
  - (3) 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したとき。ただし、その払込免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除される場合に限りします。

### 第30条(定額延長定期保険への変更)

1. 保険契約者は、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止し、会社の定める取扱範囲内で、保険金額を定額とする次の各号に定める内容の保険料払込済の定期保険(以下「定額延長定期保険」といいます。)に変更することができます。
  - (1) 定額延長定期保険の死亡保険金および高度障害保険金のそれぞれの保険金額は、第2項に定める変更日の保険金額(第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額。また、当該金額が会社が定める取扱範囲の額をこえる場合は、そのこえる金額を差し引いた額)とします。
  - (2) 定額延長定期保険の保険期間は第2項に定める変更日の解約払戻金(第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)を充当して定めます。
  - (3) 前号の規定にかかわらず、前号の定額延長定期保険の保険期間が元の保険契約の保険期間満了の日をこえるときは、その満了の日までとし、定額延長定期保険と保険期間を同じくする保険金額が定額の生存保険を付加します。ただし、生存保険金額が第1号の保険金額をこえるときは、第1号の保険金額と同額とし、解約払戻金(第23条に定める貸付金があるときは、その元利金を差し引いた額)の残額を保険契約者に支払います。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。定額延長定期保険への変更は、当該申出を会社が受け付けた日(以下本条において「変更日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。
3. 定額延長定期保険に変更した後は、次の各号のとおり保険金を支払います。
  - (1) 被保険者が第1項の定額延長定期保険の保険期間中に死亡したときは、死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。ただし、死亡保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
  - (2) 被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病を原因として第1項の定額延長定期保険の保険期間中に高度障害状態(別表2)に該当したときは、高度障害保険金を被保険者に支払います。ただし、高度障害保険金の免責事由に該当したときは、支払いません。
  - (3) 第1項第3号の規定により生存保険を付加した場合、被保険者が第1項の定額延長定期保険の保険期間満了時に生存しているときは、生存保険金を満期保険金受取人に支払います。
4. 被保険者が、定額延長定期保険への変更日の翌日以後その変更日の翌日の属する月の末日までの間に次の各号の事由に該当したときは、会社は定額延長定期保険への変更請求がなかったものとして取り扱います。ただし、変更日の翌日が契約日の月単位の応当日の場合を除きます。
  - (1) 被保険者が死亡したとき
  - (2) 被保険者が高度障害保険金の支払事由に該当したとき。ただし、その支払事由に該当したことにより高度障害保険金が支払われる場合に限りします。
  - (3) 被保険者が保険料の払込免除事由に該当したとき。ただし、その払込免除事由に該当したことにより保険料の払込が免除される場合に限りします。
5. 第12条第3項、第5項、第6項および第7項の規定は本条の場合に準用します。この場合「自動延長定期保険」とあるのは、「定額延長定期保険」と読み替えます。

### 第31条(保険金受取人の変更)

1. 保険契約者(その承継者を含みます。以下、本条において同様とします。)は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で保険金受取人(高度障害保険金の受取人を除きます。以下、本条において同じ。)を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人とします。
3. 前項の規定により保険金受取人となった者が支払事由の発生以前に死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の保険金受取人を保険金受取人とします。
4. 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

5. 第1項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
6. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の保険金受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

### 第32条（遺言による保険金受取人の変更）

1. 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で保険金受取人（高度障害保険金の受取人を除きます。以下、本条において同じ。）を変更することができます。
2. 前項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による保険金受取人の変更は、第1項に規定する遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

### 第33条（保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。

### 第34条（保険契約者または保険金受取人の代表者）

1. 保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
3. 前2項の規定は、保険金受取人が2人以上ある保険契約において、それらの者が保険金を請求する場合に準用します。

### 第35条（保険契約者の連帯責任）

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

### 第36条（保険契約者の住所等の変更）

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

### 第37条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

### 第38条（被保険者の職業、転居および旅行）

保険契約継続中に被保険者がいかなる職業に従事したまたはどこに転居もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除をせず、保険契約上の責任を負います。

### 第39条（年齢の計算）

1. 被保険者の契約日における契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

### 第40条（年齢または性別の誤りの処理）

1. 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の取扱範囲外のあるときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときには実際の年齢に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。
2. 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて会社の定める方法により処理を行い保険契約は有効に継続します。



## 第 41 条 (時効)

保険金、解約払戻金その他この契約にもとづく諸支払金または保険料の払込免除を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 第 42 条 (管轄裁判所)

1. この保険契約における保険金、解約払戻金その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または保険契約者もしくは保険金受取人（保険契約者または保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

## 第 43 条 (非常事態発生時の特別取扱)

1. 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる非常事態により、金融商品取引所の取引等が停止され、特別勘定資産の正常な評価ができなくなったときは、第3項以下に規定する特別な取扱（以下「特別取扱」といいます。）を行うことができます。
2. 会社は、特別取扱を行う場合、会社の定める方法により、対象となる特別勘定（以下「対象特別勘定」といいます。）および特別取扱の開始日（以下「特別取扱開始日」といいます。）をただちに公表します。この場合、金融商品取引所の取引等が再開され、特別勘定資産の正常な評価ができるようになったときには、その日（以下「特別取扱終了日」といいます。）をただちに公表し、特別取扱開始日から特別取扱終了日の前日までを、特別勘定の特別取扱期間とします。
3. 会社は、特別取扱期間中、対象特別勘定と他の勘定間の積立金の振替等を行う次の取扱について、申込および請求の受付は行いません。
  - (1) 保険契約の申込
  - (2) 第5条に規定する積立金の移転
  - (3) 第23条に規定する保険契約者に対する貸付
  - (4) 第29条に規定する変額払済保険への変更
  - (5) 第30条に規定する定額延長定期保険への変更
4. 特別取扱開始日に会社が既に受け付けていた前項の申込および請求はなかったものとします。また、各回保険料の対象特別勘定への繰入日が特別取扱期間中の場合も、対象特別勘定への繰入は行わず、会社の定める特別勘定へ繰入れます。
5. 会社は、特別取扱期間中、第25条に規定する解約または第28条に規定する基本保険金額の減額の請求を受け付けた場合は、次のとおり取り扱います。
  - (1) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期し、それ以外の特別勘定の積立金部分についてその日に通常どおり解約を受け付けたものとして取り扱います。
  - (2) 対象特別勘定の積立金部分の解約は、特別取扱終了日を解約日として取り扱います。
  - (3) 解約が延期された場合、保険契約者は、特別取扱期間中に、解約の中止を申し出ることができます。ただし、第1号に規定する取扱後の積立金額が会社の定める金額を下回る場合、解約の中止は取り扱いません。
  - (4) 会社は、対象特別勘定の積立金部分について解約を延期している間に、第14条に規定する保険金の支払事由に該当したときは、解約を中止し、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。
6. 前3項により申込または請求を受け付けなかったときは、会社は、保険契約者に通知します。
7. 会社は、特別取扱期間中であっても、第14条に規定する保険金の支払事由に該当したときは、通常どおり当該支払請求を受け付け支払います。
8. 第5項第4号、前項または第12条に規定する自動延長定期保険への変更の場合、次のとおりとします。
  - (1) 会社が取得した特別取扱開始日前の直近の価格に基づき特別勘定資産を評価します。
  - (2) 前号の規定にかかわらず、特別取扱終了日における積立金に相当する額が、前号に基づき計算した積立金額を上回る場合、特別取扱終了日における積立金に相当する額に基づき支払金額等を計算します。

## 第 44 条 (死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約の通知が行われた場合でも、通知の時に次で各号のすべてを満たす死亡保険金または高度障害保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
  - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の規定により保険金受取人が会社に通知を行う場合は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を受取人に支払います。

## 第 45 条 (保険金の請求手続きに関する特則)

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金または高度障害保険金の請求の際、必要書類（別表 1）のほか、次の第 1 号または第 2 号のいずれかおよび第 3 号の書類も必要とします。ただし、これらの者が 2 人以上であるときは、そのうち 1 人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

## 第 46 条 (指定代理請求特約が付加されている場合の特則)

指定代理請求特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 同特約に定める「年金」は「高度障害保険金」または「満期保険金」と読み替えて各保険金ごとに適用します。
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人の場合、保険契約者が、傷害または疾病により保険料の払込免除を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために保険料の払込免除を請求できないときは、同特約の規定を準用して指定代理請求人が、保険契約者の代理人として保険料の払込免除を請求することができます。この場合、「年金受取人」は「保険契約者」と、「年金」は「保険料の払込免除」と読み替えて適用します。

## 第 47 条 (年金移行特約が付加された場合の特則)

年金移行特約が付加された場合、同特約第 1 条第 4 項に加えて、同特約の付加日以後は次の取扱いを行います。

- (1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
- (2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
- (3) 基本保険金額の減額

## 第 48 条 (介護年金移行特約が付加された場合の特則)

介護年金移行特約が付加された場合、同特約第 1 条第 2 項に加えて、同特約の年金支払開始日以後は次の取扱いを行います。

- (1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
- (2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
- (3) 基本保険金額の減額

## 第 49 条 (終身移行特約が付加された場合の特則)

1. 終身移行特約が付加された場合、有効に継続している契約について、保険料払込期間中であれば、将来の保険料の払込を中止して、同特約に定める終身保障に移行します。
2. 同特約第 1 条第 4 項に加えて、同特約の付加日以後は次の取扱いを行います。
  - (1) 変額払済保険および定額延長定期保険への変更
  - (2) 高度障害保険金および満期保険金の支払ならびに保険料の払込免除
  - (3) 基本保険金額の減額
3. 同特約第 3 条第 1 項の「解約払戻金の額」を「解約払戻金の額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）」と読み替えて適用します。
4. 保険契約者が、同特約を保険期間満了時に付加して締結する場合は、同特約第 3 条第 1 項にかかわらず、満期保険金の額を終身保障移行額とします。

## 第 50 条 (目標設定積立金自動移転特約が付加されている場合の特則)

目標設定積立金自動移転特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 同特約に定める「目標値」は「目標額」と、「目標値に基本保険金額を乗じた額」は「目標額」と読み替えて適用します。
- (2) 目標額は、会社の定めるところにより、次のいずれかとします。
  - ① 払い込まれた保険料（払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算します。）に会社の取扱範囲内で保険契約者があらかじめ指定した値（目標値）を乗じた額
  - ② 会社の取扱範囲内で保険契約者があらかじめ指定した額

## 第 51 条 (下値設定積立金自動移転特約が付加されている場合の特則)

下値設定積立金自動移転特約が付加されている場合、同特約に定める「指定値に基本保険金額を乗じた額」は「指定値に払い込まれた保険料（払い込むべき保険料が払い込まれたものとして計算します。）を乗じた額」と読み替えて適用します。



## 第 52 条（責任開始期に関する特約が付加されている場合の特則）

責任開始期に関する特約が付加されている場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 同特約第 2 条に定める「保険契約の申込時」を、「保険契約の申込時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」と読み替えて適用します。
- (2) 同特約第 3 条の「死亡保険金」は「保険金」と読み替えて適用します。
- (3) 同特約第 3 条第 5 項として次を追加します。
  5. 第 1 回保険料の払込がないまま、第 1 回保険料の猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由に該当したときは保険契約者は第 1 回保険料の猶予期間満了日までに第 1 回保険料（第 2 回以後の未払込の保険料があるときは、その保険料を含みます。）を払い込んでください。この場合に払込がないときは、会社は保険料の払込を免除しません。

別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 特別勘定および各特別勘定への配分割合の変更 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 積立金の移転 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
3. 保険契約の復活 (第13条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の告知書
4. 死亡保険金 (第14条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 死亡保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書)
5. 高度障害保険金 (第14条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 高度障害保険金の受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の診断書
6. 満期保険金 (第14条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 満期保険金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票
7. 保険料の払込免除 (第15条、第22条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の事故状況報告書または交通事故証明書
8. 契約者貸付 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
9. 解約 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
10. 基本保険金額の減額 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
11. 変額払済保険への変更 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
12. 定額延長定期保険への変更 (第30条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
13. 保険金受取人の変更 (第31条、第32条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 遺言による変更の場合はその遺言 (5) 遺言による変更の場合は被保険者の同意書面
14. 保険契約者の変更 (第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 旧保険契約者の印鑑証明書 ただし、旧保険契約者が死亡している場合は、 ①旧保険契約者の戸籍抄本 ②保険契約者代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
15. 死亡保険金または高度障害保険金の受取人による保険契約の存続 (第44条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険金受取人の印鑑証明書 (4) 債権者等が発行した領収書 (5) 保険契約者の同意書面

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

## 別表2 対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったもの
3. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
4. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
5. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用をまったく永久に失ったもの
6. 1上肢の用をまったく永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
7. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

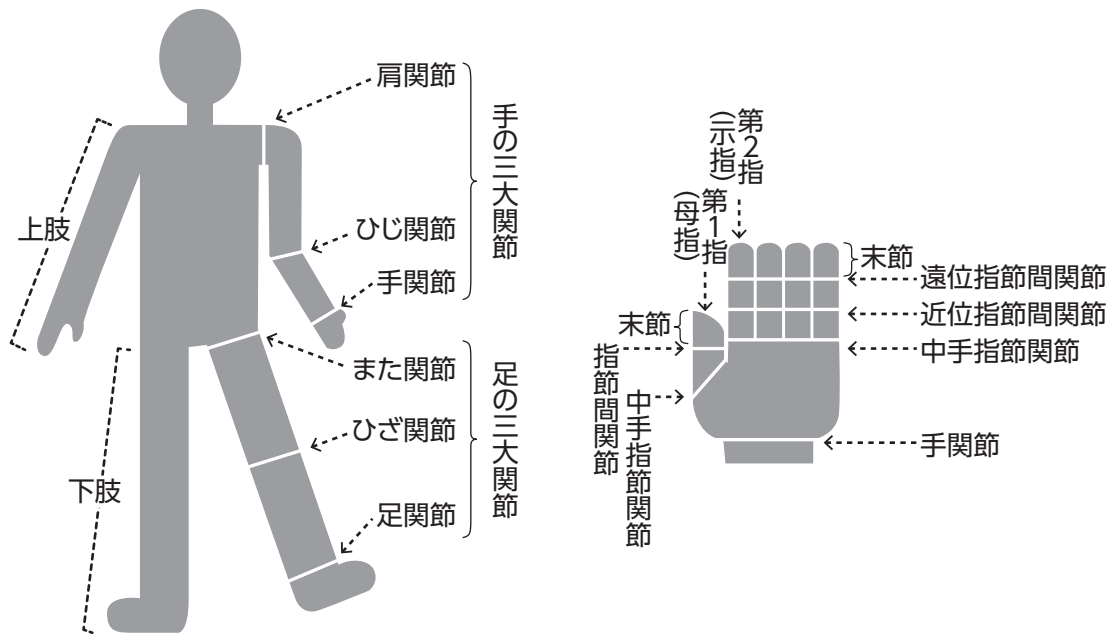
## 別表3 対象となる身体障害の状態

1. 1眼の視力をまったく永久に失ったもの
2. 両耳の聴力をまったく永久に失ったもの
3. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害が永久に残ったもの
4. 1上肢を手関節以上で失ったもの
5. 1下肢を足関節以上で失ったもの
6. 1上肢の用または1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
7. 1下肢の用または1下肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの
8. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
9. 10手指の用をまったく永久に失ったもの
10. 10足指を失ったもの

## 備考（別表2、別表3）

1. 眼の障害（視力障害）
  - a. 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - b. 「視力をまったく永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - c. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
2. 言語またはそしゃくの障害
  - a. 「言語の機能をまったく永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
    - (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
    - (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - b. 「そしゃくの機能をまったく永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3. 上・下肢の障害
  - a. 「上・下肢の用をまったく永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失った場合をいい、上・下肢の完全運動麻ひまたは上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
  - b. 「関節の用をまったく永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
4. 常に介護を要するもの  
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。
5. 耳の障害
  - a. 聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオーディオメータで行います。
  - b. 「聴力をまったく永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
6. 脊柱の障害
  - a. 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
  - b. 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
7. 手指の障害
  - a. 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
  - b. 「手指の用をまったく永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害  
「足指を失ったもの」とは、足指全部を失った場合をいいます。  
身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表4 不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有するものが軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性またはウイルス性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

### 第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

### 第2条 (責任開始期)

この特約により、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の責任開始期の規定にかかわらず、会社は、保険契約の申込を承諾した場合には保険契約の申込時から保険契約上の責任を負います。

### 第3条 (第1回保険料の払込および猶予期間)

1. 保険契約者は、第1回保険料を、責任開始の日から責任開始の日の属する月の翌月末日までの間（以下「第1回保険料の払込期間」といいます。）に払い込んでください。
2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とします。
3. 保険契約者は、第1回保険料を第1回保険料の払込期間満了日までに払い込んでください。第1回保険料の払込期間満了日までに払込ができなかった場合は、第1回保険料の猶予期間満了日までに払い込んでください。
4. 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに死亡保険金を支払うべき場合が生じたときは、死亡保険金から未払いの第1回保険料（第2回以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。）を差し引きます。

### 第4条 (第1回保険料が払い込まれないことによる無効)

1. 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、会社は、保険契約を無効とします。ただし、前条第4項に該当する場合を除きます。
2. 本条の規定により保険契約を無効とした場合、積立金その他の返戻金の支払はありません。

### 第5条 (保険料口座振替特約が付加されている場合の特則)

保険料口座振替特約が付加されていて第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料については、同特約の第2条に定める「会社の定めた日（第2回以降の保険料の場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）」は、「会社の定めた日（第1回保険料の払込期間中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）」と読み替えて適用します。

### 第6条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。



## 第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または締結後に、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出により、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

## 第2条 (特約の適用)

- この特約を付加した主契約については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定のほか、この特約に定めるところによります。
- この特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。

用語	説明
特約基準保険金額	リビング・ニーズ保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、特約基準保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求の際、主契約の保険金額（会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額）の範囲内で被保険者が指定するものとします。

## 第3条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を締結した場合は、会社がこの特約の付加を承諾した時からこの特約上の責任を負います。

## 第4条 (リビング・ニーズ保険金の支払)

- 会社は、次表の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	リビング・ニーズ保険金を支払わない場合
リビング・ニーズ保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額から会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の特約基準保険金額に対応する利息および主契約の保険料相当額を差し引いた金額	被保険者	被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 被保険者の犯罪行為 (2) 保険契約者、被保険者または第14条第2項に定める指定代理請求人の故意 (3) 戦争その他の変乱

- 前項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が会社の本店に到着しない限り、会社は、このリビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の請求日（リビング・ニーズ保険金の請求に必要な書類が本店または会社の指定した場所に到着した日をいいます。以下同じ。）からその日を含めて主契約の保険期間満了日までの期間が1年以内である場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- その被保険者がこの特約の被保険者と同一である他の保険契約にリビング・ニーズ特約を付加している場合には、会社の定める方法により、リビング・ニーズ保険金を支払います。
- リビング・ニーズ保険金を支払った場合、次に定めるところによります。
  - 特約基準保険金額が主契約の保険金額と同額るとき  
主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。ただし、特約の解約払戻金の支払に関する規定にかかわらず、会社は、解約払戻金を支払いません。
  - 特約基準保険金額が主契約の保険金額より少額るとき  
主契約は、特約基準保険金額と同額の保険金額がリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の規定にかかわらず、会社は、減額部分に解約払戻金があるときでもこれを支払いません。
  - 主契約が保険料年払契約の場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日からその直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。以下同じ。）が6か月を超えるとき  
会社は、リビング・ニーズ保険金の請求日から、直後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日の前日までの期間から6か月を差し引いた期間について、前2号により消滅した部分または減額された部分の保険料相当額をリビング・ニーズ保険金の受取人に支払います。
- リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- リビング・ニーズ保険金を支払う前に主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われる場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。また、主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、次に定めるところによります。
  - リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第1号に該当していた場合  
主契約の保険金は支払いません。
  - リビング・ニーズ保険金の支払が第5項第2号に該当していた場合  
リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の保険金額のみ支払います。
- 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限ります。この場合、



満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。) の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

10. 主約款に定める自動振替貸付金または契約者貸付金がある場合には、支払うべき金額から、会社の定める方法により、その元利合計額を差し引きます。
11. リビング・ニーズ保険金の受取人は、第1項および第9項に定める者以外に変更することはできません。
12. 戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当したときでも、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がリビング・ニーズ保険金の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、影響の程度に応じてリビング・ニーズ保険金を削減して支払うか、または全額を支払うことがあります。

## 第5条 (告知義務および告知義務違反による解除)

この特約に関する告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。この場合、第14条第2項に定める指定代理請求人を死亡保険金受取人と同様に扱います。

## 第6条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。この場合、主約款に定める重大事由による解除を、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できないときは、第14条第2項に定める指定代理請求人に通知します。

## 第7条 (特約保険料の払込)

この特約は保険料の払込を要しません。

## 第8条 (特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 次の場合、この特約は消滅します。
  - (1)リビング・ニーズ保険金が支払われた場合
  - (2)主契約が消滅した場合
  - (3)主契約が延長保険へ変更された場合

## 第9条 (特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復活の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。

## 第10条 (特約の復旧)

1. 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がない場合には、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
2. 会社がこの特約の復旧を承諾した場合には、主約款の復旧に関する規定を準用して、この特約の復旧の取扱を行います。

## 第11条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第12条 (解約払戻金)

この特約には解約払戻金はありません。

## 第13条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第14条 (請求手続)

1. この特約にもとづく支払および変更等は、必要書類(別表1)を提出して請求してください。
2. 請求を行う意思表示が困難である等の特別の事情があるために、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できないときは、保険契約者が被保険者の同意を得て次の第1号または第2号の範囲内であらかじめ指定した者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、被保険者の代理人としてリビング・ニーズ保険金を請求することができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 次の範囲内の者
  - ①被保険者の配偶者
  - ②被保険者の直系血族
  - ③被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、リビング・ニーズ保険金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
  - ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
  - ②被保険者の財産管理を行っている者
  - ③死亡保険金の受取人
  - ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
3. 前項の規定により、指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を請求する場合には、指定代理請求人は請求時においても前項第1号または第2号の範囲内の者であることを要します。
4. 前2項の規定により、リビング・ニーズ保険金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 保険契約者またはその承継人は、別表1に定める請求書類を提出し、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第2項第1号または第2号に定める範囲内の者であることを要します。
6. 前項の場合、指定代理請求人の変更について会社に対抗するためには、保険証券に表示があることを要します。

### 第15条 (リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等)

リビング・ニーズ保険金の支払の時期および場所等については、主約款の規定を準用します。

### 第16条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

### 第17条 (主契約に質権が設定されている場合の取扱)

この特約が付加された主契約に質権が設定されている場合、会社は、第4条(リビング・ニーズ保険金の支払)第1項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

### 第18条 (主契約に年金移行特約等を付加する場合の取扱)

1. この特約が付加されている主契約に年金移行特約または年金移行特約(定額保険用)のいずれかの特約が付加された場合には、この特約は消滅します。
2. この特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、年金受取人からの請求に基づき介護年金に移行するときは、この特約は消滅します。

### 第19条 (主契約が変額保険(有期型)の場合の取扱)

この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) この特約の適用に際しては、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」に読み替えます。ただし、この特約の保険金の支払に際し、この特約の保険金の請求日における積立金額が基本保険金額を上回る場合は、当該積立金額から基本保険金額を差し引いた金額に、主契約の基本保険金額に対する特約基準保険金額の割合を乗じた額も支払います。
- (2) 第8条中「延長保険」を「自動延長定期保険または定額延長定期保険」に読み替えます。
- (3) 指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約の規定を準用して、同特約の指定代理請求人がリビング・ニーズ保険金を代理請求できるものとします。この場合、第14条に定める代理請求に関する規定は適用しません。

## 別表1 必要書類

項目	提出書類
1. リビング・ニーズ保険金 (第4条、第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 被保険者の印鑑証明書と戸籍抄本 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の様式による医師の診断書
2. 指定代理請求人による請求 (第14条)	(1) 特別の事情を示す書類 (2) 会社所定の請求書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の成年後見登記されていないことの証明書 (5) 被保険者の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (6) 会社所定の様式による医師の診断書 (7) 指定代理請求人の住民票（確認の必要がある場合は、戸籍謄（抄）本） (8) 指定代理請求人の印鑑証明書 (9) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (10) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
3. 指定代理請求人の変更 (第14条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

**第1条 (特約の締結)**

1. この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した場合、保険証券にはこの特約の名称を記載します。

**第2条 (特約の責任開始期)**

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

**第3条 (特約のガン給付責任開始期)**

1. ガン（第4条（疾病の定義およびガンの診断確定）第1項に定めるところによります。）による保険料の払込免除については、会社は、この特約のガン給付責任開始期からこの特約上の責任を負います。
2. この特約のガン給付責任開始期は、次のとおりとします。
  - (1) この特約の締結に際しては、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する責任開始期の属する日よりその日を含めて91日目
  - (2) この特約の復活が行われた場合には、最後の復活の際の主約款の保険契約の復活に関する規定による責任開始期の属する日よりその日を含めて91日目

**第4条 (疾病の定義およびガンの診断確定)**

1. この特約において「ガン」、「心疾患」および「脳血管疾患」とは、それぞれ別表2に定めるガン、心疾患および脳血管疾患をいいます。
2. ガンの診断確定は、病理組織学的所見（生検）により、医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

**第5条 (保険料の払込免除)**

1. 被保険者が、次のいずれかに該当した場合（主約款に定める保険料の払込免除の事由に該当したときを除きます。）は、次の払込期月（払込期月の初日から契約日の応当日の前日まで）に該当した場合には、その払込期月以後の主契約およびこの特約と同一の主契約に付加されている他の特約（以下「免除対象特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。
  - (1) この特約のガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき
  - (2) 次の条件をすべて満たす入院をしたとき
    - ① この特約の責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。）以後に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因とする別表3に定める入院であること
    - ② 心疾患または脳血管疾患の治療を目的とした入院（備考に定めるところによります。以下同じ。）であること
    - ③ 別表4に定める病院または診療所における入院であること
2. 被保険者が心疾患および脳血管疾患以外の疾病または傷害による入院中に心疾患または脳血管疾患の治療を受けたときは、その治療を開始した日からその心疾患または脳血管疾患の治療を目的として入院したものとみなして第1項第2号の規定を適用します。ただし、その心疾患または脳血管疾患のみによっても入院する必要があるときに限ります。
3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院した場合でも、次の各号のいずれかに該当するときは、この特約の責任開始期以後に発病した心疾患または脳血管疾患によるものとみなします。
  - (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院であるとき
  - (2) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、保険契約者または被保険者が第7条（告知義務）の規定にもとづき正しくすべての事実を告知し、会社がその心疾患または脳血管疾患を知っていたとき
  - (3) 原因となった心疾患または脳血管疾患について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがないとき。ただし、その心疾患または脳血管疾患による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
4. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合は、主約款および免除対象特約の特約条項の規定により保険料の払込が免除されたものとして、主約款および免除対象特約の特約条項の規定を準用します。

**第6条 (特約を付加した場合の保険料)**

この特約を付加した場合、主契約および免除対象特約の保険料は、この特約の保障を含めた保障内容に基づき計算した保険料とします。



## 第7条 (告知義務)

次の(1)または(2)の場合、この特約の給付に影響を及ぼす重要な事項のうち会社が書面(電子計算機に表示された告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信する方法による場合を含みます。以下本条において同じ。)で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者はその書面により告知してください。

- (1) 特約の締結
- (2) 特約の復活

## 第8条 (告知義務違反による解除)

1. 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって、この特約を解除することができます。
2. 会社は、保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項によりこの特約を解除することができます。
3. 前項の場合には、保険料の払込免除を行いません。また、既に保険料の払込を免除していたときは、保険料の払込を免除しなかったものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除の事由の発生が解除の原因となった事実によらないことを、保険契約者(主約款および主契約に付加されている他の特約に定める代理請求人を含みます。以下第4項において同じ。)または被保険者が証明したときは、保険料の払込免除を行います。
4. 本条の規定によるこの特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者に通知します。

## 第9条 (特約を解除できない場合)

1. 会社は、次のいずれかの場合には前条の規定によるこの特約の解除をすることができません。
  - (1) この特約の締結または復活の際、会社が、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
  - (2) 生命保険募集人等の保険媒介者(保険契約締結の媒介を行う者をいいます。以下本条において同じ。)が、保険契約者または被保険者が第7条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をすることを妨げたとき
  - (3) 生命保険募集人等の保険媒介者が、保険契約者または被保険者が第7条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実の告知をしないように勧めたとき、または事実でないことを告知するように勧めたとき
  - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
  - (5) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実によりこの特約の保険料の払込免除事由が生じているとき(この特約の責任開始期前に原因が生じていたことによりこの特約の保険料の払込免除が行われない場合を含みます。)を除きます。
2. 会社は、前項第2号または第3号に規定する生命保険募集人等の保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第7条(告知義務)の規定により会社または会社の指定する医師が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第1号、第4号または第5号に該当するときを除いて、この特約を解除することができます。

## 第10条 (ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた場合の取扱)

1. 被保険者が、告知(復活が行われた場合には、最後の復活の際の告知とします。以下本項において同じ。)前または告知の時からこの特約のガン給付責任開始期の前日までにガンと診断確定されていた場合には、この特約のガンによる保険料の払込免除は行わないものとします。
2. 前項の場合で、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内に保険契約者から申出があったときは、この特約(復活が行われた場合は、最後の復活後のこの特約)を無効とし、次の第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払いもどします。
  - (1) 既に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料(復活の際の無効の場合には、復活の際に払い込まれた金額ならびに復活以後に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料。以下本項において同じ。)の額
  - (2) 既に払い込まれた主契約および免除対象特約の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額
3. 第8条(告知義務違反による解除)または第11条(重大事由による解除)の規定によりこの特約が解除される場合には、前項の取扱は行いません。

## 第11条 (重大事由による解除)

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

## 第12条 (特約の失効および消滅)

1. 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。
2. 主契約が消滅した場合には、この特約は同時に消滅します。



## 第13条 (特約の復活)

1. 主契約の復活の請求の際に別段の申出がない場合は、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社がこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱を行います。
3. この特約が復活された場合には、会社は、ガンによる保険料の払込免除については第3条（特約のガン給付責任開始期）第2項第2号に定めるこの特約のガン給付責任開始期より責任を負います。

## 第14条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、保険料の払込免除の事由（主約款に定める保険料の払込免除の事由を含みます。）の発生前に限り、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。
2. 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、以後の主契約および免除対象特約の保険料を改めます。
3. 第1項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第15条 (解約払戻金)

この特約については、解約払戻金はありません。また、この特約を付加した場合の主契約および免除対象特約の解約払戻金の額は、この特約を付加しない場合と同額とします。

## 第16条 (特約の解約等に伴う保険料の取扱)

保険料払込方法（回数）が年払の契約または半年払の契約について、この特約のみが解約または解除された場合には、会社は、次の第1号と第2号の差額を保険契約者に払いもどします。

- (1) その該当した日から、その直後に到来する契約日の年単位または半年単位の応当日の前日までの期間（1か月に満たない期間は切り捨てるものとします。）に対応する主契約および免除対象特約の保険料の額
- (2) 前号の保険料について、この特約を付加しない場合の保険料率を適用して計算した金額

## 第17条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第18条 (請求手続)

1. この特約の保険料の払込免除の事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知してください。
2. この特約にもとづく保険料の払込免除は、別表1に定める請求書類を提出して請求してください。
3. 前2項のほか、この特約の保険料の払込免除の請求については、主約款の保険料の払込免除の請求手続および給付金等の支払の時期および場所等に関する規定を準用します。この場合において、保険料の払込を免除するために確認が必要な場合として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項として「ガン給付責任開始期前にガンと診断確定されていた事実の有無」を加えます。

## 第19条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

## 第20条 (主契約が変額保険 (有期型) の場合の取扱)

この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合には、次に定めるところによります。

- (1) 主契約の保険料のうち特別勘定で運用される分の金額は、この特約を付加しない場合の金額と同額とします。
- (2) 第12条の規定のほか、主契約が次の各号のいずれかに変更されたときには、この特約は消滅します。
  - ①自動延長定期保険
  - ②変額払済保険
  - ③定額延長定期保険
- (3) 主契約が消滅したことによりこの特約が消滅した場合で被保険者が死亡した日の主契約の積立金が支払われるときは、この特約の責任準備金を契約者に支払い、その他の場合には、この特約の払戻金はありません。

別表1 請求書類

項目	提出書類
1. 保険料の払込免除 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 会社所定の様式による医師の診断書
2. ガン給付責任開始期前のガン診断確定による申出無効 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 会社所定の様式による医師の診断書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

別表2 対象となるガン、心疾患、脳血管疾患

1. 対象となるガン、心疾患、脳血管疾患の範囲は、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」によるものとします。  
 なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、新たな分類提要が施行された場合は、新たな分類の基本分類コードによるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
ガン	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C 00 ~ C 14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C 15 ~ C 26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C 30 ~ C 39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C 40 ~ C 41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C 43 ~ C 44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C 45 ~ C 49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C 50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 51 ~ C 58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C 60 ~ C 63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C 64 ~ C 68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C 69 ~ C 72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C 73 ~ C 75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C 76 ~ C 80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C 81 ~ C 96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物<腫瘍>	C 97	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I 05 ~ I 09
	虚血性心疾患	I 20 ~ I 25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I 26 ~ I 28
	その他の型の心疾患	I 30 ~ I 52
脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群	G 45
	脳血管疾患	I 60 ~ I 69

2. 上記1. の分類項目中「悪性新生物」とは、新生物の形態の性状コードが悪性と明示されているものをいい、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。  
 なお、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

新生物の性状を表す第5桁性状コード
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位
悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

上記1. には該当しないものの、2. に該当する場合には、この特約において対象となるガンとします。例えば、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10 (2013年版) 準拠」に記載された分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容によるものは、上記1. には該当しないものの、2. に該当するため、この特約において対象となるガンとなります。

分類項目	基本分類コード
真正赤血球増加症<多血症>	D 45
骨髄異形成症候群	D 46
慢性骨髄増殖性疾患	D 47.1
本態性(出血性)血小板血症	D 47.3
骨髄線維症	D 47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D 47.5

別表3 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表4に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

#### 別表4 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設、介護老人福祉施設および介護医療院ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

#### 備考 治療を目的とした入院

美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。なお、医師の指示に基づく、疾病の検査を目的とした入院については、「治療を目的とした入院」とみなします。

## 第1条 (特約の付加)

- この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を終身保障に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
- この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。
  - 主契約の契約日から起算して1年を経過していないとき
  - 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する特別取扱期間中
- この特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。
  - 特別勘定による運用
  - 年金、定期支払金等の支払
  - 保険契約者に対する貸付
  - 保険契約の一部解約
  - 基本保険金額の増額

## 第2条 (特約の保険期間)

この特約の保険期間は終身とします。

## 第3条 (終身保障への移行)

この特約の付加日に終身保障に移行するものとし、この場合、主契約が変額保険または変額個人年金保険のときは「この特約の付加日の前日」、定額保険または定額個人年金保険のときは「この特約の付加日」に主契約を解約したとしたときの解約払戻金の額を終身保障移行額といいます。

## 第4条 (終身保障移行日以後の取扱)

- 終身保障移行日以後、会社は、死亡保険金額の基準となる金額として、移行後保険金額を計算します。移行後保険金額は、終身保障移行額に基づき、終身保障移行日における被保険者の年齢および性別に応じて計算します。
- 終身保障移行日以後に解約したときの解約払戻金は、主約款等の規定にかかわらず経過年月数に応じて計算した額とします。
- 終身保障移行日以後は主約款の規定にかかわらず、一部解約および増額を請求することはできません。
- 終身保障移行日以後の死亡保険金は、主約款の規定にかかわらず次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
(1) 死亡保険金	終身保障移行日の2年後の年単位の応当日の前日までに被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した日の責任準備金額	死亡保険金受取人	次のいずれかにより被保険者が死亡したとき ①責任開始の日から、その日を含めて2年以内の被保険者の自殺 ②死亡保険金受取人の故意 ③保険契約者の故意 ④戦争その他の変乱
	終身保障移行日の2年後の年単位の応当日以後に被保険者が死亡したとき	移行後保険金額		

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が保険金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 第1号に規定する免責事由により死亡保険金が支払われない場合には、責任準備金額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
- 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したときでも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、死亡保険金を全額支払うか、または削減して支払います。この場合、削減して支払う金額は、前号に定める支払額を下回ることはありません。

## 第5条 (終身保障の通貨の変更)

- 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で、終身保障の通貨を変更することができます。この場合には、主契約が変額保険または変額個人年金保険のときは「この特約の付加日の前日」、定額保険または定額個人年金保険のときは「この特約の付加日」（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートを用いて終身移行額を変更後の通貨に換算します。
- 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

## 第6条 (特約の解約および消滅)

- この特約のみの解約は取り扱いません。
- 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。

## 第7条（契約者配当）

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第8条（年金支払開始日に付加する場合の特則）

保険契約者が、この特約を主契約等の年金支払開始日に付加して締結する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の付加日は年金支払開始日とします。
- (2) 年金原資の額を終身保障移行額とします。

## 第9条（主約款の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

### 別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 終身保障の通貨の変更 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。



## 第1条 (特約の締結)

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）締結の際もしくは締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
- 年金受取人からの請求に基づき、年金支払開始日以後は、介護年金に移行し、主約款等に定める次の取扱いを行いません。
  - 特別勘定による運用
  - 死亡保険金および災害死亡保険金の支払
  - 保険契約者に対する貸付
  - 保険契約の解約および一部解約
  - 基本保険金額の増額

## 第2条 (年金支払開始日および年金支払日)

- 年金支払開始日は、主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約日の年単位の応当日以後で、第4条第1項の介護年金の第1回の支払事由に該当し、会社が必要書類（別表1）を受け付けた日の翌日とします。
- 年金支払日は次のとおりとします。
  - 第1回年金支払日  
年金支払開始日
  - 第2回以後の年金支払日  
年金支払開始日の毎年の応当日
- 第1回の介護年金を支払う場合には、年金証書を年金受取人に交付します。

## 第3条 (年金額)

- 年金額は、年金支払開始日（ただし、主契約が変額保険の場合は「年金開始日の前日」とします。以下、第10条第1項の為替レートの定めにおいて同様とします。）における主契約の解約払戻金相当額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。ただし、年金額が会社の定める額に満たないときまたは年金支払開始日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるときは、介護年金に移行することはできません。また、年金額が、会社の定める上限額を超えるときは、上限額を年金額とし、この金額を超える部分については、第1回の介護年金にあわせて一時金で年金受取人に支払います。
- 主契約に運用成果払出特約が付加されている場合、年金支払開始日が主契約における契約日の年単位の応当日の翌日にあたり、かつ、同特約に規定する払戻金があるときは、前項に規定する解約払戻金相当額から同特約に規定する払戻金の額を控除した額を年金原資として、年金額を計算するものとします。

## 第4条 (介護年金の種類および支払年金額)

- 年金の種類は終身介護年金とし、支払年金額等は次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	介護年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
介護年金	①第1回 年金開始日において、被保険者が別表2の公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、別表3の要介護2以上の状態に該当していると認定されているとき ②第2回以降 被保険者が、年金支払日に生存しているとき	第3条に規定する年金額	年金受取人	次のいずれかにより支払事由に該当したとき ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為
死亡一時金	被保険者が、死亡した場合であって、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額	後継年金受取人	後継年金受取人の故意により、支払事由に該当したとき

- 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、死亡一時金を支払います。
- 後継年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、残額を他の後継年金受取人に支払います。
- 第1項に規定する免責事由により死亡一時金が支払われない場合には、被保険者の死亡した日に介護年金の一括支払をした場合の支払額を年金受取人（被保険者と同一の場合はその法定相続人とし、法定相続人が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。）に支払います。
- 死亡一時金の支払事由に該当した後に到来した年金支払日に対応する介護年金が支払われた場合は、死亡一時金または解約払戻金その他の払戻金からその介護年金を差し引きます。
- 被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、介護年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原

資の一括支払を行なった時に消滅します。

## 第5条 (介護年金の一括支払)

1. 年金受取人は、将来の介護年金の支払に代えて、年金原資の額からすでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した額の一括支払(この取扱を以下「介護年金の一括支払」といいます。)を請求することができます。ただし、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払事由の生じた介護年金の合計額を控除した残額がある場合に限ります。
2. 介護年金の一括支払いを行なった場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。
3. 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

## 第6条 (年金受取人および後継年金受取人の指定)

1. 年金受取人は被保険者となります。ただし、保険契約者および主契約の死亡保険金受取人が、同一の法人である場合は、年金受取人をその法人とします。
2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を会社の取扱範囲内で指定してください。
3. 死亡一時金の支払事由の発生時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第11条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の順位で後継年金受取人とみなします。
  - (1) 被保険者の配偶者
  - (2) 前号に該当する者がいない場合  
被保険者の法定相続人(2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。)

## 第7条 (重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による支払部分を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人(後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。)が、次のいずれかに該当する場合
    - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - ④ 保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - (2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、介護年金または死亡一時金(以下、「年金等」といいます。)の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による支払部分(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、この特約による支払部分のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。)を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による介護年金(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同様とします。)は支払いません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によるこの特約による支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者または後継年金受取人に通知します。
4. 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の受取人に対してもその効力を有するものとします。
5. 本条の規定によりこの特約による支払部分を解除した場合は、会社は、第4条第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したものとして支払う額を年金受取人に支払います。
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による支払部分を解除した場合で、年金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金等を支払わないときは、この特約による支払部分のうち支払われない年金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項の額を年金受取人に支払います。

## 第8条 (年金等の請求、支払時期および支払場所)

1. 支払事由が生じた受取人は、すみやかに必要書類(別表1)を会社に提出して年金等を請求してください。
2. 年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
3. 年金の支払事由が生じる前に第1項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。



## 第9条（保険契約の解約）

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 年金支払開始日以後は、この特約を解約することができません。年金支払開始日以後に、被保険者が年金受取人に対して死亡保障の解除を請求した場合は、介護年金の一括支払を適用します。このとき年金受取人は、必要書類（別表1）を会社に提出し、介護年金の一括支払を請求してください。

## 第10条（介護年金の通貨の変更）

1. 保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として介護年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、年金支払開始日の前日に、会社の定める取扱範囲内で、介護年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートをを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。
2. 保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

## 第11条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金受取人を被保険者に変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
3. 前2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、年金証書に表示します。
4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に介護年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から介護年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
6. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
7. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
8. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

## 第12条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

年金支払開始日以後、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

## 第13条（年金受取人または後継年金受取人の代表者）

1. 年金受取人または後継年金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人または後継年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、会社が後継年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人または後継年金受取人に対しても効力を有するものとします。

## 第14条（年金受取人の住所等の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、遅滞なく会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 年金受取人が前項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

## 第15条（時効）

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

## 第16条（公的介護保険制度の改正に伴う支払事由の変更）

1. 法令等の改正による公的介護保険制度の改正（以下「公的介護保険制度の改正」といいます。）があった場合で特に必要と認めるときは、会社は、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。
2. 前項の規定により、この特約の支払事由を変更するときは、会社は、この特約の支払事由を変更する日（以

下本条において「変更日」といいます。)の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。ただし、正当な理由によって2か月前までに通知ができない場合には、変更日前に通知します。

### 第17条 (指定代理請求特約が付加されている場合の特則)

指定代理請求特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

### 第18条 (年金円支払特約が付加されている場合の特則)

年金円支払特約が付加されている場合、同特約に定める「年金」は「介護年金」と読み替えます。

### 第19条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

#### 別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 介護年金の一括支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
2. 介護年金、死亡一時金の支払 (第2条、第8条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書)
3. 特約の解約 (第9条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
4. 介護年金の通貨の変更 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書
5. 年金受取人および後継年金受取人の変更 (第11条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

#### 別表2 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

#### 別表3 要介護2以上の状態

「要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

## 第1条 (特約の付加)

- この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部を年金支払に移行する旨の保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および会社の承諾を得ることを要します。
- この特約の付加日は、会社が必要書類を受け付けた日の翌日とします。
- 第1項の規定にかかわらず、次の場合はこの特約を付加することはできません。
  - 第3条に規定する年金額が10万円に満たないとき
  - 主契約の契約日から起算して1年を経過していないとき
  - この特約の付加日における被保険者の年齢が会社の定める取扱範囲外であるとき
  - 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に規定する特別取扱期間中
- この特約の付加日以後は次の取扱いは行いません。
  - 特別勘定による運用
  - 死亡保険金および災害死亡保険金の支払
  - 保険契約者に対する貸付
  - 保険契約の解約および一部解約（この特約の付加日に効力を生じるものを含みます。）
  - 基本保険金額の増額
- この特約が付加されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

## 第2条 (年金支払開始日および年金支払日)

- 年金支払開始日は、この特約の付加日とします。
- 年金支払日は次のとおりとします。
  - 第1回年金支払日  
年金支払開始日
  - 第2回以後の年金支払日  
年金支払開始日の毎年の応当日

## 第3条 (年金額)

- 年金額は、付加日の前日における主契約の解約払戻金相当額（主約款に規定する貸付金があるときは、その元利合計額を差し引いた額）を年金原資として、年金支払開始日における会社の定める率で計算した金額とします。
- 年金額が会社の定める上限金額を超える場合には上限金額を年金額とし、この金額を超える部分については、第1回の年金に合わせて一時金で年金受取人に支払います。
- 主契約に運用成果払出特約が付加されている場合、付加日が主契約における契約日の年単位の応当日の翌日にあたり、かつ、同特約に規定する払戻金があるときは、第1項に規定する解約払戻金相当額から同特約に規定する払戻金の額を控除した額を年金原資として、年金額を計算するものとします。

## 第4条 (年金の種類および支払年金額)

- 年金の種類は次のとおりとし、この特約の付加の際、保険契約者の申出によって定めます。

### (1) 確定年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第3条に規定する年金額	年金受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	被保険者の死亡した日における将来の年金の現価に相当する金額	年金受取人

### (2) 年金総額保証付終身年金

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	①被保険者が、年金支払日に生存しているとき ②被保険者が、年金支払日に死亡しているときであって、すでに支払った年金の合計額が年金支払開始時の年金原資の額より少ないとき	第3条に規定する年金額 ただし、左記②の支払事由による最後の年金額は、年金支払開始時の年金原資の額からすでに支払った年金の合計額を控除した額	年金受取人

- 第1項において、確定年金における死亡一時金の支払事由に該当する場合、年金受取人から請求があったときは、死亡一時金の支払に代えて、年金支払期間満了時まで引き続き年金を支払います。この場合、年金支払期間満了時に保険契約は消滅します。
- 被保険者が年金支払開始日に生存している場合、年金支払開始日に、年金受取人は、年金の支払に代えて、年金支払開始日における年金原資の一括支払を請求することができます。この場合、保険契約は年金原資の一括支払を行なった時に消滅します。

## 第5条 (年金の一括支払)

- 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払に代えて、次の金額の一括支払（この取扱を以下「年



金の一括支払」といいます。)を請求することができます。ただし、年金の種類が年金総額保証付終身年金の場合、年金支払開始時の年金原資の額から、すでに支払った年金の合計額を控除した残額がある場合に限り、

(1) 確定年金

将来の年金の現価に相当する金額。この場合、保険契約は年金の一括支払を行なった時に消滅します。

(2) 年金総額保証付終身年金

第4条第1項第2号に定める支払事由②に該当したものとして支払う将来の年金(この段落において「受取保証部分」といいます。)の現価に相当する金額。この場合、一括支払を行ったときでも、受取保証部分の最後の年金支払日以後の年金支払はそのまま存続します。ただし、受取保証部分の最後の年金支払日における年金額は、年金支払開始時の年金原資の額から、一括支払を行わず受取保証部分の最後の年金支払日の前日までに支払う年金の合計額を控除した額を、第3条に規定する年金額から差し引いた額となります。ここで、受取保証部分の最後の年金支払日とは、年金支払開始時の年金原資の額を年金年額で除して小数以下切り上げて算出された値の年金支払回数にあたる年金支払日をいいます。

2. 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

## 第6条 (年金受取人および後継年金受取人の指定)

- 年金受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を被保険者とすることができます。
- 保険契約者はこの特約の付加の際に、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。
- 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。(以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。)
- 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に第10条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。
  - 被保険者
  - 前号に該当する者がいない場合  
被保険者の配偶者
  - 第1号または前号に該当する者がいない場合  
年金受取人の法定相続人(2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。)
- 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得て、新たに、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を指定してください。

## 第7条 (重大事由による解除)

- 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。
  - 保険契約者、被保険者または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。)が、次のいずれかに該当する場合
    - 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
    - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
    - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
    - 保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
    - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
  - その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 会社は、年金または一時金(以下、「年金等」といいます。)の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、この特約による年金支払部分のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。)を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金(前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同様とします。)は支払いません。また、この場合に、すでに年金等を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
- 本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。
- 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知は他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- 本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支

払います。

(1) 確定年金

将来の年金の現価に相当する金額

(2) 年金総額保証付終身年金

第4条第1項第2号に定める支払事由②に該当したものとして支払う将来の年金の現価に相当する金額

6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金等を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金等に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

## 第8条（年金等の請求、支払時期および支払場所）

1. 年金等の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を会社に提出して年金等を請求してください。
3. 年金等は、前項の必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。
4. 年金の支払事由が生じる前に第2項の必要書類が会社に到達したときは、支払事由が生じた日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

## 第9条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

## 第10条（年金の種類等の変更）

年金の種類および年金支払期間を変更することはできません。

## 第11条（年金受取人および後継年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。ただし、変更後の年金受取人は被保険者に限ります。
2. 年金受取人は、被保険者の同意を得て、会社の定める取扱範囲内で後継年金受取人を変更することができます。このとき、年金受取人は、会社に対して通知することを要します。
3. 前2項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
4. 第1項または第2項の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に年金または一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 年金受取人は、法律上有効な遺言により、会社の定める取扱範囲内で年金受取人および後継年金受取人を変更することができます。
6. 前項の年金受取人および後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
7. 前2項による年金受取人および後継年金受取人の変更は、第5項に規定する遺言が効力を生じた後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
8. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

## 第12条（年金受取人による保険契約上の権利義務の承継）

この特約の付加日に、年金受取人は、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

## 第13条（年金受取人の代表者）

1. 年金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限りあらためて代表者1人を定めてください。
2. 第1項の代表者が定まらないかまたはその所在が不明であるときには、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を有するものとします。

## 第14条（年金受取人の住所等の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときには、直ちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 第1項の通知をしなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとみなします。

## 第 15 条 (年金の通貨の変更)

1. 保険契約者または年金受取人（指定代理請求特約が付加されている場合は、同特約により年金受取人の代理人として年金を請求する指定代理請求人を含みます。以下、本条において同様とします。）は、この特約付加の際に、会社の定める取扱範囲内で、年金の通貨を変更することができます。この場合には、年金支払開始日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における会社の定める為替レートをを用いて年金原資を変更後の通貨に換算します。
2. 保険契約者または年金受取人が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表 1）を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。

## 第 16 条 (時効)

年金または死亡一時金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から 3 年間行使しない場合には消滅します。

## 第 17 条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

### 別表 1 必要書類

項目	提出書類
年金の一括支払 (第 5 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書と戸籍抄本
年金、死亡一時金の支払 (第 4 条、第 8 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡一時金支払の場合は、会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が必要な場合は医師の死亡診断書または死体検案書）
年金受取人および後継年金受取人の変更 (第 11 条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書
年金の通貨の変更 (第 15 条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。



**第1条 (特約の締結)**

1. この特約は保険契約者(保険金の支払事由発生後は保険金の受取人)の申出により、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結し、会社は、保険金(保険金とともに支払われる金銭を含みます。以下、同様とします。)の一時支払に代えて保険金を年金で支払います。
2. 保険契約者の申出によりこの特約が締結されたときは、保険証券に表示します。

**第2条 (年金基金の設定)**

1. この特約が締結されたときは、保険金(この特約の締結の際に、会社の定める取扱範囲により年金基金に充当しないこととした保険金を除きます。以下本項において同様とします。)の支払事由が生じた時(保険金の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時)に、保険金の全部または一部を年金基金に充当します。
2. 年金基金が設定されたときは、年金証書を交付します。

**第3条 (年金の種類)**

年金の種類は、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者(保険金の支払事由発生後は保険金の受取人)が、次のいずれかで指定するものとします。

- (1) 確定年金  
あらかじめ定めた一定期間中一定金額の年金を支払います。
- (2) 保証期間付終身年金  
あらかじめ定めた一定期間(以下「保証期間」といいます。)中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。ただし、年金受取人が法人の場合、保証期間経過後の終身年金は、年金基金設定時に法人の指定した者の生存期間中支払うものとします。

**第4条 (年金額の計算)**

年金額は、年金基金の設定時における会社の定める率により計算します。

**第5条 (年金支払日および年金受取人)**

年金は、次に定めるところにより支払います。

- (1) 第1回年金支払日  
年金基金の設定日の翌年の応当日
- (2) 第2回以後の年金支払日  
第1回年金支払日の年単位の応当日
- (3) 年金受取人  
保険金の受取人と同一人

**第6条 (年金の一括支払)**

1. 年金受取人から請求があったときは、将来の年金の支払に代えて、次の金額を一括して支払います。
  - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前  
請求時における年金基金の価額
  - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中(保証期間付終身年金においては保証期間中)  
残存支払期間(保証期間付終身年金においては残存保証期間)に対応する未払年金の現価
2. 保証期間付終身年金において、年金受取人(年金受取人が法人の場合、法人の指定した者。以下本条において同じ。)が年金基金の設定後第1回年金支払日前に死亡したときは、死亡時における年金基金の価額をその死亡時の法定相続人(年金受取人が法人の場合、その法人)に支払います。
3. 保証期間付終身年金において、残存保証期間中の未払年金の現価を支払ったときは、次に定めるところによります。
  - (1) 年金証書に表示します。
  - (2) 保証期間経過後の終身年金は、保証期間経過後において年金受取人が生存するときは引き続きその生存期間中年金を支払います。
4. 年金基金の価額を支払ったときおよび確定年金において未払年金の現価を支払ったときは、この特約は消滅します。

**第7条 (重大事由による解除)**

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約による年金支払部分を将来に向かって解除することができます。
  - (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人(年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含み、以下、本条において同様とします。)が、次のいずれかに該当する場合



- ①暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険契約者または年金受取人が法人であるとき、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (2) その他、保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの特約による年金支払部分（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、この保険契約のうち、その受取人にかかわる部分をいいます。以下、本項において同様とします。）を解除することができます。この場合には、前項各号に規定する事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（前項第1号のみに該当した場合で、前項第1号①から⑤までに該当した者が受取人のみであり、その受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項において同様とします。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定によるこの特約による年金支払部分の解除は、年金受取人に対する通知によって行います。ただし、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な事由によって年金受取人に通知できないときには、被保険者に通知します。
4. 年金受取人に解除の通知を行うときには、会社がそのうち1人に対して行った通知はその他の年金受取人に対してもその効力を有するものとします。
5. 本条の規定によりこの特約による年金支払部分を解除した場合は、会社は、次の各号の額を年金受取人に支払います。
  - (1) 年金基金の設定後第1回年金支払日前  
請求時における年金基金の価額
  - (2) 第1回年金支払日以後の年金支払期間中（保証期間付終身年金においては保証期間中）  
残存支払期間（保証期間付終身年金においては残存保証期間）に対応する未払年金の現価
6. 前項の規定にかかわらず、第1項第1号の規定によってこの特約による年金支払部分を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、この特約による年金支払部分のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用し、前項各号の額を年金受取人に支払います。

## 第8条（年金受取人の住所の変更）

1. 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
2. 前項の通知がなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、年金受取人に到達したものとします。

## 第9条（特約の消滅）

主契約が保険金支払以外の事由により消滅した場合には、この特約も同時に消滅します。

## 第10条（年金支払の内容の変更）

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。
2. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他の年金支払の内容の変更を請求することができます。このとき、すでに計算されていた年金年額は変更されません。
3. 前2項の変更があったときは、保険証券または年金証書に表示します。

## 第11条（年金受取人の変更）

1. 年金受取人は、年金基金の設定後第1回年金支払日前に限り、会社に通知し会社の承諾を得て、その権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、会社の定める方法により年金額を改めます。
2. 前項の通知の発信後その通知が会社に到達するまでの間に、会社に変更前の年金受取人に年金を支払っていた場合には、その支払後に変更後の年金受取人から年金の請求を受けても、会社は、その既に支払った年金を重複しては支払いません。
3. 確定年金において、年金受取人が年金基金の設定後に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。
4. 保証期間付終身年金において、年金受取人が第1回年金支払日以後の保証期間中に死亡したときは、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人が、残存保証期間中の年金受取人の一切の権利義務を承継するものとします。

5. 年金受取人は、その権利を担保に供することはできません。
6. 年金受取人が変更されたときは、年金証書に表示します。
7. 第3項および第4項の場合、年金証書に表示を受けてください。
8. 年金受取人の遺言によって、本条の変更をすることはできません。

## 第12条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、主契約の保険金の支払事由の発生前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第13条 (契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

## 第14条 (年金受取人の代表者)

1. 年金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人およびその相続人を代理するものとします。
2. 代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
3. 前2項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、年金受取人の1人に対する会社の行為は、他の者に対してもその効力を有します。

## 第15条 (年齢の計算－保証期間付終身年金)

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

## 第16条 (年齢および性別の誤りの処理－保証期間付終身年金)

保証期間付終身年金において、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の年齢または性別に誤りがあったときは、実際の年齢または性別にもとづいて年金額を改めます。ただし、既に年金を支払っているときは、既に支払った年金額の差額を授受するものとします。

## 第17条 (請求手続)

1. この特約にもとづく支払および変更は、必要書類（別表1）を会社に提出して請求してください。
2. 年金の支払または年金の一括支払（以下「年金等の支払」といいます。）の場合に、会社所定の請求書に使用された印影が第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印影に照らし合わせて相違ないと認めて、年金の支払、年金の分割支払または年金の一括支払を行ったときは、印章の盗用、偽造その他どのような事故があっても、会社は一切その責任を負いません。
3. 年金受取人は、第1回年金の支払の際の印鑑証明書の印章を失いまたは改印したときは、すみやかに会社に通知し、あらためて印鑑証明書を提出してください。この場合、この印鑑証明書の印章について、前項と同様に取り扱います。

## 第18条 (年金等の支払の時期および場所)

年金等は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本店または支社で支払います。ただし、必要書類に不備がある場合は当該不備が解消した日に当該必要書類が会社に到達したものとして取り扱います。

## 第19条 (時効)

年金等の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

## 第20条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款の規定を準用します。

## 第21条 (主契約に円支払特約が付加された場合の取扱)

主契約に円支払特約が付加されている場合は、円支払特約の規定により算出された円建の保険金をこの特約の第2条の保険金として、この特約の規定を適用します。

## 別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 年金の支払 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保証期間付終身年金における保証期間経過後の終身年金については、年金受取人（年金受取人が法人の場合、法人の指定した者）の戸籍抄本
2. 年金の一括支払 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書と戸籍抄本
3. 年金支払の内容の変更 (第10条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券または年金証書 (3) 保険契約者の印鑑証明書
4. 年金受取人の変更 (第11条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金証書 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 旧年金受取人死亡の場合、次の書類 ①旧年金受取人の戸籍謄本 ②年金受取人代表者選任届 ③相続人の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。



**第1条 (特約の締結)**

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、次の要件をすべて満たすとともに会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 指定口座の名義人が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

**第2条 (保険料の払込)**

1. この特約により、保険料（第1回保険料から口座振替を行う場合の第1回保険料については、第1回保険料相当額の場合を含みます。以下、同様とします。）は、会社の定めた日（第2回以降の保険料の場合は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める払込期月中の会社の定めた日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は会社に対しその振替順序を指定できません。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに払込保険料相当額を指定口座に預け入れておくことを要します。
5. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

**第3条 (保険料口座振替ができない場合の取扱)**

1. 保険料の振替日に、保険料の口座振替ができない場合は、次に定めるところにより取り扱います。会社は、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行うことができます。この場合、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、1か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、主約款の定めにより一括払を行う場合は、会社は、振替日の翌月の応当日に再度一括払の保険料相当額のみを口座振替を行います。
2. 前項により保険料の口座振替ができないときは、主約款に定める猶予期間満了日までに、払込期月を過ぎた保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

**第4条 (指定口座または提携金融機関等の変更)**

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座または他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合は、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知してください。
2. 保険契約者が保険料の口座振替の取扱を停止するときは、あらかじめ会社および当該金融機関等に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止したときは、会社は保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関等の口座に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 会社は、会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

**第5条 (特約の不適用)**

次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- (3) 主約款の規定により保険料を前納するとき
- (4) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (5) 第1条のいずれかの条件を満たさなくなったとき

**第6条 (主約款の準用)**

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

**第7条 (主契約が災害保障型変額終身保険の場合の特則)**

この特約が災害保障型変額終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約の締結）第1項中、「保険料払込期間の中途」とあるのは「締結後」と読み替えます。
- (2) 第2条（保険料の払込）は次のとおり読み替えます。



1. この特約により、保険料は、会社の定めた日（以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。
- (3) 第3条（保険料口座振替ができない場合の取扱）の規定は適用しません。

## 第1条 (特約の締結)

1. この特約は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して契約します。
2. 前項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。
3. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

## 第2条 (保険料の払込)

1. 第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下、同様とします。）をクレジットカードにより払い込む場合は、会社がクレジットカードの有効性等および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行った上で、クレジットカードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、会社がクレジットカード利用票を作成した時）に、会社が保険料等を受け取ったものとしします。
2. 第2回以後の保険料は、会社が有効性等の確認を行った上で、払込期月中の会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとしします。
3. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は会社に対しその払込順序を指定できません。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがたい、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
5. 会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項および第2項の規定は適用しません。
  - (1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
  - (2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。
7. クレジットカードによって払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

## 第3条 (諸変更)

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内でクレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは、他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止するときは、あらかじめ会社に通知のうえ、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

## 第4条 (特約の不適用)

1. 次のいずれかの場合は、この特約の規定は適用されません。
  - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
  - (2) 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
  - (3) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により保険料を前納したとき
  - (4) 主約款の規定により契約者が変更されたとき
  - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
  - (6) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
  - (7) 会社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
  - (8) カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止したとき
2. 前項第6号から第8号までの場合、会社はその旨を保険契約者に通知します。
3. 第1項第3号、第4号または第6号から第8号までの規定により、この特約の規定が適用されない場合は、保険契約者は、主約款の規定により、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

## 第5条 (主約款の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款の規定を準用します。

## 第6条 (主契約が災害保障型変額終身保険の場合の特則)

- この特約が災害保障型変額終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。
- (1) 第1条（特約の締結）第1項中、「保険料払込期間の中途」とあるのは「締結後」と読み替えます。
  - (2) 第2条（保険料の払込）第1項中、「第1回保険料」とあるのは、「一時払保険料」と読み替えます。
  - (3) 第2条（保険料の払込）第2項は次のとおり読み替えます。
    2. 増額保険料は、会社が有効性等の確認を行った上で、会社の定めた日に、会社に払い込まれるものとしします。

- (4) 第2条（保険料の払込）第5項中、「払込期月中の保険料」とあるのは、「保険料」と読み替えます。
- (5) 第2条（保険料の払込）第6項の規定は適用しません。



## 第1条 (特約の締結)

1. この特約条項において、主たる保険契約を主契約といいます。
2. この特約条項において、主契約の普通保険約款および特約の特約条項を総称して、主約款等といいます。
3. この特約は、保険契約者（主約款等の定めにより権利義務を承継した年金受取人を含みます。以下同様とします。）の申出により、会社の承諾を得て、主契約または特約に付加して締結します。
4. この特約は、被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加できます。
5. この特約が締結されたときは、保険証券（年金証書が発行されている場合は年金証書。以下同様とします。）に表示します。

## 第2条 (特約の対象となる保険給付)

この特約の対象となる保険給付は、この特約を付加した主契約または特約の年金とします。

## 第3条 (指定代理請求人による年金の請求)

1. 保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を指定してください。指定代理請求人は1名に限ります。
2. 年金受取人が、傷害または疾病により年金を請求する意思表示ができない状態またはこれと同等の会社が認める状態であるために年金を請求できないときは、指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金、年金原資の一括支払または年金の一括支払を請求することができます。
3. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを要します。
  - (1) 次の範囲内の者
    - ①年金受取人の配偶者
    - ②年金受取人の直系血族
    - ③年金受取人の3親等内の親族
  - (2) 次の範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金受取人のために年金を請求すべき適当な理由があると会社が認めた者に限ります。
    - ①年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている者
    - ②年金受取人の財産管理を行っている者
    - ③死亡保険金の受取人
    - ④その他①から③までに掲げる者と同等の特別な事情がある者として会社が認めた者
4. 前2項により、指定代理請求人が年金を請求するときは、必要書類（別表1）およびその請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。
5. 前3項により、指定代理請求人の請求により年金が支払われた場合には、その支払い後にその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 年金受取人に、法定後見人または任意後見人が存在する場合は、指定代理請求人から第1項の請求を受けても、会社は請求に応じないことがあります。
7. 第1項にかかわらず、年金受取人を故意に年金が請求できない状態にした者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
8. 年金受取人が、第1項に定める年金の請求ができない状態を確認するため、事実の確認を行い、または会社が指定した医師による年金受取人の診断を求めることがあります。
9. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間について遅滞の責任を負いません。会社が指定した医師による必要な診断を得ることに応じなかったときも同様とします。

## 第4条 (保険料)

この特約に対する保険料はありません。

## 第5条 (特約の消滅)

次の各号に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 年金受取人または指定代理請求人の死亡を会社が知ったとき
- (2) 年金受取人が変更されたとき
- (3) この特約を付加した主契約または特約が消滅したとき

## 第6条 (指定代理請求人の変更)

1. 保険契約者は、会社の定める取扱範囲内で指定代理請求人を変更することができます。このとき、保険契約者は、会社に対して通知することを要します。
2. 前項の通知をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。



## 第7条 (特約の解約)

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
2. この特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

## 第8条 (主約款等の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、この特約の主旨に反しない限り、主約款等の規定を準用します。

## 第9条 (重大事由による解除等の通知)

主約款等に定める重大事由による解除および告知義務違反による解除について、保険契約者の住所不明等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、主約款等に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

### 別表1 必要書類

項目	提出書類
1. 指定代理請求人による請求 (第3条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 年金受取人の成年後見登記されていないことの証明書 (4) 年金受取人の住民票 (確認の必要がある場合は、戸籍謄 (抄) 本) (5) 会社所定の様式による医師の診断書 (6) 指定代理請求人の住民票 (確認の必要がある場合は、戸籍謄 (抄) 本) (7) 指定代理請求人の印鑑証明書 (8) 指定代理請求人が年金受取人と生計を一にしているときは、年金受取人もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (9) 指定代理請求人が契約にもとづき被保険者の財産管理を行っているときは、その契約書の写し
2. 指定代理請求人の変更 (第6条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 保険契約者の印鑑証明書

注) 会社は、上記の提出書類の一部もしくは全部の省略を認め、または上記の提出書類以外の書類の提出を求めることがあります。

# 特別勘定のしおり

# 特別勘定のしおり 目次

## はじめに

「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点	1
特別勘定について	1

## 特別勘定のしおり

特別勘定の名称	投資対象となる投資信託の名称	資産の運用に関する極めて重要な事項*	資産の運用に関する重要な事項*
国内株式 インデックス	国内株式インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	5	20
外国株式 インデックス	JDFインデックス・ファンド外国株式I (適格機関投資家専用)	33	48
米国株式 インデックス	米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	63	77
外国株式 アクティブ1型	フランクリン・テンプルトン・グローバル株式 ファンドVA (適格機関投資家専用)	91	104
国内債券 インデックス	国内債券インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	111	127
外国債券 インデックス	外国債券インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	141	158
国内リート	国内リートインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	171	187
先進国リート	先進国リートインデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	201	217
バランス株式50	SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>	231	254
マネー	SMAM・FGマネーファンドVA <適格機関投資家限定>	293	305

\* 保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号に定める内容

※ 主な投資対象となる投資信託が廃止されるなど、その投資信託による運用が困難となる特別な事情がある場合、他の投資信託に変更することがあります。

# はじめに

## 「特別勘定のしおり」をお読みいただく際のご留意点

- 「特別勘定のしおり」は、保険業法施行規則第227条の2第3項第10号および第234条の21の2第1項第8号の規定に基づき当商品のご加入を検討されているお客さま、既にご加入されたご契約者に特別勘定の運用に関するご理解を深めていただくために作成された資料です。
- ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」をあわせて必ずご覧ください。
- 「特別勘定のしおり」で開示される投資信託の開示情報はあくまでも参考情報であり、お客さまが直接投資信託を保有するものではありません。本冊子に掲載する各ファンドの開示内容は、各特別勘定が主たる運用手段として用いる投資信託に関するものです。
- この「特別勘定のしおり」の投資信託に関する記載事項は、各投資信託委託会社により開示される情報を三井住友海上プライマリー生命が提供するものであり、開示内容に関して三井住友海上プライマリー生命は一切の責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり」に記載される運用状況、財務諸表およびファンドの現況に関するいかなる情報も過去の実績であり、将来の運用実績を示唆あるいは保証するものではありません。

## 特別勘定について

- 変額保険(有期型)は、特別勘定の運用実績に基づいて、将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などが変動(増減)するため、他の保険種類にかかわる資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。当社は、そのため特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した方針に基づき運用します。
- 特別勘定の資産運用は高い収益も期待できますが、一方で株価の低下や為替の変動などによる投資リスクも負うこととなります。変額保険(有期型)では資産運用の実績が直接将来の満期保険金、解約払戻金、死亡保険金などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともに契約者に帰属することとなります。
- 変額保険(有期型)用の特別勘定で管理されている資産からの利益および損失は、原則として、変額保険(有期型)契約のみに割り当てられ、他の種類の保険契約に割り当てられることはありません。
- 特別勘定における資産運用の成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- 契約者は特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。
- 特別勘定のユニットプライスの値動きは、特別勘定が投資対象とする投資信託の値動きと必ずしも一致しません。これは特別勘定が投資信託のほかに保険契約の異動等に備えて一定の現預金を保有することがあること等によるものです。





資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内株式インデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社

## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格	5
2. 投資方針および投資リスク	7
3. その他詳細情報	10
4. 運用状況	12
II 財務ハイライト情報	17

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革	20
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表	23
2. 投資信託(ファンド)の現況	29
III 設定および解約の実績	30

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

## 2 目的および基本的性格

当ファンドは、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。「インデックス・マザー・ファンド国内株式」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することがあります。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/国内/株式/インデックス型(TOPIX)に分類されます。

## 3 特色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場されている株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 【ファンドのベンチマーク】

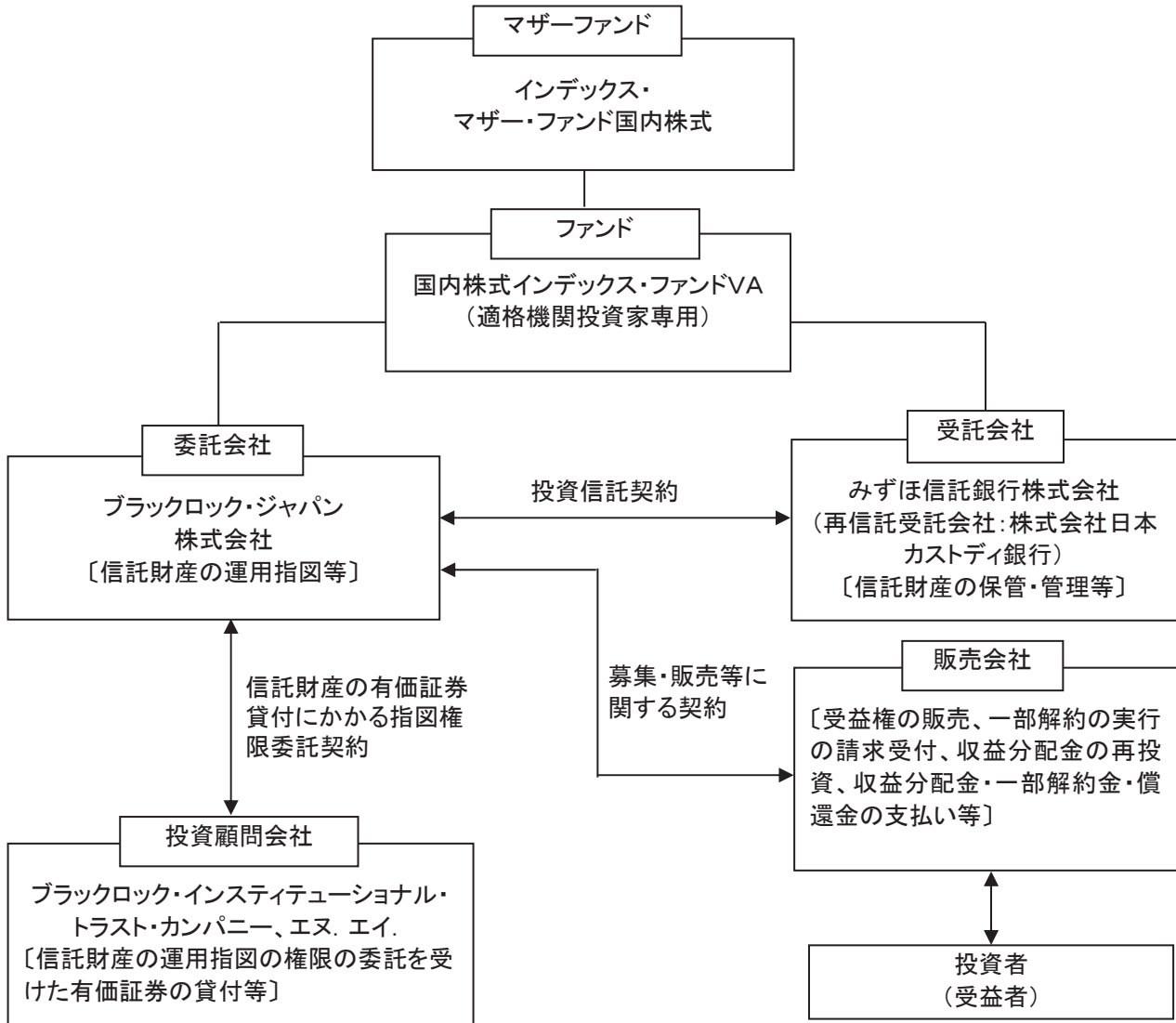
当ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。

TOPIX(東証株価指数、配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および TOPIX(東証株価指数、配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など TOPIX(東証株価指数、配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび TOPIX(東証株価指数、配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。



4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

インデックス・マザー・ファンド国内株式の受益証券を主要投資対象とし、わが国の株式市場全体の長期的成長をとらえることを目標に、TOPIX(東証株価指数、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

- マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

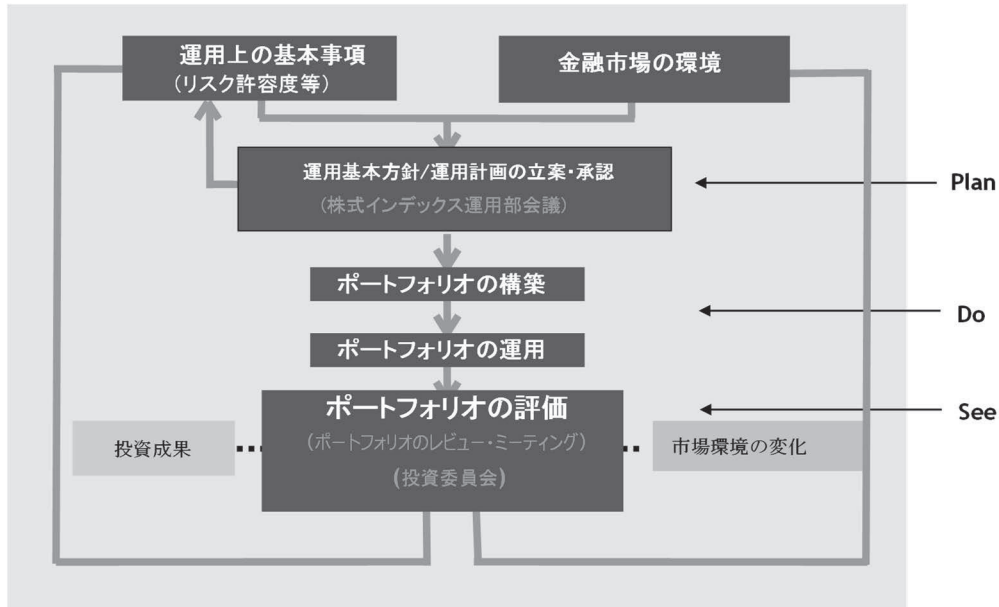
##### インデックス・マザー・ファンド国内株式

- わが国の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とし、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動した投資成果を目指した運用を行います。
- 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)、並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引と類似の取引を行うことができます。
- 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引および金利先渡取引を行うことができます。
- 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付を行うことができます。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 資金動向、市況動向の急激な変動が生じたときなど、信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 価格変動リスク

株価は、発行会社の業績、市場の需給、政治・経済情勢等を反映して変動します。株式市場における価格変動を受けて、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。

##### b. 流動性リスク

市場の急変時等には、希望した取引ができないことにより、運用の基本方針に従った運用が出来ない場合があります。

##### c. 信用リスク

組入株式等の発行会社等の財務状況の悪化や倒産等の影響により、基準価額が大きく影響を受けることがあります。

##### d. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

##### e. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

#### ②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。



### 3. その他詳細情報

#### 1 国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

##### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)  
 (a) 有価証券  
 (b) デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り。)  
 (c) 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)  
 (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産  
 (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)と類似の取引に係る権利  
 (b) 為替手形

##### b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるインデックス・マザー・ファンド国内株式(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各

号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

##### c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

##### a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するた

め、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(e) (b)において、マザーファンドの信託財産に属する

## 国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

### d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### e. 金利先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するために、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

### g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

### i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のもので、  
「国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	36,358,432	100.03
内 日本	36,358,432	100.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△11,055	△0.03
純資産総額	36,347,377	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	インデックス・マ ザー・ファンド国 内株式	日本	親投資信託 受益証券	18,098,677	1.9346	35,015,508	2.0089	36,358,432	100.03

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年8月21日)	11,433,004	(同左)	1.1568	(同左)
2023年3月末日	1,033,695	—	1.0337	—
4月末日	1,179,474	—	1.0613	—
5月末日	1,976,044	—	1.0992	—
6月末日	3,220,406	—	1.1816	—
7月末日	6,135,787	—	1.1990	—
8月末日	11,979,932	—	1.2036	—
9月末日	17,896,431	—	1.2097	—
10月末日	25,358,104	—	1.1731	—
11月末日	36,347,377	—	1.2362	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	15.7

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。



## 【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

## マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	9,874,594,410	94.10
内 日本	9,874,594,410	94.10
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	618,945,013	5.90
純資産総額	10,493,539,423	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	160,700	1,903.65 305,916,556	2,794.50 449,076,150	— —	4.28
2	ソニーグループ	日本・円 日本	株式 電気機器	20,700	11,453.15 237,080,247	12,820.00 265,374,000	— —	2.53
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本・円 日本	株式 銀行業	180,600	998.91 180,403,156	1,255.00 226,653,000	— —	2.16
4	キーエンス	日本・円 日本	株式 電気機器	2,900	58,250.00 168,925,000	63,350.00 183,715,000	— —	1.75
5	日本電信電話	日本・円 日本	株式 情報・通信業	873,300	158.88 138,757,627	173.10 151,168,230	— —	1.44
6	東京エレクトロン	日本・円 日本	株式 電気機器	6,200	15,161.39 94,000,668	24,025.00 148,955,000	— —	1.42
7	三井住友フィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	20,500	5,998.07 122,960,587	7,258.00 148,789,000	— —	1.42
8	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	14,200	7,061.54 100,273,883	10,285.00 146,047,000	— —	1.39
9	三菱商事	日本・円 日本	株式 卸売業	20,400	4,829.44 98,520,731	6,886.00 140,474,400	— —	1.34
10	信越化学工業	日本・円 日本	株式 化学	26,600	3,893.31 103,562,174	5,212.00 138,639,200	— —	1.32
11	任天堂	日本・円 日本	株式 その他製品	18,500	5,468.81 101,173,139	6,912.00 127,872,000	— —	1.22
12	三井物産	日本・円 日本	株式 卸売業	23,300	4,002.51 93,258,673	5,392.00 125,633,600	— —	1.20
13	リクルートホールディングス	日本・円 日本	株式 サービス業	22,300	3,812.80 85,025,485	5,505.00 122,761,500	— —	1.17
14	伊藤忠商事	日本・円 日本	株式 卸売業	20,800	4,218.50 87,744,820	5,738.00 119,350,400	— —	1.14
15	武田薬品工業	日本・円 日本	株式 医薬品	26,000	4,263.47 110,850,389	4,165.00 108,290,000	— —	1.03
16	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	71,400	1,154.66 82,442,971	1,509.00 107,742,600	— —	1.03
17	KDDI	日本・円 日本	株式 情報・通信業	22,700	4,041.61 91,744,716	4,625.00 104,987,500	— —	1.00
18	東京海上ホールディングス	日本・円 日本	株式 保険業	28,500	2,865.28 81,660,543	3,648.00 103,968,000	— —	0.99
19	第一三共	日本・円 日本	株式 医薬品	25,600	4,278.06 109,518,493	4,000.00 102,400,000	— —	0.98



国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

20	みずほフィナンシャルグループ	日本・円 日本	株式 銀行業	39,000	2,145.17 83,662,001	2,512.00 97,968,000	— —	0.93
21	HOYA	日本・円 日本	株式 精密機器	5,800	13,410.00 77,778,000	16,665.00 96,657,000	— —	0.92
22	ソフトバンクグループ	日本・円 日本	株式 情報・通信業	14,500	5,729.00 83,070,500	6,020.00 87,290,000	— —	0.83%
23	ソフトバンク	日本・円 日本	株式 情報・通信業	47,200	1,532.98 72,356,657	1,798.50 84,889,200	— —	0.81
24	オリエンタルランド	日本・円 日本	株式 サービス業	15,900	4,302.30 68,406,589	5,025.00 79,897,500	— —	0.76
25	ダイキン工業	日本・円 日本	株式 機械	3,500	23,350.00 81,725,000	22,155.00 77,542,500	— —	0.74
26	村田製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	26,700	2,470.58 65,964,579	2,883.50 76,989,450	— —	0.73
27	SMC	日本・円 日本	株式 機械	900	66,940.00 60,246,000	74,450.00 67,005,000	— —	0.64
28	日本たばこ産業	日本・円 日本	株式 食料品	17,600	2,789.18 49,089,579	3,801.00 66,897,600	— —	0.64
29	三菱電機	日本・円 日本	株式 電気機器	32,800	1,564.00 51,299,455	2,009.00 65,895,200	— —	0.63
30	丸紅	日本・円 日本	株式 卸売業	25,800	1,787.24 46,110,859	2,307.00 59,520,600	— —	0.57

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	94.10
合計	94.10

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

業種別投資比率

業種	投資比率(%)
水産・農林業	0.08
鉱業	0.35
建設業	1.96
食料品	3.23
繊維製品	0.39
パルプ・紙	0.16
化学	5.63
医薬品	4.49
石油・石炭製品	0.45
ゴム製品	0.69
ガラス・土石製品	0.64
鉄鋼	0.92
非鉄金属	0.63
金属製品	0.50
機械	4.91
電気機器	16.23
輸送用機器	8.17
精密機器	2.19

国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

その他製品	2.15
電気・ガス業	1.29
陸運業	2.62
海運業	0.71
空運業	0.43
倉庫・運輸関連業	0.14
情報・通信業	7.25
卸売業	6.62
小売業	4.01
銀行業	6.75
証券、商品先物取引業	0.75
保険業	2.30
その他金融業	1.08
不動産業	1.85
サービス業	4.52
合計	94.10

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

**マザーファンドの投資不動産物件**

該当事項はありません。

**マザーファンドのその他投資資産の主要なもの**

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	大阪取引所	ミニTOPIX先物 2023年12月限	買建	157	366,434,924	373,032,000	3.55
			TOPIX先物 2023年12月限	買建	10	230,817,437	237,600,000	2.26

(注1)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2)評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月21日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	11,435,406
流動資産合計	11,435,406
資産合計	11,435,406
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	116
未払委託者報酬	698
その他未払費用	1,588
流動負債合計	2,402
負債合計	2,402
純資産の部	
元本等	
元本	9,883,608
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,549,396
(分配準備積立金)	15,221
元本等合計	11,433,004
純資産合計	11,433,004
負債純資産合計	11,435,406

## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月21日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	43,523
営業収益合計	43,523
営業費用	
受託者報酬	116
委託者報酬	698
その他費用	1,591
営業費用合計	2,405
営業利益又は営業損失(△)	41,118
経常利益又は経常損失(△)	41,118
当期純利益又は当期純損失(△)	41,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)	54,497
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,589,444
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	26,669
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,549,396

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。



資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2023年3月15日 ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2023年3月15日に新規設定されたため、第1期計算期間を2023年3月15日から2023年8月21日までとしております。

(3) 当ファンドは、第1期計算期間(2023年3月15日から2023年8月21日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月27日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

鶴田 光夫

A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

榎原 康大

018375B744AB490...

## 監査意見

当監査法人は、国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年3月15日から2023年8月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内株式インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月21日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	11,435,406
流動資産合計	11,435,406
資産合計	11,435,406
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	116
未払委託者報酬	698
その他未払費用	1,588
流動負債合計	2,402
負債合計	2,402
純資産の部	
元本等	
元本	9,883,608
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,549,396
(分配準備積立金)	15,221
元本等合計	11,433,004
純資産合計	11,433,004
負債純資産合計	11,435,406

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月21日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	43,523
営業収益合計	43,523
営業費用	
受託者報酬	116
委託者報酬	698
その他費用	1,591
営業費用合計	2,405
営業利益又は営業損失(△)	41,118
経常利益又は経常損失(△)	41,118
当期純利益又は当期純損失(△)	41,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	54,497
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,589,444
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	1,589,444
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,669
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	26,669
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,549,396



### (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年8月21日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	9,883,608 口
2 1口当たり純資産額	1.1568 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月21日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(15,221 円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,531,292 円)、収益調整金(その他収益調整金)(2,883 円)、分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は 1,549,396 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「国内株式投資のリスク」、「先物等の投資手法のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

## II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年8月21日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

## III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年8月21日現在)
設定元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	9,354,082 円
期中一部解約元本額	470,474 円

## 2 有価証券関係

第1期 (2023年8月21日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△10,861
合計	△10,861

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

**(4) 附属明細表**

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インデックス・マザー・ファンド国内株式	6,089,465	11,435,406	
親投資信託受益証券 合計		6,089,465	11,435,406	
合計		6,089,465	11,435,406	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2023年11月末現在)

「国内株式インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

I 資産総額	37,595,532 円
II 負債総額	1,248,155 円
III 純資産総額(I - II)	36,347,377 円
IV 発行済数量	29,401,583 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.2362 円

### 【参考情報】

「インデックス・マザー・ファンド国内株式」

I 資産総額	10,519,107,358 円
II 負債総額	25,567,935 円
III 純資産総額(I - II)	10,493,539,423 円
IV 発行済数量	5,223,606,688 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	2.0089 円



**Ⅲ 設定および解約の実績**

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	10,354,082	470,474	9,883,608

(注)設定口数には当初設定口数を含みます。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

JDFインデックス・ファンド外国株式I  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社

## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	33
2. 投資方針および投資リスク.....	35
3. その他詳細情報.....	39
4. 運用状況.....	41
II 財務ハイライト情報.....	45

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革.....	48
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	51
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	58
III 設定及び解約の実績.....	59

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

JDF インデックス・ファンド外国株式 I(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

## 2 目的および基本的性格

当ファンドは、MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。先進国株式インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外/株式/インデックス型(その他)に分類されます。

## 3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 【ファンドのベンチマーク】

当ファンドはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)をベンチマークとします。

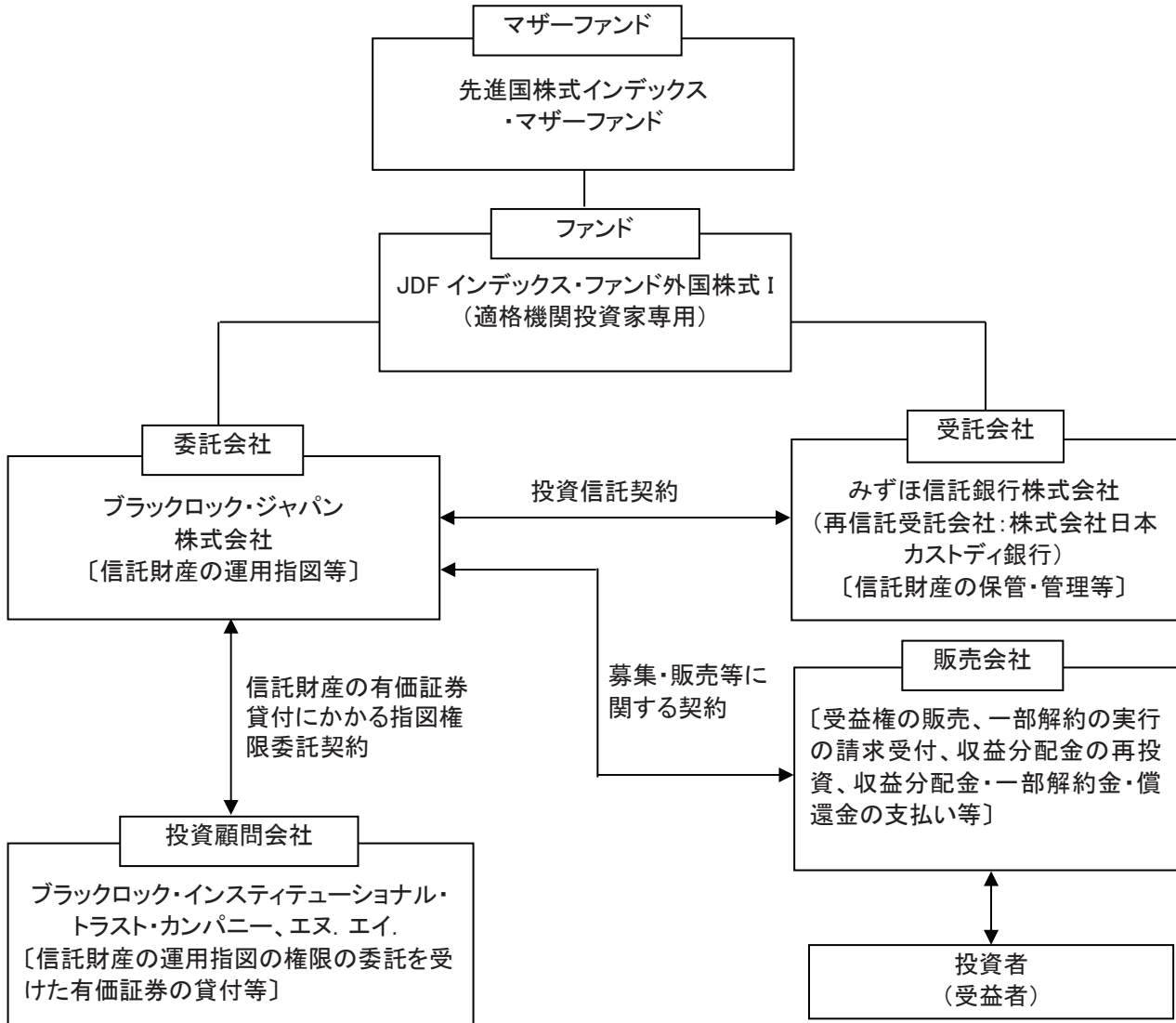
## 「MSCIコクサイ指数」の著作権等について

当ファンドは、MSCIまたはその他の関連会社が、後援、推奨、販売、または販売促進するものではありません。MSCIまたはその他の当事者は、当ファンドの投資者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般のもしくは当ファンドへの投資に関する当否または一般的な株式市場のパフォーマンスを追跡している当インデックスの能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIは、特定の商標、サービスマーク、MSCIのトレードネームおよび当インデックスのライセンサーであり、当インデックスは当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドに関わらず、MSCIにより決定、構築、および計算されています。MSCIは、当インデックスの決定、構築、あるいは計算において、ブラックロック・ジャパン株式会社、その関連会社、または当ファンドの投資者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCIは、当ファンドの発行時期、発行価格、発行数量の決定について、また、当ファンドを現金で償還するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしていません。MSCIおよびその他の当事者は、当ファンドの投資者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関連するいかなる義務または責任も負いません。MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から当インデックスの計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCIまたはその他の当事者は、本対象指数またはそれに含まれるいかなるデータの正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCIまたはその他当事者は、ライセンサー、その顧客または相手方、当ファンドの投資者その他の個人または法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して、本対象指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表

明または保証を行いません。本対象指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCIまたはその他の当事者は、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行わず、かつMSCIは、特定の目的のための市場性または適切性について、一切の保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、派生的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCIまたはその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

#### 4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

先進国株式インデックス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数税引後配当込み、国内投信用、円建て)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。

- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 有価証券の貸付を行う場合には、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

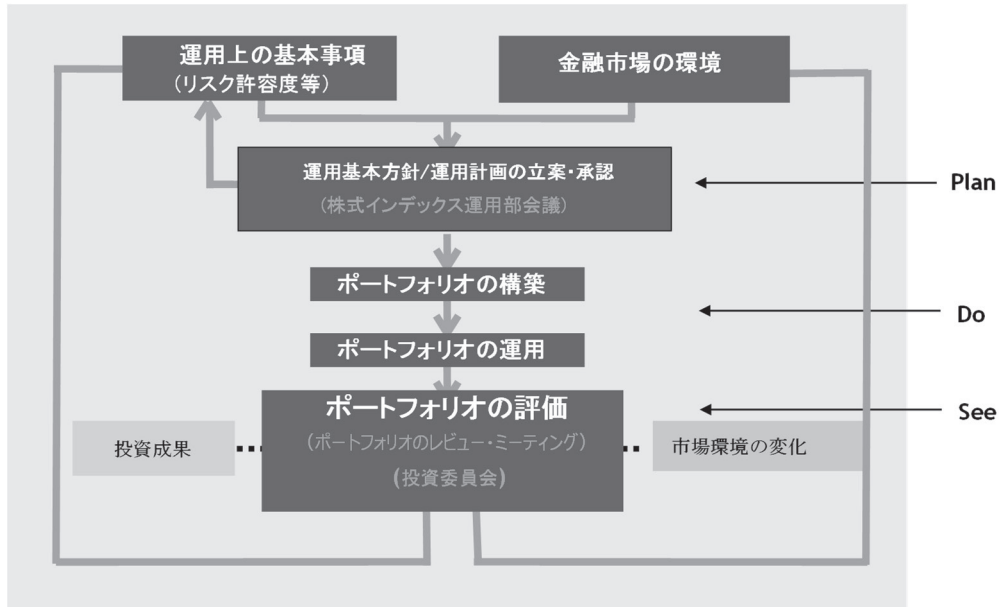
##### 先進国株式インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCI コクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### 先進国株式インデックス・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動き他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ① 基準価額の主な変動要因

##### a. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d. 対象とする株価指数との乖離

ファンドは、MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)の動きに連動することを目指しますが、基準価額が同指数から乖離する場合があります。乖離を引き起こす要因としてはファンドへの資金の流出入と実際にマザーファンドで株式を売買するタイミングのずれ、売買コスト、組入れ銘柄の配当金や権利処理等による

現金の発生、先物価格と指数との価格差、信託報酬等費用の負担等があります。(これらの場合以外にも乖離する場合があります。)

e. 解約による資金流出に伴うリスク

一部解約の支払資金を手当てするために保有株式等を大量に売却する場合があります。その場合、市場動向や流動性の状況により、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。なお、ファミリーファンド方式による運用を行うため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。



### 3. その他詳細情報

#### 1 JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の投資対象

##### a. 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利および(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り。)
- (c) 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- (d) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- (a) 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)と類似の取引に係る権利
- (b) 為替手形

##### b. 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である先進国株式インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券並びに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。ただし本邦通貨建のものに限り。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引

法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
  17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
  20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

##### c. 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、配当金の受領、分配金の支払い、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託会社は、法令・規則等で認められた範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の売買に係る取引を委託会社の関係会社と行うことを指図することができます。

#### 2 JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の投資制限

##### a. 投資する株式等の範囲

(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### b. 信用取引の指図範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) 委託会社は、(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供ある



いは受入れの指図を行うものとします。

c. 先物取引等の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下、「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引および為替先渡取引指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

(b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、貸付先として、委託会社の関係会社もしくは約款に規定する委託を受けた者の関係会社を選定することができるものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたっては、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するた

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

め、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

i. 外国為替予約取引の指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

(b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

j. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のものです。  
「JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	136,060,275	100.02
内 日本	136,060,275	100.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△22,664	△0.02
純資産総額	136,037,611	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	36,817,826	3.2478	119,580,463	3.6955	136,060,275	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および直近10計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
第7期 (2014年8月25日)	8,737,158,743	(同左)	1.3915	(同左)
第8期 (2015年8月25日)	9,342,859,427	(同左)	1.4681	(同左)
第9期 (2016年8月25日)	5,757,503,158	(同左)	1.3852	(同左)
第10期 (2017年8月25日)	6,196,525,192	(同左)	1.7317	(同左)
第11期 (2018年8月27日)	1,534,891,374	(同左)	1.9900	(同左)
第12期 (2019年5月7日)	228,934,915	(同左)	2.0391	(同左)
第13期 (2020年5月7日)	170,593,504	(同左)	1.8313	(同左)
第14期 (2021年5月6日)	200,706,257	(同左)	2.8030	(同左)
第15期 (2022年5月2日)	177,266,919	(同左)	3.2622	(同左)
第16期 (2023年5月2日)	150,483,677	(同左)	3.6112	(同左)
2022年11月末日	174,591,155	—	3.3889	—
12月末日	160,394,634	—	3.1791	—
2023年1月末日	162,397,172	—	3.2994	—
2月末日	165,886,253	—	3.4141	—
3月末日	164,950,071	—	3.3949	—
4月末日	145,795,601	—	3.4987	—
5月末日	150,645,242	—	3.6510	—
6月末日	141,975,479	—	3.9315	—
7月末日	144,324,388	—	3.9847	—
8月末日	143,470,509	—	4.0584	—
9月末日	137,848,551	—	3.9543	—
10月末日	125,085,595	—	3.8270	—
11月末日	136,037,611	—	4.1177	—

## ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第7期	-
第8期	-
第9期	-
第10期	-
第11期	-
第12期	-
第13期	-
第14期	-
第15期	-
第16期	-
2023年5月3日～ 2023年11月2日	-

## ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第7期	24.7
第8期	5.5
第9期	△5.6
第10期	25.0
第11期	14.9
第12期	2.5
第13期	△10.2
第14期	53.1
第15期	16.4
第16期	10.7
2023年5月3日～ 2023年11月2日	8.4

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	38,018,751,612	99.73
内 アメリカ	36,674,291,921	96.21
内 カナダ	1,344,459,691	3.53
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	102,051,134	0.27
純資産総額	38,120,802,746	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託 受益証券 —	422,876	62,798.86 26,556,134,562	67,177.16 28,407,610,361	74.52
2	iShares Core MSCI Europe ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託 受益証券 —	919,163	7,856.76 7,221,650,830	7,768.23 7,140,276,393	18.73
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	カナダ・ドル カナダ	投資信託 受益証券 —	387,178	3,492.20 1,352,103,541	3,472.45 1,344,459,691	3.53
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託 受益証券 —	187,582	6,321.43 1,185,786,698	6,004.86 1,126,405,167	2.95

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.73

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

### 1. 貸借対照表

区 分	第 15 期 (2022 年5月2日現在)	第 16 期 (2023 年5月2日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	177,451,660	150,656,496
流動資産合計	177,451,660	150,656,496
資産合計	177,451,660	150,656,496
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	17,471	16,191
未払委託者報酬	70,018	66,500
その他未払費用	97,252	90,128
流動負債合計	184,741	172,819
負債合計	184,741	172,819
純資産の部		
元本等		
元本	54,339,213	41,670,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	122,927,706	108,812,726
(分配準備積立金)	87,236,541	80,149,592
元本等合計	177,266,919	150,483,677
純資産合計	177,266,919	150,483,677
負債純資産合計	177,451,660	150,656,496

## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第 15 期 (自 2021 年5月7日 至 2022 年5月2日)	第 16 期 (自 2022 年5月3日 至 2023 年5月2日)
	金 額(円)	金 額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	29,539,364	16,908,285
営業収益合計	29,539,364	16,908,285
営業費用		
受託者報酬	36,633	33,368
委託者報酬	144,939	137,022
その他費用	203,845	185,790
営業費用合計	385,417	356,180
営業利益又は営業損失(△)	29,153,947	16,552,105
経常利益又は経常損失(△)	29,153,947	16,552,105
当期純利益又は当期純損失(△)	29,153,947	16,552,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	4,215,963	1,999,443
期首剰余金又は期首欠損金(△)	129,102,081	122,927,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,223	2,312,396
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,223	2,312,396
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,253,582	30,980,038
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,253,582	30,980,038
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	122,927,706	108,812,726

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の沿革

2008年2月7日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「バークレイズ・グローバル・インベスターズ インデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)」から「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)」から「JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)」に変更

2019年5月23日 マザーファンドを「インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

### 【参考情報】

インデックス・マザー・ファンド外国株式(旧マザーファンド)の沿革

2006年4月25日 信託契約締結、設定、運用開始

2009年12月2日 ファンド名称を「BGIインデックス・マザー・ファンド外国株式」から「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2017年5月18日 ファンド名称を「ブラックロック・インデックス・マザー・ファンド外国株式」から「インデックス・マザー・ファンド外国株式」に変更

2019年4月4日 信託契約解約、信託終了

先進国株式インデックス・マザーファンド(新マザーファンド)の沿革

2013年9月3日 信託契約締結、設定、運用開始

2017年5月3日 ファンド名称を「先進国株式インデックス・マザーファンド」か「先進国株式インデックス・マザーファンド」に変更

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、第16期計算期間(2022年5月3日から2023年5月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年7月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
**鶴田 光夫**  
A1FCB8208554BB...

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
**榎原 康太**  
018375B744AB490...

## 監査意見

当監査法人は、JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の2022年5月3日から2023年5月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JDFインデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)の2023年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査



手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区 分	第 15 期 (2022 年5月2日現在)	第 16 期 (2023 年5月2日現在)
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	177,451,660	150,656,496
流動資産合計	177,451,660	150,656,496
資産合計	177,451,660	150,656,496
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	17,471	16,191
未払委託者報酬	70,018	66,500
その他未払費用	97,252	90,128
流動負債合計	184,741	172,819
負債合計	184,741	172,819
純資産の部		
元本等		
元本	54,339,213	41,670,951
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	122,927,706	108,812,726
(分配準備積立金)	87,236,541	80,149,592
元本等合計	177,266,919	150,483,677
純資産合計	177,266,919	150,483,677
負債純資産合計	177,451,660	150,656,496

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第 15 期 (自 2021 年5月7日 至 2022 年5月2日)	第 16 期 (自 2022 年5月3日 至 2023 年5月2日)
	金 額(円)	金 額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	29,539,364	16,908,285
営業収益合計	29,539,364	16,908,285
営業費用		
受託者報酬	36,633	33,368
委託者報酬	144,939	137,022
その他費用	203,845	185,790
営業費用合計	385,417	356,180
営業利益又は営業損失(△)	29,153,947	16,552,105
経常利益又は経常損失(△)	29,153,947	16,552,105
当期純利益又は当期純損失(△)	29,153,947	16,552,105
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	4,215,963	1,999,443
期首剰余金又は期首欠損金(△)	129,102,081	122,927,706
剰余金増加額又は欠損金減少額	141,223	2,312,396
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	141,223	2,312,396
剰余金減少額又は欠損金増加額	31,253,582	30,980,038
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,253,582	30,980,038
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	122,927,706	108,812,726

### (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (2022年5月2日現在)	第16期 (2023年5月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	54,339,213口	41,670,951口
2 1口当たり純資産額	3.2622円	3.6112円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期 (自 2021年5月7日 至 2022年5月2日)	第16期 (自 2022年5月3日 至 2023年5月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,530,362円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(22,407,622円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(44,737,711円)、分配準備積立金(62,298,557円)により、分配対象収益は131,974,252円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,599,609円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(11,953,053円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(35,624,130円)、分配準備積立金(65,596,930円)により、分配対象収益は115,773,722円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



II 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (2022年5月2日現在)	第16期 (2023年5月2日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1)有価証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第15期 (2022年5月2日現在)	第16期 (2023年5月2日現在)
期首元本額	71,604,176 円	54,339,213 円
期中追加設定元本額	68,779 円	1,027,610 円
期中一部解約元本額	17,333,742 円	13,695,872 円

2 有価証券関係

第 15 期(2022 年5月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	25,259,921
合計	25,259,921

第 16 期(2023 年5月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	14,835,732
合計	14,835,732

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

**(4) 附属明細表**

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国株式インデックス・マザーファンド	46,542,013	150,656,496	
親投資信託受益証券 合計		46,542,013	150,656,496	
合計		46,542,013	150,656,496	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

## 純資産額計算書(2023年11月末現在)

「JDF インデックス・ファンド外国株式 I(適格機関投資家専用)」

I 資産総額	136,060,275 円
II 負債総額	22,664 円
III 純資産総額(I - II)	136,037,611 円
IV 発行済数量	33,037,498 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	4.1177 円

## 【参考情報】

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	38,150,564,001 円
II 負債総額	29,761,255 円
III 純資産総額(I - II)	38,120,802,746 円
IV 発行済数量	10,315,359,380 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	3.6955 円

## Ⅲ 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第7期	1,587,859,125	1,546,254,447	6,278,739,890
第8期	2,111,367,663	2,026,275,350	6,363,832,203
第9期	489,999,938	2,697,246,135	4,156,586,006
第10期	-	578,298,251	3,578,287,755
第11期	2,347,397,419	5,154,376,332	771,308,842
第12期	414,471	659,453,359	112,269,954
第13期	12,723,792	31,840,610	93,153,136
第14期	906,550	22,455,510	71,604,176
第15期	68,779	17,333,742	54,339,213
第16期	1,027,610	13,695,872	41,670,951
2023年5月3日～ 2023年11月2日	886,521	9,872,389	32,685,083





資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

米国株式(S&P500)  
インデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社

## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	63
2. 投資方針および投資リスク.....	65
3. その他詳細情報.....	69
4. 運用状況.....	71
II 財務ハイライト情報.....	74

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革.....	77
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	80
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	86
III 設定および解約の実績.....	87

資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

#### 2 目的および基本的性格

この投資信託は、S&P500 指数(配当込み、円換算ベース)\* (以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、主にブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資する上場投資信託証券(以下「ETF」といいます。)、および米国の株式へ投資します。

\* S&P500 指数(配当込み、円換算ベース)とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社がS&P500 指数(配当込み)に為替を乗じて算出した指数である S&P500®(TTM、円建て)を指します。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外/株式/インデックス型(その他)に分類されます。

#### 3 特色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

#### 【ファンドのベンチマーク】

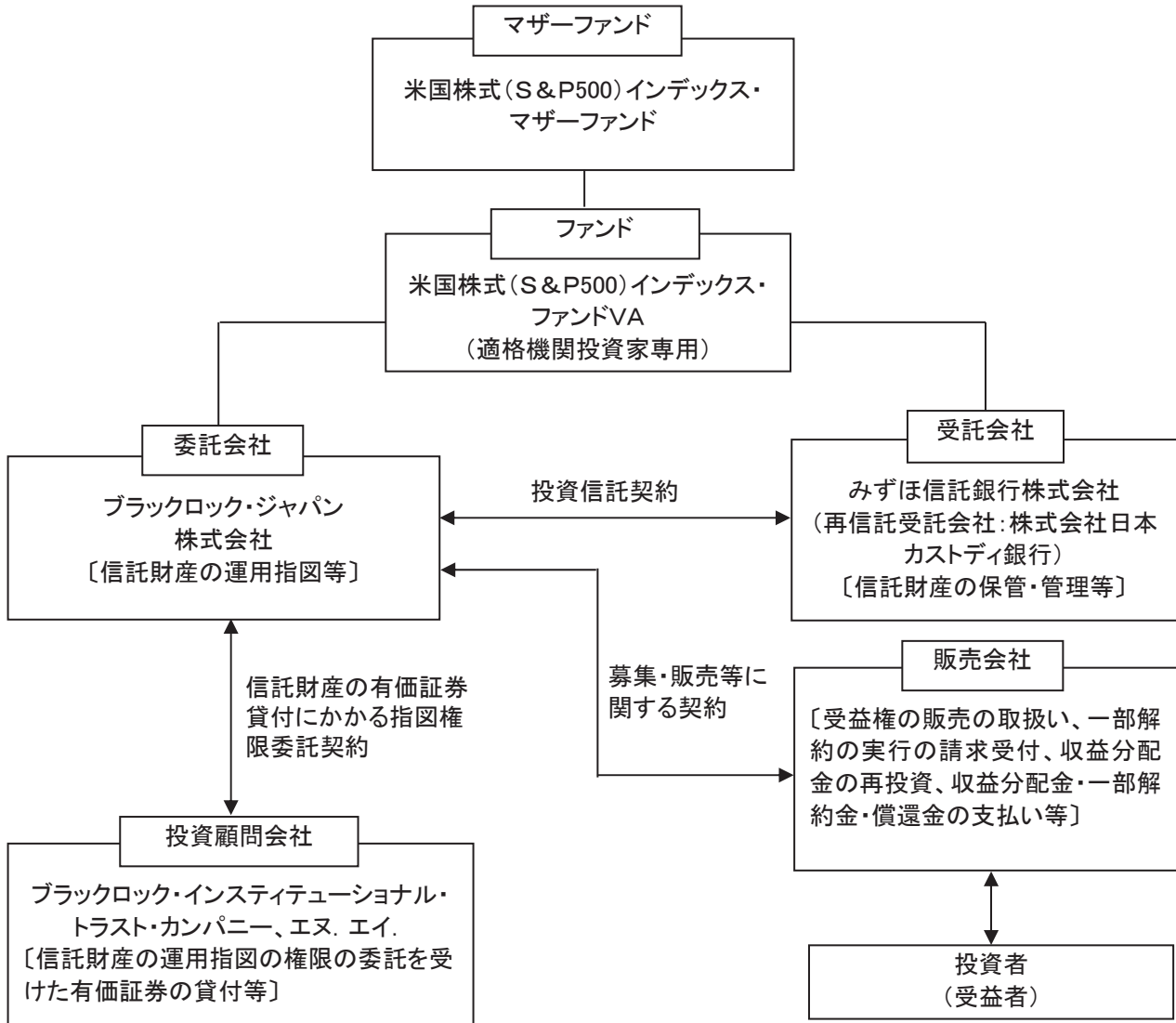
当ファンドはS&P500 指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

##### ■「S&P500指数」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下「S&P DJI」)またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追従する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社を考慮することなくS&P DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、S&P500 指数(配当込み、円換算ベース)に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国株式市場に投資を行い、対象指数に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ブラックロック・グループが運用する米国の株式に投資するETF、および米国の株式を主要投資対象とします。
- マザーファンドの受益証券への投資は、原則、高位を維持します。
- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

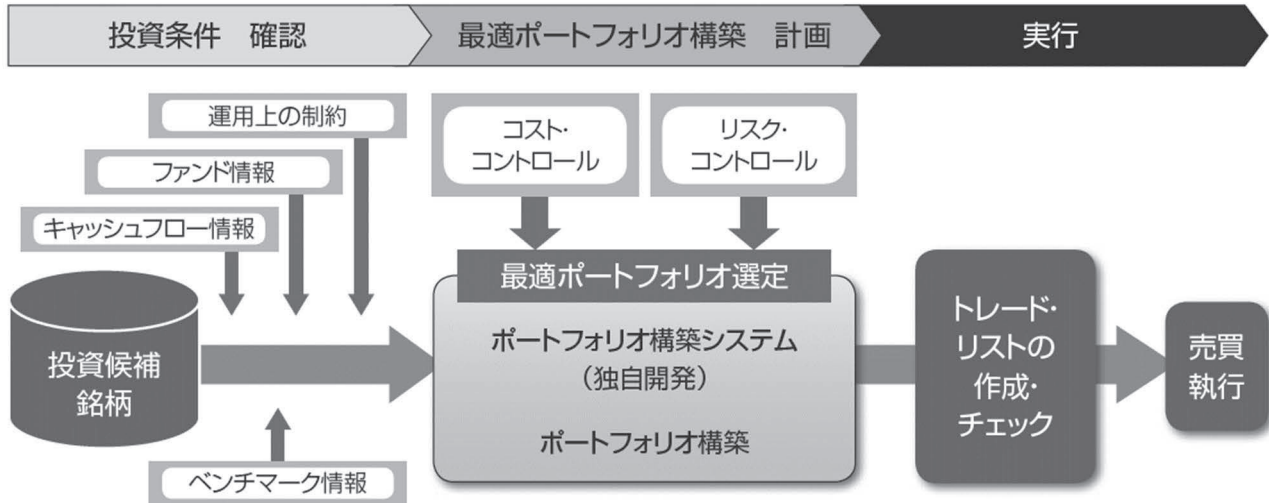
##### 米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド

- 米国株式市場に投資を行い、S&P500 指数(配当込み、円換算ベース)(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。投資にあたっては、ETFおよび米国の株式を主要投資対象とします。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率(組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)を行いません。
  1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
  3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)を行いません。
  1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
  2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
  3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金が変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

ます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券(上場投資信託証券)を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等)をほぼ直接に受けることが想定されます。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。



### 3. その他詳細情報

## 1 米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- a. 投資対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)とします。
- 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。)
  - 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 約束手形
- b. 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマーシャル・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 投資対象とする金融商品  
委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

## 2 米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

- a. 投資する株式等の範囲  
(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。  
(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- b. 信用取引の指図範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- c. 先物取引等の運用指図および範囲  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。  
(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション



取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社(約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指

図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のもので、  
「米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	18,156,655	100.01
内 日本	18,156,655	100.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△1,853	△0.01
純資産総額	18,154,802	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	米国株式(S&P500) インデックス・マザーフ ァンド	日本	親投資信託 受益証券	14,173,814	1.2113	17,169,147	1.2810	18,156,655	100.01

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年5月2日)	1,475,161	(同左)	1.0881	(同左)
2023年3月末日	1,025,452	—	1.0255	—
4月末日	1,407,168	—	1.0524	—
5月末日	2,904,058	—	1.1168	—
6月末日	3,551,326	—	1.2118	—
7月末日	5,490,456	—	1.2285	—
8月末日	9,134,924	—	1.2580	—
9月末日	11,477,484	—	1.2266	—
10月末日	14,157,087	—	1.1891	—
11月末日	18,154,802	—	1.2795	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—
2023年5月3日～ 2023年11月2日	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	8.8
2023年5月3日～ 2023年11月2日	12.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

**【参考情報】**

「米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド」

**マザーファンドの投資状況**

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	33,624,857,618	99.80
内 アメリカ	33,624,857,618	99.80
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	68,610,544	0.20
純資産総額	33,693,468,162	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

**マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄**

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託 受益証券 —	500,540	62,250.52 31,158,876,559	67,177.16 33,624,857,618	— —	99.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

**種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.80
合計	99.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

**マザーファンドの投資不動産物件**

該当事項はありません。

**マザーファンドのその他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年5月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,475,308
流動資産合計	1,475,308
資産合計	1,475,308
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	147
流動負債合計	147
負債合計	147
純資産の部	
元本等	
元本	1,355,671
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	119,490
(分配準備積立金)	99,671
元本等合計	1,475,161
純資産合計	1,475,161
負債純資産合計	1,475,308



## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年5月2日)
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	99,849
営業収益合計	99,849
営業費用	
その他費用	150
営業費用合計	150
営業利益又は営業損失(△)	99,699
経常利益又は経常損失(△)	99,699
当期純利益又は当期純損失(△)	99,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	28
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,839
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	19,839
剰余金減少額又は欠損金増加額	20
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	20
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	119,490

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2023年3月15日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは2023年3月15日に新規設定されたため、第1期計算期間を2023年3月15日から2023年5月2日までとしております。

(3)当ファンドは、第1期計算期間(2023年3月15日から2023年5月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年7月14日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
鶴田 光夫  
A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:  
榎原 康太  
018375B744A8490...

監査意見

当監査法人は、米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の2023年3月15日から2023年5月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の2023年5月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 1. 財務諸表

### (1) 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年5月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,475,308
流動資産合計	1,475,308
資産合計	1,475,308
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	147
流動負債合計	147
負債合計	147
純資産の部	
元本等	
元本	1,355,671
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	119,490
(分配準備積立金)	99,671
元本等合計	1,475,161
純資産合計	1,475,161
負債純資産合計	1,475,308

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年5月2日)
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	99,849
営業収益合計	99,849
営業費用	
その他費用	150
営業費用合計	150
営業利益又は営業損失(△)	99,699
経常利益又は経常損失(△)	99,699
当期純利益又は当期純損失(△)	99,699
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	28
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,839
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	19,839
剰余金減少額又は欠損金増加額	20
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	20
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	119,490

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年5月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,355,671口
2 1口当たり純資産額	1.0881円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年5月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(3,666円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(96,005円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(19,819円)、収益調整金(その他収益調整金)(0円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は119,490円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年5月2日現在)	
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額	金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年5月2日現在)
設定元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	357,120円
期中一部解約元本額	1,449円

2 有価証券関係

第1期(2023年5月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	99,820
合計	99,820

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。



**(4) 附属明細表**

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド	1,355,235	1,475,308	
親投資信託受益証券 合計		1,355,235	1,475,308	
合計		1,355,235	1,475,308	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書(2023年11月末現在)

「米国株式(S&P500)インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

I 資産総額	19,435,555 円
II 負債総額	1,280,753 円
III 純資産総額(I - II)	18,154,802 円
IV 発行済数量	14,188,732 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.2795 円

### 【参考情報】

「米国株式(S&P500)インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	33,937,103,433 円
II 負債総額	243,635,271 円
III 純資産総額(I - II)	33,693,468,162 円
IV 発行済数量	26,303,030,748 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.2810 円

### Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,357,120	1,449	1,355,671
2023年5月3日～ 2023年11月2日	11,110,876	500,597	11,965,950



資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

フランクリン・テンプルトン・  
グローバル株式ファンド VA  
(適格機関投資家専用)

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	91
2. 投資方針および投資リスク.....	93
3. その他詳細情報.....	97
4. 運用状況.....	99
II 財務ハイライト情報.....	102
III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目.....	103

### 資産の運用に関する重要な事項

I ファンドの沿革.....	104
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	104
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	107
III 設定及び解約の実績.....	107

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

### I 投資信託(ファンド)の状況

#### 1. 投資信託(ファンド)の性格

##### 1 名称

フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

##### 2 目的および基本的性格

当ファンドは、「フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

※一般社団法人投資信託協会が公募投資信託について定める「商品分類に関する指針」に基づいて分類した場合、当ファンドは、「追加型投信／海外／株式」に該当します。

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…投資信託約款において、海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…投資信託約款において、株式による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※信託金の上限は 1,000 億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

##### 3 特色

- MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

#### 【MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)】

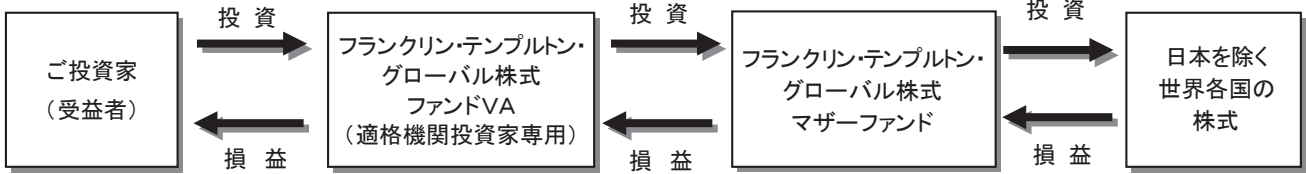
MSCI コクサイ・インデックスとは、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式で構成されています。

MSCI コクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権は、全て MSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. では、かかるデータに基づく投資による損失に一切責任を負いません。

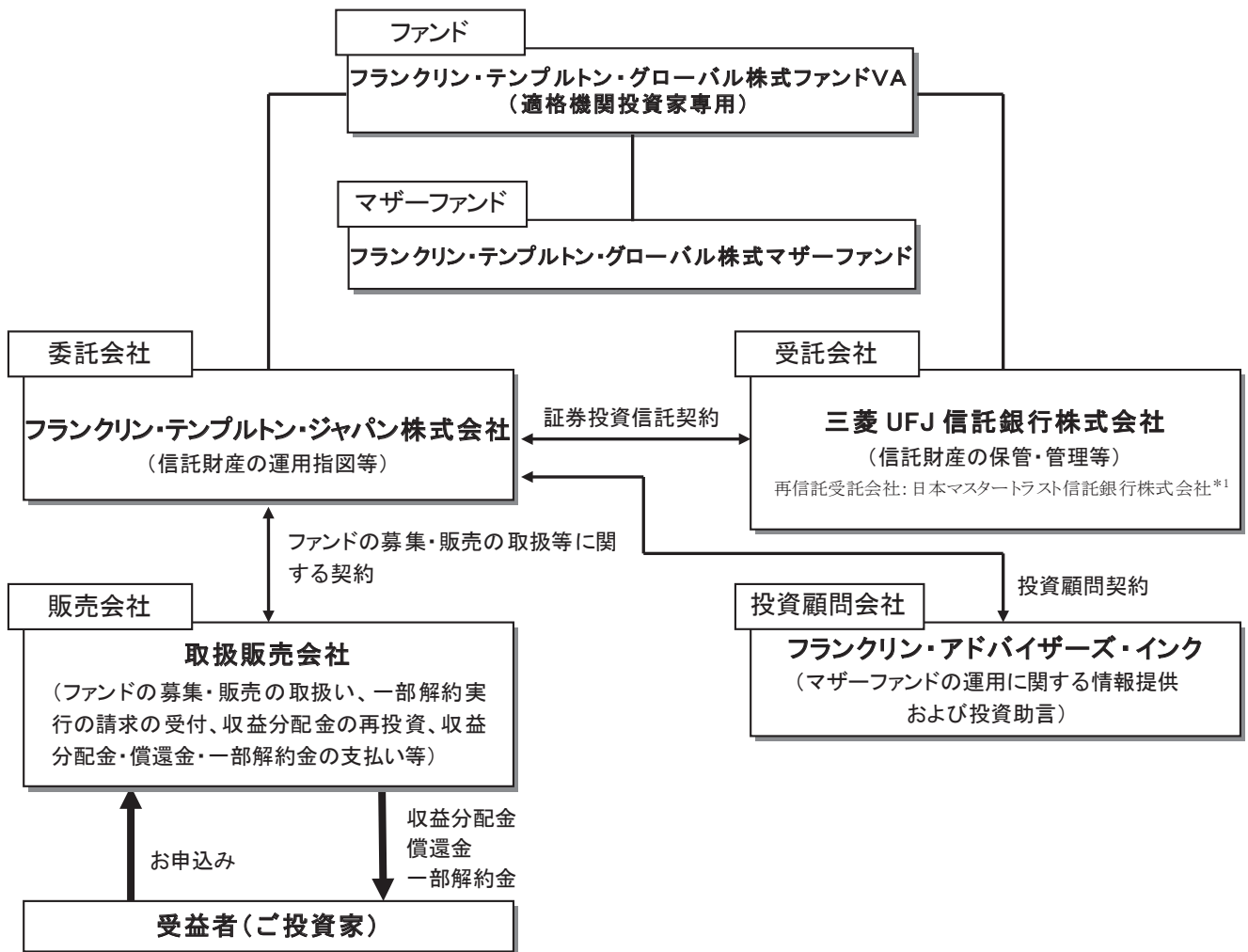
- ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。
- ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。
- 外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ファミリーファンド方式で運用します。

ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてペーパーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



\*1 受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

主として、日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。

- ①ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。
- ②ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。
- ③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④外貨建資産への実質投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑦金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

#### フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド

- ①主として日本を除く世界各国の証券取引所上場株式・店頭登録株式に投資をすることにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。
- ②MSCIコクサイ・インデックス(配当込、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。
- ③ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。
- ④ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。
- ⑤株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ⑥外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑦国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、有価証券指数等オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑧異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑨金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。
- ⑩資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

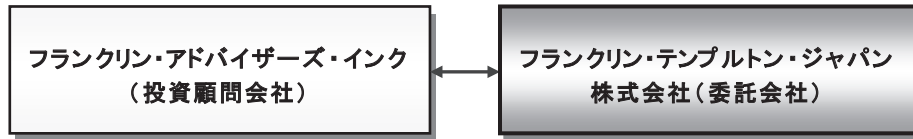
※投資対象の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

## 2 運用体制

### ①運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。

その運用は、委託会社がフランクリン・アドバイザーズ・インクの投資助言を受けて行います。

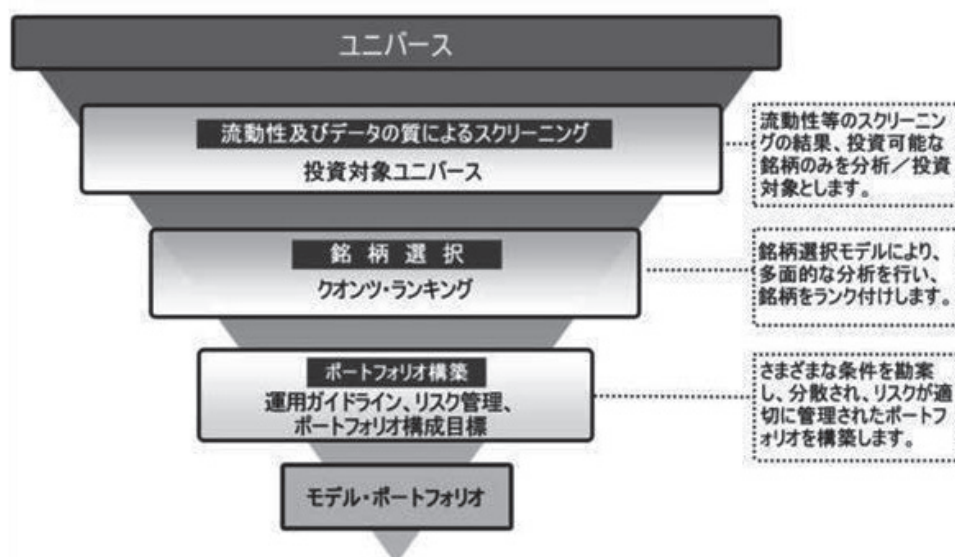


#### ◇フランクリン・アドバイザーズ・インクの概要

- ・米国カリフォルニア州サンマテオを拠点として、世界中の幅広い投資家にソリューションを提供
- ・米国株式、グローバル株式を対象とした運用戦略の他、セクター戦略、マルチ・アセット戦略を提供

#### ＜投資顧問会社におけるポートフォリオ構築プロセス＞

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



### ②内部管理体制および意思決定を監督する組織等

委託会社では、組織規則においてファンドの運用に関係する部署を規定しており、証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程において、証券投資信託にかかわる信託財産の運用に関し、基本的な事項を定めております。また、実際の売買執行等について社内規程を設けているほか、各部署において業務マニュアルを策定しております。運用に関しては、運用部門及び関連部署の代表で構成される社内委員会が開催され、各ファンドの運用状況の報告のほか、その他運用に関する事項について審議します。

ファンドのリスク管理は、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告等、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

### ③委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、法令等の遵守状況に関する調査を実施します。委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

※上記体制は 2023 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



### 3 主な投資制限

**①株式への投資割合**

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

**②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合**

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

**③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資割合**

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

**④同一銘柄の株式への投資割合**

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合**

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合**

同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑦外貨建資産への投資割合**

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

※投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

**フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド**

**①株式への投資割合**

株式への投資割合には、制限を設けません。

**②新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合**

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

**③投資信託証券への投資割合**

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

**④同一銘柄の株式への投資割合**

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑤同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合**

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑥同一銘柄の転換社債等への投資割合**

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

**⑦外貨建資産への投資割合**

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 4 投資リスクについて

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。  
 したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドが主たる組入対象とする有価証券等には主として次のような性質があり、基準価額を変動させる要因となります。

### ① 株価変動リスク

株式の実質組入比率において、原則として高位を維持しますので、株式市場の変動に大きく影響されることが予想されます。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落することにより、当ファンドの基準価額も値下がりがりますことがあります。

### ② 信用リスク

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品にデフォルト(元利金支払いの不履行及び遅延)が生じた場合、またはデフォルトが予想される局面となった場合には、当該商品の価格は大きく下落し(価格がゼロになることもあります。)、当ファンドの受益証券の基準価額の下落要因になります。

### ③ 外国証券へ投資するリスク

外国通貨建証券は、一般的に外国為替相場が円高になった場合には、当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、外国証券は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて、価格が大きく変動する可能性もあります。

### ④ デリバティブ活用のリスク

当ファンドは有価証券、為替、金利関連のデリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性があり、運用上意図した投資成果が得られない場合もあります。デリバティブに基づく損失は、基準価額を引下げるか、またはより一層の変動をもたらします。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

### リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※上記体制は 2023 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。



3. その他詳細情報

1 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- ①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- a.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。))第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
    - (イ) 有価証券
    - (ロ) デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)(に)に係る権利のうち、次に掲げる権利
      - (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)(に)に係る権利
      - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)(に)に係る権利
      - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)(に)に係る権利
      - (4)外国金融商品市場において行方取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
      - (5)有価証券先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。)(に)に係る権利
      - (6)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)(に)に係る権利
      - (7)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。)(に)に係る権利
      - (8)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)(に)に係る権利
      - (9)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。)(に)に係る権利
      - (10)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをい)、金融先物取引を除きます。)(に)に係る権利(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)
    - (ハ) 金銭債権
    - (ニ) 約束手形
  - b.次に掲げる特定資産以外の資産
    - (イ)為替手形
- ②委託会社は、信託金を、主としてフランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託であるフランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンドの受益証券並びに次の有価証券に投資することを指図します。
- a.株券または新株引受権証券
  - b.国債証券
  - c.地方債証券
  - d.特別の法律により法人の発行する債券
  - e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
  - f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - i.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - j.コーポレート・ベーパー
  - k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
  - l.及び新株予約権証券
  - l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
  - m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
  - o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
  - p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券に限ります。)
  - q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
  - r.外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
  - t.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
  - u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - v.外国の者に対する権利で上記u.の権利の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ③上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が適用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記①a.の(イ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記①d.に掲げる資産により運用することを指図ができます。

2 フランクリン・テンプルトン・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

<信託約款に基づく投資制限>

- ①株式への投資制限
- a.株式への実質投資割合には、制限を設けません。
  - b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - c.上記b.において信託財産に属するとみなした額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ②投資する株式等の範囲
- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
  - b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されること確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができます。とします。
- ③新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限
- a.委託会社は、取得時において、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
  - b.委託会社は、取得時において、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - c.上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限
- a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - b.上記a.において信託財産に属するとみなした額は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限
- a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
  - b.上記a.において信託財産に属するとみなした額は、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額と、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥外貨建資産への投資制限
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑦信用取引の指図範囲
- a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けたこと指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の買渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ハ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
    - (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
    - (ロ) 株式分割により取得する株券
    - (ハ) 有償増資により取得する株券
  - (イ) 売出しにより取得する株券
  - (ロ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)(の行使により取得可能な株券
  - (ハ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権(上記(ロ)に定めるものを除きます。)(の行使により取得可能な株券
- ⑧先物取引等の運用指図
- a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引(以下「店頭オプション取引」といいます。))の指図をすることができます。なお、店頭オプション取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。
    - (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))と同一範囲内とします。
    - (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券及びマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))と同一範囲内とします。
    - (ハ) 先物取引の買建及びプット・オプションの買付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))と同一範囲内とします。
    - (ニ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことができます。
    - (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))と同一範囲内とします。
    - (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))と同一範囲内とします。
    - (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内と、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
  - c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことができます。

# フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券及び組入抵当証券の利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用されているのをいひ、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券及び組入抵当証券に係る利払金及び償還金等並びに上記の投資対象③に掲げる特定資産等で運用している額(以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権、信託受益証券並びに外貨建組入貸付債権、信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本⑧において規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ⑨ スワップ取引の運用指図
- a. 委託会社は、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なるものについては限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額の合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記 c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとおき、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑩ 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なるものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 c)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額(「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本 d)において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記 c. 及び d. においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとおき、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑪ 有価証券の貸付の指図及び範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたとおき、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑫ 有価証券の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記⑬の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をします。
- ⑬ 有価証券の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたとおき、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をします。
- d. 上記 a. の借入れに係る借入料は信託財産中から支弁します。
- ⑭ 資金の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 上記 a. の資金借入額は、下記(イ)から(ロ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- (イ) 一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- (ロ) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内
- (ハ) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- d. 上記 b. の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- e. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ⑮ 外国為替予約の指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- b. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額とマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- < 投資法に基づく投資制限 >
- (イ) 同一株式の投資制限
- 委託会社は、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数にかかると議決権の総数が100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。



4. 運用状況

1 投資状況(2023年11月末現在)

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	8,824,426	100.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△15,137	△0.17
合計(純資産総額)		8,809,289	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド

資産の種類	国名/地域名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	5,900,283,365	70.79
	カナダ	338,425,014	4.06
	ドイツ	112,973,810	1.36
	イタリア	182,824,969	2.19
	フランス	77,515,271	0.93
	オランダ	300,345,580	3.60
	スペイン	88,942,203	1.07
	ルクセンブルク	68,937,261	0.83
	イギリス	307,728,357	3.69
	スイス	194,358,320	2.33
	スウェーデン	50,900,802	0.61
	デンマーク	203,884,860	2.45
	ケイマン諸島	10,137,820	0.12
	オーストラリア	136,087,513	1.63
イスラエル	84,871,032	1.02	
小計		8,058,216,177	96.68
投資証券	アメリカ	106,135,657	1.27
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		170,598,891	2.05
合計(純資産総額)		8,334,950,725	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

2 投資資産(2023年11月末現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	券面総額	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,230,863	6.3089	7,765,398	7.1693	8,824,426	100.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.17

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



フランクリン・テンプレトン・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

【参考情報】マザーファンドの投資資産(2023年11月末現在)

フランクリン・テンプレトン・グローバル株式マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	19,041	21,679.58	412,801,049	27,850.64	530,304,149	6.36
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	5,525	37,197.84	205,518,115	55,717.46	307,839,019	3.69
3	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	コミュニケーション・サービス	9,994	13,280.42	132,724,528	20,060.34	200,483,118	2.41
4	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	ヘルスケア	9,664	10,788.84	104,263,408	14,932.40	144,306,752	1.73
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	コミュニケーション・サービス	7,162	13,245.12	94,861,580	19,852.97	142,187,038	1.71
6	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品	1,629	71,208.35	115,998,407	86,456.57	140,837,753	1.69
7	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	情報技術	1,206	94,321.83	113,752,139	101,622.09	122,556,243	1.47
8	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	情報技術	1,699	64,133.45	108,962,735	70,799.49	120,288,347	1.44
9	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	情報技術	5,248	17,082.18	89,647,283	21,966.37	115,279,537	1.38
10	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア	1,449	69,996.49	101,424,922	78,679.50	114,006,608	1.37
11	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	5,151	13,858.40	71,384,650	21,519.28	110,845,824	1.33
12	アメリカ	株式	CATERPILLAR INC	資本財・サービス	2,872	34,655.57	99,530,811	36,686.61	105,363,948	1.26
13	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス	270	365,695.43	98,737,768	381,868.72	103,104,556	1.24
14	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	6,743	16,164.46	108,996,979	15,051.14	101,489,863	1.22
15	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-A	コミュニケーション・サービス	2,076	44,873.75	93,157,906	48,856.65	101,426,414	1.22
16	アメリカ	株式	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	ヘルスケア	1,958	42,692.95	83,592,797	51,621.56	101,075,034	1.21
17	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	113,423	1,027.61	116,555,743	881.79	100,015,422	1.20
18	アメリカ	株式	LOWE'S COS INC	一般消費財・サービス	3,334	30,259.65	100,885,681	29,402.23	98,027,049	1.18
19	アメリカ	株式	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	金融	10,231	8,702.13	89,031,512	9,534.54	97,547,962	1.17
20	アメリカ	株式	DECKERS OUTDOOR CORP	一般消費財・サービス	992	61,232.59	60,742,734	96,329.37	95,558,744	1.15
21	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	情報技術	13,334	7,121.12	94,953,140	7,066.71	94,227,558	1.13
22	アメリカ	株式	PULTEGROUP INC	一般消費財・サービス	7,001	8,040.31	56,290,259	12,943.63	90,618,359	1.09
23	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC	ヘルスケア	5,831	11,103.78	64,746,170	15,486.47	90,301,612	1.08
24	スペイン	株式	REPSOL SA	エネルギー	39,265	2,422.64	95,125,352	2,265.17	88,942,203	1.07
25	アメリカ	株式	MOLINA HEALTHCARE INC	ヘルスケア	1,720	40,492.78	69,647,587	51,595.09	88,743,568	1.06
26	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	金融	13,706	6,878.46	94,276,226	6,438.72	88,249,159	1.06
27	イタリア	株式	UNICREDIT SPA	金融	21,386	3,071.92	65,696,086	4,090.24	87,473,889	1.05
28	アメリカ	株式	MGIC INVESTMENT CORP	金融	34,158	2,023.68	69,124,971	2,550.19	87,109,520	1.05
29	アメリカ	株式	MCKESSON CORP	ヘルスケア	1,283	51,446.55	66,005,932	67,166.86	86,175,093	1.03
30	アメリカ	株式	ALLY FINANCIAL INC	金融	20,223	4,300.32	86,965,509	4,212.08	85,180,991	1.02

(注1) 2023年11月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	素材	3.70
	エネルギー	4.98
	資本財・サービス	9.40
	一般消費財・サービス	10.61
	生活必需品	7.34
	ヘルスケア	12.67
	金融	14.07
	情報技術	23.28
	コミュニケーション・サービス	8.54
	公益事業	2.10
	投資証券	—
合計		97.95

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類または各業種の評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの  
該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

期間末		純資産総額 (円)		基準価額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第11計算期間末	(2014年3月3日)	1,885,829	1,885,829	19,592	19,592
第12計算期間末	(2015年3月2日)	2,464,190	2,464,190	25,600	25,600
第13計算期間末	(2016年3月1日)	2,108,475	2,108,475	21,905	21,905
第14計算期間末	(2017年3月1日)	2,554,413	2,554,413	26,538	26,538
第15計算期間末	(2018年3月1日)	2,905,409	2,905,409	30,184	30,184
第16計算期間末	(2019年3月1日)	2,941,115	2,941,115	30,555	30,555
第17計算期間末	(2020年3月2日)	2,768,051	2,768,051	28,757	28,757
第18計算期間末	(2021年3月1日)	3,598,988	3,598,988	37,390	37,390
第19計算期間末	(2022年3月1日)	4,483,198	4,483,198	46,576	46,576
第20計算期間末	(2023年3月1日)	5,038,064	5,038,064	52,340	52,340
	2022年11月末日	5,014,868	—	52,099	—
	12月末日	4,661,726	—	48,431	—
	2023年1月末日	4,844,115	—	50,325	—
	2月末日	5,051,362	—	52,479	—
	3月末日	4,952,797	—	51,455	—
	4月末日	5,012,624	—	52,076	—
	5月末日	5,272,684	—	54,480	—
	6月末日	5,918,777	—	58,778	—
	7月末日	6,294,062	—	59,835	—
	8月末日	6,764,350	—	60,790	—
	9月末日	7,191,006	—	60,178	—
	10月末日	7,534,081	—	58,534	—
	11月末日	8,809,289	—	61,992	—

(注) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

② 分配の推移

期	期間	1万口当たりの 分配金 (円)
第11計算期間	2013年3月2日～2014年3月3日	0
第12計算期間	2014年3月4日～2015年3月2日	0
第13計算期間	2015年3月3日～2016年3月1日	0
第14計算期間	2016年3月2日～2017年3月1日	0
第15計算期間	2017年3月2日～2018年3月1日	0
第16計算期間	2018年3月2日～2019年3月1日	0
第17計算期間	2019年3月2日～2020年3月2日	0
第18計算期間	2020年3月3日～2021年3月1日	0
第19計算期間	2021年3月2日～2022年3月1日	0
第20計算期間	2022年3月2日～2023年3月1日	0

③ 収益率の推移

期	期間	収益率 (%)
第11計算期間	2013年3月2日～2014年3月3日	42.90
第12計算期間	2014年3月4日～2015年3月2日	30.67
第13計算期間	2015年3月3日～2016年3月1日	△14.43
第14計算期間	2016年3月2日～2017年3月1日	21.15
第15計算期間	2017年3月2日～2018年3月1日	13.74
第16計算期間	2018年3月2日～2019年3月1日	1.23
第17計算期間	2019年3月2日～2020年3月2日	△5.88
第18計算期間	2020年3月3日～2021年3月1日	30.02
第19計算期間	2021年3月2日～2022年3月1日	24.57
第20計算期間	2022年3月2日～2023年3月1日	12.38
第21中間計算期間	2023年3月2日～2023年9月1日	15.32

(注) 収益率は、計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前計算期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

## II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」の「1. 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託(ファンド)の経理状況」中の「1. 財務諸表」については、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は当該箇所添付されております。

### (1) 貸借対照表

(単位:円)

	第19期 2022年3月1日現在	第20期 2023年3月1日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,501,084	5,057,288
流動資産合計	4,501,084	5,057,288
資産合計	4,501,084	5,057,288
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,987	2,132
未払委託者報酬	14,841	15,989
その他未払費用	1,058	1,103
流動負債合計	17,886	19,224
負債合計	17,886	19,224
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	962,557	962,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,520,641	4,075,507
(分配準備積立金)	3,425,216	3,980,082
元本等合計	4,483,198	5,038,064
純資産合計	4,483,198	5,038,064
負債純資産合計	4,501,084	5,057,288

(未適用の会計基準等に関する注記)  
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第19期 2022年3月1日現在	第20期 2023年3月1日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 4.6576円 (一万口当たり純資産額)(46,576円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 5.2340円 (一万口当たり純資産額)(52,340円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
	分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	71,111円	93,646円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	813,099円	461,220円
収益調整金額	165,459円	165,459円
分配準備積立金額	2,541,006円	3,425,216円
当ファンドの分配対象収益額	3,590,675円	4,145,541円
当ファンドの期末残存口数	962,557口	962,557口
1万口当たり収益分配対象額	37,303.48円	43,067.99円
1万口当たり分配金額	-円	-円
収益分配金額	-円	-円

### (2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	918,608	593,026
営業収益合計	918,608	593,026
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,825	4,244
委託者報酬	28,568	31,735
その他費用	2,005	2,181
営業費用合計	34,398	38,160
営業利益又は営業損失(△)	884,210	554,866
経常利益又は経常損失(△)	884,210	554,866
当期純利益又は当期純損失(△)	884,210	554,866
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,636,431	3,520,641
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,520,641	4,075,507

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該金額が異なることもあります。	同左

### (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
	有価証券の評価基準及び評価方法

## フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

### II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 19 期	第 20 期
	自 2021 年 3 月 2 日 至 2022 年 3 月 1 日	自 2022 年 3 月 2 日 至 2023 年 3 月 1 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)  
該当事項はありません。

(その他の注記)

#### 1 元本の移動

項目	第 19 期	第 20 期
	自 2021 年 3 月 2 日 至 2022 年 3 月 1 日	自 2022 年 3 月 2 日 至 2023 年 3 月 1 日
期首元本額	962,557 円	962,557 円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中解約元本額	- 円	- 円

#### 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	第 19 期	第 20 期
	2022 年 3 月 1 日現在 当期の損益に含まれた 評価差額 (円)	2023 年 3 月 1 日現在 当期の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	915,406	591,436
合計	915,406	591,436

3 デリバティブ取引関係  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

ファンドの沿革、投資信託(ファンド)の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

### I ファンドの沿革

### II 投資信託(ファンド)の経理状況

#### 1. 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

#### 2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書

### III 設定及び解約の実績

資産の運用に関する重要な事項

I ファンドの沿革

- 2003年6月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
- 2006年1月1日 名称を「シティ・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」から「LM・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」に変更
- 2022年8月10日 名称を「LM・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」から「フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」に変更

II 投資信託(ファンド)の経理状況

1. 財務諸表

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。  
 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、第20期計算期間(2022年3月2日から2023年3月1日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (3) 2022年8月10日に、ファンドの名称を「LM・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」から「フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)」に変更いたしました。

独立監査人の監査報告書

2023年6月25日

フランクリン・templton・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福村 寛

**監査意見**  
 当監査法人は、フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)の2022年3月2日から2023年3月1日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記並びに附属明細表について監査を行った。  
 当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)の2022年3月1日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**  
 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**  
 その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。  
 当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者の責任**  
 経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

フランクリン・templton・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第19期 2022年3月1日現在	第20期 2023年3月1日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,501,084	5,057,288
流動資産合計	4,501,084	5,057,288
資産合計	4,501,084	5,057,288
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	1,987	2,132
未払委託者報酬	14,841	15,989
その他未払費用	1,058	1,103
流動負債合計	17,886	19,224
負債合計	17,886	19,224
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	962,557	962,557
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,520,641	4,075,507
(分配準備積立金)	3,425,216	3,980,082
元本等合計	4,483,198	5,038,064
純資産合計	4,483,198	5,038,064
負債純資産合計	4,501,084	5,057,288

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	918,608	593,026
営業収益合計	918,608	593,026
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	3,825	4,244
委託者報酬	28,568	31,735
その他費用	2,005	2,181
営業費用合計	34,398	38,160
営業利益又は営業損失(△)	884,210	554,866
経常利益又は経常損失(△)	884,210	554,866
当期純利益又は当期純損失(△)	884,210	554,866
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	-	-
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,636,431	3,520,641
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,520,641	4,075,507

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(未適用の会計基準等に関する注記)  
該当事項はありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第19期 2022年3月1日現在	第20期 2023年3月1日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 962,557口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 4.6576円 (一万口当たり純資産額) (46,576円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額 5.2340円 (一万口当たり純資産額) (52,340円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	71,111円	93,646円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	813,099円	461,220円
収益調整金額	165,459円	165,459円
分配準備積立金額	2,541,006円	3,425,216円
当ファンドの分配対象収益額	3,590,675円	4,145,541円
当ファンドの期末残存口数	962,557口	962,557口
1万口当たり収益分配対象額	37,303.48円	43,067.99円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第19期 自2021年3月2日 至2022年3月1日	第20期 自2022年3月2日 至2023年3月1日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は(その他の注記)の2有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、投資証券の価格変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、以下の事項について審議を行い、運用本部に必要な勧告または是正を命じます。 1. パフォーマンス評価 2. リスク分析 3. 運用ガイドラインチェック 4. その他運用リスクに関する事項に関する報告や承認等	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

フランクリン・templton・グローバル株式ファンドVA(適格機関投資家専用)

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 19 期	第 20 期
	自 2021 年 3 月 2 日 至 2022 年 3 月 1 日	自 2022 年 3 月 2 日 至 2023 年 3 月 1 日
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	第 19 期	第 20 期
	自 2021 年 3 月 2 日 至 2022 年 3 月 1 日	自 2022 年 3 月 2 日 至 2023 年 3 月 1 日
期首元本額	962,557 円	962,557 円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中解約元本額	－円	－円

2 有価証券関係  
売買目的有価証券

種類	第 19 期	第 20 期
	2022 年 3 月 1 日現在	2023 年 3 月 1 日現在
	当期の損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	915,406	591,436
合計	915,406	591,436

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式  
該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	日本円	フランクリン・templton・グローバル株式マザーファンド	840,109	5,057,288	
	小計	銘柄数: 1 組入時価比率: 100.4%	840,109	5,057,288 100.0%	
合計				5,057,288	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書(2023年11月末現在)

I 資産総額	8,824,426 円
II 負債総額	15,137 円
III 純資産総額 (I - II)	8,809,289 円
IV 発行済口数	1,421,045 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	61,992 円

### 【参考情報】マザーファンドの純資産額計算書(2023年11月末現在)

#### フランクリン・テンプルトン・グローバル株式マザーファンド

I 資産総額	8,384,951,165 円
II 負債総額	50,000,440 円
III 純資産総額 (I - II)	8,334,950,725 円
IV 発行済口数	1,162,592,312 口
V 1万口当たり純資産額 (III/IV×10,000)	71,693 円

### III 設定及び解約の実績

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第11 計算期間	—	—
第12 計算期間	—	—
第13 計算期間	—	—
第14 計算期間	—	—
第15 計算期間	—	—
第16 計算期間	—	—
第17 計算期間	—	—
第18 計算期間	—	—
第19 計算期間	—	—
第20 計算期間	—	—
第21 中間計算期間	150,180	—

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。



資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内債券インデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	111
2. 投資方針および投資リスク.....	113
3. その他詳細情報.....	117
4. 運用状況.....	119
II 財務ハイライト情報.....	124

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革.....	127
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	130
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	136
III 設定および解約の実績.....	137

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

## 2 目的及び基本的性格

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合(以下、「ベンチマーク」といいます。)に連動する運用成果を目指します。国内債券インデックス・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/国内/債券/インデックス型(その他)に分類されます。

## 3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、円建ての債券市場を代表する指数(NOMURA-BPI 総合)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 【ファンドのベンチマーク】

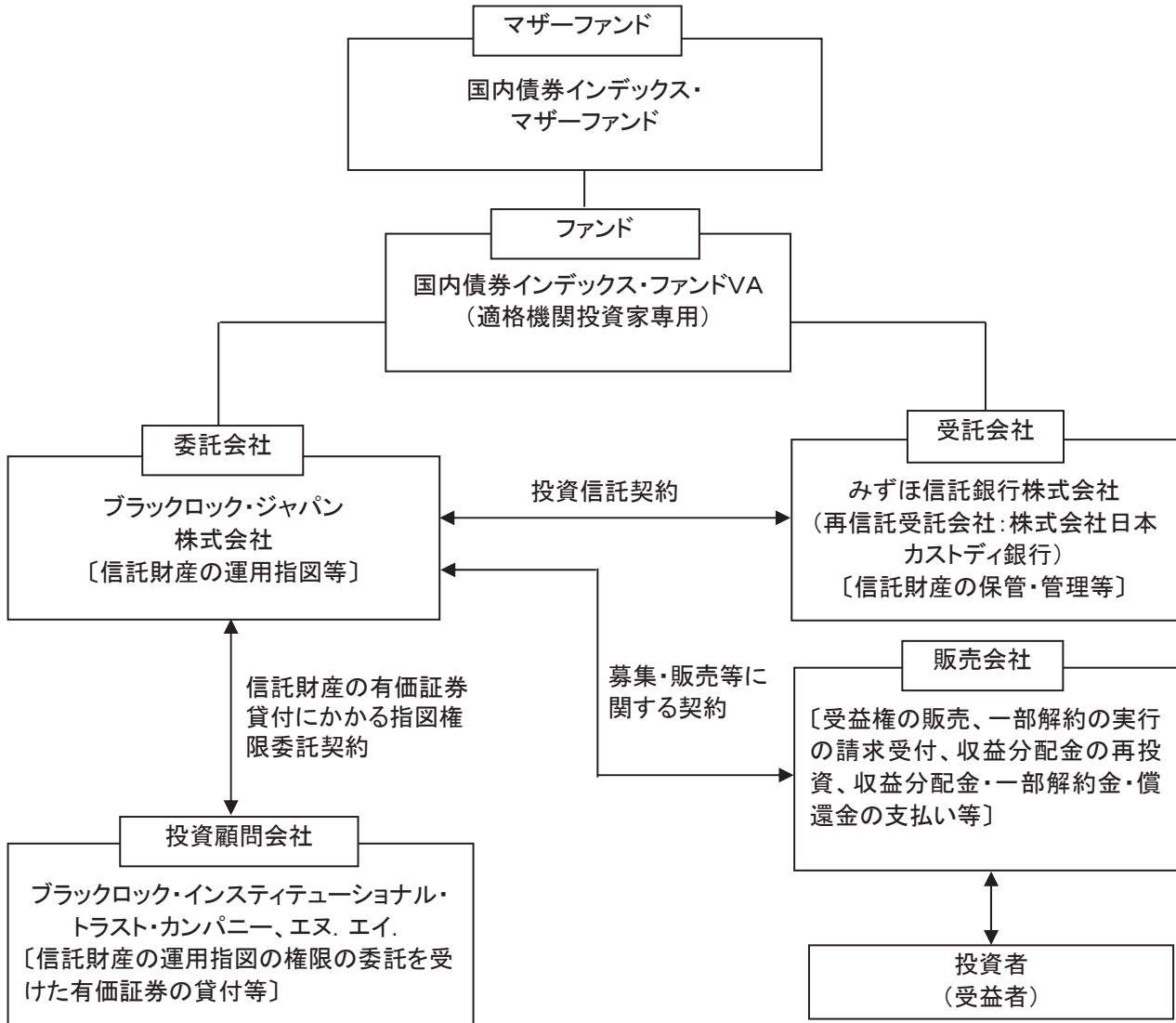
当ファンドは NOMURA-BPI 総合をベンチマークとします。

## ■ 「NOMURA-BPI 総合」の著作権等について

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI総合の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI総合を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、将来変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

#### 投資方針

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として円建ての債券等に投資を行い NOMURA-BPI 総合の動きに連動した投資成果を目指して運用を行います。

#### 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

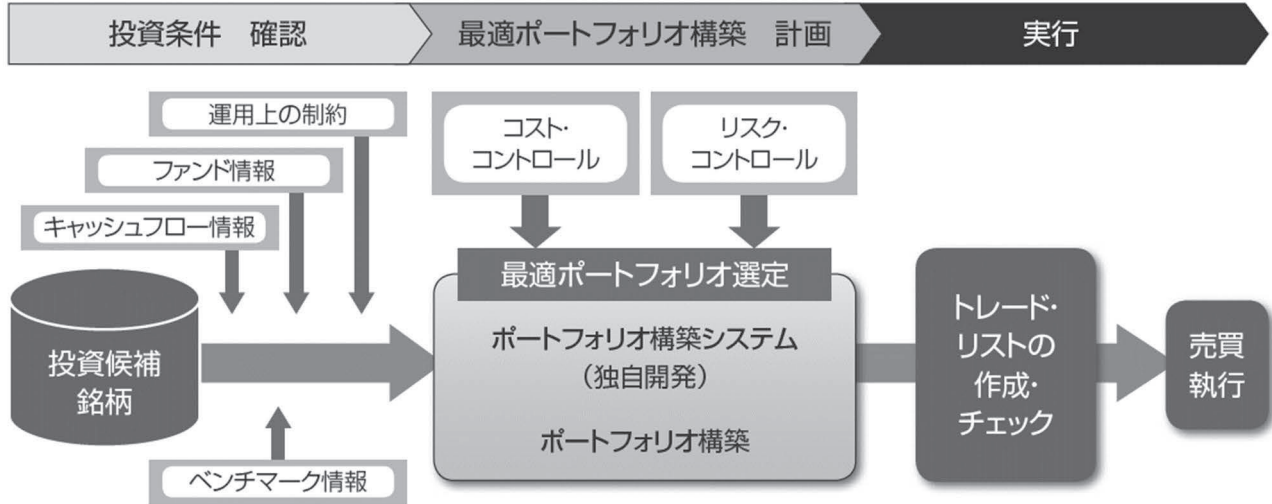
##### 国内債券インデックス・マザーファンド

- 円建ての債券市場を代表する指数(NOMURA-BPI 総合)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。



### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

d. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- a. 投資対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。)
  3. 約束手形(1. に掲げるものに該当するものを除きます。)
  4. 金銭債権(1. および3. に掲げるものに該当するものを除きます。)
- b. 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内債券インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。 )の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図します。
1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )
  6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )
  8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )
  9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。 )
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。 )
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。 )
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。 )
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。 )
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。 )
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。 )
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号並びに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号並びに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(投資法人債券を除きます。 )を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 投資対象とする金融商品  
委託会社は、信託金を、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、b. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。 )
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

- a. 先物取引等の運用指図  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。 )、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。 )。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の運用指図  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡



## 国内債券インデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### d. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社(約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### e. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けすることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を返還するための指図をするものとします。

### f. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信

託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁します。

### g. 外貨建資産への投資制限

(a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(b) (a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### h. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

### i. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、また再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のものです。  
「国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,236,195	100.05
内 日本	1,236,195	100.05
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△622	△0.05
純資産総額	1,235,573	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,172,416	1.0602	1,243,094	1.0544	1,236,195	100.05

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.05

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年8月2日)	1,126,844	(同左)	0.9888	(同左)
2023年3月末日	1,003,556	—	1.0036	—
4月末日	1,032,526	—	1.0064	—
5月末日	1,074,399	—	1.0051	—
6月末日	1,086,870	—	1.0075	—
7月末日	1,090,928	—	0.9917	—
8月末日	1,163,891	—	0.9844	—
9月末日	1,162,077	—	0.9772	—
10月末日	1,173,048	—	0.9615	—
11月末日	1,235,573	—	0.9817	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	△1.1

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

## 【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

## マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	44,284,387,680	85.81
内 日本	44,284,387,680	85.81
地方債証券	2,435,031,945	4.72
内 日本	2,435,031,945	4.72
特殊債券	2,271,222,083	4.40
内 日本	2,271,222,083	4.40
社債券	2,592,348,250	5.02
内 日本	2,494,279,150	4.83
内 フランス	98,069,100	0.19
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	24,104,140	0.05
純資産総額	51,607,094,098	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## 国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

## マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	341 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	660,000,000	100.66 664,358,400	100.56 663,722,400	0.300000 2025/12/20	1.29
2	149 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	570,000,000	99.83 569,059,500	99.83 569,042,400	0.005000 2026/9/20	1.10
3	362 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	555,000,000	97.41 540,677,900	97.42 540,697,650	0.100000 2031/3/20	1.05
4	158 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	510,000,000	99.70 508,493,700	99.59 507,934,500	0.100000 2028/3/20	0.98
5	351 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	503,000,000	99.61 501,053,390	99.45 500,278,770	0.100000 2028/6/20	0.97
6	363 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	510,000,000	97.18 495,658,800	97.16 495,516,000	0.100000 2031/6/20	0.96
7	355 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	475,000,000	98.78 469,248,800	98.93 469,941,250	0.100000 2029/6/20	0.91
8	345 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	465,000,000	100.20 465,939,300	100.04 465,209,250	0.100000 2026/12/20	0.90
9	354 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	460,000,000	99.16 456,168,200	99.06 455,676,000	0.100000 2029/3/20	0.88
10	35 30年国債	日本・円 日本	国債証券 —	410,000,000	111.91 458,862,300	110.67 453,783,900	2.000000 2041/9/20	0.88
11	359 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	452,000,000	98.21 443,947,080	98.21 443,909,200	0.100000 2030/6/20	0.86
12	145 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	433,000,000	100.22 433,965,590	100.17 433,740,430	0.100000 2025/9/20	0.84
13	146 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	430,000,000	100.23 430,995,400	100.15 430,657,900	0.100000 2025/12/20	0.83
14	153 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	430,000,000	99.71 428,756,400	99.57 428,172,500	0.005000 2027/6/20	0.83
15	155 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	420,000,000	100.78 423,292,800	100.52 422,196,600	0.300000 2027/12/20	0.82
16	144 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	420,000,000	100.21 420,907,200	100.17 420,714,000	0.100000 2025/6/20	0.82
17	147 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	420,000,000	99.97 419,885,200	99.91 419,659,800	0.005000 2026/3/20	0.81
18	140 20年国債	日本・円 日本	国債証券 —	375,000,000	110.10 412,905,900	109.51 410,688,750	1.700000 2032/9/20	0.80
19	370 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	412,000,000	99.08 408,239,300	98.81 407,113,680	0.500000 2033/3/20	0.79
20	352 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	410,000,000	99.03 406,054,400	99.28 407,080,800	0.100000 2028/9/20	0.79
21	34 30年国債	日本・円 日本	国債証券 —	355,000,000	116.58 413,876,750	113.99 404,692,900	2.200000 2041/3/20	0.78
22	340 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	400,000,000	100.85 403,418,000	100.71 402,848,000	0.400000 2025/9/20	0.78
23	364 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	414,000,000	96.71 400,389,850	96.85 400,959,000	0.100000 2031/9/20	0.78
24	343 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	400,000,000	100.23 400,920,000	100.11 400,456,000	0.100000 2026/6/20	0.78
25	356 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	403,000,000	98.73 397,918,000	98.80 398,172,060	0.100000 2029/9/20	0.77

国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

26	349 10年国債	日本・円 日本	国債証券 —	398,000,000	99.86 397,473,800	99.71 396,877,640	0.100000 2027/12/20	0.77
27	139 20年国債	日本・円 日本	国債証券 —	360,000,000	109.21 393,163,200	108.61 391,028,400	1.600000 2032/6/20	0.76
28	32 30年国債	日本・円 日本	国債証券 —	333,000,000	117.97 392,871,200	115.86 385,827,120	2.300000 2040/3/20	0.75
29	37 30年国債	日本・円 日本	国債証券 —	350,000,000	111.23 389,307,200	108.65 380,292,500	1.900000 2042/9/20	0.74
30	148 5年国債	日本・円 日本	国債証券 —	380,000,000	99.83 379,370,000	99.87 379,513,600	0.005000 2026/6/20	0.74

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	85.81
地方債証券	4.72
特殊債券	4.40
社債券	5.02
合計	99.95

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

**マザーファンドの投資不動産物件**

該当事項はありません。

**マザーファンドのその他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。(なお、PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。)

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,127,545
流動資産合計	1,127,545
資産合計	1,127,545
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	280
その他未払費用	421
流動負債合計	701
負債合計	701
純資産の部	
元本等	
元本	1,139,613
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,769
(分配準備積立金)	2,810
元本等合計	1,126,844
純資産合計	1,126,844
負債純資産合計	1,127,545



## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	△11,994
営業収益合計	△11,994
営業費用	
委託者報酬	280
その他費用	424
営業費用合計	704
営業利益又は営業損失(△)	△12,698
経常利益又は経常損失(△)	△12,698
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	60
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	60
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,769

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

**I 投資信託(ファンド)の沿革**

2023年3月15日 ファンドの投資信託約款締結、設定、運用開始

**II 投資信託(ファンド)の経理状況**

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは2023年3月15日に新規設定されたため、第1期計算期間を2023年3月15日から2023年8月2日までとしております。

(3)当ファンドは、第1期計算期間(2023年3月15日から2023年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(なお、PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。)

## 独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあたら有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

鶴田 光夫

A1FC8A82065548B...

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:

榎原 康太

0163756744A8490...

## 監査意見

当監査法人は、国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年3月15日から2023年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年8月2日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

## 国内債券インデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月2日現在)
	金額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,127,545
流動資産合計	1,127,545
資産合計	1,127,545
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	280
その他未払費用	421
流動負債合計	701
負債合計	701
純資産の部	
元本等	
元本	1,139,613
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,769
(分配準備積立金)	2,810
元本等合計	1,126,844
純資産合計	1,126,844
負債純資産合計	1,127,545

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	△11,994
営業収益合計	△11,994
営業費用	
委託者報酬	280
その他費用	424
営業費用合計	704
営業利益又は営業損失(△)	△12,698
経常利益又は経常損失(△)	△12,698
当期純利益又は当期純損失(△)	△12,698
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	11
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	60
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	60
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△12,769

**(3)注記表**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,139,613口
2 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 12,769円
3 1口当たり純資産額	0.9888円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(2,810円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0円)、収益調整金(その他収益調整金)(68円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は2,878円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年8月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>
2	<p>時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年8月2日現在)
設定元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	142,939円
期中一部解約元本額	3,326円

2 有価証券関係

第1期(2023年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△12,006
合計	△12,006

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。



**(4) 附属明細表**

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内債券インデックス・マザーファンド	1,062,219	1,127,545	
親投資信託受益証券 合計		1,062,219	1,127,545	
合計		1,062,219	1,127,545	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2023年11月末現在)

「国内債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家限定)」

I 資産総額	1,236,195 円
II 負債総額	622 円
III 純資産総額(I - II)	1,235,573 円
IV 発行済数量	1,258,647 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.9817 円

### 【参考情報】

「国内債券インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	52,872,483,474 円
II 負債総額	1,265,389,376 円
III 純資産総額(I - II)	51,607,094,098 円
IV 発行済数量	48,942,382,761 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.0544 円

**Ⅲ 設定および解約の実績**

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,142,939	3,326	1,139,613

(注)設定口数には当初設定口数を含みます。



資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

外国債券インデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格	141
2. 投資方針および投資リスク	143
3. その他詳細情報	147
4. 運用状況	149
II 財務ハイライト情報	155

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革	158
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表	161
2. 投資信託(ファンド)の現況	167
III 設定および解約の実績	168

資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

### 1. 投資信託(ファンド)の性格

#### 1 名称

外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

#### 2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。先進国債券インデックス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外/債券/インデックス型(その他)に分類されます。

#### 3 特色

- マザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンドの受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

#### 【ファンドのベンチマーク】

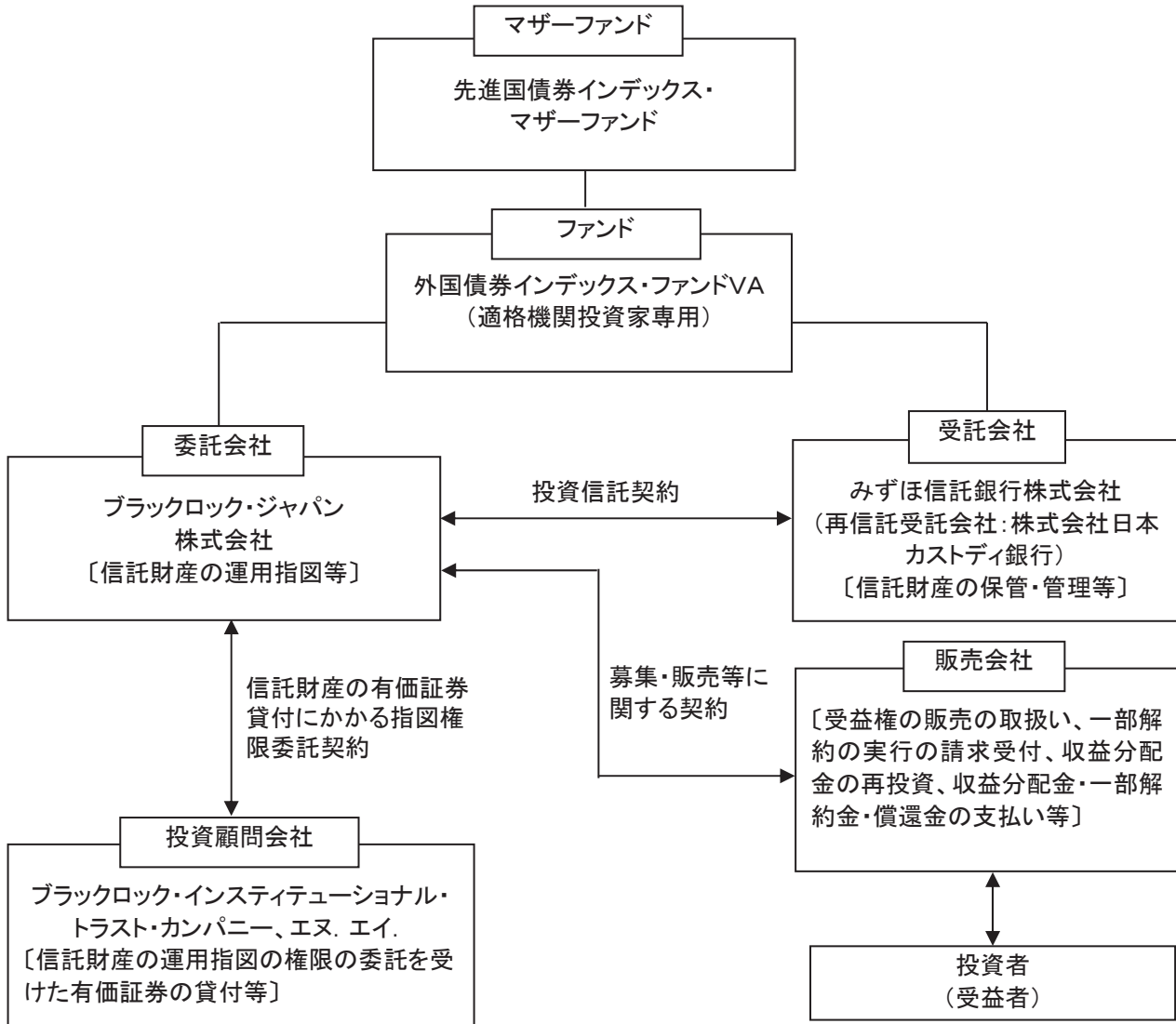
当ファンドはFRSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)をベンチマークとします。

■ 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)」の著作権などについて

FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

先進国債券インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース))に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の国債市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券を通じた投資にあたっては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

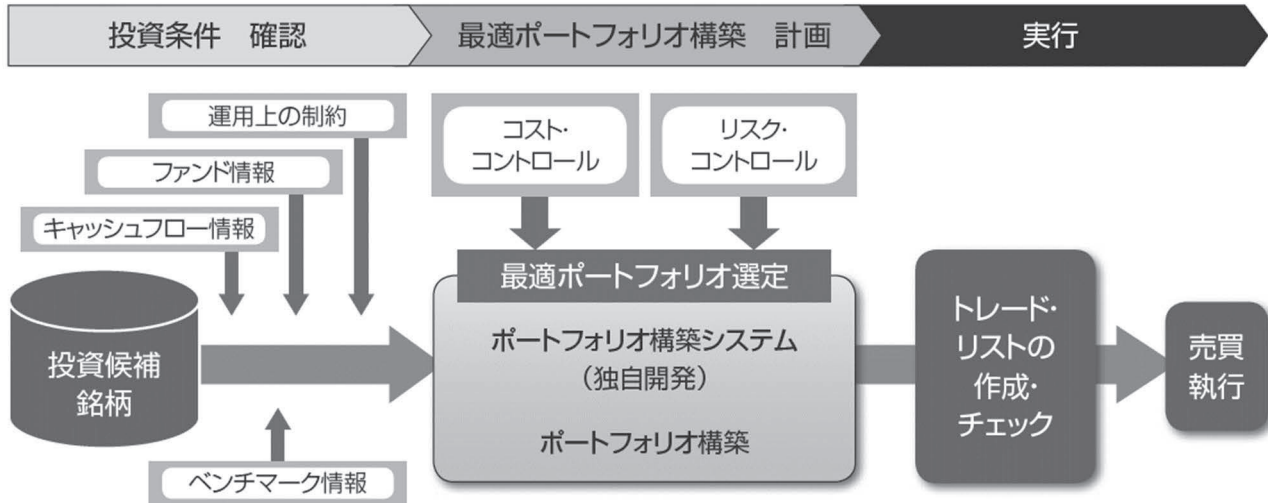
##### 先進国債券インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率(組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、定量債券運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c. 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資をします。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。



e. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

f. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- a. 投資対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)とします。
- 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。)
  - 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 約束手形
- b. 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国債券インデックス・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマーシャル・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 投資対象とする金融商品  
委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

- a. 投資する株式等の範囲  
(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。  
(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- b. 信用取引の指図範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- c. 先物取引等の運用指図および範囲  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。  
(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

## 外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

### d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

### f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社(約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指

図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

### i. 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

### j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

### k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のものです。  
「外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	15,754,483	100.04
内 日本	15,754,483	100.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△6,166	△0.04
純資産総額	15,748,317	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	10,579,159	1.4482	15,321,614	1.4892	15,754,483	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年8月2日)	2,954,170	(同左)	1.0696	(同左)
2023年3月末日	1,005,882	—	1.0059	—
4月末日	1,061,070	—	1.0134	—
5月末日	1,237,220	—	1.0397	—
6月末日	1,576,700	—	1.0814	—
7月末日	2,899,787	—	1.0580	—
8月末日	5,737,828	—	1.0871	—
9月末日	8,569,848	—	1.0706	—
10月末日	12,162,899	—	1.0696	—
11月末日	15,748,317	—	1.1070	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	7.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
国債証券	20,278,831,614	98.77
内 アメリカ	9,637,227,159	46.94
内 フランス	1,698,350,260	8.27
内 イタリア	1,535,084,746	7.48
内 中国	1,456,050,661	7.09
内 ドイツ	1,337,232,267	6.51
内 イギリス	1,053,728,563	5.13
内 スペイン	1,002,872,320	4.88
内 カナダ	401,525,656	1.96
内 ベルギー	359,291,436	1.75
内 オランダ	307,637,693	1.50
内 オーストラリア	297,817,533	1.45
内 オーストリア	241,024,091	1.17
内 メキシコ	183,864,196	0.90
内 アイルランド	119,055,465	0.58
内 フィンランド	106,041,259	0.52
内 マレーシア	104,653,477	0.51
内 ポーランド	103,794,460	0.51
内 シンガポール	86,751,179	0.42
内 イスラエル	62,599,885	0.30
内 デンマーク	56,638,539	0.28
内 ニュージーランド	48,531,836	0.24
内 スウェーデン	42,119,993	0.21
内 ノルウェー	36,938,940	0.18
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	253,309,703	1.23
純資産総額	20,532,141,317	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。



マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B 6.125% 2027/11/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	246,048,110	106.92 263,098,474	106.47 261,973,957	6.125000 2027/11/15	1.28
2	US TREASURY N/B 6.25% 2030/05/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	218,398,950	112.15 244,948,070	110.82 242,038,927	6.250000 2030/5/15	1.18
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/08/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	264,726,000	85.66 226,790,648	86.56 229,153,443	1.125000 2028/8/31	1.12
4	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25	ユーロ フランス	国債証券 —	194,619,550	113.34 220,583,744	113.72 221,331,472	5.500000 2029/4/25	1.08
5	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2026/09/24	ユーロ フランス	国債証券 —	211,578,100	98.38 208,167,884	99.14 209,763,606	2.500000 2026/9/24	1.02
6	US TREASURY N/B 5.375% 2031/02/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	188,249,600	108.16 203,625,636	106.95 201,338,827	5.375000 2031/2/15	0.98
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/05/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	223,546,400	86.90 194,267,060	87.69 196,030,981	1.250000 2028/5/31	0.95
8	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2041/02/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	281,639,050	70.14 197,543,007	67.23 189,369,252	1.875000 2041/2/15	0.92
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2025/11/30	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	189,720,300	95.82 181,790,450	96.64 183,346,883	2.875000 2025/11/30	0.89
10	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/04/25	ユーロ フランス	国債証券 —	156,664,700	114.76 179,791,543	115.80 181,421,169	4.750000 2035/4/25	0.88
11	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2028/02/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	191,485,140	93.62 179,285,439	94.05 180,100,748	2.750000 2028/2/15	0.88
12	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2025/05/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	176,484,000	96.09 169,590,093	96.98 171,168,797	2.750000 2025/5/15	0.83
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/11/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	179,425,400	91.86 164,826,058	92.53 166,031,573	2.250000 2027/11/15	0.81
14	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2025/10/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	170,601,200	96.13 164,003,729	96.94 165,396,529	3.000000 2025/10/31	0.81
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.375% 2027/09/30	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	189,720,300	85.02 161,313,479	86.18 163,515,183	0.375000 2027/9/30	0.80
16	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3.4% 2025/03/28	ユーロ イタリア	国債証券 —	159,894,900	99.56 159,200,713	99.87 159,695,031	3.400000 2025/3/28	0.78

外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

17	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2027/07/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	157,364,900	94.06 148,033,161	94.66 148,974,153	2.750000 2027/7/31	0.73
18	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2031/11/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	178,690,050	81.30 145,290,201	80.60 144,033,947	1.375000 2031/11/15	0.70
19	ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.75% 2033/02/01	ユーロ イタリア	国債証券 —	126,462,330	113.01 142,917,270	113.27 143,254,755	5.750000 2033/2/1	0.70
20	BUNDESSCHATZANWEI SUNGEN 2.8% 2025/06/12	ユーロ ドイツ	国債証券 —	143,743,900	99.42 142,922,547	99.63 143,222,972	2.800000 2025/6/12	0.70
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2025/07/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	96.37 141,732,967	97.20 142,962,380	3.000000 2025/7/15	0.70
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2025/04/30	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	96.35 141,704,242	97.19 142,945,145	2.875000 2025/4/30	0.70
23	CHINA GOVERNMENT BOND 2.28% 2025/11/25	中国・元 中国	国債証券 —	142,362,180	100.13 142,549,183	99.59 141,787,133	2.280000 2025/11/25	0.69
24	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	95.39 140,296,736	95.84 140,957,403	3.125000 2027/8/31	0.69
25	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2026/04/30	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	151,482,100	90.10 136,487,713	91.49 138,594,286	0.750000 2026/4/30	0.68
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	91.37 134,386,839	93.01 136,798,076	3.375000 2033/5/15	0.67%
27	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.375% 2025/11/30	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	90.38 132,931,747	91.92 135,200,992	0.375000 2025/11/30	0.66
28	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.25% 2025/08/31	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	145,599,300	90.90 132,358,609	92.49 134,667,976	0.250000 2025/8/31	0.66
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2026/02/28	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	147,070,000	89.92 132,259,592	91.41 134,436,916	0.500000 2026/2/28	0.65
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	アメリカ・ドル アメリカ	国債証券 —	129,421,600	100.48 130,048,357	98.75 127,813,938	4.125000 2032/11/15	0.62

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.77

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

**マザーファンドの投資不動産物件**

該当事項はありません。

**マザーファンドのその他投資資産の主要なもの**

該当事項はありません。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。(なお、PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。)

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	2,955,179
流動資産合計	2,955,179
資産合計	2,955,179
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	26
未払委託者報酬	389
その他未払費用	594
流動負債合計	1,009
負債合計	1,009
純資産の部	
元本等	
元本	2,761,828
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,342
(分配準備積立金)	79,678
元本等合計	2,954,170
純資産合計	2,954,170
負債純資産合計	2,955,179

## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	81,655
営業収益合計	81,655
営業費用	
受託者報酬	26
委託者報酬	389
その他費用	597
営業費用合計	1,012
営業利益又は営業損失(△)	80,643
経常利益又は経常損失(△)	80,643
当期純利益又は当期純損失(△)	80,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	965
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	113,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	371
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	371
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,342

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。



資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2023年3月15日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは2023年3月15日に新規設定されたため、第1期計算期間を2023年3月15日から2023年8月2日までとしております。

(3)当ファンドは、第1期計算期間(2023年3月15日から2023年8月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

(なお、PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併、名称を変更しPwC Japan有限責任監査法人となりました。)

独立監査人の監査報告書

2023年10月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:  
**鶴田 光夫**  
A1FCB4B20655468

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:  
**榊原 康太**  
0183758744A8400

**監査意見**

当監査法人は、外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年3月15日から2023年8月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国債券インデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年8月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

**財務諸表監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年8月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	2,955,179
流動資産合計	2,955,179
資産合計	2,955,179
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	26
未払委託者報酬	389
その他未払費用	594
流動負債合計	1,009
負債合計	1,009
純資産の部	
元本等	
元本	2,761,828
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,342
(分配準備積立金)	79,678
元本等合計	2,954,170
純資産合計	2,954,170
負債純資産合計	2,955,179

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	81,655
営業収益合計	81,655
営業費用	
受託者報酬	26
委託者報酬	389
その他費用	597
営業費用合計	1,012
営業利益又は営業損失(△)	80,643
経常利益又は経常損失(△)	80,643
当期純利益又は当期純損失(△)	80,643
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	965
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	113,035
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	113,035
剰余金減少額又は欠損金増加額	371
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	371
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	192,342

### (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準  
約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年8月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	2,761,828口
2 1口当たり純資産額	1.0696円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年8月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(18,475円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(61,203円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(108,127円)、収益調整金(その他収益調整金)(4,537円)、分配準備積立金(0円)により、分配対象収益は192,342円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。



(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「流動性リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年8月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>
2	<p>時価の算定方法 (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年8月2日現在)
設定元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	1,794,122円
期中一部解約元本額	32,294円

2 有価証券関係

第1期(2023年8月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	80,679
合計	80,679

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

**(4) 附属明細表**

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国債券インデックス・マザーファンド	2,054,919	2,955,179	
親投資信託受益証券 合計		2,054,919	2,955,179	
合計		2,054,919	2,955,179	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書(2023年11月末現在)

「外国債券インデックス・ファンドVA(適格機関投資家限定)」

I 資産総額	16,856,483 円
II 負債総額	1,108,166 円
III 純資産総額(I - II)	15,748,317 円
IV 発行済数量	14,225,933 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.1070 円

### 【参考情報】

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	20,771,989,143 円
II 負債総額	239,847,826 円
III 純資産総額(I - II)	20,532,141,317 円
IV 発行済数量	13,787,725,953 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.4892 円

### Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,794,122	32,294	2,761,828

(注)設定口数には当初設定口数を含みます。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

国内リートインデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	171
2. 投資方針および投資リスク.....	173
3. その他詳細情報.....	177
4. 運用状況.....	180
II 財務ハイライト情報.....	184

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革.....	187
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	190
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	196
III 設定および解約の実績.....	197

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

## 2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P J-REIT指数(配当込み)) (以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/国内/不動産投信/インデックス型(その他)に分類されます。

## 3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 【ファンドのベンチマーク】

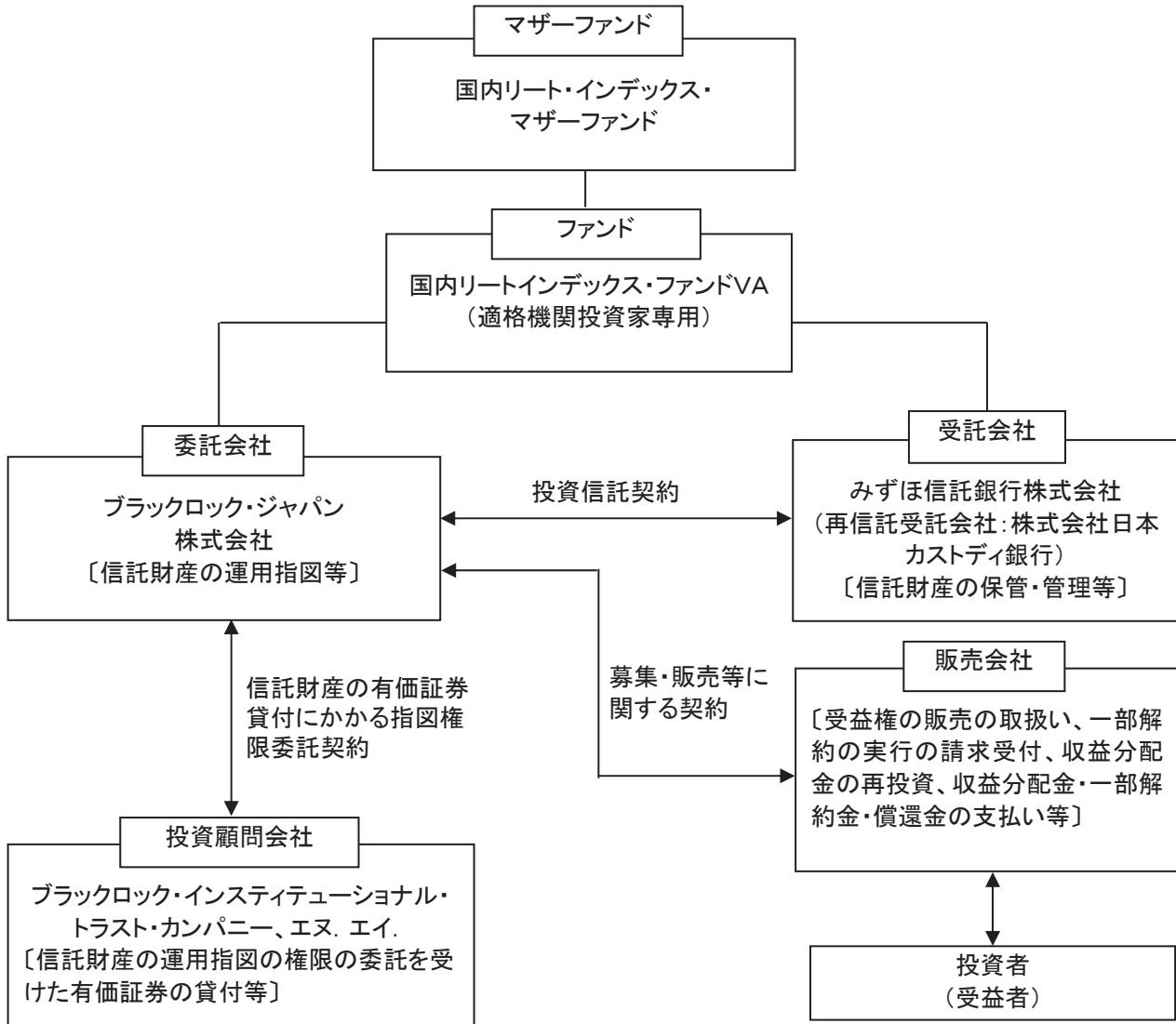
当ファンドはS&amp;P J-REIT指数(配当込み)をベンチマークとします。

## ■「S&amp;P J-REIT指数(配当込み)」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下「S&P DJI」)またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追従する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追従する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

国内リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P J-REIT指数(配当込み))に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

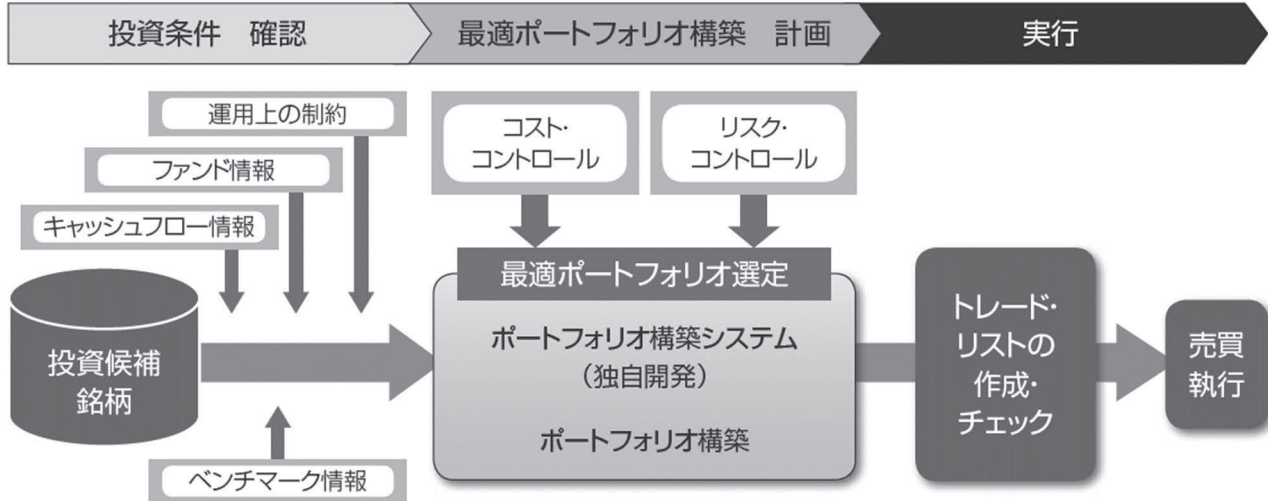
##### 国内リート・インデックス・マザーファンド

- 日本の不動産投資信託証券市場を代表する指数(S&P J-REIT指数(配当込み))に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。



### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きによる影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該不動産投資信託証券の上場廃止等)を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

##### c. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。



②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- a. 投資対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)とします。
- 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。)
  - 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 約束手形
- b. 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内リート・インデックス・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマーシャル・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17.預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 投資対象とする金融商品  
委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

- a. 投資する株式等の範囲  
(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。  
(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- b. 信用取引の指図範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。  
(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- c. 先物取引等の運用指図および範囲  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社(約款第20条に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

- 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

#### h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

(d) (a)の借入れに係る品借料は、信託財産中から支弁するものとします。

#### i. 外貨建資産への投資制限

(a) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額、組入投資信託証券(親投資信託を含みます。)に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の50を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(b) (a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する組入投資信託証券の時価総額に組入投資信託証券の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### j. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### k. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行

## 国内リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借

入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

下の運用状況は 2023 年 11 月末現在のものです。

「国内リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	7,012,557	100.01
内 日本	7,012,557	100.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△863	△0.01
純資産総額	7,011,694	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/ 地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	国内リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	3,881,418	1.7883	6,941,333	1.8067	7,012,557	100.01

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

(注)投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年11月2日)	5,511,754	(同左)	1.0401	(同左)
2023年3月末日	991,856	—	0.9919	—
4月末日	1,093,898	—	1.0426	—
5月末日	1,206,748	—	1.0490	—
6月末日	1,568,259	—	1.0424	—
7月末日	2,168,062	—	1.0543	—
8月末日	3,365,378	—	1.0696	—
9月末日	4,357,989	—	1.0522	—
10月末日	5,456,202	—	1.0306	—
11月末日	7,011,694	—	1.0505	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	4.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。



## 【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

## マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
投資証券	3,541,953,050	98.02
内 日本	3,541,953,050	98.02
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	71,612,661	1.98
純資産総額	3,613,565,711	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

## マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	403	609,215.35 245,513,788	621,000.00 250,263,000	— —	6.93
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	337	565,259.59 190,492,484	575,000.00 193,775,000	— —	5.36
3	野村不動産マスターファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,116	169,359.28 189,004,961	169,800.00 189,496,800	— —	5.24
4	KDX不動産投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	980	162,030.28 158,870,698	169,500.00 166,194,750	— —	4.60
5	日本都市ファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,654	99,044.88 163,820,244	98,500.00 162,919,000	— —	4.51
6	GLP投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,166	136,923.73 159,653,074	139,700.00 162,890,200	— —	4.51
7	日本プロロジスリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	578	269,004.70 155,484,719	280,400.00 162,071,200	— —	4.49
8	大和ハウスリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	505	271,558.18 137,136,883	263,800.00 133,219,000	— —	3.69
9	オリックス不動産投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	653	175,599.63 114,666,564	174,400.00 113,883,200	— —	3.15
10	アドバンス・レジデンス投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	328	332,537.29 109,072,233	325,000.00 106,600,000	— —	2.95
11	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	733	152,941.61 112,106,204	145,000.00 106,285,000	— —	2.94
12	インヴィンシブル投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,587	57,967.26 91,994,053	60,000.00 95,220,000	— —	2.64
13	積水ハウス・リート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,037	79,730.23 82,680,253	84,700.00 87,833,900	— —	2.43
14	日本プライムリアルティ投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	236	353,657.80 83,463,242	371,000.00 87,556,000	— —	2.42
15	ジャパン・ホテル・リート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	1,057	67,961.79 71,835,621	69,400.00 73,355,800	— —	2.03
16	日本アコモデーションファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	119	618,200.22 73,565,827	608,000.00 72,352,000	— —	2.00
17	ラサールロジポート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	442	149,570.55 66,110,187	157,600.00 69,659,200	— —	1.93
18	アクティビア・プロパティーズ投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	170	409,545.17 69,622,679	406,500.00 69,105,000	— —	1.91

国内リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

19	産業ファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	500	138,169.31 69,084,655	138,000.00 69,000,000	— —	1.91
20	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	221	284,016.93 62,767,743	288,500.00 63,758,500	— —	1.76
21	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	136	463,488.71 63,034,465	467,000.00 63,512,000	— —	1.76
22	イオンリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	417	144,900.01 60,423,305	143,800.00 59,964,600	— —	1.66
23	大和証券リビング投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	535	111,256.71 59,522,342	109,300.00 58,475,500	— —	1.62
24	フロンティア不動産投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	122	454,333.94 55,428,741	453,500.00 55,327,000	— —	1.53
25	森ヒルズリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	385	143,091.08 55,090,066	140,600.00 54,131,000	— —	1.50
26	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	159	320,333.32 50,932,999	318,000.00 50,562,000	— —	1.40
27	ヒューリックリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	303	155,811.87 47,210,998	155,100.00 46,995,300	— —	1.30
28	三菱地所物流リート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	119	383,044.13 45,582,252	383,000.00 45,577,000	— —	1.26
29	大和証券オフィス投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	67	669,190.29 44,835,750	677,000.00 45,359,000	— —	1.26
30	森トラストリート投資法人	日本・円 日本	投資証券 —	615	74,884.19 46,053,782	73,700.00 45,325,500	— —	1.25

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.02

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
不動産投信指数先物取引	日本	大阪取引所	東証REIT指数先物 2023年12月限	買建	31	56,637,000	57,210,500	1.58

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年11月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	5,512,878
流動資産合計	5,512,878
資産合計	5,512,878
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	49
未払委託者報酬	352
その他未払費用	723
流動負債合計	1,124
負債合計	1,124
純資産の部	
元本等	
元本	5,299,458
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,296
(分配準備積立金)	59,905
元本等合計	5,511,754
純資産合計	5,511,754
負債純資産合計	5,512,878

## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
	金額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	2,741
営業収益合計	2,741
営業費用	
受託者報酬	84
委託者報酬	812
その他費用	1,684
営業費用合計	2,580
営業利益又は営業損失(△)	161
経常利益又は経常損失(△)	161
当期純利益又は当期純損失(△)	161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	503
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,296

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2023年3月15日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは2023年3月15日に新規設定されたため、第1期計算期間を2023年3月15日から2023年11月2日までとしております。

(3) 当ファンドは、第1期計算期間(2023年3月15日から2023年11月2日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。



## 独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:

鶴田 光夫

A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

DocuSigned by:

奈良 将太郎

7A753E38F46A4B4...

## 監査意見

当監査法人は、国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の2023年3月15日から2023年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の2023年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1. 財務諸表

## (1) 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年11月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	5,512,878
流動資産合計	5,512,878
資産合計	5,512,878
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	49
未払委託者報酬	352
その他未払費用	723
流動負債合計	1,124
負債合計	1,124
純資産の部	
元本等	
元本	5,299,458
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,296
(分配準備積立金)	59,905
元本等合計	5,511,754
純資産合計	5,511,754
負債純資産合計	5,512,878

## (2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	2,741
営業収益合計	2,741
営業費用	
受託者報酬	84
委託者報酬	812
その他費用	1,684
営業費用合計	2,580
営業利益又は営業損失(△)	161
経常利益又は経常損失(△)	161
当期純利益又は当期純損失(△)	161
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	503
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	213,147
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	213,147
剰余金減少額又は欠損金増加額	509
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	509
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	212,296

**(3)注記表**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

## 2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年11月2日現在)
1 当該計算期間の末日における 受益権総数	5,299,458 口
2 1口当たり純資産額	1.0401 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(59,905 円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(136,588 円)、収益調整金(その他収益調整金)(15,803 円)、分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は 212,296 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



## II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年11月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

## III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年11月2日現在)
設定元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	4,323,039 円
期中一部解約元本額	23,581 円

## 2 有価証券関係

第1期 (2023年11月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,205
合計	2,205

## 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

**(4) 附属明細表**

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内リート・インデックス・マザーファンド	3,082,231	5,512,878	
親投資信託受益証券 合計		3,082,231	5,512,878	
合計		3,082,231	5,512,878	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

## 純資産額計算書(2023年11月末現在)

「国内リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家限定)」

I 資産総額	7,012,557 円
II 負債総額	863 円
III 純資産総額(I - II)	7,011,694 円
IV 発行済数量	6,674,872 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.0505 円

## 【参考情報】

「国内リート・インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	3,614,845,845 円
II 負債総額	1,280,134 円
III 純資産総額(I - II)	3,613,565,711 円
IV 発行済数量	2,000,067,731 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.8067 円

**Ⅲ 設定および解約の実績**

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	5,323,039	23,581	5,299,458

(注)設定口数には当初設定口数を含みます。



資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

先進国リートインデックス・ファンドVA  
(適格機関投資家専用)

ブラックロック・ジャパン株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格.....	201
2. 投資方針および投資リスク.....	203
3. その他詳細情報.....	207
4. 運用状況.....	209
II 財務ハイライト情報.....	214

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革.....	217
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表.....	220
2. 投資信託(ファンド)の現況.....	226
III 設定および解約の実績.....	227

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

## 2 目的および基本的性格

この投資信託は、日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券(以下、「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。

\* 当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信/海外/不動産投信/インデックス型(その他)に分類されます。

## 3 特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 【ファンドのベンチマーク】

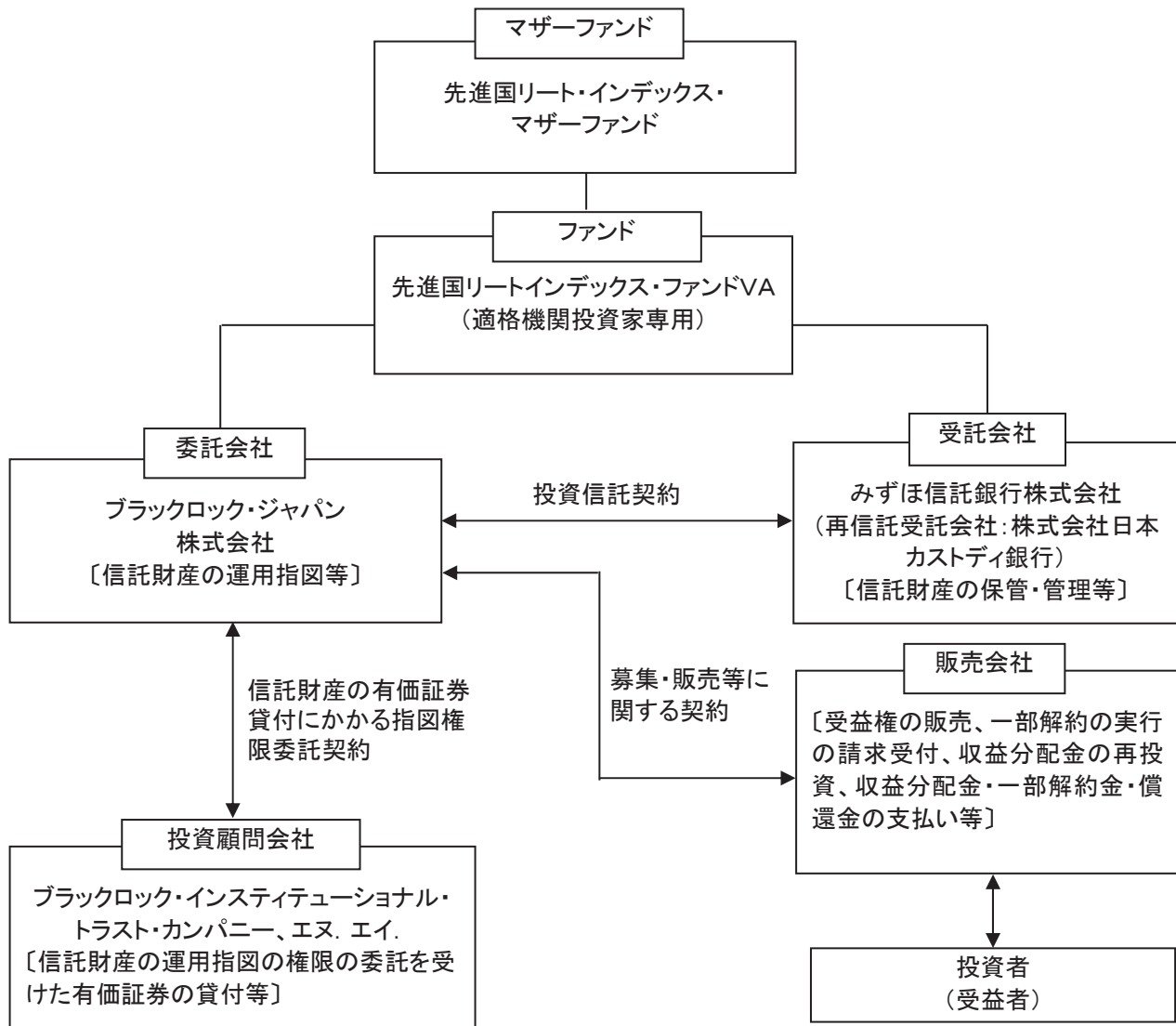
当ファンドはS&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。

## ■「S&amp;P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)」の著作権等について

当ファンドは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下「S&P DJI」)またはその関係会社によって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、当ファンドへの投資適合性について、また当ファンドが当該インデックスの利回りに追随する能力、および当該インデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。S&P DJIおよびその関係会社の当ファンドおよびブラックロック・ジャパン株式会社に対する唯一の関係は、当ファンド、ブラックロック・ジャパン株式会社に考慮することなくS&P DJIおよびその関係会社が決定、組成、計算する当該インデックスおよびその登録商標についての利用許諾を与えるものではありません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスに関する決定、作成または計算においてブラックロック・ジャパン株式会社または当ファンドの所有者の要望等を考慮しません。S&P DJIおよびその関係会社は当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、これらに責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、いかなる誤り、欠落または遅延に対しても何ら責任を負いません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれらに含まれる一切のデータの使用により、ブラックロック・ジャパン株式会社、当ファンドの所有者またはその他の者等に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。S&P DJIおよびその関係会社は、当該インデックスまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。上記に関わらず、当該インデックスおよびそのデータの使用から生じる特定の、罰則的、直接的、間接的あるいは結果的な損害(利益の損失を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P DJIおよびその関係会社が責任を負いません。

※上記のベンチマークは本書作成日現在のものであり、将来、上記の決定方針に基づき変更となる場合があります。

4 仕組み



※上記の仕組みは、今後変更となる場合があります。

## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

先進国リート・インデックス・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース))に連動する運用成果を目指します。

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象の詳細につきましては「3.その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

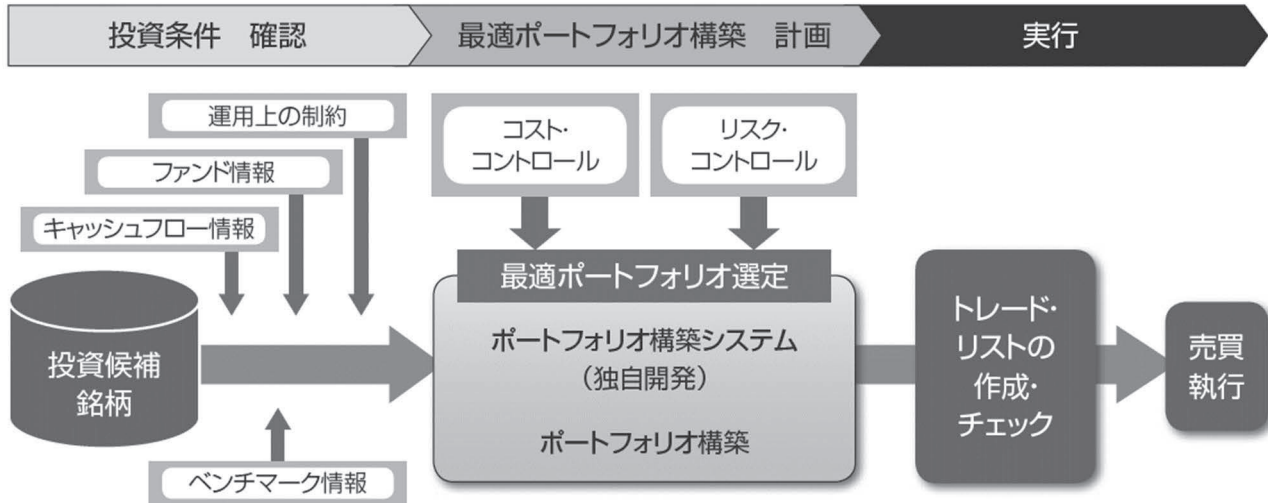
##### 先進国リート・インデックス・マザーファンド

- 日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数(S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース))(以下、「対象指数」という場合があります。)に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。
- 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券(ETF)への投資を行う場合があります。
- 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率(組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)が100%を超える場合があります。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

## 2 運用体制

ファンドの運用は委託会社の運用部門、株式インデックス運用部が担当します。委託会社はブラックロックが独自開発した計量モデルを用い、取引コストやリスク特性等を勘案したポートフォリオ構築を行います。また、ポートフォリオは前述のモデルを用い、随時パフォーマンスおよびリスクの分析を行い、必要に応じてポートフォリオのリバランスを行います。

- 委託会社の運用体制における内部管理、意思決定を監督する組織およびプロセス等は以下の通りです。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。  
 ※上記運用プロセスは変更となる場合があります。

(注)上記運用体制は、今後変更となる場合があります。



### 3 主な投資制限

ファンドの法令および投資信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

### 4 投資リスクについて

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

#### ①基準価額の主な変動要因

##### a. 不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響(当該不動産投資信託証券の上場廃止等)を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合にはファンドの運用成果に影響を与えます。

##### b. 為替変動リスク

主として外貨建資産に投資します。

原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### c. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

##### d. デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資



に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

e. ベンチマークと基準価額の乖離要因

ファンドは、基準価額がベンチマークの動きと高位に連動することを目指しますが、主として信託報酬、取引費用、組入銘柄とベンチマーク採用銘柄の相違等の要因があるため、ベンチマークと一致した推移をすることを運用上約束するものではありません。

②リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク(流動性リスクを含む)が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

(注)上記リスクの管理体制は、今後変更となる場合があります。

### 3. その他詳細情報

#### 1 先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資対象

- a. 投資対象とする資産の種類  
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。)とします。
- 有価証券
  - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条に定めるものに限ります。)
  - 金銭債権((a)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
  - 約束手形
- b. 投資対象とする有価証券  
委託会社は、信託金を、主としてブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された先進国リート・インデックス・マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 株券または新株引受権証券
  - 国債証券
  - 地方債証券
  - 特別の法律により法人の発行する債券
  - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - コマーシャル・ペーパー
  - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
  - 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券および第14号の証券のうち投資法人債券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- c. 投資対象とする金融商品  
委託会社は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
- 預金
  - 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - コール・ローン
  - 手形割引市場において売買される手形
  - 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### 2 先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)の投資制限

- a. 投資する株式等の範囲  
(a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。  
(b) (a) にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- b. 信用取引の指図範囲  
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。  
(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- c. 先物取引等の運用指図および範囲  
(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。  
(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション

取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

d. スワップ取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) (c)において親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

e. 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(b) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f. 有価証券の貸付の指図および範囲

(a) 委託会社(約款第20条に規定する委託会社から委託を受けたものを含みます。以下、本条において同じ。)は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

(b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

g. 公社債の空売りの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

h. 公社債の借入れの指図および範囲

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をします。

(e) (a)の借入れに係る借料は、信託財産中から支弁するものとします。

i. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

j. 資金借入れ

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※上記は信託約款からの抜粋です。信託約款は法令改正や制度変更等により変更となる場合があります。

## 4. 運用状況

以下の運用状況は2023年11月末現在のものです。  
「先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)」

### 1 投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	1,534,212	100.01
内 日本	1,534,212	100.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	△200	△0.01
純資産総額	1,534,012	100.00

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量 (口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	693,931	2.0717	1,437,620	2.2109	1,534,212	100.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

2023年11月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの純資産額 (分配付) (円)
設定時 (2023年3月15日)	1,000,000	—	1.0000	—
第1期 (2023年11月2日)	1,366,855	(同左)	1.0227	(同左)
2023年3月末日	982,002	—	0.9820	—
4月末日	1,051,132	—	1.0048	—
5月末日	1,079,896	—	1.0194	—
6月末日	1,196,559	—	1.0932	—
7月末日	1,247,220	—	1.0988	—
8月末日	1,364,521	—	1.1151	—
9月末日	1,334,500	—	1.0520	—
10月末日	1,319,243	—	0.9907	—
11月末日	1,534,012	—	1.0936	—

#### ② 分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1期	—

#### ③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	2.3

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

## 【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

## マザーファンドの投資状況

資産の種類	金額(円)	投資比率(%)
株式	16,896,913	0.42
内 アメリカ	10,014,045	0.25
内 オランダ	3,304,959	0.08
内 ニュージーランド	3,051,998	0.08
内 カナダ	525,911	0.01
投資証券	3,995,895,333	98.40
内 アメリカ	3,107,889,155	76.53
内 オーストラリア	267,561,895	6.59
内 イギリス	196,915,041	4.85
内 シンガポール	145,350,166	3.58
内 フランス	72,799,337	1.79
内 カナダ	59,680,357	1.47
内 ベルギー	46,079,847	1.13
内 香港	45,501,801	1.12
内 スペイン	18,227,297	0.45
内 ニュージーランド	8,783,607	0.22
内 韓国	7,792,137	0.19
内 ガーンジー	6,170,472	0.15
内 イスラエル	5,158,881	0.13
内 オランダ	4,607,643	0.11
内 ドイツ	1,643,675	0.04
内 アイルランド	1,374,419	0.03
内 イタリア	359,603	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	48,239,081	1.19
純資産総額	4,061,031,327	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。



## マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

	銘柄	通貨 地域	種類 業種	数量 (口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資 比率 (%)
1	PROLOGIS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	20,225	14,942.31 302,208,260	16,624.79 336,236,434	— —	8.28
2	EQUINIX INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	2,048	108,703.84 222,625,482	118,878.15 243,462,454	— —	6.00
3	WELLTOWER INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	12,117	12,577.35 152,399,868	12,971.57 157,176,562	— —	3.87
4	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	6,627	18,599.94 123,261,821	20,325.07 134,694,265	— —	3.32
5	PUBLIC STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	3,464	35,677.71 123,587,591	37,929.35 131,387,278	— —	3.24
6	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	7,163	16,543.90 118,503,986	18,054.31 129,323,045	— —	3.18
7	REALTY INCOME CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	15,516	7,057.88 109,510,210	7,893.24 122,471,618	— —	3.02
8	VICI PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	22,185	4,098.84 90,932,785	4,356.21 96,642,594	— —	2.38
9	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	4,625	15,196.74 70,284,936	19,049.97 88,106,144	— —	2.17
10	GOODMAN GROUP	オーストラリ ア・ドル オーストラリア	投資証券 —	37,528	2,065.93 77,530,596	2,272.53 85,283,655	— —	2.10
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	3,109	24,100.36 74,928,022	25,123.96 78,110,416	— —	1.92
12	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	7,551	7,822.65 59,068,855	8,321.22 62,833,536	— —	1.55
13	INVITATION HOMES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	12,593	4,375.33 55,098,562	4,847.42 61,043,650	— —	1.50
14	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	6,389	8,774.19 56,058,339	9,306.58 59,459,800	— —	1.46
15	VENTAS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	8,809	6,291.65 55,423,185	6,678.44 58,830,454	— —	1.45
16	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	3,409	13,662.80 46,576,495	16,032.10 54,653,431	— —	1.35
17	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	2,724	16,690.97 45,466,213	18,824.95 51,279,191	— —	1.26
18	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	2,554	17,292.49 44,165,020	18,216.09 46,523,894	— —	1.15
19	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	1,405	30,571.44 42,952,874	31,212.66 43,853,795	— —	1.08
20	WP CAREY INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	4,683	7,855.75 36,788,508	9,146.28 42,832,044	— —	1.05
21	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	4,078	9,705.14 39,577,598	10,308.13 42,036,579	— —	1.04
22	LINK REIT	香港・ドル 香港	投資証券 —	56,100	675.41 37,890,725	732.87 41,114,343	— —	1.01
23	SEGRO PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券 —	26,810	1,325.44 35,535,125	1,532.83 41,095,316	— —	1.01
24	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	15,578	2,294.29 35,740,480	2,564.90 39,956,024	— —	0.98

先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)

25	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	5,750	6,632.85 38,138,927	6,747.57 38,798,536	— —	0.96
26	KIMCO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	13,570	2,661.96 36,122,892	2,797.27 37,958,972	— —	0.93
27	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	6,962	4,841.54 33,706,832	5,263.63 36,645,428	— —	0.90
28	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	3,597	8,919.79 32,084,504	9,040.39 32,518,293	— —	0.80
29	UDR INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	6,636	4,619.46 30,654,794	4,895.96 32,489,592	— —	0.80
30	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券 —	4,519	6,472.55 29,249,456	7,160.83 32,359,828	— —	0.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	0.42
投資証券	98.40
合計	98.81

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

マザーファンドの投資不動産物件

該当事項はありません。

マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
不動産投信指 数先物取引	アメリカ	シカゴ証券 取引所	DJ US REAL E STATE DEC 23	買建	8	34,555,567	38,108,778	0.94

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

## II 財務ハイライト情報

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に記載されている「1. 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II. 投資信託(ファンド)の経理状況」に添付されています。

### 1. 貸借対照表

区 分	第1期 (2023年11月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,367,192
流動資産合計	1,367,192
資産合計	1,367,192
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	147
その他未払費用	190
流動負債合計	337
負債合計	337
純資産の部	
元本等	
元本	1,336,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,299
(分配準備積立金)	32,548
元本等合計	1,366,855
純資産合計	1,366,855
負債純資産合計	1,367,192

## 2. 損益および剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	10,023
営業収益合計	10,023
営業費用	
受託者報酬	8
委託者報酬	585
その他費用	765
営業費用合計	1,358
営業利益又は営業損失(△)	8,665
経常利益又は経常損失(△)	8,665
当期純利益又は当期純損失(△)	8,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,702
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640
剰余金減少額又は欠損金増加額	304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,299

### 3. 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

資産の運用に関する重要な事項

**I 投資信託(ファンド)の沿革**

2023年3月15日 ファンドの信託契約締結、設定、運用開始

**II 投資信託(ファンド)の経理状況**

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは 2023 年3月 15 日に新規設定されたため、第1期計算期間を 2023 年3月 15 日から 2023 年 11 月2日までとしております。

(3) 当ファンドは、第1期計算期間(2023 年3月 15 日から 2023 年 11 月2日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。



独立監査人の監査報告書

2024年1月19日

ブラックロック・ジャパン株式会社  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:  
鶴田 光夫  
A1FCBAB206554BB...

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

DocuSigned by:  
奈良 将太郎  
7A753E38F46A4B4...

監査意見

当監査法人は、先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年3月15日から2023年11月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国リートインデックス・ファンドVA（適格機関投資家専用）の2023年11月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

## 先進国リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

### 利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 1. 財務諸表

## (1)貸借対照表

区 分	第1期 (2023年11月2日現在)
	金 額(円)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	1,367,192
流動資産合計	1,367,192
資産合計	1,367,192
負債の部	
流動負債	
未払委託者報酬	147
その他未払費用	190
流動負債合計	337
負債合計	337
純資産の部	
元本等	
元本	1,336,556
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,299
(分配準備積立金)	32,548
元本等合計	1,366,855
純資産合計	1,366,855
負債純資産合計	1,367,192

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
	金 額(円)
営業収益	
有価証券売買等損益	10,023
営業収益合計	10,023
営業費用	
受託者報酬	8
委託者報酬	585
その他費用	765
営業費用合計	1,358
営業利益又は営業損失(△)	8,665
経常利益又は経常損失(△)	8,665
当期純利益又は当期純損失(△)	8,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1,702
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,640
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	23,640
剰余金減少額又は欠損金増加額	304
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	304
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	30,299

### (3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

2 収益及び費用の計上基準

有価証券売買等損益の計上基準

約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 (2023年11月2日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	1,336,556 口
2 1口当たり純資産額	1.0227 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 (自 2023年3月15日 至 2023年11月2日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(32,548 円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0 円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(0 円)、収益調整金(その他収益調整金)(1,122 円)、分配準備積立金(0 円)により、分配対象収益は33,670 円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

## 先進国リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

(金融商品に関する注記)

### I 金融商品の状況に関する事項

#### 1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

#### 2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は親投資信託受益証券であります。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

#### 3 金融商品に係るリスク管理体制

##### (1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

##### (2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

##### (3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国の BlackRock, Inc. の RQA Counterparty & Concentration Risk チームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。



先進国リートインデックス・ファンド VA(適格機関投資家専用)

II 金融商品の時価等に関する事項

第1期 (2023年11月2日現在)	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありま せん。</p>
2	<p>時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっておりま す。</p>
3	<p>金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該 価額が異なることもあります。</p>
4	<p>金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記  
載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第1期 (2023年11月2日現在)
設定元本額	1,000,000 円
期中追加設定元本額	375,180 円
期中一部解約元本額	38,624 円

2 有価証券関係

第1期 (2023年11月2日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,301
合 計	8,301

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

#### (4) 附属明細表

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	先進国リート・インデックス・マザーファンド	661,374	1,367,192	
親投資信託受益証券	合計	661,374	1,367,192	
	合計	661,374	1,367,192	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

##### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

##### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

純資産額計算書(2023年11月末現在)

「先進国リートインデックス・ファンドVA(適格機関投資家限定)」

I 資産総額	1,534,212 円
II 負債総額	200 円
III 純資産総額(I - II)	1,534,012 円
IV 発行済数量	1,402,696 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.0936 円

### 【参考情報】

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	4,061,249,041 円
II 負債総額	217,714 円
III 純資産総額(I - II)	4,061,031,327 円
IV 発行済数量	1,836,807,937 口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	2.2109 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	1,375,180	38,624	1,336,556

(注)設定口数には当初設定口数を含みます。



資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・バランスファンドVA50  
＜適格機関投資家専用＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社



## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格	231
2. 投資方針および投資リスク	233
3. その他詳細情報	240
4. 運用状況	242
II 財務ハイライト情報	251
III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目	253

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革	254
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表	254
2. 投資信託(ファンド)の現況	290
III 設定及び解約の実績	290

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

SMAM・バランスファンドVA50&lt;適格機関投資家専用&gt;

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

## 2 目的および基本的性格

「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

## 3 特色

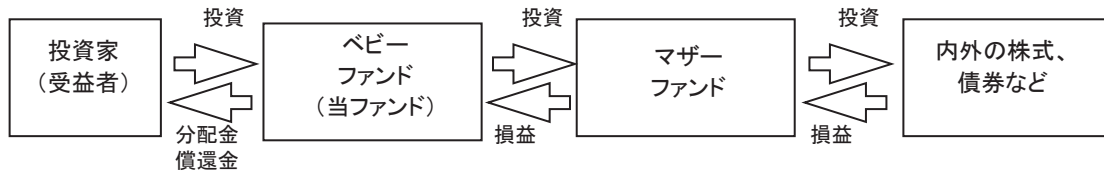
- 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。
- マザーファンド受益証券への投資を通じて行う各資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。ただし、それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。  
(基本資産配分比率)

国内株式	国内債券	外国株式	外国債券
25%	25%	25%	25%

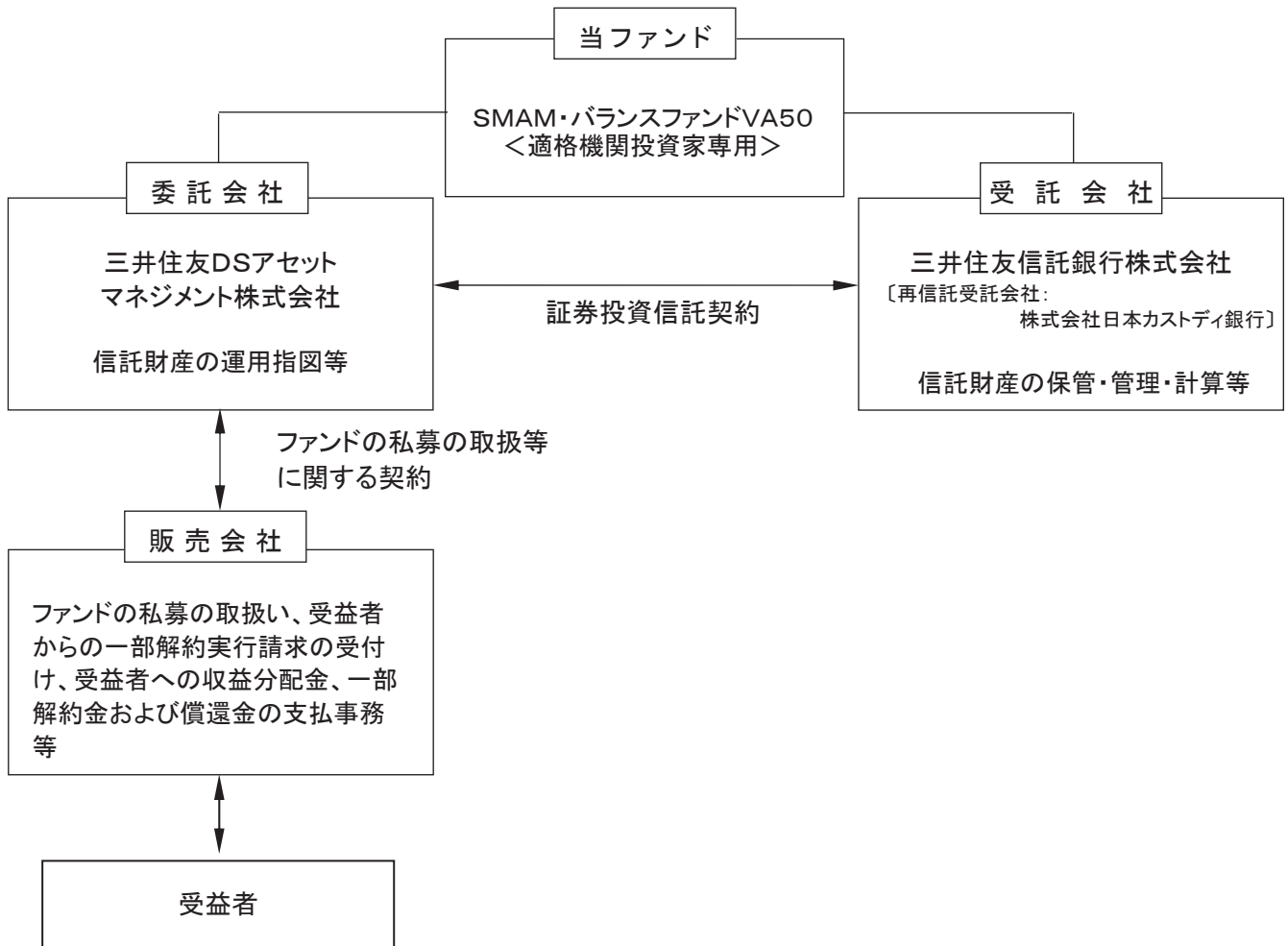
- 各資産ともインデックスに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



4 仕組み



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券パッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券パッシブ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

- 国内株式、国内債券、外国株式および外国債券の4つの資産に投資するマザーファンドに分散投資を行います。
- それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲を設けて調整を行います。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

(目的および基本的性格)

主としてわが国の株式に投資し、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(特色)

- ・主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)に帰属します。JPXは、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXにかかる標章または商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。また、JPXは当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

##### 国内債券パッシブ・マザーファンド

(目的および基本的性格)

主としてわが国の公社債および短期金融資産に投資し、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(特色)

- ・NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他の一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

**外国株式インデックス・マザーファンド**

(目的および基本的性格)

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

(特色)

- ・主として世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないものとします。
- ・株価指数先物取引等を含む株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

**外国債券パッシブ・マザーファンド**

(目的および基本的性格)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指した運用を行います。

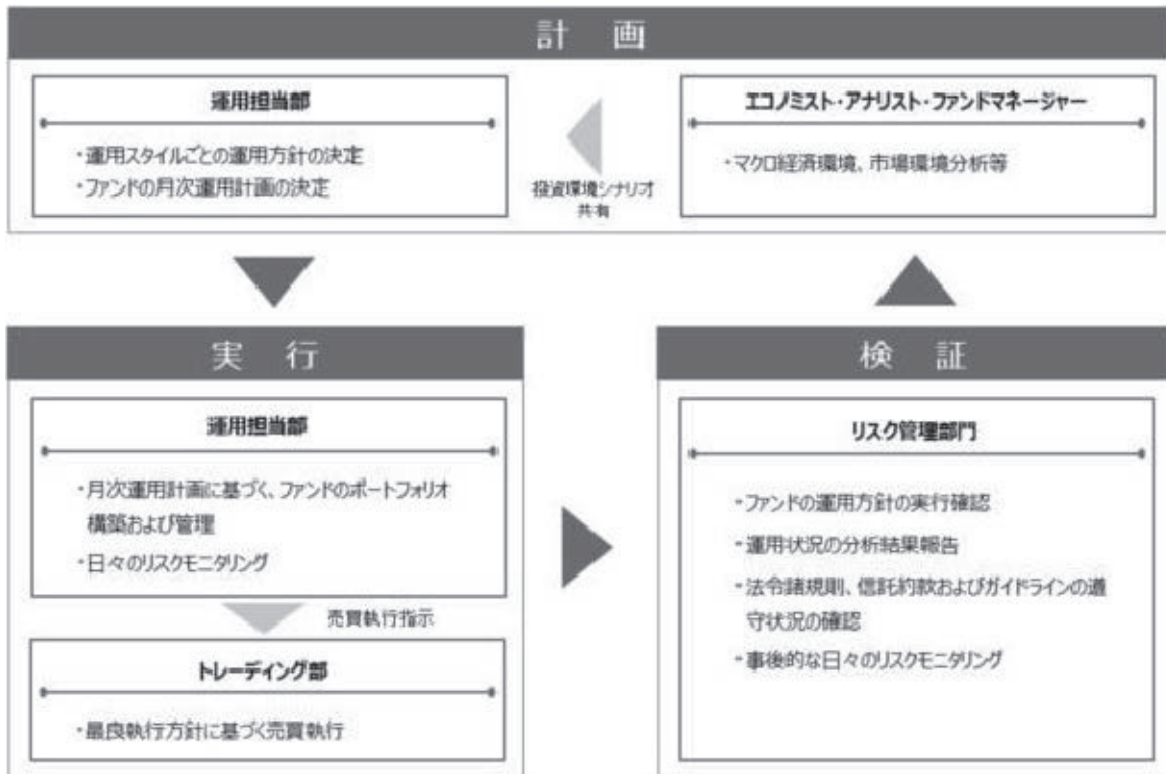
(特色)

- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとし、ベンチマークと連動する投資成果を目指します。
- ・ポートフォリオ構築にあたっては、取引コストを極力抑えながら、推定トラッキングエラーを最小化します。
- ・ベンチマークの月次の変化状況とポートフォリオのリスク量の状況を勘案しながらリバランスを行います。
- ・保有する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ・資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。また、同社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 2 運用体制

### ① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

### ② 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。



### 3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式以外の資産(他の投資信託証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への実質投資割合は、信託財産総額の75%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### 国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

- ① 外貨建資産への投資は行いません。
- ② 株式への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

##### 国内債券パッシブ・マザーファンド

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**外国株式インデックス・マザーファンド**

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ④ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

**外国債券パッシブ・マザーファンド**

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一発行体の発行する債券への投資割合は、国債を除き、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑧ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

## 4 投資リスクについて

当ファンドは、主に内外の株式や債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等(当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。)のうち主要なものは、以下の通りです。

### ■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

### ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。



## 3. その他詳細情報

### 1 投資対象

#### ① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

#### ② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券バッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」、「外国債券バッシブ・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。))の受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。))または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。有価証券にかかるものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきものの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

#### ③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### 2 投資制限

#### ① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

##### イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

##### ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券等目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

##### ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

##### ニ 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するために、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(ハ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するために、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国

の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ヘ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するために、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ヘ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(ト)「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。)を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金

額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

#### ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

i)株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ii)公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(i)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

#### ヌ 外貨建資産への投資制限

(イ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する当該外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の75を超えることとなる運用の指図はしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(ロ)上記(i)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ル 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ヲ 外国為替予約取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ)外国為替予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ワ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)上記(イ)の資金借入れ額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- i)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
- ii)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

iii)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ)資金借入れの期間は、有価証券等の売却代金または償還金の入金日までに限るものとします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

②法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを委託会社に指図することが禁じられています。

4. 運用状況

1 投資状況 (2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	74,579,724,280	99.51
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	370,609,785	0.49
合計 (純資産総額)		74,950,334,065	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外国債券パッシブ・マザーファンド	8,709,472,252	1.9395	16,892,021,537	2.1659	18,863,845,950	25.17
日本	親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド (B号)	4,510,477,578	3.4376	15,505,217,762	4.1803	18,855,149,419	25.16
日本	親投資信託受益証券	外国株式インデックス・マザーファンド	2,492,534,646	6.2233	15,511,790,907	7.4937	18,678,306,876	24.92
日本	親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・マザーファンド	14,968,652,371	1.2137	18,167,796,407	1.2147	18,182,422,035	24.26

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.51
合計	99.51

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9期 (2014年 2月18日)	135,078,100,521	135,078,100,521	13,541	13,541
第10期 (2015年 2月18日)	140,988,505,124	140,988,505,124	15,735	15,735
第11期 (2016年 2月18日)	114,902,492,338	114,902,492,338	14,765	14,765
第12期 (2017年 2月20日)	111,394,282,559	111,394,282,559	16,056	16,056
第13期 (2018年 2月19日)	103,262,472,683	103,262,472,683	17,311	17,311
第14期 (2019年 2月18日)	93,184,814,615	93,184,814,615	17,275	17,275
第15期 (2020年 2月18日)	90,674,433,057	90,674,433,057	18,675	18,675
第16期 (2021年 2月18日)	87,944,293,020	87,944,293,020	20,456	20,456
第17期 (2022年 2月18日)	80,620,965,818	80,620,965,818	21,404	21,404
第18期 (2023年 2月20日)	73,451,884,352	73,451,884,352	22,103	22,103
2022年11月末日	75,813,632,295	-	22,203	-
12月末日	71,930,053,184	-	21,266	-
2023年 1月末日	72,737,804,043	-	21,739	-
2月末日	73,325,622,350	-	22,103	-
3月末日	72,954,593,324	-	22,311	-
4月末日	73,451,878,683	-	22,665	-
5月末日	74,075,562,227	-	23,268	-
6月末日	76,926,107,921	-	24,405	-
7月末日	75,972,851,485	-	24,364	-
8月末日	75,879,163,102	-	24,614	-
9月末日	74,386,125,599	-	24,357	-
10月末日	72,196,868,725	-	23,859	-
11月末日	74,950,334,065	-	24,973	-

#### ② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第9期	2013年 2月19日～2014年 2月18日	0
第10期	2014年 2月19日～2015年 2月18日	0
第11期	2015年 2月19日～2016年 2月18日	0
第12期	2016年 2月19日～2017年 2月20日	0
第13期	2017年 2月21日～2018年 2月19日	0
第14期	2018年 2月20日～2019年 2月18日	0
第15期	2019年 2月19日～2020年 2月18日	0
第16期	2020年 2月19日～2021年 2月18日	0
第17期	2021年 2月19日～2022年 2月18日	0
第18期	2022年 2月19日～2023年 2月20日	0

#### ③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第9期	18.3
第10期	16.2
第11期	△6.2
第12期	8.7
第13期	7.8
第14期	△0.2
第15期	8.1
第16期	9.5
第17期	4.6
第18期	3.3

(注) 収益率は、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 【参考情報】マザーファンドの投資状況(2023年11月30日現在)

## 〔国内株式インデックス・マザーファンド（B号）〕

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	277,901,462,330	98.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	4,737,495,753	1.68
合計（純資産総額）		282,638,958,083	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	4,633,200,000	1.64
合計	買建	-	4,633,200,000	1.64

## 〔国内債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	104,593,718,520	77.54
地方債証券	日本	10,044,031,700	7.45
特殊債券	日本	9,887,350,408	7.33
社債券	日本	6,754,037,500	5.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	3,604,771,804	2.67
合計（純資産総額）		134,883,909,932	100.00

## 〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	417,983,191,996	68.82
	イギリス	23,588,383,486	3.88
	カナダ	20,110,819,511	3.31
	フランス	18,884,459,265	3.11
	スイス	18,856,499,767	3.10
	ドイツ	14,614,776,882	2.41
	オランダ	11,372,779,454	1.87
	アイルランド	10,917,180,451	1.80
	オーストラリア	10,773,219,997	1.77
	デンマーク	5,702,262,984	0.94
	スウェーデン	5,162,881,550	0.85
	スペイン	4,612,422,064	0.76
	イタリア	3,300,766,375	0.54
	香港	2,778,289,460	0.46
	ジャージー	1,938,191,190	0.32
	シンガポール	1,871,520,224	0.31
	フィンランド	1,867,603,918	0.31
	ベルギー	1,331,960,131	0.22
	ノルウェー	1,152,531,346	0.19
	イスラエル	1,152,362,629	0.19
	バミューダ	888,653,468	0.15
	ケイマン諸島	830,233,251	0.14
	オランダ領キュラソー	802,497,513	0.13
	ニュージーランド	448,317,910	0.07
	オーストリア	329,594,193	0.05
	ポルトガル	311,566,211	0.05
	ルクセンブルグ	305,041,306	0.05
	リベリア	250,729,829	0.04
	パナマ	152,937,791	0.03
	マン島	63,030,158	0.01
	小計	582,354,704,310	95.88
	投資証券	アメリカ	10,292,566,897
オーストラリア		1,089,018,842	0.18
シンガポール		221,368,701	0.04
フランス		217,977,481	0.04
イギリス		207,112,310	0.03
香港		138,806,714	0.02
ベルギー		55,305,442	0.01
カナダ		54,542,820	0.01
ケイマン諸島		43,678,656	0.01
小計		12,320,377,863	2.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,705,484,879	2.09
合計（純資産総額）		607,380,567,052	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	イギリス	528,482,545	0.09
株価指数先物取引	買建	ドイツ	1,803,493,339	0.30
株価指数先物取引	買建	アメリカ	9,521,510,344	1.57

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

種類	買建/売建	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	オーストラリア	378,076,765	0.06
合計	買建	-	12,231,562,993	2.01

種類	買建/売建	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	1,013,288,949	0.17
為替予約取引	売建	-	341,450,952	△0.06

〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	80,178,915,119	46.80
	フランス	14,254,801,697	8.32
	イタリア	12,759,294,619	7.45
	中国	12,038,766,596	7.03
	ドイツ	11,021,585,336	6.43
	イギリス	8,586,919,397	5.01
	スペイン	8,421,616,576	4.92
	カナダ	3,319,493,384	1.94
	ベルギー	3,005,403,598	1.75
	オランダ	2,579,473,464	1.51
	オーストラリア	2,485,615,051	1.45
	オーストリア	2,008,073,534	1.17
	メキシコ	1,525,136,285	0.89
	アイルランド	948,401,417	0.55
	ポーランド	878,854,144	0.51
	マレーシア	872,174,693	0.51
	フィンランド	856,812,811	0.50
	シンガポール	744,904,617	0.43
	デンマーク	542,889,835	0.32
	イスラエル	514,478,377	0.30
ニュージーランド	392,088,952	0.23	
スウェーデン	345,701,149	0.20	
ノルウェー	290,587,686	0.17	
	小計	168,571,988,337	98.39
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	2,756,504,952	1.61
	合計 (純資産総額)	171,328,493,289	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/売建	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	-	82,368,800	△0.05

## 【参考情報】マザーファンドの投資資産

## 〔国内株式インデックス・マザーファンド（B号）〕

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4,527,000	2,017.59	9,133,652,048	2,794.50	12,650,701,500	4.48
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	582,300	11,308.79	6,585,109,300	12,820.00	7,465,086,000	2.64
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	5,084,900	774.41	3,937,777,423	1,255.00	6,381,549,500	2.26
日本	株式	キーエンス	電気機器	82,400	57,360.44	4,726,500,435	63,350.00	5,220,040,000	1.85
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	24,550,000	153.36	3,764,888,524	173.10	4,249,605,000	1.50
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	577,000	4,754.97	2,743,617,001	7,258.00	4,187,866,000	1.48
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	174,300	15,233.92	2,655,272,589	24,025.00	4,187,557,500	1.48
日本	株式	日立製作所	電気機器	400,000	7,362.46	2,944,982,781	10,285.00	4,114,000,000	1.46
日本	株式	三菱商事	卸売業	574,000	4,830.99	2,772,986,626	6,886.00	3,952,564,000	1.40
日本	株式	信越化学工業	化学	743,100	3,636.97	2,702,633,982	5,212.00	3,873,037,200	1.37
日本	株式	任天堂	その他製品	519,900	5,897.74	3,066,236,198	6,912.00	3,593,548,800	1.27
日本	株式	三井物産	卸売業	654,400	4,131.38	2,703,576,688	5,392.00	3,528,524,800	1.25
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	628,000	4,343.99	2,728,026,715	5,505.00	3,457,140,000	1.22
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	584,000	4,419.06	2,580,730,952	5,738.00	3,350,992,000	1.19
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	731,800	4,073.44	2,980,939,857	4,165.00	3,047,947,000	1.08
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,010,000	1,132.53	2,276,391,047	1,509.00	3,033,090,000	1.07
日本	株式	KDDI	情報・通信業	637,000	4,115.14	2,621,341,137	4,625.00	2,946,125,000	1.04
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	802,400	2,842.69	2,280,973,700	3,648.00	2,927,155,200	1.04
日本	株式	第一三共	医薬品	720,400	4,495.84	3,238,805,809	4,000.00	2,881,600,000	1.02
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,105,300	1,752.79	1,937,353,995	2,512.00	2,776,513,600	0.98
日本	株式	HOYA	精密機器	164,000	14,125.20	2,316,533,503	16,665.00	2,733,060,000	0.97
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	406,000	5,984.40	2,429,665,575	6,020.00	2,444,120,000	0.86
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,326,000	1,501.66	1,991,206,316	1,798.50	2,384,811,000	0.84
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	449,000	4,016.90	1,803,587,075	5,025.00	2,256,225,000	0.80
日本	株式	ダイキン工業	機械	99,200	22,608.03	2,242,716,944	22,155.00	2,197,776,000	0.78
日本	株式	村田製作所	電気機器	749,700	2,491.25	1,867,691,639	2,883.50	2,161,759,950	0.76
日本	株式	SMC	機械	25,200	62,196.83	1,567,360,117	74,450.00	1,876,140,000	0.66
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	493,400	2,819.77	1,391,276,900	3,801.00	1,875,413,400	0.66
日本	株式	三菱電機	電気機器	916,000	1,424.24	1,304,604,911	2,009.00	1,840,244,000	0.65
日本	株式	丸紅	卸売業	721,900	1,624.96	1,173,055,687	2,307.00	1,665,423,300	0.59

## ロ 種類別・業種別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (国内)	水産・農林業	0.08
	鉱業	0.37
	建設業	2.04
	食料品	3.37
	繊維製品	0.41
	パルプ・紙	0.17
	化学	5.88
	医薬品	4.66
	石油・石炭製品	0.47
	ゴム製品	0.71
	ガラス・土石製品	0.67
	鉄鋼	0.96
	非鉄金属	0.67
	金属製品	0.52
	機械	5.13
	電気機器	17.02
	輸送用機器	8.53
	精密機器	2.29
	その他製品	2.26
	電気・ガス業	1.35
	陸運業	2.73
	海運業	0.74
	空運業	0.44
	倉庫・運輸関連業	0.15
	情報・通信業	7.55
	卸売業	6.90
	小売業	4.21
	銀行業	7.06
	証券、商品先物取引業	0.78

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

2023年11月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
	保険業	2.40
	その他金融業	1.13
	不動産業	1.92
	サービス業	4.73
合計		98.32

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2023年11月30日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/売建	数量	通貨	簿価(円)	時価(円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	日本	大阪取引所	TOPIX 先物 0512月 2023年12月	買建	195	日本・円	4,501,574,500	4,633,200,000	1.64

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

[国内債券パッシブ・マザーファンド]

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
日本	国債証券	366 10年国債	1,670,000,000	96.72	1,615,267,000	97.18	1,622,956,100	0.200	2032/03/20	1.20
日本	国債証券	451 2年国債	1,620,000,000	99.96	1,619,387,200	100.02	1,620,259,200	0.005	2025/08/01	1.20
日本	国債証券	147 5年国債	1,310,000,000	100.16	1,312,030,500	99.92	1,308,938,900	0.005	2026/03/20	0.97
日本	国債証券	149 5年国債	1,290,000,000	100.09	1,291,134,100	99.83	1,287,832,800	0.005	2026/09/20	0.95
日本	国債証券	156 5年国債	1,270,000,000	100.34	1,274,337,200	100.12	1,271,524,000	0.200	2027/12/20	0.94
日本	国債証券	160 5年国債	1,190,000,000	99.89	1,188,711,300	99.91	1,188,917,100	0.200	2028/06/20	0.88
日本	国債証券	145 5年国債	1,180,000,000	100.37	1,184,377,800	100.17	1,182,017,800	0.100	2025/09/20	0.88
日本	国債証券	148 5年国債	1,180,000,000	100.12	1,181,409,400	99.87	1,178,489,600	0.005	2026/06/20	0.87
日本	国債証券	154 5年国債	1,180,000,000	100.16	1,181,907,400	99.83	1,177,982,200	0.100	2027/09/20	0.87
日本	国債証券	361 10年国債	1,170,000,000	98.33	1,150,452,400	97.67	1,142,785,800	0.100	2030/12/20	0.85
日本	国債証券	150 5年国債	1,130,000,000	100.05	1,130,565,000	99.76	1,127,242,800	0.005	2026/12/20	0.84
日本	国債証券	362 10年国債	1,150,000,000	98.43	1,131,991,000	97.42	1,120,364,500	0.100	2031/03/20	0.83
日本	国債証券	370 10年国債	1,120,000,000	100.72	1,128,064,000	98.81	1,106,716,800	0.500	2033/03/20	0.82
日本	国債証券	369 10年国債	1,110,000,000	100.92	1,120,223,100	99.01	1,099,044,300	0.500	2032/12/20	0.81
日本	国債証券	364 10年国債	1,120,000,000	98.09	1,098,663,600	96.85	1,084,720,000	0.100	2031/09/20	0.80
日本	国債証券	367 10年国債	1,110,000,000	98.47	1,093,012,700	96.94	1,076,067,300	0.200	2032/06/20	0.80
日本	国債証券	153 5年国債	1,080,000,000	99.92	1,079,136,000	99.58	1,075,410,000	0.005	2027/06/20	0.80
日本	国債証券	368 10年国債	1,100,000,000	97.01	1,067,096,400	96.66	1,063,205,000	0.200	2032/09/20	0.79
日本	国債証券	163 5年国債	1,040,000,000	100.53	1,045,509,300	100.69	1,047,144,800	0.400	2028/09/20	0.78
日本	国債証券	360 10年国債	1,050,000,000	98.65	1,035,825,000	97.95	1,028,454,000	0.100	2030/09/20	0.76
日本	国債証券	359 10年国債	1,040,000,000	98.85	1,028,022,900	98.21	1,021,384,000	0.100	2030/06/20	0.76
日本	国債証券	358 10年国債	1,030,000,000	99.03	1,019,997,400	98.43	1,013,808,400	0.100	2030/03/20	0.75
日本	国債証券	357 10年国債	1,020,000,000	99.19	1,011,698,700	98.64	1,006,077,000	0.100	2029/12/20	0.75
日本	国債証券	365 10年国債	1,040,000,000	97.98	1,018,940,600	96.60	1,004,681,600	0.100	2031/12/20	0.74
日本	国債証券	146 5年国債	1,000,000,000	100.40	1,003,980,000	100.15	1,001,530,000	0.100	2025/12/20	0.74
日本	国債証券	363 10年国債	1,030,000,000	98.04	1,009,814,000	97.16	1,000,748,000	0.100	2031/06/20	0.74
日本	国債証券	371 10年国債	990,000,000	97.52	965,403,600	97.71	967,299,300	0.400	2033/06/20	0.72
日本	国債証券	158 5年国債	930,000,000	100.14	931,311,200	99.60	926,233,500	0.100	2028/03/20	0.69
日本	国債証券	147 20年国債	840,000,000	109.59	920,589,500	108.76	913,567,200	1.600	2033/12/20	0.68
日本	国債証券	151 20年国債	840,000,000	107.13	899,875,200	104.38	876,783,600	1.200	2034/12/20	0.65

ロ 種類別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	77.54
地方債証券	7.45
特殊債券	7.33
社債券	5.01
合計	97.33

② 投資不動産物件

該当事項はありません。



## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## 〔外国株式インデックス・マザーファンド〕

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1,178,730	21,290.97	25,096,301,188	27,850.65	32,828,391,841	5.40
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	529,731	36,592.44	19,384,147,568	55,717.47	29,515,270,835	4.86
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	692,035	14,140.41	9,785,660,500	21,519.28	14,892,096,595	2.45
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	185,105	26,564.97	4,917,308,766	70,799.50	13,105,341,077	2.16
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	445,227	14,407.39	6,414,560,231	19,852.98	8,839,082,414	1.46
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	165,862	18,364.72	3,046,009,705	48,856.65	8,103,462,345	1.33
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	396,590	14,363.76	5,696,524,408	20,060.35	7,955,733,413	1.31
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	214,241	27,695.50	5,933,510,869	35,905.67	7,692,466,603	1.27
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・サービス	70,017	76,977.26	5,389,716,674	78,679.51	5,508,903,153	0.91
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	60,686	54,350.53	3,298,316,389	87,044.85	5,282,403,779	0.87
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サービス	97,122	46,617.17	4,527,552,828	52,752.54	5,123,432,024	0.84
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	219,809	20,232.26	4,447,233,619	22,695.84	4,988,750,422	0.82
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	33,229	84,752.08	2,816,226,908	138,367.87	4,597,825,889	0.76
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	121,762	31,187.96	3,797,508,807	37,389.61	4,552,633,217	0.75
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	300,185	16,212.29	4,866,686,438	15,051.14	4,518,127,601	0.74
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	180,442	25,661.67	4,630,443,542	22,370.82	4,036,635,087	0.66
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	177,416	21,463.38	3,807,946,417	22,226.69	3,943,370,273	0.65
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	63,063	51,115.18	3,223,476,886	60,272.23	3,800,947,476	0.63
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	245,570	9,713.23	2,385,278,142	14,932.40	3,666,950,450	0.60
アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス流通・小売り	75,103	46,551.04	3,496,122,410	45,741.71	3,435,339,751	0.57
スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	200,093	18,710.70	3,743,879,156	16,709.35	3,343,424,529	0.55
アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・サービス	34,076	49,689.00	1,693,202,338	90,799.55	3,094,085,373	0.51
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	30,212	91,811.92	2,773,821,842	101,622.09	3,070,206,643	0.51
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需品流通・小売り	33,432	77,794.77	2,600,834,885	86,456.57	2,890,416,054	0.48
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	136,457	26,295.54	3,588,209,942	21,164.84	2,888,091,076	0.48
アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	191,252	15,977.16	3,055,664,726	14,873.19	2,844,527,161	0.47
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	133,033	23,046.35	3,065,925,469	20,369.20	2,709,775,118	0.45
アメリカ	株式	COCA-COLA CO/THE	食品・飲料・タバコ	309,873	9,156.57	2,837,373,932	8,563.89	2,653,717,077	0.44
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品流通・小売り	111,744	22,483.48	2,512,394,174	22,954.69	2,565,048,387	0.42
アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	103,827	26,836.44	2,786,347,411	24,584.22	2,552,505,934	0.42

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

□ 種類別・業種別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式 (外国)	エネルギー	4.82
	素材	3.93
	資本財	6.53
	商業・専門サービス	1.55
	運輸	1.70
	自動車・自動車部品	2.05
	耐久消費財・アパレル	1.53
	消費者サービス	2.05
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.51
	生活必需品流通・小売り	1.65
	食品・飲料・タバコ	3.56
	家庭用品・パーソナル用品	1.66
	ヘルスケア機器・サービス	4.30
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.81
	銀行	5.21
	金融サービス	6.52
	保険	3.12
	ソフトウェア・サービス	10.22
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.82
	半導体・半導体製造装置	6.24
電気通信サービス	1.19	
公益事業	2.68	
メディア・娯楽	5.92	
不動産管理・開発	0.33	
投資証券	—	2.03
合計		97.91

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

2023年11月30日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	イギリス	ICE-EU	FTSE 100 INDEX FUT DEC 23 2023年12月	買建	38	イギリス・ポンド	2,848,821.00	532,273,715	2,828,530.00	528,482,545	0.09
	ドイツ	EUREX	EURO STOXX 50 DEC 23 2023年12月	買建	255	ユーロ	10,654,080.00	1,720,740,460	11,166,450.00	1,803,493,339	0.30
	アメリカ	シカゴ商品取引所	S&P 500 EMINI FUT DEC 23 2023年12月	買建	284	アメリカ・ドル	61,801,702.00	9,089,176,313	64,741,350.00	9,521,510,344	1.57
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURES DEC 23 2023年12月	買建	22	オーストラリア・ドル	3,842,449.00	374,446,655	3,879,700.00	378,076,765	0.06

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2023年11月30日現在

種類	資産の名称	買建/売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	5,997,000.00	880,492,733	881,407,875	0.15
	ユーロ	買建	514,000.00	82,964,842	82,966,487	0.01
	イギリス・ポンド	買建	262,000.00	48,914,666	48,914,587	0.01
	アメリカ・ドル	売建	1,974,000.00	292,266,242	290,264,629	△0.05
	イギリス・ポンド	売建	274,000.00	51,266,961	51,186,323	△0.01

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

## 〔外国債券パッシブ・マザーファンド〕

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11,450,000	13,670.60	1,565,283,437	13,732.66	1,572,389,713	1.625	2026/05/15	0.92
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8,200,000	13,997.39	1,147,785,754	13,974.74	1,145,928,554	2.250	2026/03/31	0.67
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	50,000,000	2,061.46	1,030,730,713	2,072.30	1,036,148,619	2.690	2026/08/12	0.60
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7,200,000	12,684.20	913,262,343	12,698.47	914,289,480	0.625	2027/12/31	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	43,000,000	2,083.63	895,959,806	2,114.05	909,043,326	3.020	2031/05/27	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	38,700,000	2,226.12	861,510,373	2,310.44	894,139,452	3.720	2051/04/12	0.52
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,100,000	14,593.29	890,190,737	13,833.70	843,855,598	3.500	2033/02/15	0.49
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	41,000,000	2,057.18	843,445,741	2,045.33	838,585,838	2.400	2028/07/15	0.49
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,600,000	15,411.90	863,066,470	14,526.55	813,486,526	4.125	2032/11/15	0.47
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	39,000,000	2,044.66	797,416,433	2,049.97	799,486,897	2.180	2025/08/25	0.47
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,659.28	776,941,887	14,495.51	768,262,207	3.875	2026/01/15	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	13,992.24	797,557,668	13,242.33	754,812,802	2.875	2032/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	14,198.20	780,900,888	13,682.07	752,513,804	3.375	2033/05/15	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,900,000	12,746.12	752,020,825	12,731.85	751,179,144	0.750	2028/01/31	0.44
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,200,000	13,779.14	716,515,039	14,101.51	733,278,666	0.750	2024/11/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	14,086.79	746,600,119	13,834.58	733,232,780	2.750	2028/02/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,100,000	14,185.34	723,452,478	14,303.15	729,460,434	2.250	2024/11/15	0.43
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	15,038.50	751,924,789	14,544.34	727,217,029	4.000	2028/02/29	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	14,126.45	706,322,352	14,238.14	711,907,042	3.875	2033/08/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,700,000	12,346.97	703,777,159	11,922.67	679,592,233	1.125	2031/02/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,500,000	12,747.88	701,133,429	12,258.43	674,213,736	1.625	2031/05/15	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	13,682.07	684,103,458	13,384.69	669,234,681	2.375	2029/03/31	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,800,000	14,074.45	675,573,692	13,890.03	666,721,255	2.625	2027/05/31	0.39
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000	2,067.35	651,214,540	2,068.92	651,709,413	2.640	2028/01/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,300,000	12,865.10	681,850,051	12,278.29	650,749,159	1.875	2032/02/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	14,243.88	640,974,445	14,258.29	641,623,024	2.625	2025/04/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,400,000	14,737.59	648,453,984	14,476.25	636,954,875	3.875	2027/12/31	0.37
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	31,000,000	2,044.26	633,720,629	2,052.36	636,230,375	2.240	2025/05/25	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	13,824.58	622,106,100	14,092.39	634,157,751	1.000	2024/12/15	0.37
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,400,000	14,388.34	633,086,934	14,252.85	627,125,304	3.750	2030/06/30	0.37

## ロ 種類別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	98.39
合計	98.39

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

2023年11月30日現在

種類	資産の名称	買建/売建	数量	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引	オフショア・人民元	売建	4,000,000.00	83,127,432	82,368,800	△0.05

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

## II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「財務諸表」については、有限責任 あずさ監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

### SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

#### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	第17期	第18期
	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	24,663,578	24,622,870
コール・ローン	817,919,205	486,927,633
親投資信託受益証券	79,921,536,863	73,061,641,995
未収入金	51,050,000	62,540,000
流動資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498
資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498
負債の部		
流動負債		
未払解約金	51,846,263	56,984,097
未払受託者報酬	14,191,566	12,642,251
未払委託者報酬	127,724,449	113,780,683
その他未払費用	441,550	441,115
流動負債合計	194,203,828	183,848,146
負債合計	194,203,828	183,848,146
純資産の部		
元本等		
元本	37,666,620,162	33,232,346,305
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,954,345,656	40,219,538,047
(分配準備積立金)	36,324,045,038	34,224,292,865
元本等合計	80,620,965,818	73,451,884,352
純資産合計	80,620,965,818	73,451,884,352
負債純資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498

#### (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第17期	第18期
	自2021年2月19日 至2022年2月18日	自2022年2月19日 至2023年2月20日
営業収益		
受取利息	4,875	5,212
有価証券売買等損益	4,384,799,631	2,754,695,132
営業収益合計	4,384,804,506	2,754,700,344
営業費用		
支払利息	576,308	233,752
受託者報酬	28,499,171	25,595,009
委託者報酬	256,492,793	230,355,761
その他費用	961,139	902,022
営業費用合計	286,529,411	257,086,544
営業利益又は営業損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
経常利益又は経常損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
当期純利益又は当期純損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	546,811,213	182,006,609
期首剰余金又は期首欠損金(△)	44,952,008,540	42,954,345,656
剰余金増加額又は欠損金減少額	286,707,339	182,225,959
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	286,707,339	182,225,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,835,834,105	5,232,640,759
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,835,834,105	5,232,640,759
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,954,345,656	40,219,538,047

#### (3) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上市されている有価証券 金融商品取引所等に上市されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上市されていない有価証券 金融商品取引所等に上市されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売買相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (2022年2月18日現在)	第18期 (2023年2月20日現在)
1 当計算期間の末日における受益権の総数	37,666,620,162口	33,232,346,305口
2 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2,1404円 (1万口当たりの純資産額21,404円)	1口当たり純資産額 2,2103円 (1万口当たりの純資産額22,103円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,219,058,225円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,332,405,657円)、収益調整金(6,630,300,618円)、および分配準備積立金(32,772,581,156円)より、分配対象収益は42,954,345,656円(1万口当たり11,403.82円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,231,158,491円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,084,448,700円)、収益調整金(5,995,245,182円)、および分配準備積立金(31,908,685,674円)より、分配対象収益は40,219,538,047円(1万口当たり12,102.53円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

#### I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコ

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

項目	第18期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
	<p>ンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。</p> <p>なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (2023年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未取入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

第17期（自 2021年2月19日 至 2022年2月18日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,412,569,136円
合計	3,412,569,136円

第18期（自 2022年2月19日 至 2023年2月20日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,377,516,671円
合計	2,377,516,671円

(デリバティブ取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第17期 (2022年2月18日現在)	第18期 (2023年2月20日現在)
期首元本額	42,992,284,480円	37,666,620,162円
期中追加設定元本額	254,613,956円	153,919,903円
期中一部解約元本額	5,580,278,274円	4,588,193,760円

### Ⅲ「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革・投資信託(ファンド)の経理状況の詳細・設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
  - 1. 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 注記表
    - (4) 附属明細表
  - 2. 投資信託(ファンド)の現況
    - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績



## 資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2005年8月19日 信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

## 1. 財務諸表

SMAM・バランスファンドVA50 &lt;適格機関投資家専用&gt;

当ファンドは、第18期(2022年2月19日から2023年2月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

610009

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅野雅子指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松井貴志

## 監査意見

当監査法人は、SMAM・バランスファンドVA50 &lt;適格機関投資家専用&gt;の2022年2月19日から2023年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMAM・バランスファンドVA50 &lt;適格機関投資家専用&gt;の2023年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と

610009

認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	第17期 (2022年2月18日現在)	第18期 (2023年2月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	24,663,578	24,622,870
コール・ローン	817,919,205	486,927,633
親投資信託受益証券	79,921,536,863	73,061,641,995
未収入金	51,050,000	62,540,000
流動資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498
資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	51,846,263	56,984,097
未払受託者報酬	14,191,566	12,642,251
未払委託者報酬	127,724,449	113,780,683
その他未払費用	441,550	441,115
流動負債合計	194,203,828	183,848,146
負債合計	194,203,828	183,848,146
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	37,666,620,162	33,232,346,305
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,954,345,656	40,219,538,047
(分配準備積立金)	36,324,045,038	34,224,292,865
元本等合計	80,620,965,818	73,451,884,352
純資産合計	80,620,965,818	73,451,884,352
負債純資産合計	80,815,169,646	73,635,732,498

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第17期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
<b>営業収益</b>		
受取利息	4,875	5,212
有価証券売買等損益	4,384,799,631	2,754,695,132
営業収益合計	4,384,804,506	2,754,700,344
<b>営業費用</b>		
支払利息	576,308	233,752
受託者報酬	28,499,171	25,595,009
委託者報酬	256,492,793	230,355,761
その他費用	961,139	902,022
営業費用合計	286,529,411	257,086,544
営業利益又は営業損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
経常利益又は経常損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
当期純利益又は当期純損失(△)	4,098,275,095	2,497,613,800
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	546,811,213	182,006,609
期首剰余金又は期首欠損金(△)	44,952,008,540	42,954,345,656
剰余金増加額又は欠損金減少額	286,707,339	182,225,959
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	286,707,339	182,225,959
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,835,834,105	5,232,640,759
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,835,834,105	5,232,640,759
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	42,954,345,656	40,219,538,047

(3) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入りできなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2022年2月19日から2023年2月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第17期 (2022年2月18日現在)	第18期 (2023年2月20日現在)
1 当計算期間の末日における受益権の総数	37,666,620,162口	33,232,346,305口
2 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 2.1404円 (1万口当たりの純資産額21,404円)	1口当たり純資産額 2.2103円 (1万口当たりの純資産額22,103円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第17期 自2021年2月19日 至2022年2月18日	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,219,058,225円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益(2,332,405,657円)、収益調整金(6,630,300,618円)、および分配準備積立金(32,772,581,156円)より、分配対象収益は42,954,345,656円(1万口当たり11,403.82円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,231,158,491円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売却等損益(1,084,448,700円)、収益調整金(5,995,245,182円)、および分配準備積立金(31,908,685,674円)より、分配対象収益は40,219,538,047円(1万口当たり12,102.53円)であります。分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署には正動向あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対応の実施あるいは対応方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対応方針を決定します。その後、決定した対応方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 (2023年2月20日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法	(1) 有価証券(親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

第17期(自2021年2月19日 至 2022年2月18日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	3,412,569,136円
合計	3,412,569,136円

第18期(自2022年2月19日 至 2023年2月20日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,377,516,671円
合計	2,377,516,671円

(デリバティブ取引に関する注記)  
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18期 自2022年2月19日 至2023年2月20日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

項目	第17期 (2022年2月18日現在)	第18期 (2023年2月20日現在)
期首元本額	42,992,284,480円	37,666,620,162円
期中追加設定元本額	254,613,956円	153,919,903円
期中一部解約元本額	5,580,278,274円	4,588,193,760円

(4) 附属明細表

① 有価証券明細表

(a) 株式  
該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)	5,379,538,379	18,492,701,131	
	外国株式インデックス・マザーファンド	2,995,512,553	18,641,973,271	
	外国債券バッシブ・マザーファンド	9,244,600,710	17,929,903,077	
	国内債券バッシブ・マザーファンド	14,827,042,772	17,997,064,516	
	親投資信託受益証券 小計		73,061,641,995	
合計		73,061,641,995		

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

(参考)

SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>は、「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」、「国内債券バッシブ・マザーファンド」、「外国株式インデックス・マザーファンド」および「外国債券バッシブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。  
なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」

貸借対照表

(単位:円)

	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	83,758,164	91,354,068
コール・ローン	2,777,675,310	1,806,565,228
株式	199,369,314,880	227,099,948,860
派生商品評価勘定	30,794,600	71,296,200
未収配当金	309,642,705	386,632,074
差入委託証拠金	127,995,000	85,050,000
流動資産合計	202,699,180,659	229,540,846,430
資産合計	202,699,180,659	229,540,846,430
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	31,221,600	-
前受金	10,130,000	60,195,000
未払解約金	98,843,866	207,364,628
その他未払費用	4,873	4,022
流動負債合計	140,200,339	267,563,650
負債合計	140,200,339	267,563,650
純資産の部		
元本等		
元本	62,902,449,020	66,694,933,603
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	139,656,531,300	162,578,349,177
元本等合計	202,558,980,320	229,273,282,780
純資産合計	202,558,980,320	229,273,282,780
負債純資産合計	202,699,180,659	229,540,846,430

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自2022年2月19日 至2023年2月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
1 当計算期間の末日における受益権の総数	62,902,449,020口	66,694,933,603口
2 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 3,2202円 (1万口当たりの純資産額3,2202円)	1口当たり純資産額 3,4376円 (1万口当たりの純資産額3,4376円)



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、先物取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引買建				
	TOPIX先物 0403月	3,266,127,000	-	3,265,700,000	△427,000
	小計	3,266,127,000	-	3,265,700,000	△427,000
合計		3,266,127,000	-	3,265,700,000	△427,000

(2023年2月20日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引買建				
	TOPIX先物 0503月	2,087,623,800	-	2,158,920,000	71,296,200
	小計	2,087,623,800	-	2,158,920,000	71,296,200
合計		2,087,623,800	-	2,158,920,000	71,296,200

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場場で評価しております。  
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

(2022年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	60,820,017,437円
同期中における追加設定元本額	11,487,243,977円
同期中における一部解約元本額	9,404,812,394円
2022年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,520,834,455円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	951,877,317円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	4,478,037,849円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,395,171,931円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	127,138,615円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	4,726,830円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	21,334,615円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	65,507,861円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	154,129,074円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	131,613,738円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	235,373,969円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,444,332,755円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	19,077,187,540円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	372,665,266円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	429,325,888円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	276,656,842円
イオン・バランス戦略ファンド	7,275,121円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	31,464,038円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	172,024,760円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	157,517,509円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	545,398,972円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	291,040,173円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	334,763,476円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	38,178,840円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	493,124,501円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	15,201,309円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	78,234,236円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	74,185,345円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	4,134,560円
日興FWS・日本株インデックス	538,422,236円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	4,292,616円
SMAM・国内株式バッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,783,565,189円
バランスファンドVA(安定運用型) <適格機関投資家限定>	14,345,131円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型 <適格機関投資家限定>	102,021,389円
SMAM・バランスファンドVA25 <適格機関投資家専用>	1,801,728,322円
SMAM・バランスファンドVA37.5 <適格機関投資家専用>	1,641,765,844円
SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>	6,244,629,351円
SMAM・バランスファンドVL30 <適格機関投資家限定>	41,484,094円
SMAM・バランスファンドVL50 <適格機関投資家限定>	165,970,889円
SMAM・バランスファンドVA75 <適格機関投資家専用>	725,009,629円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型 <適格機関投資家限定>	47,231,431円
SMAM・インデックス・バランスVA25 <適格機関投資家専用>	259,277,705円
SMAM・インデックス・バランスVA50 <適格機関投資家専用>	836,648,839円
SMAM・バランスファンドVA40 <適格機関投資家専用>	607,228,831円
SMAM・バランスファンドVA35 <適格機関投資家専用>	1,892,033,496円
SMAM・バランスVA株40T <適格機関投資家限定>	374,931円
SMAM・グローバルバランス40VA <適格機関投資家限定>	41,957,007円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A <適格機関投資家専用>	47,526,234円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A <適格機関投資家専用>	34,199,513円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A <適格機関投資家専用>	16,944,296円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L <適格機関投資家専用>	112,116,903円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L <適格機関投資家専用>	243,725,102円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2 <適格機関投資家専用>	60,760,917円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2 <適格機関投資家専用>	39,691,119円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2 <適格機関投資家専用>	7,467,207円

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

専用>	
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	45,936,567円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	609,118,916円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	180,317,730円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	237,022,466円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	110,132,461円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	206,061,152円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	60,728,009円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	54,286,476円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	47,217,544円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	60,182,914円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	43,247,408円
SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	9,321,771円
合計	62,902,449,020円

専用>	
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	509,415,497円
SMAM・国内株式インデックスファンド・VA(適格機関投資家専用)	161,677,856円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	195,183,336円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	81,328,537円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	88,233,756円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	41,808,540円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	38,301,054円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	25,100,514円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	32,264,198円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	411,569,060円
SMDAM・日米3資産バランスオープン<適格機関投資家限定>	16,759,020円
合計	66,694,933,603円

附属明細表

①有価証券明細表  
(a)株式

(単位:円)

(2023年2月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	62,902,449,020円
同期中における追加設定元本額	11,516,103,947円
同期中における一部解約元本額	7,723,619,364円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・日本株式インデックス年金ファンド	9,538,705,047円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	1,046,654,371円
三井住友・DC年金バランス30(標準型)	4,623,835,621円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	3,605,644,771円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	147,761,638円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	4,345,488円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	20,012,677円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	64,767,362円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	167,250,433円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	153,122,393円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	269,345,967円
国内株式指数ファンド(TOPIX)	1,348,113,012円
三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	23,030,551,462円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	299,747,190円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	374,945,391円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	240,188,472円
イオン・バランス戦略ファンド	76,636,609円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	46,120,874円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	202,062,283円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	189,680,711円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	708,126,037円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	397,110,891円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	452,733,238円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	52,873,871円
三井住友DS・国内株式インデックス年金ファンド	864,398,532円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	40,587,104円
三井住友DS・年金バランス30(標準型)	218,482,974円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	213,292,698円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,969,579円
日興FWS・日本株インデックス	1,480,422,415円
三井住友DS・TOPIXインデックス・ファンド	23,888,431円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	48,704円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	55,576円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	66,034円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	75,894円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	75,894円
SMAM・国内株式バッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	2,474,878,301円
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	10,250,775円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	66,570,035円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	1,343,208,711円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	1,399,810,680円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	5,379,538,379円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	35,485,948円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	129,345,747円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	649,463,451円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	44,118,775円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	235,268,102円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	755,439,439円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	516,776,916円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	1,580,224,876円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	352,709円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	34,600,904円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	39,166,060円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	30,431,766円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	16,165,009円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	93,119,594円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	217,333,061円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	50,002,197円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	37,859,485円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	7,534,461円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	38,647,210円

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	4,100	3,630.000	14,883.000	
ニッスイ	110,400	544.000	60,057.600	
マルハニチロ	16,500	2,443.000	40,309.500	
雪国まいたけ	11,000	1,007.000	11,077.000	
カネコ種苗	4,900	1,670.000	8,183.000	
サカタのタネ	12,700	4,045.000	51,371.500	
ホクト	9,700	1,881.000	18,245.700	
住石ホールディングス	16,800	383.000	6,434.400	
日鉄鉱業	4,500	3,530.000	15,885.000	
三井松島ホールディングス	5,200	3,790.000	19,708.000	
INPEX	409,100	1,426.000	583,376.600	
石油資源開発	12,800	4,845.000	62,016.000	
K&Oエナジーグループ	5,400	2,198.000	11,869.200	
ショーボンホールディングス	15,100	5,260.000	79,426.000	
ミライト・ワン	38,000	1,504.000	57,152.000	
タマホーム	7,000	3,215.000	22,505.000	
日本アーク	5,200	950.000	4,940.000	
安藤・間	63,600	872.000	55,459.200	
東急建設	33,200	671.000	22,277.200	
コムシスホールディングス	37,200	2,486.000	92,479.200	
ピーアールホールディングス	22,600	342.000	7,729.200	
高松コンストラクショングループ	7,300	1,982.000	14,468.600	
東建コーポレーション	3,100	7,600.000	23,560.000	
ヤマウラ	6,800	1,052.000	7,153.600	
オリエンタル白石	43,200	316.000	13,651.200	
大成建設	77,000	4,375.000	336,875.000	
大林組	275,900	978.000	269,830.200	
清水建設	232,100	733.000	170,129.300	
飛島建設	10,100	1,065.000	10,756.500	
長谷工コーポレーション	79,600	1,539.000	122,504.400	
銭高組	2,100	2,959.000	6,213.900	
鹿島建設	171,400	1,607.000	275,439.800	
不動アトラ	5,400	1,623.000	8,764.200	
大木建設	3,800	1,174.000	4,461.200	
鉄建建設	6,700	1,788.000	11,979.600	
西松建設	13,300	3,555.000	47,281.500	
三井住友建設	64,900	421.000	27,322.900	
大豊建設	3,400	3,900.000	13,260.000	
興村組	12,500	3,235.000	40,437.500	
東鉄工業	10,500	2,761.000	28,990.500	
浅沼組	6,400	3,255.000	20,832.000	
戸田建設	96,200	710.000	68,302.000	
熊谷組	13,200	2,751.000	36,313.200	
北野建設	2,600	2,956.000	7,685.600	
矢作建設工業	11,300	819.000	9,254.700	
ピーエス三菱	10,900	642.000	6,997.800	
日本ハウスホールディングス	18,600	398.000	7,402.800	
新日本建設	10,900	871.000	9,493.900	
東亜道路工業	1,700	6,440.000	10,948.000	
日本道路	1,700	6,760.000	11,492.000	
東亜建設工業	7,100	2,606.000	18,502.600	
日本国土開発	24,900	552.000	13,744.800	
若菜建設	3,700	2,998.000	11,092.600	
東洋建設	25,600	908.000	23,244.800	
五洋建設	110,900	660.000	73,194.000	
世紀東急工業	10,700	800.000	8,560.000	
福田組	3,100	4,415.000	13,686.500	
住友林業	59,300	2,640.000	156,552.000	
日本基礎技術	7,700	536.000	4,127.200	
バコーレーション	13,700	411.000	5,630.700	
大和ハウス工業	216,400	3,114.000	673,869.600	
ライト工業	14,200	1,974.000	28,030.800	
積水ハウス	242,500	2,545.500	617,283.750	
日特建設	8,200	931.000	7,634.200	
ユアテック	17,300	758.000	13,113.400	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
日本リーテック	6,300	870.000	5,481,000	
四電工	3,600	1,848.000	6,652,800	
中電工	10,800	2,129.000	22,993,200	
関電工	40,500	877.000	35,518,500	
きんでん	53,400	1,509.000	80,580,600	
東京エネシス	8,900	906.000	8,063,400	
トーエネック	2,800	3,405.000	9,534,000	
住友電設	7,200	2,394.000	17,236,800	
日本電設工業	12,600	1,501.000	18,912,600	
エクシオグループ	35,300	2,399.000	84,684,700	
新日本空調	4,300	1,905.000	8,191,500	
九電工	19,000	3,405.000	64,695,000	
三機工業	16,600	1,486.000	24,667,600	
日揮ホールディングス	76,900	1,758.000	135,190,200	
中外炉工業	3,400	1,783.000	6,062,200	
ヤマト	9,100	805.000	7,325,500	
太平電業	4,900	3,825.000	18,742,500	
高砂熱学工業	18,400	2,032.000	37,388,800	
三晃金属工業	1,500	3,840.000	5,760,000	
朝日工業社	3,600	2,104.000	7,574,400	
明星工業	14,200	789.000	11,203,800	
大気社	9,200	3,515.000	32,338,000	
ダイダグ	5,300	2,252.000	11,935,600	
日比谷総合設備	6,900	2,009.000	13,862,100	
テスホールディングス	8,900	1,076.000	9,576,400	
インフロンア・ホールディングス	81,300	1,037.000	84,308,100	
東洋エンジニアリング	11,600	584.000	6,774,400	
レイズネクスト	10,900	1,348.000	14,693,200	
ニップン	19,900	1,596.000	31,760,400	
日清製粉グループ本社	71,800	1,561.000	112,079,800	
日東富士製粉	1,800	4,455.000	8,019,000	
昭和産業	6,400	2,490.000	15,936,000	
鳥越製粉	11,600	591.000	6,855,600	
中部飼料	11,100	1,036.000	11,499,600	
フィード・ワン	12,400	683.000	8,469,200	
日本甜菜製糖	5,300	1,638.000	8,681,400	
DM三井製糖ホールディングス	7,500	2,046.000	15,345,000	
ウェルネオシュガー	4,500	1,675.000	7,537,500	
森永製菓	14,500	3,905.000	56,622,500	
中村屋	2,700	3,050.000	8,235,000	
江崎グリコ	22,200	3,490.000	77,478,000	
名糖産業	3,600	1,685.000	6,066,000	
井村屋グループ	4,500	2,212.000	9,954,000	
不二家	5,300	2,493.000	13,212,900	
山崎製パン	52,500	1,587.000	83,317,500	
モロゾフ	2,800	3,410.000	9,548,000	
亀田製菓	5,000	4,320.000	21,600,000	
寿スピリッツ	8,300	8,630.000	71,629,000	
カルビー	35,800	2,924.000	104,679,200	
森永乳業	14,300	4,820.000	68,926,000	
六甲バター	6,100	1,351.000	8,241,100	
ヤクルト本社	55,600	9,240.000	513,744,000	
明治ホールディングス	48,100	6,420.000	308,802,000	
雪印メグミルク	18,600	1,801.000	33,498,600	
プリマハム	10,300	2,161.000	22,258,300	
日本ハム	30,300	3,770.000	114,231,000	
丸大食品	8,600	1,482.000	12,745,200	
S Foods	8,700	2,750.000	23,925,000	
柿安本店	3,100	2,044.000	6,336,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	58,100	716.000	41,599,600	
サッポロホールディングス	25,700	3,135.000	80,569,500	
アサヒグループホールディングス	179,600	4,711.000	846,095,600	
キリンホールディングス	350,900	2,006.500	704,080,850	
宝ホールディングス	52,500	1,067.000	56,017,500	
オエノンホールディングス	26,800	267.000	7,155,600	
コカ・コーラ ボトラーズ	61,000	1,419.000	86,559,000	
ジャパンホールディングス				
サントリー食品インターナショナル	54,600	4,740.000	258,804,000	
ダイドーグループホールディングス	4,400	4,800.000	21,120,000	
伊藤園	26,400	4,450.000	117,480,000	
キーコーヒー	8,300	2,074.000	17,214,200	
日清オイリオグループ	10,900	3,305.000	36,024,500	
不二製油グループ本社	18,300	1,998.000	36,563,400	
かどや製油	1,900	3,545.000	6,735,500	
J-オイルミルズ	8,200	1,559.000	12,783,800	
キッコーマン	51,400	6,520.000	335,128,000	
味の素	190,300	4,123.000	784,606,900	
ブルドックソース	3,600	1,905.000	6,858,000	
キュービー	41,800	2,248.000	93,966,400	
ハウス食品グループ本社	23,600	2,689.000	63,460,400	
カゴメ	36,200	3,030.000	109,686,000	
焼津水産化学工業	8,300	993.000	8,241,900	
アリアケジャパン	6,900	4,885.000	33,706,500	
ニチレイ	35,800	2,720.000	97,376,000	
東洋水産	39,400	5,570.000	219,458,000	
イートアンドホールディングス	3,900	2,325.000	9,067,500	
ヨシムラ・フード・ホール	5,800	1,021.000	5,921,800	

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ディングス				
日清食品ホールディングス	27,300	11,380.000	310,674,000	
永谷園ホールディングス	4,000	2,095.000	8,380,000	
フジッコ	7,700	1,868.000	14,383,600	
ロック・フィールド	8,600	1,579.000	13,579,400	
日本たばこ産業	511,900	2,788.500	1,427,433,150	
ケンコーマヨネーズ	6,000	1,289.000	7,734,000	
わらべや日洋ホールディングス	6,200	1,885.000	11,687,000	
なとり	5,200	2,045.000	10,634,000	
ファームフーズ	12,200	1,513.000	18,458,600	
ユーグレナ	50,900	958.000	48,762,200	
紀文食品	6,900	961.000	6,630,900	
ビックルスホールディングス	5,000	1,243.000	6,215,000	
ミヨシ油脂	6,300	953.000	6,003,900	
理研ビタミン	7,100	2,034.000	14,441,400	
片倉工業	8,800	1,746.000	15,364,800	
グンゼ	6,100	4,365.000	26,626,500	
東洋紡	35,200	1,047.000	36,854,400	
ユニチカ	30,500	230.000	7,015,000	
富士紡ホールディングス	3,300	3,100.000	10,230,000	
倉敷紡績	6,500	2,447.000	15,905,500	
シキボウ	6,200	1,018.000	6,311,600	
日本毛織	21,200	958.000	20,309,600	
帝国繊維	9,300	1,593.000	14,814,900	
帝人	76,600	1,449.000	110,993,400	
東レ	531,000	801.900	425,808,900	
ダイニック	9,100	777.000	7,070,700	
セーレン	15,300	2,519.000	38,540,700	
小松マテール	12,800	722.000	9,241,600	
ワコールホールディングス	15,400	2,335.000	35,959,000	
ホギメディカル	10,800	3,225.000	34,830,000	
T S I ホールディングス	30,100	568.000	17,096,800	
ワールド	10,900	1,336.000	14,562,400	
三陽商会	3,600	1,419.000	5,108,400	
オンワードホールディングス	54,600	337.000	18,400,200	
ルックホールディングス	2,700	2,162.000	5,837,400	
ゴールドウイン	14,000	11,350.000	158,900,000	
デサント	13,800	3,925.000	54,165,000	
特種東海製紙	4,100	2,947.000	12,082,700	
王子ホールディングス	329,000	538.000	177,002,000	
日本製紙	43,000	1,007.000	43,301,000	
北越コーポレーション	50,300	786.000	39,535,800	
大王製紙	35,900	1,077.000	38,664,300	
レンゴ	72,800	903.000	65,738,400	
トーモク	5,200	1,534.000	7,976,800	
ザ・バック	6,100	2,894.000	17,653,400	
北の達人コーポレーション	35,900	334.000	11,990,600	
クラレ	125,600	1,209.000	151,850,400	
旭化成	493,000	954.100	470,371,300	
レゾナック・ホールディングス	76,400	2,309.000	176,407,600	
住友化学	584,900	477.000	278,997,300	
住友精化	3,500	4,215.000	14,752,500	
日産化学	37,400	5,890.000	220,286,000	
ラサ工業	3,500	2,106.000	7,371,000	
クレハ	6,700	8,300.000	55,610,000	
多木化学	3,100	4,330.000	13,423,000	
テイカ	5,700	1,173.000	6,686,100	
石原産業	14,600	1,065.000	15,549,000	
片倉コープアグリ	2,900	1,870.000	5,423,000	
日本曹達	8,600	4,510.000	38,786,000	
東ソー	105,000	1,786.000	187,530,000	
トクヤマ	25,500	2,116.000	53,958,000	
セントラル硝子	12,900	2,908.000	37,513,200	
東亜合成	38,800	1,225.000	47,530,000	
大阪ソーダ	4,800	4,215.000	20,232,000	
関東電化工業	15,200	1,015.000	15,428,000	
デンカ	28,900	2,944.000	85,081,600	
信越化学工業	133,400	19,210.000	2,562,614,000	
堺化学工業	6,200	1,801.000	11,166,200	
第一稀元素化学工業	8,000	1,022.000	8,176,000	
エア・ウォーター	74,400	1,620.000	120,528,000	
日本酸素ホールディングス	76,300	2,363.000	180,296,900	
日本化学工業	3,100	1,977.000	6,128,700	
日本ペーカライジング	37,800	947.000	35,796,600	
高圧ガス工業	12,400	662.000	8,208,800	
四国化成ホールディングス	9,600	1,283.000	12,316,800	
戸田工業	1,800	2,514.000	4,525,200	
ステラ ケミファ	4,800	2,518.000	12,086,400	
保土谷化学工業	2,400	3,120.000	7,488,000	
日本触媒	12,000	5,720.000	68,640,000	
大日精化工業	5,700	1,782.000	10,157,400	
カネカ	17,800	3,445.000	61,321,000	
三菱瓦斯化学	58,400	1,940.000	113,296,000	
三井化学	64,900	3,250.000	210,925,000	
J S R	74,000	3,105.000	229,770,000	
東京応化工業	13,800	7,240.000	99,912,000	
大阪有機化学工業	6,000	2,000.000	12,000,000	
三菱ケミカルグループ	534,100	812.500	433,956,250	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
KHネオケム	13,100	2,625.000	34,387,500	
ダイセル	116,300	938.000	109,089,400	
住友ベークライト	11,500	4,480.000	51,520,000	
積水化学工業	160,900	1,811.000	291,389,900	
日本ゼオン	47,400	1,285.000	60,909,000	
アイカ工業	19,800	3,030.000	59,994,000	
UBE	40,300	2,069.000	83,380,700	
積水樹脂	11,200	1,933.000	21,649,600	
タキロンシーアイ	17,400	497.000	8,647,800	
旭有機材	5,300	2,835.000	15,025,500	
ニチバン	5,500	1,806.000	9,933,000	
リケンテクノス	17,800	553.000	9,843,400	
大倉工業	4,100	1,890.000	7,749,000	
積水化成製品工業	6,100	390.000	2,379,000	
群栄化学工業	2,200	2,492.000	5,482,400	
ミライアル	3,200	1,570.000	5,024,000	
ダイキョーニシカワ	18,200	635.000	11,557,000	
森六ホールディングス	4,500	1,828.000	8,226,000	
恵和	5,200	1,544.000	8,028,800	
日本化薬	60,100	1,193.000	71,699,300	
カーリットホールディングス	8,400	724.000	6,081,600	
日本精化	4,500	2,468.000	11,106,000	
扶桑化学工業	7,200	3,645.000	26,244,000	
トリケミカル研究所	10,500	2,313.000	24,286,500	
ADEKA	26,900	2,128.000	57,243,200	
日油	24,300	5,900.000	143,370,000	
新日本理化学	19,100	214.000	4,087,400	
ハリマ化成グループ	6,800	886.000	6,024,800	
花王	192,800	5,116.000	986,364,800	
第一工業製薬	3,300	1,950.000	6,435,000	
石原ケミカル	4,300	1,309.000	5,628,700	
三洋化成工業	4,600	4,280.000	19,688,000	
有機合成薬品工業	8,100	291.000	2,357,100	
大日本塗料	11,000	840.000	9,240,000	
日本ペイントホールディングス	350,000	1,257.000	439,950,000	
関西ペイント	72,700	1,845.000	134,131,500	
中国塗料	13,700	1,087.000	14,891,900	
日本特殊塗料	5,700	920.000	5,244,000	
藤倉化成	12,900	434.000	5,598,600	
太陽ホールディングス	11,800	2,361.000	27,859,800	
DIC	30,500	2,429.000	74,084,500	
サカタインクス	17,500	1,023.000	17,902,500	
東洋インキSCホールディングス	14,900	1,895.000	28,235,500	
T&K TOKA	7,600	1,272.000	9,667,200	
富士フイルムホールディングス	151,900	6,419.000	975,046,100	
資生堂	165,500	6,153.000	1,018,321,500	
ライオン	95,800	1,476.000	141,400,800	
高砂香料工業	5,400	2,503.000	13,516,200	
マンダム	17,800	1,434.000	25,525,200	
ミルボン	11,800	5,820.000	68,676,000	
ファンケル	34,800	2,561.000	89,122,800	
コーセー	16,100	15,730.000	253,253,000	
コタ	6,600	1,670.000	11,022,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	40,900	1,760.000	71,984,000	
ノビアホールディングス	7,100	5,560.000	39,476,000	
新日本製薬	5,100	1,424.000	7,262,400	
エステー	6,800	1,548.000	10,526,400	
アグロ カネショウ	3,800	1,530.000	5,814,000	
コニシ	13,100	1,777.000	23,278,700	
長谷川香料	16,400	2,935.000	48,134,000	
小林製薬	23,100	8,320.000	192,192,000	
荒川化学工業	8,000	984.000	7,872,000	
メック	6,600	2,219.000	14,645,400	
日本高純度化学	2,400	2,454.000	5,889,600	
タカラバイオ	21,400	1,772.000	37,920,800	
JCU	8,900	3,065.000	27,278,500	
新田ゼラチン	6,200	813.000	5,040,600	
OATアグリオ	3,600	1,442.000	5,191,200	
デクセリアルズ	23,000	2,708.000	62,284,000	
アース製薬	7,200	4,860.000	34,992,000	
北興化学工業	10,200	823.000	8,394,600	
大成ラミック	3,300	2,897.000	9,560,100	
クミアイ化学工業	32,200	872.000	28,078,400	
日本農業	15,600	696.000	10,857,600	
アキレス	6,300	1,244.000	7,837,200	
有沢製作所	13,500	1,400.000	18,900,000	
日東電工	57,300	8,390.000	480,747,000	
レック	12,200	933.000	11,382,600	
三光合成	11,900	546.000	6,497,400	
きもと	19,700	200.000	3,940,000	
藤森工業	6,000	3,075.000	18,450,000	
前澤化成工業	5,900	1,380.000	8,142,000	
未来工業	3,400	1,503.000	5,110,200	
JSP	5,900	1,590.000	9,381,000	
エフビコ	15,200	3,605.000	54,796,000	
天馬	6,500	2,307.000	14,995,500	
信越ポリマー	14,400	1,349.000	19,425,600	
東リ	21,900	270.000	5,913,000	
ニフコ	28,500	3,460.000	98,610,000	
バルカー	6,400	3,240.000	20,736,000	
ユニ・チャーム	165,100	5,059.000	835,240,900	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
協和キリン	95,400	2,943.000	280,762,200	
武田薬品工業	700,900	4,263.000	2,987,936,700	
アステラス製薬	758,900	1,886.000	1,431,285,400	
住友ファーマ	59,100	868.000	51,298,800	
塩野義製薬	101,300	6,160.000	624,008,000	
日本新薬	18,700	6,310.000	117,997,000	
中外製薬	247,700	3,570.000	884,289,000	
科研製薬	13,500	3,640.000	49,140,000	
エーザイ	96,500	7,811.000	753,761,500	
ロート製薬	76,900	2,582.000	198,555,800	
小野薬品工業	152,900	2,851.000	435,917,900	
久光製薬	17,700	3,915.000	69,295,500	
持田製薬	9,300	3,420.000	31,806,000	
参天製薬	149,100	1,006.000	149,994,600	
扶桑薬品工業	3,100	1,954.000	6,057,400	
ツムラ	24,900	2,630.000	65,487,000	
キッセイ薬品工業	12,300	2,519.000	30,983,700	
生化学工業	15,500	817.000	12,663,500	
栄研化学	13,200	1,566.000	20,671,200	
鳥居薬品	4,300	3,255.000	13,996,500	
JCRファーマ	27,200	1,557.000	42,350,400	
東和薬品	12,200	1,908.000	23,277,600	
富士製薬工業	6,300	1,056.000	6,652,800	
ゼリア新薬工業	10,900	2,197.000	23,947,300	
第一三共	689,900	4,277.000	2,950,702,300	
キョーリン製薬ホールディングス	17,100	1,690.000	28,899,000	
大幸薬品	17,900	425.000	7,607,500	
ダイト	5,700	2,437.000	13,890,900	
大塚ホールディングス	180,900	4,164.000	753,267,600	
大正製薬ホールディングス	18,000	5,430.000	97,740,000	
ベプテドリーム	38,600	1,875.000	72,375,000	
あすか製薬ホールディングス	8,600	1,183.000	10,173,800	
サワイグループホールディングス	18,200	3,790.000	68,978,000	
日本コークス工業	83,300	88.000	7,330,400	
ニチレキ	9,800	1,386.000	13,582,800	
ユシロ化学工業	8,700	828.000	7,203,600	
富士石油	23,300	252.000	5,871,600	
出光興産	87,700	3,075.000	269,677,500	
ENEOSホールディングス	1,430,300	462.600	661,656,780	
コスモエネルギーホールディングス	31,400	3,910.000	122,774,000	
横浜ゴム	44,800	2,441.000	109,356,800	
TOYO TIRE	45,600	1,599.000	72,914,400	
ブリヂストン	252,700	5,222.000	1,319,599,400	
住友ゴム工業	78,000	1,230.000	95,940,000	
藤倉コンポジット	6,000	979.000	5,874,000	
オカモト	4,500	3,910.000	17,595,000	
フコク	5,200	1,049.000	5,454,800	
ニッタ	7,800	2,929.000	22,846,200	
住友理工	16,000	710.000	11,360,000	
三ツ星ベルト	11,600	3,870.000	44,892,000	
バンドー化学	12,900	1,015.000	13,093,500	
日東紡績	10,500	2,109.000	22,144,500	
AGC	80,600	4,980.000	401,388,000	
日本電気硝子	32,700	2,489.000	81,390,300	
オハラ	5,400	1,195.000	6,453,000	
住友大阪セメント	11,800	3,830.000	45,194,000	
太平洋セメント	51,000	2,460.000	125,460,000	
日本ヒューム	10,000	664.000	6,640,000	
日本コンクリート工業	23,400	232.000	5,428,800	
三谷セキサン	3,700	4,395.000	16,261,500	
アジアパベルホールディングス	15,100	635.000	9,588,500	
東海カーボン	67,200	1,298.000	87,225,600	
日本カーボン	5,000	4,160.000	20,800,000	
東洋炭素	5,500	4,270.000	23,485,000	
ノリタケカンパニーリミテド	4,500	4,470.000	20,115,000	
TOTO	52,300	4,570.000	239,011,000	
日本碍子	93,700	1,794.000	168,097,800	
日本特殊陶業	60,600	2,736.000	166,801,600	
MARUWA	3,000	17,360.000	52,080,000	
品川リフクトリーズ	2,400	4,300.000	10,320,000	
黒崎播磨	1,800	6,590.000	11,862,000	
ヨータイ	5,600	1,495.000	8,372,000	
東京窯業	15,500	309.000	4,789,500	
フジミインコーポレーテッド	6,500	6,360.000	41,340,000	
ニチアス	20,500	2,589.000	53,074,500	
ニチハ	10,500	2,648.000	27,804,000	
日本製鉄	364,700	3,097.000	1,129,475,900	
神戸製鋼所	163,200	890.000	145,248,000	
中山製鋼所	17,400	1,069.000	18,600,600	
合同製鐵	4,500	3,415.000	15,367,500	
JFEホールディングス	217,000	1,745.000	378,665,000	
東京製鐵	22,900	1,494.000	34,212,600	
共英製鋼	9,500	1,550.000	14,725,000	
大和工業	13,300	5,270.000	70,091,000	
東京製鋼	4,500	1,794.000	8,073,000	
大阪製鐵	5,000	1,325.000	6,625,000	
淀川製鋼所	8,800	2,639.000	23,223,200	
中部鋼鈹	7,100	1,958.000	13,901,800	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
丸一鋼管	24,600	2,823.000	69,445,800	
モリ工業	2,400	3,045.000	7,308,000	
大同特殊鋼	10,200	5,310.000	54,162,000	
日本冶金工業	6,000	4,485.000	26,910,000	
山陽特殊製鋼	7,900	2,658.000	20,998,200	
愛知製鋼	5,000	2,320.000	11,600,000	
大平洋金属	6,200	1,987.000	12,319,400	
新日本電工	53,600	374.000	20,046,400	
栗本鐵工所	4,400	2,019.000	8,883,600	
三菱製鋼	5,900	1,230.000	7,257,000	
日本精線	1,300	4,635.000	6,025,500	
エンビプロ・ホールディングス	5,700	720.000	4,104,000	
新家工業	2,400	2,387.000	5,728,800	
大紀アルミニウム工業所	11,700	1,416.000	16,567,200	
日本軽金属ホールディングス	22,000	1,448.000	31,856,000	
三井金属鉱業	23,700	3,385.000	80,224,500	
東邦亜鉛	5,400	2,084.000	11,253,600	
三菱マテリアル	54,800	2,142.000	117,381,600	
住友金属鉱山	94,600	5,203.000	492,203,800	
DOWAホールディングス	18,400	4,515.000	83,076,000	
古河機械金属	12,100	1,378.000	16,673,800	
大阪チタニウムテクノロジーズ	12,200	3,065.000	37,393,000	
東邦チタニウム	15,000	2,129.000	31,935,000	
UACJ	11,600	2,508.000	29,092,800	
CKサンエツ	2,100	4,215.000	8,851,500	
古河電気工業	27,400	2,427.000	66,499,800	
住友電気工業	281,500	1,669.500	469,964,250	
フジクラ	88,000	966.000	85,008,000	
昭和電線ホールディングス	9,400	1,903.000	17,888,200	
平河ヒューテック	5,400	1,373.000	7,414,200	
リョービ	9,700	1,451.000	14,074,700	
アールスティ	11,100	549.000	6,093,900	
アサヒホールディングス	33,100	1,972.000	65,273,200	
稲葉製作所	7,000	1,406.000	9,842,000	
宮地エンジニアリンググループ	2,400	3,680.000	8,832,000	
トーカロ	21,600	1,239.000	26,762,400	
アルファ	6,300	987.000	6,218,100	
SUMCO	155,000	1,873.000	290,315,000	
川田テクノロジーズ	2,300	3,520.000	8,096,000	
RS TECHNOLOGIES	5,500	3,550.000	19,525,000	
ジェイテックコーポレーション	1,200	2,774.000	3,328,800	
信和	9,700	742.000	7,197,400	
東洋製罐グループホールディングス	54,100	1,738.000	94,025,800	
ホッカンホールディングス	5,400	1,345.000	7,263,000	
横河ブリッジホールディングス	10,600	2,029.000	21,507,400	
三和ホールディングス	74,400	1,418.000	105,499,200	
文化シャッター	23,100	1,145.000	26,449,500	
三協立山	10,900	648.000	7,063,200	
アルインコ	7,200	1,065.000	7,668,000	
LIXIL	118,700	2,138.000	253,780,600	
ノーリツ	12,000	1,584.000	19,008,000	
長府製作所	8,200	2,101.000	17,228,200	
リンナイ	14,800	9,690.000	143,412,000	
日東精工	12,800	512.000	6,553,600	
岡部	13,500	718.000	9,693,000	
ジーテクト	9,000	1,399.000	12,591,000	
東プレ	14,100	1,192.000	16,807,200	
高周波熱錬	14,100	671.000	9,461,100	
東京製鋼	5,600	1,235.000	6,916,000	
サンコール	7,700	620.000	4,774,000	
パイオラックス	11,400	1,929.000	21,990,600	
エイチワン	9,300	623.000	5,793,900	
日本発条	71,800	898.000	64,476,400	
立川プラインド工業	4,400	1,256.000	5,526,400	
三益半導体工業	6,100	2,513.000	15,329,300	
日本製鋼所	22,300	2,625.000	58,537,500	
三浦工業	33,300	3,340.000	111,222,000	
タクマ	24,900	1,384.000	34,461,600	
ツガミ	17,800	1,468.000	26,130,400	
オークマ	7,800	5,240.000	40,872,000	
芝浦機械	8,100	2,899.000	23,481,900	
アマダ	126,200	1,199.000	151,313,800	
アイダエンジニアリング	17,300	790.000	13,667,000	
FUJI	34,300	2,055.000	70,486,500	
牧野フライス製作所	8,800	4,770.000	41,976,000	
オーエスジー	38,000	1,928.000	73,264,000	
旭ダイヤモンド工業	23,100	765.000	17,671,500	
DMG森精機	48,200	2,154.000	103,822,800	
ソディック	22,800	740.000	16,872,000	
ディスコ	12,800	40,000.000	512,000,000	
日東工器	4,600	1,705.000	7,843,000	
日進工具	7,000	1,069.000	7,483,000	
パンチ工業	8,400	447.000	3,754,800	
豊和工業	5,500	988.000	5,434,000	
石川製作所	3,200	1,469.000	4,700,800	
島精機製作所	12,700	1,851.000	23,507,700	

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
オプトラン	12,000	2,100.000	25,200,000	
NCホールディングス	2,100	1,926.000	4,044,600	
イワキ	6,300	1,281.000	8,070,300	
フリュー	9,200	1,216.000	11,187,200	
ヤマシンフィルタ	20,700	405.000	8,383,500	
日阪製作所	9,100	929.000	8,453,900	
やまびこ	13,400	1,275.000	17,085,000	
野村マイクロ・サイエンス	2,700	4,375.000	11,812,500	
平田機工	3,900	6,470.000	25,233,000	
ベガサスミシン製造	9,900	672.000	6,652,800	
マルマエ	4,300	1,896.000	8,152,800	
タツモ	4,800	1,674.000	8,035,200	
ナブテスコ	50,100	3,525.000	176,602,500	
三井海洋開発	10,300	1,528.000	15,738,400	
レオン自動車	9,100	1,212.000	11,029,200	
SMC	25,900	66,940.000	1,733,746,000	
ホソカワミクロン	6,100	2,630.000	16,043,000	
ユニオンツール	3,500	3,235.000	11,322,500	
オイレス工業	11,000	1,625.000	17,875,000	
日精エー・エス・ビー機械	3,700	4,340.000	16,058,000	
サトーホールディングス	11,400	2,309.000	26,322,600	
技研製作所	8,400	2,802.000	23,536,800	
日本エアータック	5,200	1,095.000	5,694,000	
日精樹脂工業	7,100	972.000	6,901,200	
ワイエイシイホールディングス	3,300	2,300.000	7,590,000	
小松製作所	373,700	3,307.000	1,235,825,900	
住友重機械工業	46,900	2,946.000	138,167,400	
日立建機	31,600	3,115.000	98,434,000	
日工	13,300	627.000	8,339,100	
巴工業	3,900	2,427.000	9,465,300	
井関農機	8,300	1,182.000	9,810,600	
TOWA	8,200	1,831.000	15,014,200	
ローツェ	4,200	10,270.000	43,134,000	
クボタ	422,100	2,086.000	880,500,600	
荏原実業	4,000	2,924.000	11,696,000	
三菱化工機	3,100	2,221.000	6,885,100	
月島機械	11,600	1,116.000	12,945,600	
帝国電機製作所	6,100	2,594.000	15,823,400	
新東工業	17,400	754.000	13,119,600	
澁谷工業	7,400	2,408.000	17,819,200	
アイチコーポレーション	11,900	777.000	9,246,300	
小森コーポレーション	19,200	871.000	16,723,200	
鶴見製作所	6,600	1,983.000	13,087,800	
酒井重工業	1,500	3,790.000	5,685,000	
荏原製作所	32,500	5,590.000	181,675,000	
西島製作所	7,600	1,535.000	11,666,000	
北越工業	8,700	1,385.000	12,049,500	
ダイキン工業	95,200	23,350.000	2,222,920,000	
オルガノ	10,800	3,380.000	36,504,000	
トーヨーカネツ	3,600	2,638.000	9,496,800	
栗田工業	44,600	6,030.000	268,938,000	
椿本チエイン	11,000	3,095.000	34,045,000	
大同工業	6,700	751.000	5,031,700	
木村化工機	8,200	735.000	6,027,000	
アネスト岩田	14,400	911.000	13,118,400	
ダイフク	41,100	7,240.000	297,564,000	
サムコ	2,700	3,485.000	9,409,500	
タダノ	42,600	1,003.000	42,727,800	
フジテック	29,200	3,215.000	93,878,000	
CKD	21,900	2,011.000	44,040,900	
平和	26,800	2,474.000	66,303,200	
理想科学工業	7,300	2,382.000	17,388,600	
SANKYO	15,800	5,570.000	88,006,000	
日本金銭機械	9,500	1,252.000	11,894,000	
マースグループホールディングス	5,200	2,481.000	12,901,200	
フクシマガリレイ	5,900	4,270.000	25,193,000	
ダイコク電機	5,000	2,676.000	13,380,000	
竹内製作所	14,500	2,966.000	43,007,000	
アマノ	22,700	2,492.000	56,568,400	
JUKI	14,400	634.000	9,129,600	
ジャノメ	9,800	613.000	6,007,400	
マックス	9,700	2,143.000	20,787,100	
グローリー	21,200	2,671.000	56,625,200	
新晃工業	8,500	1,553.000	13,200,500	
大和冷機工業	12,000	1,233.000	14,796,000	
セガサミーホールディングス	64,400	2,348.000	151,211,200	
リケン	3,700	2,591.000	9,586,700	
TPR	9,500	1,370.000	13,015,000	
ツバキ・ナカシマ	20,300	1,087.000	22,066,100	
ホシザキ	51,400	4,700.000	241,580,000	
大豊工業	8,500	647.000	5,499,500	
日本精工	146,000	746.000	108,916,000	
NTN	158,900	338.000	53,708,200	
ジェイテクト	70,800	1,018.000	72,074,400	
不二越	5,800	3,860.000	22,388,000	
日本トムソン	20,600	594.000	12,236,400	
THK	45,900	2,868.000	131,641,200	
ユーシン精機	8,000	729.000	5,832,000	
前澤給装工業	6,800	969.000	6,589,200	
イーグル工業	9,300	1,173.000	10,908,900	
前澤工業	8,400	628.000	5,275,200	
日本ビラー工業	7,300	3,340.000	24,382,000	
キッツ	30,000	857.000	25,710,000	
マキタ	99,300	3,480.000	345,564,000	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
日立造船	66,000	896.000	59,136,000	
三菱重工業	139,700	5,046.000	704,926,200	
I H I	50,300	3,630.000	182,589,000	
スター精密	14,800	1,639.000	24,257,200	
日清紡ホールディングス	65,400	990.000	64,746,000	
イビデン	45,700	4,490.000	205,193,000	
コニカミノルタ	178,900	602.000	107,697,800	
ブラザー工業	106,300	2,011.000	213,769,300	
ミネベアミツミ	138,100	2,381.000	328,816,100	
日立製作所	387,700	7,050.000	2,733,285,000	
東芝	153,700	4,337.000	666,596,900	
三菱電機	824,300	1,549.500	1,277,252,850	
富士電機	48,300	5,230.000	252,609,000	
東洋電機製造	6,800	885.000	6,018,000	
安川電機	94,400	5,150.000	486,160,000	
シンフォニア テクノロジ	9,000	1,633.000	14,697,000	
明電舎	12,400	1,914.000	23,733,600	
オリジン	3,700	1,273.000	4,710,100	
山洋電気	3,500	5,640.000	19,740,000	
デンヨー	6,800	1,583.000	10,764,400	
PHCホールディングス	11,200	1,419.000	15,892,800	
ソシオネクスト	8,300	8,290.000	68,807,000	
東芝テック	12,000	3,860.000	46,320,000	
芝浦メカトロニクス	1,500	13,330.000	19,995,000	
マブチモーター	19,700	3,750.000	73,875,000	
日本電産	194,100	6,932.000	1,345,501,200	
トレックス・セミコンダクター	3,900	2,520.000	9,828,000	
東光高岳	5,100	2,026.000	10,332,600	
ダブル・スコープ	26,500	1,320.000	34,980,000	
ダイヘン	7,200	4,245.000	30,564,000	
ヤーマン	14,300	1,452.000	20,763,600	
JVCケンウッド	74,900	385.000	28,836,500	
ミナキエンジニアリング	9,500	557.000	5,291,500	
I-PEX	5,300	1,215.000	6,439,500	
日新電機	18,600	1,696.000	31,545,600	
大崎電気工業	21,800	526.000	11,466,800	
オムロン	73,100	7,239.000	529,170,900	
日東工業	10,900	2,648.000	28,863,200	
I D E C	11,900	3,275.000	38,972,500	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	26,200	2,479.000	64,949,800	
メルコホールディングス	2,300	3,360.000	7,728,000	
日本電気	112,800	4,780.000	539,184,000	
富士通	79,500	17,510.000	1,392,045,000	
沖電気工業	37,400	719.000	26,890,600	
電気興業	3,700	2,166.000	8,014,200	
サンケン電気	7,400	8,830.000	65,342,000	
アイホン	5,300	1,954.000	10,356,200	
ルネサスエレクトロニクス	520,600	1,710.500	890,486,300	
セイコーエプソン	106,100	1,873.000	198,725,300	
ワコム	63,400	661.000	41,907,400	
アルバック	18,900	5,270.000	99,603,000	
アクセル	3,400	1,767.000	6,007,800	
E I Z O	6,000	3,700.000	22,200,000	
日本信号	18,100	1,039.000	18,805,900	
京三製作所	19,800	409.000	8,098,200	
能美防災	10,800	1,656.000	17,884,800	
ホーチキ	6,600	1,457.000	9,616,200	
エレコム	19,200	1,305.000	25,056,000	
パナソニック ホールディングス	942,400	1,180.500	1,112,503,200	
シャープ	96,400	977.000	94,182,800	
アンリツ	56,800	1,257.000	71,397,600	
富士通ゼネラル	22,700	3,760.000	85,352,000	
ソニーグループ	558,600	11,440.000	6,390,384,000	
TDK	126,300	4,550.000	574,665,000	
帝國通信工業	4,200	1,450.000	6,090,000	
タムラ製作所	35,500	754.000	26,767,000	
アルプスアルパイン	71,800	1,425.000	102,315,000	
日本電産工業	10,000	1,422.000	14,220,000	
鈴木	5,300	1,019.000	5,400,700	
メイコー	8,800	2,752.000	24,217,600	
日本トリム	2,200	2,841.000	6,250,200	
ローランド ディー・ジー	4,600	3,115.000	14,329,000	
フォスター電機	8,700	947.000	8,238,900	
SMK	2,500	2,500.000	6,250,000	
ヨコオ	6,500	2,002.000	13,013,000	
ホシデン	19,400	1,604.000	31,117,600	
ヒロセ電機	13,200	16,950.000	223,740,000	
日本航空電子工業	16,300	2,268.000	36,968,400	
TOA	10,500	791.000	8,305,500	
マクセル	17,800	1,464.000	26,059,200	
古野電気	11,300	944.000	10,667,200	
スミダコーポレーション	7,800	1,641.000	12,799,800	
アイコム	3,400	2,571.000	8,741,400	
リオン	3,800	1,853.000	7,041,400	
横河電機	87,200	2,071.000	180,591,200	
新電元工業	3,400	3,480.000	11,832,000	
アズビル	55,100	3,610.000	198,911,000	
東亜ディーケーケー	7,600	786.000	5,973,600	
日本光電工業	36,700	3,375.000	123,862,500	
チノー	4,000	1,924.000	7,696,000	
日本電子材料	6,100	1,515.000	9,241,500	

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
堀場製作所	17,500	7,000.000	122,500,000	
アドバンテスト	62,100	10,070.000	625,347,000	
エスベック	6,600	2,029.000	13,391,400	
キーエンス	79,000	58,250.000	4,601,750,000	
日置電機	4,100	7,930.000	32,513,000	
シスメックス	68,200	8,302.000	566,196,400	
日本マイクロニクス	13,100	1,299.000	17,016,900	
メガチップス	6,700	2,836.000	19,001,200	
OBARA GROUP	4,300	3,840.000	16,512,000	
コーセル	10,500	1,085.000	11,392,500	
イリソ電子工業	7,400	4,685.000	34,669,000	
オプテックスグループ	14,700	2,067.000	30,384,900	
千代田インシグレ	3,900	2,175.000	8,482,500	
レーザーテック	36,200	22,555.000	816,491,000	
スタンレー電気	56,100	2,834.000	158,987,400	
岩崎電気	3,100	4,445.000	13,779,500	
ウシオ電機	41,200	1,593.000	65,631,600	
ヘリオス テクノ ホールディング	9,600	401.000	3,849,600	
ルディン	2,300	1,904.000	4,379,200	
エノモト	8,100	2,696.000	21,837,600	
日本セラミック	6,400	1,148.000	7,347,200	
古河電池	7,300	1,793.000	13,088,900	
山一電機	7,000	3,470.000	24,290,000	
図研	19,700	4,015.000	79,095,500	
日本電子	59,100	1,352.000	79,903,200	
カシオ計算機	77,500	22,700.000	1,759,250,000	
ファンック	19,200	497.000	9,542,400	
日本シイエムケイ	2,600	3,955.000	10,283,000	
エンプラス	10,400	747.000	7,768,800	
大真空	36,400	10,500.000	382,200,000	
ローム	63,100	6,660.000	420,246,000	
浜松ホトニクス	8,100	6,960.000	56,376,000	
三井ハイテック	27,800	3,800.000	105,640,000	
新光電気工業	122,700	6,689.000	820,740,300	
京セラ	38,300	4,185.000	160,285,500	
太陽誘電	239,300	7,403.000	1,771,537,900	
村田製作所	18,100	548.000	9,918,800	
双葉電子工業	16,400	1,314.000	21,549,600	
ニチコン	7,300	2,115.000	15,439,500	
日本ケミコン	12,300	1,856.000	22,828,800	
K O A	12,900	444.000	5,727,600	
市光工業	94,600	2,287.000	216,350,200	
小糸製作所	16,200	507.000	8,213,400	
ミツバ	13,500	10,330.000	139,455,000	
S C R E E Nホールディングス	9,200	1,738.000	15,989,600	
キヤノン電子	433,500	2,960.500	1,283,376,750	
キヤノン	198,200	1,066.000	211,281,200	
リコー	23,700	1,635.000	38,749,500	
象印マホービン	55,700	45,480.000	2,533,236,000	
東京エレクトロン	5,800	1,331.000	7,719,800	
イノテック	33,100	2,090.000	69,179,000	
トヨタ紡織	16,100	761.000	12,252,100	
ユニプレス	57,600	7,730.000	445,248,000	
豊田自動織機	14,800	1,190.000	17,612,000	
モリタホールディングス	12,900	679.000	8,759,100	
三機工業	162,700	7,386.000	1,201,702,200	
デンソー	21,900	1,533.000	33,572,700	
東海理化電機製作所	59,700	3,025.000	180,592,500	
川崎重工	3,900	1,952.000	7,612,800	
日本車輛製造	14,800	838.000	12,402,400	
三菱ロジスネクスト	1,123,000	524.200	588,676,600	
日産自動車	229,200	1,641.000	376,117,200	
いすゞ自動車	4,336,200	1,902.500	8,249,620,500	
トヨタ自動車	103,400	572.000	59,144,800	
日野自動車	309,600	532.000	164,707,200	
三菱自動車工業	19,300	1,815.000	35,029,500	
武蔵精密工業	14,800	883.000	13,068,400	
日産車体	25,500	1,095.000	27,922,500	
新明和工業	14,300	1,453.000	20,777,900	
極東開発工業	7,400	1,862.000	13,778,800	
トビー工業	2,400	2,225.000	5,340,000	
ティラド	58,200	147.000	8,555,400	
曙ブレーキ工業	13,300	1,251.000	16,638,300	
タチエス	31,100	1,282.000	39,870,200	
N O K	23,500	410.000	9,635,000	
フタバ産業	7,600	3,635.000	27,626,000	
K Y B	20,100	508.000	10,210,800	
大同メタル工業	35,700	457.000	16,314,900	
プレス工業	12,100	348.000	4,210,800	
ミクニ	18,500	1,135.000	20,997,500	
太平洋工業	60,700	3,760.000	228,232,000	
アイシン	261,600	1,170.000	306,072,000	
マツダ	6,300	772.000	4,863,600	
今仙電機製作所	641,900	3,460.000	2,220,974,000	
本田技研工業	145,100	4,777.000	693,142,700	
スズキ	250,400	2,198.000	550,379,200	
S U B A R U	123,900	3,375.000	418,162,500	
ヤマハ発動機	13,200	1,800.000	23,760,000	
エクセディ	23,000	2,167.000	49,841,000	
豊田合成	14,100	869.000	12,252,900	
愛三工業	14,100	401.000	5,654,100	
日本プラス	9,400	753.000	7,078,200	
ヨロズ	13,900	1,471.000	20,446,900	
エフ・シー・シー	32,300	21,900.000	707,370,000	
シマノ	36,100	1,732.000	62,525,200	
テイ・エス テック				

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
テルモ	246,700	3,705.000	914,023,500	
日機装	20,100	944.000	18,974,400	
日本エム・ディ・エム	5,500	1,038.000	5,709,000	
島津製作所	95,900	3,855.000	369,694,500	
長野計器	6,200	1,207.000	7,483,400	
ブイ・テクノロジ	4,100	2,519.000	10,327,900	
東京計器	6,900	1,297.000	8,949,300	
愛知時計電機	3,800	1,451.000	5,513,800	
インターアクション	4,000	1,485.000	5,940,000	
オーバル	8,300	468.000	3,884,400	
東京精密	17,200	4,785.000	82,302,000	
マニ	35,000	1,862.000	65,170,000	
ニコン	123,000	1,294.000	159,162,000	
トプコン	41,700	1,698.000	70,806,600	
オリンパス	493,700	2,295.000	1,133,041,500	
理研計器	4,900	4,955.000	24,279,500	
タムロン	5,900	3,165.000	18,673,500	
HOYA	168,600	13,410.000	2,260,926,000	
ノーリツ鋼機	7,700	2,130.000	16,401,000	
A&Dホロンホールディングス	11,400	1,257.000	14,329,800	
朝日インテック	88,400	2,356.000	208,270,400	
シチズン時計	87,000	835.000	72,645,000	
リズム	2,900	1,532.000	4,442,800	
メニコン	27,300	2,951.000	80,562,300	
松風	3,900	2,087.000	8,139,300	
セイコーグループ	12,400	2,926.000	36,282,400	
ニプロ	66,500	1,086.000	72,219,000	
スノーピーク	13,800	2,187.000	30,180,600	
パラマウントベッドホールディングス	18,100	2,404.000	43,512,400	
トランザクション	6,500	1,509.000	9,808,500	
ニホンフラッシュ	8,300	936.000	7,768,800	
前田工織	6,800	3,350.000	22,780,000	
永大産業	25,600	219.000	5,606,400	
アートネイチャー	9,000	749.000	6,741,000	
バンダイナムコホールディングス	72,100	8,575.000	618,257,500	
SHOEI	8,300	5,150.000	42,745,000	
フランスベッドホールディングス	10,800	998.000	10,778,400	
パイロットコーポレーション	12,500	4,420.000	55,250,000	
萩原工業	6,400	1,215.000	7,776,000	
フジシールインターナショナル	16,100	1,616.000	26,017,600	
タカラトミー	36,600	1,301.000	47,616,600	
広済堂ホールディングス	5,000	2,362.000	11,810,000	
プロネクサス	7,900	988.000	7,805,200	
ウッドワン	5,000	913.000	4,565,000	
大建工業	5,100	2,127.000	10,847,700	
凸版印刷	102,600	2,402.000	246,445,200	
大日本印刷	93,300	3,640.000	339,612,000	
共同印刷	2,700	2,941.000	7,940,700	
NISSHA	15,100	1,841.000	27,799,100	
TAKARA & CO	5,600	2,175.000	12,180,000	
MPANY				
アシックス	72,900	3,270.000	238,383,000	
ツツミ	1,200	1,987.000	2,384,400	
ローランド	6,000	3,895.000	23,370,000	
小松オール工業	3,100	1,922.000	5,958,200	
ヤマハ	49,500	4,955.000	245,272,500	
河合楽器製作所	2,200	2,667.000	5,867,400	
クリナップ	9,700	639.000	6,198,300	
ビジョン	50,800	2,200.000	111,760,000	
キングジム	7,800	886.000	6,910,800	
リントック	15,600	2,196.000	34,257,600	
イトーキ	17,400	745.000	12,963,000	
任天堂	498,700	5,464.000	2,724,896,800	
三菱鉛筆	11,300	1,480.000	16,724,000	
タカラスタンダード	14,900	1,404.000	20,919,600	
コクヨ	38,000	1,849.000	70,262,000	
グローブライド	6,300	2,609.000	16,436,700	
オカムラ	23,700	1,348.000	31,947,600	
美津濃	7,900	3,030.000	23,937,000	
東京電力ホールディングス	713,200	480.000	342,336,000	
中部電力	290,100	1,450.000	420,645,000	
関西電力	304,300	1,323.000	402,588,900	
中国電力	127,100	704.000	89,478,400	
北陸電力	76,400	571.000	43,624,400	
東北電力	194,000	683.000	132,502,000	
四国電力	67,900	752.000	51,060,800	
九州電力	181,000	754.000	136,474,000	
北海道電力	77,700	485.000	37,684,500	
沖縄電力	20,000	1,070.000	21,400,000	
電源開発	59,700	2,154.000	128,593,800	
イーレックス	14,100	2,032.000	28,651,200	
レノバ	21,100	2,251.000	47,496,100	
東京瓦斯	166,900	2,681.000	447,458,900	
大阪瓦斯	159,700	2,147.000	342,875,900	
東邦瓦斯	31,300	2,510.000	78,563,000	
北海道瓦斯	5,100	1,808.000	9,220,800	
広島ガス	18,900	346.000	6,539,400	
西部ガスホールディングス	7,300	1,773.000	12,942,900	
静岡ガス	18,000	1,122.000	20,196,000	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
メタウォーター	9,800	1,645.000	16,121,000	
SBSホールディングス	7,300	3,235.000	23,615,500	
東武鉄道	87,500	3,005.000	262,937,500	
相鉄ホールディングス	26,300	2,293.000	60,305,900	
東急	222,500	1,631.000	362,897,500	
京浜急行電鉄	89,900	1,272.000	114,352,800	
小田急電鉄	121,000	1,639.000	198,319,000	
京王電鉄	41,800	4,700.000	196,460,000	
京成電鉄	51,500	3,870.000	199,305,000	
富士急行	9,900	4,185.000	41,431,500	
東日本旅客鉄道	134,100	6,905.000	925,960,500	
西日本旅客鉄道	101,200	5,280.000	534,336,000	
東海旅客鉄道	60,900	15,300.000	931,770,000	
西武ホールディングス	95,900	1,412.000	135,410,800	
鴻池運輸	14,100	1,473.000	20,769,300	
西日本鉄道	21,500	2,408.000	51,772,000	
ハマキョウレックス	6,500	3,150.000	20,475,000	
サカイ引越センター	3,900	4,400.000	17,160,000	
近鉄グループホールディングス	79,500	4,115.000	327,142,500	
阪急阪神ホールディングス	105,500	3,840.000	405,120,000	
南海電気鉄道	38,000	2,753.000	104,614,000	
京阪ホールディングス	32,800	3,400.000	111,520,000	
神戸電鉄	2,800	3,175.000	8,890,000	
名古屋鉄道	87,800	2,077.000	182,360,600	
山陽電気鉄道	6,700	2,188.000	14,659,600	
アルプス物流	6,100	1,283.000	7,826,300	
ヤマトホールディングス	102,000	2,331.000	237,762,000	
山九	20,200	4,840.000	97,768,000	
丸全昭和運輸	5,200	3,030.000	15,756,000	
センコーグループホールディングス	42,500	976.000	41,480,000	
トナミホールディングス	1,900	3,840.000	7,296,000	
ニッコンホールディングス	26,000	2,470.000	64,220,000	
福山通運	6,300	3,360.000	21,168,000	
セイノーホールディングス	50,500	1,384.000	69,892,000	
神奈川中央交通	2,600	3,270.000	8,502,000	
AZ-COM丸和ホールディングス	19,700	1,842.000	36,287,400	
C&Fロジホールディングス	8,000	1,205.000	9,640,000	
九州旅客鉄道	55,900	2,949.000	164,849,100	
SGホールディングス	152,000	2,095.000	318,440,000	
NIPPON EXPRESS	29,500	7,660.000	225,970,000	
ESホールディングス				
日本郵船	210,100	3,329.000	699,422,900	
商船三井	138,300	3,420.000	472,986,000	
川崎汽船	67,100	3,250.000	218,075,000	
N Sユナイテッド海運	4,400	4,165.000	18,326,000	
明治海運	9,700	652.000	6,324,400	
飯野海運	30,000	1,002.000	30,060,000	
乾汽船	10,800	2,038.000	22,010,400	
日本航空	193,500	2,601.000	503,293,500	
ANAホールディングス	215,700	2,813.000	606,764,100	
バスコ	1,700	1,412.000	2,400,400	
トランコム	2,400	6,930.000	16,632,000	
日新	6,500	2,030.000	13,195,000	
三菱倉庫	17,000	3,115.000	52,955,000	
三井倉庫ホールディングス	7,400	4,030.000	29,822,000	
住友倉庫	21,500	2,107.000	45,300,500	
滋澤倉庫	3,500	2,166.000	7,581,000	
東陽倉庫	20,300	273.000	5,541,900	
日本トランスシティ	16,400	567.000	9,298,800	
川西倉庫	6,300	1,004.000	6,325,200	
上組	37,700	2,695.000	101,601,500	
キューソー流通システム	7,800	954.000	7,441,200	
エーアイティ	5,700	1,578.000	8,994,600	
内外トランスライン	3,300	2,165.000	7,144,500	
日本コンセプト	3,100	1,347.000	4,175,700	
NEC ネットエスアイ	26,400	1,629.000	43,005,600	
クロスキャット	5,000	1,273.000	6,365,000	
システナ	132,200	345.000	45,609,000	
デジタルアーツ	5,100	5,430.000	27,693,000	
日鉄ソリューションズ	13,300	3,360.000	44,688,000	
キューブシステム	5,600	1,117.000	6,255,200	
コア	3,700	1,523.000	5,635,100	
手間いらず	1,400	4,965.000	6,951,000	
ラクーンホールディングス	7,500	1,128.000	8,460,000	
ソリトンシステムズ	4,800	1,013.000	4,862,400	
ソフトクリエイティブホールディングス	3,500	3,530.000	12,355,000	
TIS	88,700	3,435.000	304,684,500	
グリー	22,700	737.000	16,729,900	
コーエーテクモホールディングス	49,600	2,370.000	117,552,000	
三菱総合研究所	3,900	5,180.000	20,202,000	
ファインデックス	8,400	607.000	5,098,800	
ブレインパッド	6,600	654.000	4,316,400	
KL a b	18,300	394.000	7,210,200	
ポールトゥウィンホールディングス	14,300	851.000	12,169,300	
ネクソン	204,900	3,070.000	629,043,000	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
アイスタイル	24,400	445.000	10,858,000	
エムアップホールディングス	10,000	1,097.000	10,970,000	
エイチーム	7,200	789.000	5,680,800	
エニグモ	11,300	613.000	6,926,900	
コロブラ	31,000	597.000	18,507,000	
ブロードリーフ	48,100	439.000	21,115,900	
クロス・マーケティンググループ	5,400	639.000	3,450,600	
デジタルハーツホールディングス	5,400	1,535.000	8,289,000	
システム情報	7,600	804.000	6,110,400	
メディアドゥ	3,700	1,524.000	5,638,800	
じげん	25,200	412.000	10,382,400	
ブイキューブ	10,800	643.000	6,944,400	
フィックスターズ	9,700	1,392.000	13,502,400	
CARTA HOLDINGS	4,200	1,452.000	6,098,400	
オプティム	7,000	976.000	6,832,000	
セレス	3,900	1,108.000	4,321,200	
SHIFT	5,800	22,550.000	130,790,000	
ティーガイア	8,700	1,650.000	14,355,000	
テックマトリックス	14,700	1,511.000	22,211,700	
プロシッパ	4,000	1,404.000	5,616,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	24,600	2,328.000	57,268,800	
GMOペイメントゲートウェイ	18,100	11,370.000	205,797,000	
システムリサーチ	2,600	2,207.000	5,738,200	
インターネットイニシアティブ	44,000	2,677.000	117,788,000	
さくらインターネット	11,100	585.000	6,493,500	
ヴィンクス	3,000	1,382.000	4,146,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	2,600	3,965.000	10,309,000	
SRAホールディングス	4,300	3,025.000	13,007,500	
朝日ネット	9,400	586.000	5,508,400	
eBASE	12,300	662.000	8,142,600	
アバントグループ	10,100	1,353.000	13,665,300	
アドソル日進	3,900	1,459.000	5,690,100	
フリービット	4,900	1,135.000	5,561,500	
コムチュア	10,700	2,224.000	23,796,800	
アステリア	7,200	735.000	5,292,000	
アール	4,500	1,912.000	8,604,000	
マークライنز	4,600	2,641.000	12,148,600	
メディカル・データ・ビジョン	12,800	902.000	11,545,600	
gumi	13,000	862.000	11,206,600	
テラスカイ	3,900	1,955.000	7,624,500	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	4,900	1,640.000	8,036,000	
PR TIMES	2,300	1,835.000	4,220,500	
ラクス	37,500	1,736.000	65,100,000	
ダブルスタンダード	3,600	2,015.000	7,254,000	
オープンドア	6,000	1,607.000	9,642,000	
アカツキ	4,200	2,160.000	9,072,000	
UBICOMホールディングス	2,800	1,924.000	5,387,200	
カナミックネットワーク	13,400	525.000	7,035,000	
チェンジ	19,500	2,665.000	51,967,500	
オークネット	4,400	1,764.000	7,761,600	
マクロミル	16,300	1,027.000	16,740,100	
オロ	2,800	1,756.000	4,916,800	
ユーザーローカル	3,400	1,691.000	5,749,400	
マネーフワード	19,200	4,840.000	92,928,000	
SUN ASTERISK	4,600	1,233.000	5,671,800	
電算システムホールディングス	4,200	2,507.000	10,529,400	
APPIER GROUP	22,800	1,710.000	38,988,000	
プロトコーポレーション	10,100	1,246.000	12,584,600	
野村総合研究所	162,500	2,952.000	479,700,000	
サイバネットシステム	8,500	980.000	8,330,000	
日本システム技術	3,400	1,715.000	5,831,000	
インターネットホールディングス	9,300	1,680.000	15,624,000	
ソースネクスト	43,400	234.000	10,155,600	
インフォコム	10,100	2,361.000	23,846,100	
シンプレクス・ホールディングス	13,500	2,360.000	31,860,000	
HEROZ	3,500	1,071.000	3,748,500	
ラクスル	22,600	1,354.000	30,600,400	
メルカリ	36,000	2,544.000	91,584,000	
IPS	2,800	2,625.000	7,350,000	
FIG	11,800	305.000	3,599,000	
システムサポート	3,500	1,751.000	6,128,500	
イソール	5,900	723.000	4,265,700	
アルテリア・ネットワークス	8,200	1,288.000	10,561,600	
ウイングアーク1st	8,500	1,819.000	15,461,500	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	2,500	1,568.000	3,920,000	
ザーバーワークス	1,900	2,322.000	4,411,800	
Sansan	26,300	1,520.000	39,976,000	
ギフト	8,900	2,566.000	22,837,400	
メドレー	8,000	4,335.000	34,680,000	

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ベース	2,700	4,720.000	12,744,000	
JMDC	13,100	4,280.000	56,068,000	
フォーカスシステムズ	6,700	1,007.000	6,746,900	
クレスコ	6,400	1,743.000	11,155,200	
フジ・メディア・ホールディングス	76,200	1,112.000	84,734,400	
オービック	26,400	20,070.000	529,848,000	
ジャストシステム	11,500	3,445.000	39,617,500	
TDCソフト	6,900	1,509.000	10,412,100	
Zホールディングス	1,129,300	383.000	432,521,900	
トレンドマイクロ	45,900	6,500.000	298,350,000	
日本オラクル	15,300	9,350.000	143,055,000	
アルファシステムズ	2,600	4,235.000	11,011,000	
フューチャー	19,700	1,783.000	35,125,100	
CAC HOLDINGS	5,100	1,612.000	8,221,200	
SBテクノロジー	3,800	1,972.000	7,493,600	
オービックビジネスコンサルティング	15,600	4,765.000	74,334,000	
サルトアント				
伊藤忠テクノソリューションズ	42,500	3,060.000	130,050,000	
アイティフォー	10,900	865.000	9,428,500	
東計電算	1,500	5,940.000	8,910,000	
大塚商会	45,000	4,585.000	206,325,000	
サイボウズ	11,100	2,625.000	29,137,500	
電通国際情報サービス	9,500	4,890.000	46,455,000	
ACCESS	10,400	990.000	10,296,000	
デジタルガレージ	14,100	4,545.000	64,084,500	
イーエムシステムズ	14,100	869.000	12,252,900	
ウェザーニューズ	2,500	6,780.000	16,950,000	
C I J	7,300	1,033.000	7,540,900	
ビジネスエン지니어リング	1,800	2,725.000	4,905,000	
WOWOW	5,800	1,251.000	7,255,800	
スカラ	8,900	725.000	6,452,500	
IMAGICA GROUP	8,200	669.000	5,485,800	
UP				
ネットワンシステムズ	29,700	3,285.000	97,564,500	
アルゴグラフィックス	7,200	3,825.000	27,540,000	
マーベラス	14,000	720.000	10,080,000	
エイベックス	13,900	1,613.000	22,420,700	
BIPROGY	29,200	2,921.000	85,293,200	
兼松エレクトロニクス	5,000	6,180.000	30,900,000	
都築電気	4,700	1,354.000	6,363,800	
TBSホールディングス	40,700	1,629.000	66,300,300	
日本テレビホールディングス	70,400	1,080.000	76,032,000	
朝日放送グループホールディングス	10,200	660.000	6,732,000	
テレビ朝日ホールディングス	18,800	1,402.000	26,357,600	
スカパーJSATホールディングス	71,300	487.000	34,723,100	
テレビ東京ホールディングス	6,300	2,128.000	13,406,400	
日本BS放送	7,200	910.000	6,552,000	
ビジョン	10,800	1,599.000	17,269,200	
USEN-NEXT HOLDINGS	7,300	2,615.000	19,089,500	
日本通信	77,300	240.000	18,552,000	
日本電信電話	1,014,900	3,972.000	4,031,182,800	
KDDI	612,100	4,039.000	2,472,271,900	
ソフトバンク	1,272,400	1,532.500	1,949,953,000	
光通信	9,300	20,230.000	188,139,000	
エムティイーアイ	9,700	510.000	4,947,000	
GMOインターネットグループ	29,500	2,573.000	75,903,500	
ファイバーゲート	5,300	889.000	4,711,700	
KADOKAWA	41,900	2,733.000	114,512,700	
学研ホールディングス	14,200	863.000	12,254,600	
ゼンリン	14,300	852.000	12,183,600	
アイネット	5,700	1,280.000	7,296,000	
松竹	4,600	11,050.000	50,830,000	
東宝	49,500	4,730.000	234,135,000	
東映	2,200	17,110.000	37,642,000	
エス・ティ・ティ・データ	247,900	1,883.000	466,795,700	
ビー・シー・エー	5,000	1,239.000	6,195,000	
ビジネスブレイン太田昭和	3,800	2,095.000	7,961,000	
DTS	16,500	3,095.000	51,067,500	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	39,900	6,240.000	248,976,000	
シーイーシー	11,500	1,506.000	17,319,000	
カブコン	78,600	4,490.000	352,914,000	
アイ・エス・ピー	4,500	1,202.000	5,409,000	
ジャステック	5,500	1,238.000	6,809,000	
SCSK	64,200	1,952.000	125,318,400	
NSW	3,300	2,104.000	6,943,200	
アイネス	6,300	1,331.000	8,385,300	
TKC	13,800	3,645.000	50,301,000	
富士ソフト	8,900	7,710.000	68,619,000	
NSD	27,700	2,292.000	63,488,400	
コナミグループ	34,000	6,260.000	212,840,000	
福井コンピュータホールディングス	5,600	2,820.000	15,792,000	
JBCホールディングス	6,000	1,892.000	11,352,000	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
ミロク情報サービス	7,900	1,809.000	14,291,100	
ソフトバンクグループ	458,100	5,729.000	2,624,454,900	
高千穂交易	3,100	2,407.000	7,461,700	
伊藤忠食品	2,000	4,970.000	9,940,000	
エレマテック	7,800	1,734.000	13,525,200	
あらた	6,600	4,035.000	26,631,000	
トーメンデバイス	1,300	6,770.000	8,801,000	
東京エレクトロン デバ イス	3,100	7,930.000	24,583,000	
円谷フィールズホールデ ィングス	7,500	4,045.000	30,337,500	
双日	88,600	2,576.000	228,233,600	
アルフレッサ ホールデ ィングス	84,500	1,641.000	138,664,500	
横浜冷凍	24,400	997.000	24,326,800	
ラサ商事	6,900	1,386.000	9,563,400	
アルコニクス	11,800	1,346.000	15,882,800	
神戸物産	64,700	3,610.000	233,567,000	
あい ホールディングス	13,400	2,133.000	28,582,200	
ダイワボウホールディ ィングス	34,100	2,064.000	70,382,400	
マクニカホールディ ィングス	20,400	3,540.000	72,216,000	
ラクト・ジャパン	3,800	1,992.000	7,569,600	
グリムス	3,600	2,481.000	8,931,600	
バイタルケアーエスケー ールディングス	13,900	866.000	12,037,400	
八洲電機	8,000	1,119.000	8,952,000	
メディアスホールディ ィングス	7,000	759.000	5,313,000	
レスターホールディ ィングス	8,000	2,215.000	17,720,000	
ジュテックホールディ ィングス	3,500	1,240.000	4,340,000	
TOKAIホールディ ィングス	41,900	862.000	36,117,800	
三洋貿易	9,300	1,139.000	10,592,700	
ビューティガレージ	1,600	3,825.000	6,120,000	
ウイン・パートナーズ	6,600	1,057.000	6,976,200	
ミタチ産業	3,600	1,288.000	4,636,800	
シップヘルスケアホル ディングス	30,300	2,494.000	75,568,200	
コメダホールディングス	21,200	2,360.000	50,032,000	
フルサト・マルカホル ディングス	8,400	2,955.000	24,822,000	
ヤマエグループホル ディングス	5,700	1,653.000	9,422,100	
小野建	8,400	1,506.000	12,650,400	
佐島電機	5,500	1,633.000	8,981,500	
伯東	4,900	4,840.000	23,716,000	
コンドールテック	7,600	1,060.000	8,056,000	
ナガイレーベン	11,000	1,971.000	21,681,000	
三菱食品	8,600	3,290.000	28,294,000	
松田産業	6,500	2,270.000	14,755,000	
第一興商	16,300	4,250.000	69,275,000	
メディカルホールディ ィングス	87,100	1,750.000	152,425,000	
SPK	4,900	1,519.000	7,443,100	
萩原電気ホールディ ィングス	3,700	2,666.000	9,864,200	
アズワン	12,300	5,710.000	70,233,000	
スズデン	3,900	2,663.000	10,385,700	
尾家産業	5,600	1,019.000	5,706,400	
シモジマ	7,300	1,023.000	7,467,900	
ドウシシャ	8,800	1,769.000	15,567,200	
高速	4,600	1,922.000	8,841,200	
リックス	2,300	2,511.000	5,775,300	
丸文	8,600	1,323.000	11,377,800	
ハビネット	7,700	1,858.000	14,306,600	
日本ライフライン	25,500	914.000	23,307,000	
タカショー	9,700	686.000	6,654,200	
IDOM	26,200	870.000	22,794,000	
進和	6,100	2,126.000	12,968,600	
ダイトロン	3,600	2,457.000	8,845,200	
シークス	12,100	1,504.000	18,198,400	
オーハシテクニカ	5,100	1,545.000	7,879,500	
白銅	3,300	2,588.000	8,540,400	
伊藤忠商事	514,500	4,108.000	2,113,566,000	
丸紅	659,400	1,758.500	1,159,554,900	
高島	900	2,955.000	2,659,500	
長瀬産業	38,800	2,044.000	79,307,200	
蝶理	4,600	2,509.000	11,541,400	
豊田通商	72,900	5,580.000	406,782,000	
三共生興	17,000	553.000	9,401,000	
兼松	32,100	1,591.000	51,071,100	
三井物産	611,300	3,908.000	2,388,960,400	
日本紙パルプ商事	4,500	5,150.000	23,175,000	
カメイ	9,400	1,376.000	12,934,400	
スターゼン	6,900	2,148.000	14,821,200	
山善	22,400	1,044.000	23,385,600	
椿本興業	1,600	4,090.000	6,544,000	
住友商事	517,500	2,361.500	1,222,076,250	
内田洋行	3,800	4,700.000	17,860,000	
三菱商事	522,400	4,675.000	2,442,220,000	
第一実業	3,200	5,200.000	16,640,000	
キャノンマーケティング ジャパン	19,500	3,090.000	60,255,000	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
西華産業	4,300	1,720.000	7,396,000	
佐藤商事	6,300	1,367.000	8,612,100	
菱洋エレクトロ	7,800	2,436.000	19,000,800	
東京産業	8,900	773.000	6,879,700	
ユアサ商事	7,500	3,635.000	27,262,500	
神鋼商事	2,200	5,820.000	12,804,000	
阪和興業	15,000	3,970.000	59,550,000	
正栄食品工業	5,800	4,165.000	24,157,000	
カナデン	8,000	1,103.000	8,824,000	
菱電商事	7,100	1,866.000	13,248,600	
岩谷産業	19,100	5,660.000	108,106,000	
ナイス	3,300	1,368.000	4,514,400	
極東貿易	6,100	1,446.000	8,820,600	
アステナホールディ ィングス	18,200	426.000	7,753,200	
三愛オブリ	23,400	1,402.000	32,806,800	
縮畑産業	16,900	2,610.000	44,109,000	
G S I クレオス	5,700	1,562.000	8,903,400	
明和産業	12,300	702.000	8,634,600	
ワキタ	16,200	1,167.000	18,905,400	
東邦ホールディングス	21,600	2,151.000	46,461,600	
サンゲツ	21,400	2,383.000	50,996,200	
ミツロコグループホル ディングス	12,000	1,350.000	16,200,000	
シナネンホールディ ィングス	3,000	3,515.000	10,545,000	
伊藤忠エネクス	20,600	1,102.000	22,701,200	
サンリオ	23,800	4,080.000	97,104,000	
サンワ テクノス	4,800	1,929.000	9,259,200	
リョーサン	9,100	3,075.000	27,982,500	
新光商事	12,000	1,288.000	15,456,000	
トーホー	4,500	1,765.000	7,942,500	
三信電気	3,800	2,550.000	9,690,000	
東陽テクニカ	9,700	1,299.000	12,600,300	
モスフードサービス	12,600	3,080.000	38,808,000	
加賀電子	6,800	4,670.000	31,756,000	
ソーダニッカ	7,900	767.000	6,059,300	
立花エレテック	6,500	1,873.000	12,174,500	
PALTA C	13,300	4,860.000	64,638,000	
三谷産業	20,100	319.000	6,411,900	
太平洋興発	6,400	1,036.000	6,630,400	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	2,400	3,625.000	8,700,000	
コーア商事ホルディ ィングス	6,000	637.000	3,822,000	
K P P グループホル ディングス	20,200	787.000	15,897,400	
ヤマタネ	5,000	1,665.000	8,325,000	
泉州電業	4,400	3,655.000	16,082,000	
トラスコ中山	17,700	2,202.000	38,975,400	
オートバックスセブン	29,900	1,448.000	43,295,200	
モリト	7,100	985.000	6,993,500	
加藤産業	10,100	3,635.000	36,713,500	
イエローハット	14,900	1,778.000	26,492,200	
J K ホールディングス	7,300	1,062.000	7,752,600	
日伝	5,400	1,903.000	10,276,200	
杉本商事	4,000	1,916.000	7,664,000	
因幡電機産業	21,200	2,804.000	59,444,800	
東テク	3,000	4,155.000	12,465,000	
ミスミグループ本社	126,100	3,115.000	392,801,500	
アルテック	7,100	272.000	1,931,200	
タキヒヨー	5,400	963.000	5,200,200	
スズケン	26,300	3,485.000	91,655,500	
ジェコス	6,700	879.000	5,889,300	
グローセル	14,600	414.000	6,044,400	
ローソン	20,900	5,420.000	113,278,000	
サンエー	6,400	4,160.000	26,624,000	
カワチ薬品	6,700	2,323.000	15,564,100	
エービーシー・マート	12,200	6,780.000	82,716,000	
ハードオフコーポレー ション	4,100	1,300.000	5,330,000	
アスクル	17,600	1,733.000	30,500,800	
グオホールディングス	9,300	1,767.000	16,433,100	
アダストリア	10,300	2,273.000	23,411,900	
くら寿司	10,000	3,180.000	31,800,000	
キャンドウ	4,300	2,313.000	9,945,900	
バルグループホル ディングス	8,400	2,761.000	23,192,400	
エディオン	32,700	1,319.000	43,131,300	
サーラコーポレーシ ョン	18,900	712.000	13,456,800	
ハローズ	3,900	3,365.000	13,123,500	
フジオフードグル ープ本社	7,600	1,356.000	10,305,600	
ひらまつ	6,400	191.000	1,222,400	
大黒天物産	2,700	4,930.000	13,311,000	
ハニーズホールディ ィングス	7,100	1,453.000	10,316,300	
アルベン	7,200	1,950.000	14,040,000	
クオールホールディ ィングス	12,200	1,190.000	14,518,000	
ジンズホールディ ィングス	5,200	3,520.000	18,304,000	
ピックカメラ	55,900	1,181.000	66,017,900	
D C M ホールディ ィングス	51,400	1,193.000	61,320,200	
M o n o t a R O	118,500	1,908.000	226,098,000	
アークランドサー ビスホール ディングス	6,800	2,187.000	14,871,600	
J . フロント リテイ リン	104,600	1,284.000	134,306,400	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
グ				
ドトール・日レスホールディングス	14,800	1,879.000	27,809,200	
マツキヨココカラ&カンパニー	50,700	6,620.000	335,634,000	
ブロンコビリー	4,600	2,411.000	11,090,600	
ZOZO	55,400	3,075.000	170,355,000	
トレジャー・ファクトリー	2,600	2,414.000	6,276,400	
物語コーポレーション	4,700	7,130.000	33,511,000	
三越伊勢丹ホールディングス	141,000	1,411.000	198,951,000	
ウエルシアホールディングス	43,500	3,025.000	131,587,500	
クリエイトSDホールディングス	13,600	3,380.000	45,968,000	
チムニー	6,500	1,158.000	7,527,000	
シュッピン	6,900	906.000	6,251,400	
オイシックス・ラ・大地	11,400	2,512.000	28,636,800	
ネクステージ	19,200	3,175.000	60,960,000	
ジョイフル本田	24,700	1,766.000	43,620,200	
鳥貴族ホールディングス	3,800	2,049.000	7,786,200	
ホットランド	7,000	1,379.000	9,653,000	
すかいらくホールディングス	114,500	1,599.000	183,085,500	
SFPホールディングス	5,100	1,768.000	9,016,800	
綿半ホールディングス	7,000	1,416.000	9,912,000	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	29,200	1,122.000	32,762,400	
ゴルフダイジェスト・オンライン	4,300	977.000	4,201,100	
BEENOS	5,100	2,503.000	12,765,300	
あさひ	7,100	1,363.000	9,677,300	
日本調剤	6,500	1,173.000	7,624,500	
コスモス薬品	8,300	12,630.000	104,829,000	
セブン&アイ・ホールディングス	288,000	6,134.000	1,766,592,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	63,400	960.000	60,864,000	
ツルハホールディングス	17,600	9,490.000	167,024,000	
サンマルクホールディングス	7,200	1,788.000	12,873,600	
フェリシモ	4,600	1,000.000	4,600,000	
トリドールホールディングス	20,900	2,696.000	56,346,400	
TOKYO BASE	10,200	457.000	4,661,400	
JMホールディングス	7,500	1,872.000	14,040,000	
アレンザホールディングス	7,100	1,015.000	7,206,500	
串カツ田中ホールディングス	3,500	1,603.000	5,610,500	
クスリのアオキホールディングス	7,600	7,100.000	53,960,000	
力の源ホールディングス	5,400	1,392.000	7,516,800	
FOOD & LIFE COMPANIES	48,100	3,500.000	168,350,000	
ノジマ	27,300	1,309.000	35,735,700	
カップ・クリエイト	13,500	1,429.000	19,291,500	
ライトオン	5,000	558.000	2,790,000	
良品計画	108,100	1,404.000	151,772,400	
アドヴァングループ	10,400	905.000	9,412,000	
アルビス	3,100	2,402.000	7,446,200	
G-7ホールディングス	10,400	1,436.000	14,934,400	
イオン北海道	13,800	891.000	12,295,800	
コジマ	17,000	559.000	9,503,000	
コーナン商事	11,300	3,360.000	37,968,000	
エコス	3,500	1,854.000	6,489,000	
ワタミ	10,800	900.000	9,720,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	168,800	2,584.000	436,179,200	
西松屋チェーン	18,900	1,565.000	29,578,500	
ゼンショーホールディングス	45,600	3,810.000	173,736,000	
幸楽苑ホールディングス	6,800	1,051.000	7,146,800	
サイゼリヤ	14,200	3,055.000	43,381,000	
VTホールディングス	31,300	503.000	15,743,900	
フジ・コーポレーション	5,000	1,251.000	6,255,000	
ユナイテッドアローズ	9,300	1,741.000	16,191,300	
ハイデイ日高	12,400	2,057.000	25,506,800	
コロワイド	39,000	1,875.000	73,125,000	
荳番屋	6,400	4,690.000	30,016,000	
スキホールディングス	16,900	5,730.000	96,837,000	
薬王堂ホールディングス	5,100	2,422.000	12,352,200	
スクロール	13,400	785.000	10,519,000	
ユンドシーホールディングス	7,700	1,795.000	13,821,500	
木曽路	12,900	2,191.000	28,263,900	
SRSホールディングス	15,700	914.000	14,349,800	
千趣会	18,000	396.000	7,128,000	
リテールパートナーズ	12,600	1,307.000	16,468,200	
ケーヨー	14,500	896.000	12,992,000	
上新電機	7,200	1,991.000	14,335,200	
日本瓦斯	45,200	1,879.000	84,930,800	
ロイヤルホールディングス	16,500	2,560.000	42,240,000	
いなげや	8,500	1,339.000	11,381,500	

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
チヨダ	10,800	792.000	8,553,600	
ライフコーポレーション	7,500	2,796.000	20,970,000	
リンガーハット	11,300	2,251.000	25,436,300	
MrMaxHD	13,000	684.000	8,892,000	
AOKIホールディングス	16,900	785.000	13,266,500	
オークワ	14,400	921.000	13,262,400	
コメリ	12,800	2,650.000	33,920,000	
青山商事	19,200	951.000	18,259,200	
しまむら	9,800	12,930.000	126,714,000	
高島屋	63,600	1,904.000	121,094,400	
松屋	14,900	1,138.000	16,956,200	
エイチ・ツー・オー リテイリング	41,200	1,359.000	55,990,800	
近鉄百貨店	3,800	2,454.000	9,325,200	
丸井グループ	61,600	2,066.000	127,265,600	
アクシアル リテイリング	5,700	3,545.000	20,206,500	
イオン	283,300	2,613.500	740,404,550	
イズミ	12,900	2,995.000	38,635,500	
平和堂	13,700	2,177.000	29,824,900	
フジ	13,100	1,827.000	23,933,700	
ヤオコー	9,400	6,840.000	64,296,000	
ゼビオホールディングス	11,900	979.000	11,650,100	
ケースホールディングス	66,800	1,182.000	78,957,600	
OLYMPICグループ	4,600	535.000	2,461,000	
シルバーライフ	2,300	1,830.000	4,209,000	
Genky Drug Stores	3,800	4,245.000	16,131,000	
ブックオフグループホールディングス	5,600	1,274.000	7,134,400	
ギフトホールディングス	1,900	4,285.000	8,141,500	
アインホールディングス	11,700	5,600.000	65,520,000	
元気寿司	3,100	3,045.000	9,439,500	
ヤマダホールディングス	343,200	479.000	164,392,800	
アーケランズ	12,800	1,455.000	18,624,000	
ニトリホールディングス	33,800	16,085.000	543,673,000	
グルメ軒屋	8,400	1,011.000	8,492,400	
ケーヨーホールディングス	5,800	1,455.000	8,439,000	
吉野家ホールディングス	32,900	2,371.000	78,005,900	
松屋フーズホールディングス	3,800	4,000.000	15,200,000	
サガミホールディングス	14,100	1,273.000	17,949,300	
関西フードマーケット	8,700	1,357.000	11,805,900	
王将フードサービス	5,300	6,070.000	32,171,000	
ミニストップ	6,900	1,412.000	9,742,800	
アークス	14,900	2,218.000	33,048,200	
パローホールディングス	15,600	1,930.000	30,108,000	
ベルク	4,200	5,530.000	23,226,000	
大庄	7,300	1,038.000	7,577,400	
ファーストリテイリング	12,500	82,670.000	1,033,375,000	
サンドラッグ	31,900	3,710.000	118,349,000	
サックスバーホールディングス	9,600	774.000	7,430,400	
やまや	3,000	2,613.000	7,839,000	
ペルーナ	20,500	685.000	14,042,500	
いよぎんホールディングス	92,600	811.000	75,098,600	
しずおかフィナンシャルグループ	175,400	1,109.000	194,518,600	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	64,800	966.000	62,596,800	
じもとホールディングス	11,100	434.000	4,817,400	
めぶきフィナンシャルグループ	384,100	369.000	141,732,900	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	10,100	3,010.000	30,401,000	
九州フィナンシャルグループ	135,000	511.000	68,985,000	
ゆうちょ銀行	221,400	1,208.000	267,451,200	
富山第一銀行	20,600	654.000	13,472,400	
コンソルディア・フィナンシャルグループ	428,300	572.000	244,987,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	49,100	1,129.000	55,433,900	
三十三フィナンシャルグループ	7,500	1,717.000	12,877,500	
第四北越フィナンシャルグループ	11,700	3,225.000	37,732,500	
ひろぎんホールディングス	100,300	693.000	69,507,900	
おきなわフィナンシャルグループ	7,700	2,345.000	18,056,500	
十六フィナンシャルグループ	9,800	3,190.000	31,262,000	
北國フィナンシャルホールディングス	6,800	4,330.000	29,444,000	
プロクレアホールディングス	9,800	2,339.000	22,922,200	
あいちフィナンシャルグループ	10,900	2,344.000	25,549,600	
SBI新生銀行	23,600	2,436.000	57,489,600	
あおぞら銀行	48,400	2,651.000	128,308,400	
三菱UFJフィナンシャルグループ	4,936,700	998.300	4,928,307,610	
りそなホールディングス	991,600	753.900	747,567,240	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
三井住友トラスト・ホールディングス	140,900	4,961.000	699,004,900	
三井住友フィナンシャルグループ	568,000	6,000.000	3,408,000,000	
千葉銀行	215,800	990.000	213,642,000	
群馬銀行	149,500	507.000	75,796,500	
武蔵野銀行	9,600	2,497.000	23,971,200	
千葉興業銀行	17,800	513.000	9,131,400	
筑波銀行	37,700	239.000	9,010,300	
七十七銀行	24,800	2,413.000	59,842,400	
秋田銀行	5,700	1,940.000	11,058,000	
山形銀行	9,400	1,277.000	12,003,800	
岩手銀行	5,700	2,437.000	13,890,900	
東邦銀行	64,600	248.000	16,020,800	
東北銀行	6,800	1,032.000	7,017,600	
ふくおかフィナンシャルグループ	61,900	3,095.000	191,580,500	
スルガ銀行	69,500	423.000	29,398,500	
八十二銀行	143,200	604.000	86,492,800	
山梨中央銀行	9,100	1,353.000	12,312,300	
大垣共立銀行	14,300	1,998.000	28,571,400	
福井銀行	7,500	1,694.000	12,705,000	
清水銀行	3,600	1,546.000	5,565,600	
富山銀行	900	1,805.000	1,624,500	
滋賀銀行	12,900	2,908.000	37,513,200	
南都銀行	11,500	2,673.000	30,739,500	
百五銀行	71,900	417.000	29,982,300	
京都銀行	24,500	6,430.000	157,535,000	
紀陽銀行	27,300	1,621.000	44,253,300	
ほくほくフィナンシャルグループ	49,200	1,056.000	51,955,200	
山陰合同銀行	48,000	843.000	40,464,000	
鳥取銀行	5,700	1,277.000	7,278,900	
百十四銀行	7,500	1,997.000	14,977,500	
四国銀行	13,100	952.000	12,471,200	
阿波銀行	11,300	2,236.000	25,266,800	
大分銀行	5,200	2,260.000	11,752,000	
宮崎銀行	5,100	2,783.000	14,193,300	
佐賀銀行	4,800	1,846.000	8,860,800	
琉球銀行	18,600	1,099.000	20,441,400	
セブン銀行	278,500	269.000	74,916,500	
みずほフィナンシャルグループ	1,123,900	2,145.000	2,410,765,500	
山口フィナンシャルグループ	85,500	922.000	78,831,000	
長野銀行	8,700	1,524.000	13,258,800	
名古屋銀行	5,100	3,620.000	18,462,000	
北洋銀行	118,000	299.000	35,282,000	
大光銀行	2,500	1,256.000	3,140,000	
愛媛銀行	11,400	959.000	10,932,600	
京葉銀行	37,100	651.000	24,152,100	
栃木銀行	38,600	331.000	12,776,600	
北日本銀行	3,200	2,143.000	6,857,600	
東和銀行	15,600	608.000	9,484,800	
トモニホールディングス	63,500	390.000	24,765,000	
フィデアホールディングス	8,500	1,477.000	12,554,500	
池田泉州ホールディングス	102,400	255.000	26,112,000	
FPG	32,200	1,217.000	39,187,400	
ジャパンインベストメントアドバイザー	6,900	1,055.000	7,279,500	
SBIホールディングス	112,200	2,960.000	332,112,000	
ジャフコグループ	26,400	2,121.000	55,994,400	
大和証券グループ本社	552,400	644.000	355,745,600	
野村ホールディングス	1,429,100	565.800	808,584,780	
岡三証券グループ	69,000	447.000	30,843,000	
丸三証券	29,400	440.000	12,936,000	
東洋証券	30,000	326.000	9,780,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	83,400	389.000	32,442,600	
水戸証券	23,100	303.000	6,999,300	
いちよし証券	16,000	651.000	10,416,000	
松井証券	46,200	805.000	37,191,000	
マネックスグループ	87,200	529.000	46,128,800	
極東証券	13,100	626.000	8,200,600	
岩井コスモホールディングス	9,400	1,383.000	13,000,200	
アイザワ証券グループ	12,700	710.000	9,017,000	
スパークス・グループ	8,900	1,716.000	15,272,400	
かんぽ生命保険	94,600	2,411.000	228,080,600	
SOMPOホールディングス	133,400	5,796.000	773,186,400	
アニコムホールディングス	28,600	567.000	16,216,200	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	157,900	4,457.000	703,760,300	
第一生命ホールディングス	396,000	2,964.000	1,173,744,000	
東京海上ホールディングス	782,800	2,866.500	2,243,896,200	
T&Dホールディングス	208,900	2,165.000	452,268,500	
アドバンスクリエイト	6,200	1,187.000	7,359,400	
全国保証	20,500	5,290.000	108,445,000	
ジェイリース	2,600	2,380.000	6,188,000	
日本モーゲージサービス	7,100	881.000	6,255,100	

(単位:円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
アルヒ	11,200	1,119.000	12,532,800	
プレミアグループ	13,300	1,556.000	20,694,800	
ネットプロテクションズ	18,600	578.000	10,750,800	
ホールディングス				
クレディセゾン	49,800	1,824.000	90,835,200	
芙蓉総合リース	7,100	9,090.000	64,539,000	
みずほリース	11,300	3,585.000	40,510,500	
東京センチュリー	14,500	4,630.000	67,135,000	
日本証券金融	31,800	1,033.000	32,849,400	
アイフル	131,200	369.000	48,412,800	
リコーリース	7,500	3,955.000	29,662,500	
イオンフィナンシャルサービス	44,800	1,332.000	59,673,600	
アコム	148,000	327.000	48,396,000	
ジャックス	8,300	4,290.000	35,607,000	
オリエントコーポレーション	20,800	1,166.000	24,252,800	
オリックス	519,600	2,426.500	1,260,809,400	
三菱HCキャピタル	300,400	695.000	208,778,000	
九州リースサービス	7,600	913.000	6,938,800	
日本取引所グループ	218,800	1,966.500	430,270,200	
イー・ギャランティ	13,100	2,275.000	29,802,500	
NECキャピタルソリューション	4,200	2,580.000	10,836,000	
大東建託	28,600	12,580.000	359,788,000	
いちご	93,500	288.000	26,928,000	
日本駐車場開発	97,200	256.000	24,883,200	
スター・マイカ・ホールディングス	8,900	663.000	5,900,700	
SREホールディングス	4,500	3,470.000	15,615,000	
ビューリック	182,500	1,083.000	197,647,500	
三栄建築設計	4,900	1,493.000	7,315,700	
野村不動産ホールディングス	49,000	2,921.000	143,129,000	
二重交通グループホールディングス	19,900	499.000	9,930,100	
サムティ	10,100	2,046.000	20,664,600	
ディア・ライフ	14,500	619.000	8,975,500	
地主	7,200	1,901.000	13,687,200	
プレサンスコーポレーション	11,100	1,677.000	18,614,700	
JPMC	5,800	998.000	5,788,400	
フージャースホールディングス	13,900	827.000	11,495,300	
オープンハウスグループ	29,000	4,840.000	140,360,000	
東急不動産ホールディングス	238,000	639.000	152,082,000	
飯田グループホールディングス	68,900	2,199.000	151,511,100	
イーランド	1,800	1,528.000	2,750,400	
シーアールイー	4,700	1,090.000	5,123,000	
ケイアイスター不動産	4,200	4,105.000	17,241,000	
グッドコムアセット	8,100	844.000	6,836,400	
ジェイ・エス・ビー	2,100	3,795.000	7,969,500	
ロードスターキャピタル	3,900	1,561.000	6,087,900	
パーク24	61,500	2,028.000	124,722,000	
バラカ	3,900	1,949.000	7,601,100	
宮越ホールディングス	4,400	821.000	3,612,400	
三井不動産	338,300	2,485.500	840,844,650	
三菱地所	470,000	1,638.000	769,860,000	
平和不動産	13,500	3,595.000	48,532,500	
東京建物	75,000	1,593.000	119,475,000	
京阪神ビルディング	10,600	1,219.000	12,921,400	
住友不動産	140,800	3,100.000	436,480,000	
テオオムシー	17,700	629.000	11,133,300	
東京楽天地	1,800	4,460.000	8,028,000	
スターツコーポレーション	12,000	2,562.000	30,744,000	
フジ住宅	12,700	676.000	8,585,200	
空港施設	12,600	518.000	6,526,800	
ゴールドクレスト	8,400	1,658.000	13,927,200	
エスリード	4,300	2,097.000	9,017,100	
日神グループホールディングス	16,300	451.000	7,351,300	
日本エスコン	18,500	828.000	15,318,000	
MIRARTHホールディングス	42,800	361.000	15,450,800	
イオンモール	41,000	1,810.000	74,210,000	
カチタス	21,500	2,694.000	57,921,000	
トーセイ	14,000	1,442.000	20,188,000	
穴吹興産	2,300	2,180.000	5,014,000	
サンフロンティア不動産	14,500	1,221.000	17,704,500	
FJネクストホールディングス	9,000	985.000	8,865,000	
日本空港ビルディング	28,000	6,500.000	182,000,000	
日本工営	5,100	3,240.000	16,524,000	
LIFULL	32,400	194.000	6,285,600	
MI XI	18,800	2,631.000	49,462,800	
ジェイエイシーリクルートメント	7,400	2,279.000	16,864,600	
日本M&Aセンターホールディングス	139,500	1,199.000	167,260,500	
メンバーズ	2,700	1,453.000	3,923,100	
UTグループ	12,000	2,421.000	29,052,000	
アイティメディア	3,500	1,504.000	5,264,000	
E・Jホールディングス	5,500	1,352.000	7,436,000	
オープンアップグループ	24,400	1,877.000	45,798,800	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
コシダカホールディングス	25,200	919.000	23,158,800	
パソナグループ	10,000	1,924.000	19,240,000	
リンクアンドモチベーション	24,600	600.000	14,760,000	
エス・エム・エス	31,000	3,330.000	103,230,000	
パースールホールディングス	90,800	2,793.000	253,604,400	
リニカル	6,300	711.000	4,479,300	
クックパッド	32,100	222.000	7,126,200	
学情	4,200	1,384.000	5,812,800	
スタジオアリス	4,700	2,100.000	9,870,000	
シミックホールディングス	5,200	1,760.000	9,152,000	
総合警備保障	30,400	3,510.000	106,704,000	
カカコム	60,900	1,925.000	117,232,500	
アイロムグループ	3,400	1,993.000	6,776,200	
セントケア・ホールディングス	5,800	785.000	4,553,000	
ルネサンス	7,100	892.000	6,333,200	
ディップ	14,300	3,660.000	52,338,000	
デジタルホールディングス	7,000	1,166.000	8,162,000	
新日本科学	8,900	2,671.000	23,771,900	
ベネフィット・ワン	37,800	2,084.000	78,775,200	
エムスリー	160,600	3,305.000	530,783,000	
アウトソーシング	48,900	1,259.000	61,565,100	
ウェルネット	9,200	661.000	6,081,200	
ワールドホールディングス	3,900	2,691.000	10,494,900	
ディー・エヌ・エー	35,200	1,797.000	63,254,400	
博報堂D.Y.ホールディングス	103,600	1,504.000	155,814,400	
タカミヤ	14,800	434.000	6,423,200	
ジャパンベストレスキューシステム	6,100	789.000	4,812,900	
ファンコムコミュニケーションズ	20,000	410.000	8,200,000	
ライク	3,600	1,901.000	6,843,600	
エスプール	23,800	690.000	16,422,000	
WDBホールディングス	4,500	2,013.000	9,058,500	
アドウェア	12,600	650.000	8,190,000	
バリューコマース	6,200	1,711.000	10,608,200	
インフォマート	85,600	328.000	28,076,800	
J.P.ホールディングス	27,100	343.000	9,295,300	
プレステージ・インターナショナル	35,200	675.000	23,760,000	
アミューズ	5,200	1,765.000	9,178,000	
ドリームインキュベータ	2,800	2,808.000	7,862,400	
クイック	6,500	1,834.000	11,921,000	
電通グループ	79,700	4,360.000	347,492,000	
びあ	3,100	3,115.000	9,656,500	
イオンファンタジー	3,900	2,845.000	11,095,500	
シーティーエス	10,400	787.000	8,184,800	
H. U. グループホールディングス	24,200	2,687.000	65,025,400	
アルプス技研	7,700	2,398.000	18,464,600	
日本空調サービス	10,700	721.000	7,714,700	
オリエンタルランド	86,000	21,475.000	1,846,850,000	
ダスキン	18,200	3,120.000	56,784,000	
明光ネットワークジャパン	14,200	621.000	8,818,200	
ファルコホールディングス	4,400	1,964.000	8,641,600	
ラウンドワン	69,600	480.000	33,408,000	
リゾートトラスト	32,400	2,144.000	69,465,600	
ビー・エム・エル	10,500	3,165.000	33,232,500	
リソー教育	40,300	354.000	14,266,200	
早稲田アカデミー	5,900	1,207.000	7,121,300	
ユー・エス・エス	83,800	2,232.000	187,041,600	
東京個別指導学院	12,400	531.000	6,584,400	
サイバーエージェント	194,800	1,200.000	233,760,000	
楽天グループ	345,700	691.000	238,878,700	
クリーク・アンド・リバー社	5,200	2,268.000	11,793,600	
モーニングスター	15,800	489.000	7,726,200	
テー・オー・ダブリュー	20,400	306.000	6,242,400	
山田コンサルティン グループ	5,300	1,536.000	8,140,800	
セントラルスポーツ	3,700	2,466.000	9,124,200	
フルキャストホールディングス	7,800	2,500.000	19,500,000	
エン・ジャパン	14,900	2,409.000	35,894,100	
テクノプロ・ホールディングス	48,000	3,470.000	166,560,000	
アイ・アールジャパンホールディングス	4,600	1,989.000	9,149,400	
Keepers 技研	5,100	3,565.000	18,181,500	
Gunosy	8,100	652.000	5,281,200	
イー・ガーディアン	3,500	2,381.000	8,333,500	
ジャパンマテリアル	25,000	2,363.000	59,075,000	
バクトル	13,300	1,360.000	18,088,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	7,400	1,109.000	8,206,600	
キャリアリンク	3,100	2,530.000	7,843,000	
I B J	6,000	848.000	5,088,000	
アサンテ	5,200	1,644.000	8,548,800	

(単位：円)

銘柄	株数	評価額		備考
		単価	金額	
バリューHR	7,700	1,590.000	12,243,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	7,600	4,535.000	34,466,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,300	1,121.000	4,820,300	
ER I ホールディングス	2,700	1,473.000	3,977,100	
シグマクス・ホールディングス	12,600	1,102.000	13,885,200	
ウィルグループ	7,100	1,123.000	7,973,300	
メドピア	6,800	1,369.000	9,309,200	
リクルートホールディングス	601,000	3,809.000	2,289,209,000	
エラン	10,500	1,067.000	11,203,500	
日本郵政	1,065,300	1,219.500	1,299,133,350	
ベルンステム 2 4 ホールディングス	11,400	1,478.000	16,849,200	
鎌倉新書	10,100	1,091.000	11,019,100	
エアトリ	5,600	2,551.000	14,285,600	
アトラエ	7,000	995.000	6,965,000	
ストライク	4,100	4,080.000	16,728,000	
ソラスト	23,400	679.000	15,888,600	
セラク	3,300	1,443.000	4,761,900	
インソース	20,300	1,309.000	26,572,700	
ペイカレント・コンサルティング	64,300	5,590.000	359,437,000	
Orchestra Holdings	2,000	1,875.000	3,750,000	
アイモバイル	5,100	1,241.000	6,329,100	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	30,000	2,005.000	60,150,000	
ウェルビー	7,700	659.000	5,074,300	
エル・ティール・エス	1,300	2,478.000	3,221,400	
ミダックホールディングス	5,000	2,779.000	13,895,000	
日総工産	7,200	661.000	4,759,200	
キュービーネットホールディングス	4,700	1,452.000	6,824,400	
RPAホールディングス	14,700	340.000	4,998,000	
マネジメントソリューションズ	4,600	3,690.000	16,974,000	
フロンティア・マネジメント	3,300	1,306.000	4,309,800	
カープスホールディングス	25,500	782.000	19,941,000	
FAST FITNESS JAPAN	3,600	1,371.000	4,935,600	
ダイレクトマーケティングミックス	10,200	1,613.000	16,452,600	
LITALICO	6,600	2,589.000	17,087,400	
リログループ	45,500	2,168.000	98,644,000	
東祥	7,000	1,189.000	8,323,000	
TREホールディングス	17,600	1,482.000	26,083,200	
人・夢・技術グループ	4,100	1,527.000	6,260,700	
大栄環境	15,700	1,751.000	27,490,700	
エイチ・アイ・エス	21,600	2,091.000	45,165,600	
ラックランド	3,100	2,898.000	8,983,800	
共立メンテナンス	14,000	5,270.000	73,780,000	
イチネンホールディングス	9,000	1,272.000	11,448,000	
建設技術研究所	4,900	3,480.000	17,052,000	
スペース	7,400	890.000	6,586,000	
燦ホールディングス	4,200	2,080.000	8,736,000	
スバル興業	800	9,180.000	7,344,000	
東京アートル	8,800	1,130.000	9,944,000	
ナガワ	2,200	7,600.000	16,720,000	
東京都競馬	7,100	3,725.000	26,447,500	
カナモト	15,000	2,226.000	33,390,000	
西尾レントオール	7,600	3,110.000	23,636,000	
トランス・コスモス	10,200	3,385.000	34,527,000	
乃村工務社	35,900	898.000	32,238,200	
藤田観光	4,100	3,315.000	13,591,500	
KN T-C Tホールディングス	4,400	1,713.000	7,537,200	
日本管財	9,000	2,551.000	22,959,000	
トーカイ	7,500	1,904.000	14,280,000	
セコム	82,700	7,875.000	651,262,500	
セントラル警備保障	4,800	2,490.000	11,952,000	
丹青社	17,200	712.000	12,246,400	
メイテック	32,600	2,431.000	79,250,600	
応用地質	7,800	1,998.000	15,584,400	
船井総研ホールディングス	17,500	2,782.000	48,685,000	
いであ	2,600	1,526.000	3,967,600	
学究社	4,200	2,011.000	8,446,200	
ベネッセホールディングス	31,100	1,976.000	61,453,600	
イオンディライト	9,100	3,020.000	27,482,000	
ダイセキ	16,600	4,025.000	66,815,000	
ステップ	3,800	1,776.000	6,748,800	
合計	91,072,600		227,099,948,860	

(b) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

「国内債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

		(単位：円)	
		(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		11,754,192	19,179,591
コール・ローン		389,804,746	379,284,508
国債証券		103,251,731,330	93,914,832,360
地方債証券		9,588,458,300	9,327,354,900
特殊債券		9,447,523,174	8,983,279,483
社債券		5,297,396,900	6,536,207,600
未収入金		508,302,200	83,000,000
未収利息		356,702,726	306,540,887
前払費用		4,632,157	8,217,910
流動資産合計		128,856,305,725	119,557,897,239
資産合計		128,856,305,725	119,557,897,239
負債の部			
流動負債			
未払金		200,000,000	-
未払解約金		223,632,227	35,371,000
その他未払費用		753	1,034
流動負債合計		423,632,980	35,372,034
負債合計		423,632,980	35,372,034
純資産の部			
元本等			
元本		102,053,846,373	98,468,499,154
剰余金			
剰余金又損金(△)		26,378,826,372	21,054,026,051
元本等合計		128,432,672,745	119,522,525,205
純資産合計		128,432,672,745	119,522,525,205
負債純資産合計		128,856,305,725	119,557,897,239

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売買相場は使用しない)、価格情報会社の提示する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	102,053,846,373口	98,468,499,154口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.2585円 (1万口当たりの純資産額2,585円)	1口当たり純資産額 1.2138円 (1万口当たりの純資産額2,138円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容 ① 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 ② デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ③ コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債権等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対応の実施あるいは対処方針の決定を行います。</p> <p>なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	<p>金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債権等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項ありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

(2022年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	100,129,074,120円
中期における追加設定元本額	17,663,518,982円
中期における一部解約元本額	15,738,746,729円
2022年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	6,655,940,182円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	11,416,731,765円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	2,611,374,720円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	811,383,592円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	43,771,585円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	197,469,805円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	477,710,690円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	720,810,481円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	341,197,909円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	493,301,432円
三井住友・DC年金バランスゼロ(債券型)	146,777,854円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	1,106,558,375円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	337,487,521円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	15,533,572円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	44,807,171円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	1,918,698,861円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	641,421,985円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	990,386,432円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	229,284,271円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	84,963,102円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	146,654,699円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	106,995,569円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	200,242,215円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	57,564,692円



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	5,951,548円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,448,683,462円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	12,422,883,716円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	6,372,792,213円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	16,011,855,332円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	319,334,808円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	565,801,602円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	265,754,075円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	119,806,572円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,887,217,652円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	2,215,198,814円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,371,642,862円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	8,596,867,318円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	972,339円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	1,198,994,627円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	444,446,764円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	547,012,597円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	180,274,882円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	43,674,401円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	1,457,491,849円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	2,120,941,549円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	699,571,659円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	210,722,470円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	19,095,952円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	278,445,136円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	5,230,302,006円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	997,745,813円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,060,685,582円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	1,356,845,714円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	3,805,764,579円
合計	102,053,846,373円

SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	476,420,978円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	165,177,003円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	44,327,528円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	1,259,376,954円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	1,957,126,760円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	615,082,574円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	209,309,392円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	20,824,733円
SMAM・アセットバランスファンドVA30L2<適格機関投資家専用>	256,032,422円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	4,751,028,753円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	1,287,393,245円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	1,232,850,854円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	1,576,598,738円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,827,086,493円
合計	98,468,499,154円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式  
該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	4 4 4 2年国債	5,830,000,000	5,837,054,300	
	4 4 5 2年国債	60,000,000	60,058,200	
	1 4 3 5年国債	770,000,000	772,317,700	
	1 4 4 5年国債	980,000,000	983,077,200	
	1 4 5 5年国債	1,180,000,000	1,183,799,600	
	1 4 6 5年国債	1,000,000,000	1,003,110,000	
	1 4 7 5年国債	1,460,000,000	1,460,000,000	
	1 4 8 5年国債	1,130,000,000	1,129,242,900	
	1 4 9 5年国債	1,240,000,000	1,237,780,400	
	1 5 0 5年国債	1,230,000,000	1,226,236,200	
	1 5 1 5年国債	230,000,000	228,925,900	
	1 5 2 5年国債	340,000,000	339,721,200	
	1 5 3 5年国債	1,140,000,000	1,132,886,400	
	1 5 4 5年国債	1,170,000,000	1,165,741,200	
	1 5 5 5年国債	120,000,000	120,573,600	
	1 4 0年国債	40,000,000	47,867,600	
	2 4 0年国債	242,000,000	279,512,420	
	3 4 0年国債	185,000,000	214,056,100	
	4 4 0年国債	247,000,000	286,243,360	
	5 4 0年国債	235,000,000	263,317,500	
	6 4 0年国債	240,000,000	262,891,200	
	7 4 0年国債	265,000,000	277,704,100	
	8 4 0年国債	250,000,000	243,267,500	
	9 4 0年国債	483,000,000	344,596,350	
	1 0 4 0年国債	420,000,000	352,833,600	
	1 1 4 0年国債	340,000,000	275,179,000	
	1 2 4 0年国債	370,000,000	267,424,900	
	1 3 4 0年国債	425,000,000	306,233,750	
	1 4 4 0年国債	435,000,000	335,228,400	
	1 5 4 0年国債	400,000,000	335,440,000	
	3 3 6 1 0年国債	340,000,000	343,481,600	
	3 3 7 1 0年国債	120,000,000	120,789,600	
	3 3 8 1 0年国債	805,000,000	812,430,150	
	3 3 9 1 0年国債	785,000,000	792,944,200	
	3 4 0 1 0年国債	770,000,000	778,439,200	
3 4 1 1 0年国債	557,000,000	561,879,320		
3 4 2 1 0年国債	350,000,000	351,018,500		
3 4 3 1 0年国債	310,000,000	310,771,900		
3 4 4 1 0年国債	811,000,000	812,297,600		
3 4 5 1 0年国債	258,000,000	258,147,060		
3 4 6 1 0年国債	340,000,000	339,721,200		
3 4 7 1 0年国債	100,000,000	99,785,000		
3 4 8 1 0年国債	145,000,000	144,472,200		
3 4 9 1 0年国債	550,000,000	547,365,500		
3 5 0 1 0年国債	510,000,000	506,547,300		
3 5 1 1 0年国債	450,000,000	446,098,500		
3 5 2 1 0年国債	100,000,000	98,957,000		
3 5 3 1 0年国債	450,000,000	444,460,500		
3 5 4 1 0年国債	695,000,000	685,068,450		
3 5 5 1 0年国債	600,000,000	590,166,000		
3 5 6 1 0年国債	870,000,000	854,087,700		
3 5 7 1 0年国債	650,000,000	636,824,500		
3 5 8 1 0年国債	940,000,000	919,649,000		

(2023年2月20日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	102,053,846,373円
同期中における追加設定元本額	27,964,043,892円
同期中における一部解約元本額	31,549,391,111円
2023年2月20日現在の元本の内訳	
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	7,923,460,658円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	12,755,531,327円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	3,025,477,132円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	722,058,897円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	41,625,383円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	198,031,820円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	548,196,469円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	939,015,409円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	497,124,584円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	629,401,805円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	142,965,910円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	988,245,910円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	334,157,236円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	13,049,588円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	67,640,670円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	2,175,938,455円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	745,900,911円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	1,138,229,302円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	256,092,408円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	41,823,338円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	221,791,251円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	314,254,587円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	614,543,782円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	178,682,271円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	8,810,148円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	363,085円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	298,337円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	201,623円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	109,828円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	109,828円
SMAM・年金グローバル債券ファンド<適格機関投資家限定>	1,165,585,383円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	10,131,272,966円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	5,883,975,871円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	14,827,042,772円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	299,804,746円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	469,103,658円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	252,747,789円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	120,221,118円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,758,891,118円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	2,036,392,293円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	2,141,556,909円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	7,715,877,192円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	961,967円
三井住友・国内債券インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	1,077,378,938円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	385,918,055円

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
359	10年国債	1,000,000,000	975,170,000	
360	10年国債	910,000,000	884,383,500	
361	10年国債	300,000,000	290,523,000	
362	10年国債	1,150,000,000	1,110,842,500	
363	10年国債	1,610,000,000	1,552,313,700	
364	10年国債	300,000,000	288,822,000	
365	10年国債	890,000,000	856,277,900	
367	10年国債	840,000,000	828,240,000	
368	10年国債	660,000,000	658,449,000	
369	10年国債	1,110,000,000	1,110,000,000	
230	年国債	510,000,000	580,017,900	
430	年国債	340,000,000	401,890,200	
530	年国債	290,000,000	328,889,000	
730	年国債	474,000,000	546,943,860	
930	年国債	240,000,000	256,982,400	
1030	年国債	465,000,000	484,097,550	
1130	年国債	430,000,000	472,544,200	
1230	年国債	570,000,000	649,230,000	
1430	年国債	392,000,000	459,306,400	
1630	年国債	445,000,000	527,115,850	
1830	年国債	190,000,000	221,013,700	
1930	年国債	470,000,000	547,253,900	
2130	年国債	345,000,000	402,159,600	
2230	年国債	315,000,000	375,051,600	
2330	年国債	299,000,000	355,923,620	
2430	年国債	310,000,000	369,340,200	
2530	年国債	290,000,000	338,261,800	
2630	年国債	363,000,000	428,340,000	
2730	年国債	250,000,000	298,470,000	
2830	年国債	96,000,000	114,637,440	
2930	年国債	157,000,000	185,376,180	
3030	年国債	212,000,000	247,253,480	
3130	年国債	235,000,000	270,675,350	
3230	年国債	360,000,000	419,680,800	
3330	年国債	368,000,000	411,630,080	
3430	年国債	87,000,000	99,995,190	
3530	年国債	340,000,000	379,875,200	
3630	年国債	90,000,000	100,628,100	
3730	年国債	385,000,000	423,692,500	
3830	年国債	220,000,000	238,079,600	
3930	年国債	220,000,000	241,804,200	
4030	年国債	240,000,000	259,480,800	
4130	年国債	240,000,000	255,105,600	
4230	年国債	280,000,000	297,295,600	
4330	年国債	225,000,000	238,830,750	
4430	年国債	290,000,000	307,472,500	
4530	年国債	315,000,000	321,879,600	
4630	年国債	315,000,000	321,665,400	
4730	年国債	540,000,000	561,232,800	
4930	年国債	345,000,000	344,699,850	
5030	年国債	325,000,000	286,247,000	
5130	年国債	265,000,000	206,654,950	
5230	年国債	323,000,000	263,752,110	
5330	年国債	277,000,000	231,006,920	
5430	年国債	75,000,000	65,367,000	
5530	年国債	265,000,000	230,295,600	
5630	年国債	300,000,000	259,953,000	
5730	年国債	265,000,000	228,954,700	
5830	年国債	420,000,000	362,140,800	
5930	年国債	350,000,000	293,755,000	
6030	年国債	330,000,000	290,178,900	
6130	年国債	285,000,000	237,687,150	
6230	年国債	235,000,000	185,391,500	
6330	年国債	230,000,000	175,779,800	
6430	年国債	255,000,000	194,312,550	
6530	年国債	235,000,000	178,712,800	
6630	年国債	310,000,000	234,843,600	
6730	年国債	320,000,000	255,513,600	
6830	年国債	310,000,000	247,135,100	
6930	年国債	310,000,000	253,834,200	
7030	年国債	350,000,000	285,929,000	
7130	年国債	370,000,000	301,853,400	
7230	年国債	340,000,000	278,079,200	
7330	年国債	290,000,000	236,872,000	
7430	年国債	320,000,000	283,305,600	
7530	年国債	210,000,000	200,627,700	
7630	年国債	450,000,000	440,325,000	
7730	年国債	70,000,000	71,589,700	
7520	年国債	490,000,000	511,814,800	
7820	年国債	590,000,000	616,573,600	
8220	年国債	620,000,000	653,982,200	
8420	年国債	500,000,000	528,420,000	
8520	年国債	645,000,000	686,525,100	
8820	年国債	742,000,000	798,095,200	
8920	年国債	20,000,000	21,445,600	
9020	年国債	580,000,000	624,422,200	
9220	年国債	324,000,000	348,905,880	
9320	年国債	632,000,000	680,303,760	
9520	年国債	305,000,000	333,255,200	

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
9720	年国債	327,000,000	357,070,920	
9920	年国債	153,000,000	166,938,300	
10020	年国債	207,000,000	227,507,490	
10120	年国債	355,000,000	393,734,050	
10220	年国債	457,000,000	508,508,470	
10520	年国債	370,000,000	407,096,200	
10620	年国債	370,000,000	409,127,500	
10720	年国債	378,000,000	416,968,020	
10820	年国債	390,000,000	425,735,700	
10920	年国債	140,000,000	153,133,400	
11120	年国債	386,000,000	430,328,240	
11320	年国債	227,000,000	252,299,150	
11420	年国債	263,000,000	293,102,980	
11620	年国債	100,000,000	112,460,000	
11820	年国債	200,000,000	222,380,000	
11920	年国債	295,000,000	323,703,500	
12020	年国債	200,000,000	216,618,000	
12120	年国債	55,000,000	60,799,200	
12220	年国債	330,000,000	362,379,600	
12320	年国債	80,000,000	89,742,400	
12420	年国債	190,000,000	211,705,600	
12520	年国債	205,000,000	232,045,650	
12620	年国債	180,000,000	200,874,600	
12720	年国債	145,000,000	160,690,450	
12820	年国債	65,000,000	72,187,050	
13020	年国債	155,000,000	171,151,000	
13120	年国債	380,000,000	416,476,200	
13220	年国債	450,000,000	493,978,500	
13320	年国債	190,000,000	210,170,400	
13420	年国債	200,000,000	221,606,000	
13520	年国債	155,000,000	170,331,050	
13620	年国債	120,000,000	130,832,400	
13720	年国債	185,000,000	203,601,750	
13920	年国債	60,000,000	65,501,400	
14020	年国債	420,000,000	462,264,600	
14120	年国債	360,000,000	395,830,800	
14220	年国債	240,000,000	266,107,200	
14320	年国債	150,000,000	163,395,000	
14420	年国債	170,000,000	183,574,500	
14520	年国債	110,000,000	120,883,400	
14620	年国債	215,000,000	236,173,200	
14720	年国債	260,000,000	282,838,400	
14820	年国債	319,000,000	343,460,920	
14920	年国債	495,000,000	532,362,600	
15020	年国債	451,000,000	479,670,070	
15120	年国債	420,000,000	436,497,600	
15320	年国債	527,000,000	552,222,220	
15420	年国債	440,000,000	455,171,200	
15520	年国債	410,000,000	413,526,000	
15720	年国債	865,000,000	781,787,000	
15820	年国債	380,000,000	356,432,400	
15920	年国債	388,000,000	367,804,600	
16020	年国債	295,000,000	282,512,650	
16120	年国債	380,000,000	357,811,800	
16220	年国債	410,000,000	384,485,700	
16320	年国債	430,000,000	401,822,100	
16420	年国債	405,000,000	371,417,400	
16520	年国債	410,000,000	374,543,200	
16620	年国債	445,000,000	417,712,600	
16720	年国債	610,000,000	553,202,900	
16820	年国債	450,000,000	399,870,000	
16920	年国債	400,000,000	348,236,000	
17020	年国債	405,000,000	350,956,800	
17120	年国債	385,000,000	332,070,200	
17220	年国債	480,000,000	419,635,200	
17320	年国債	365,000,000	317,648,550	
17420	年国債	550,000,000	476,784,000	
17520	年国債	565,000,000	496,702,800	
17620	年国債	670,000,000	586,826,200	
17720	年国債	590,000,000	505,795,200	
17820	年国債	650,000,000	565,831,500	
17920	年国債	400,000,000	347,132,000	
18020	年国債	500,000,000	457,940,000	
18120	年国債	450,000,000	418,959,000	
18220	年国債	410,000,000	394,735,700	
18320	年国債	80,000,000	81,005,600	
	国債証券 小計		93,914,832,360	
地方債証券	727 東京都公債	500,000,000	502,942,500	
	1 東京都30年	100,000,000	112,742,100	
	8 東京都30年	400,000,000	450,686,400	
	13 東京都30年	500,000,000	541,678,500	
	6 東京都20年	100,000,000	103,975,400	
	26-15 北海道公債	100,000,000	100,661,000	
	30-18 北海道公債	200,000,000	195,315,200	
	208 神奈川県公債	200,000,000	201,346,400	
	210 神奈川県公債	100,000,000	100,707,400	
	211 神奈川県公債	100,000,000	100,687,300	
	1 神奈川県20年	100,000,000	103,326,500	
	3 神奈川県20年	100,000,000	104,694,200	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	7 神奈川県20年	100,000,000	107,984,400	
	13 神奈川県20年	100,000,000	110,949,400	
	377 大阪府公債	100,000,000	100,486,000	
	388 大阪府公債	100,000,000	100,720,200	
	392 大阪府公債	100,000,000	100,504,700	
	193 大阪府5年	300,000,000	296,531,400	
	27-4 京都府公債	100,000,000	101,067,600	
	1-6 京都府5年	200,000,000	199,808,200	
	5 兵庫県公債15年	300,000,000	313,563,600	
	10 兵庫県公債20年	100,000,000	110,776,800	
	7 静岡県30年	100,000,000	109,018,600	
	1 静岡県20年	100,000,000	105,354,000	
	22-8 愛知県20年	200,000,000	218,020,600	
	27-16 愛知県公債	400,000,000	403,886,000	
	25-11 福岡県公債	100,000,000	100,679,800	
	26-3 福岡県公債	100,000,000	100,762,400	
	26-10 福岡県公債	100,000,000	100,759,400	
	1-1 福岡県公債	200,000,000	193,719,400	
	1-3 福岡県30年	100,000,000	74,230,000	
	25-8 千葉県公債	100,000,000	100,497,400	
	26-4 千葉県公債	100,000,000	100,779,800	
	137 共同発行地方	200,000,000	201,527,000	
	138 共同発行地方	200,000,000	201,559,600	
	172 共同発行地方	500,000,000	498,647,000	
	183 共同発行地方	600,000,000	593,820,600	
	1-1 大阪市5年	300,000,000	299,872,800	
	1 名古屋市20年	200,000,000	203,276,800	
	3 名古屋市20年	100,000,000	104,505,900	
	5 名古屋市20年	100,000,000	107,554,100	
	1 京都市30年	100,000,000	117,270,500	
	7 京都市20年	100,000,000	110,585,000	
	26-4 神戸市公債	200,000,000	201,558,600	
	26-17 神戸市公債	100,000,000	100,405,200	
	26-3 横浜市公債	200,000,000	201,529,000	
	4 横浜市20年	100,000,000	104,035,300	
	9 横浜市20年	100,000,000	107,295,100	
	14 横浜市20年	100,000,000	109,833,800	
	26-4 札幌市公債	100,000,000	100,662,600	
	94 川崎市公債	100,000,000	94,649,700	
	1-2 北九州市5年	100,000,000	99,903,700	
	地方債証券 小計		9,327,354,900	
特殊債券	47 日本政策投資CO	100,000,000	102,547,400	
	3 政保政策投資CO	200,000,000	203,532,000	
	36 日本政策投資B	100,000,000	107,892,500	
	18 道路機構	100,000,000	123,572,800	
	22 道路機構	300,000,000	358,537,200	
	27 道路機構	100,000,000	108,920,400	
	37 道路機構	300,000,000	330,325,500	
	47 道路機構	200,000,000	221,967,400	
	79 政保道路機構	200,000,000	220,124,000	
	81 政保道路機構	200,000,000	220,350,600	
	88 政保道路機構	100,000,000	115,249,600	
	90 政保道路機構	500,000,000	552,581,500	
	99 政保道路機構	100,000,000	111,585,800	
	176 政保道路機構	100,000,000	110,625,900	
	196 政保道路機構	100,000,000	109,045,900	
	210 政保道路機構	200,000,000	212,837,800	
	227 政保道路機構	200,000,000	201,701,400	
	231 政保道路機構	300,000,000	302,554,800	
	288 政保道路機構	189,000,000	188,138,160	
	9 道路債券	100,000,000	119,512,400	
	2 地方公営20年	100,000,000	110,276,400	
	61 地方公共団体	100,000,000	100,801,400	
	62 地方公共団体	400,000,000	402,992,800	
	63 地方公共団体	100,000,000	100,703,700	
	64 地方公共団体	100,000,000	100,710,200	
	67 政保地方公共団	100,000,000	100,824,100	
	101 地方公共団体	100,000,000	99,191,000	
	106 地方公共団体	200,000,000	197,490,000	
	5 公営企業20年	100,000,000	101,193,200	
	17 公営企業20年	100,000,000	106,664,800	
	20 公営企業20年	100,000,000	107,735,100	
	22 公営企業20年	100,000,000	108,353,000	
	24 公営企業20年	200,000,000	218,545,400	
	117 都市再生	100,000,000	100,398,300	
	52 住宅支援機構	100,000,000	109,259,600	
	93 住宅支援機構	100,000,000	104,772,800	
	124 住宅支援機構	100,000,000	104,811,600	
	130 住宅支援機構	200,000,000	216,764,200	
	226 住宅支援機構	100,000,000	99,138,400	
	S10 住宅金融RMB S	28,494,000	28,565,235	
	S3 住宅機構RMB S	10,115,000	10,140,287	
	S5 住宅機構RMB S	21,454,000	21,677,121	
	S7 住宅機構RMB S	11,003,000	11,188,950	
	S9 住宅機構RMB S	11,252,000	11,472,539	
	S10 住宅機構RMB S	11,017,000	11,212,000	
	S11 住宅機構RMB S	11,870,000	12,170,311	
	32 住宅金融RMB S	10,034,000	10,053,064	
	35 住宅金融RMB S	10,760,000	10,855,764	

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	39 住宅金融RMB S	9,754,000	9,774,483	
	41 住宅金融RMB S	10,482,000	10,594,157	
	43 住宅金融RMB S	20,056,000	20,110,151	
	51 住宅金融RMB S	9,572,000	9,595,930	
	53 住宅金融RMB S	10,382,000	10,495,163	
	2 住宅機構RMB S	21,236,000	21,490,832	
	4 住宅機構RMB S	9,766,000	9,792,368	
	6 住宅機構RMB S	9,817,000	9,841,542	
	19 住宅機構RMB S	14,425,000	15,002,000	
	24 住宅機構RMB S	28,872,000	30,174,127	
	26 住宅機構RMB S	46,107,000	48,209,479	
	27 住宅機構RMB S	16,224,000	16,988,150	
	28 住宅機構RMB S	18,549,000	19,528,387	
	29 住宅機構RMB S	20,217,000	21,339,043	
	30 住宅機構RMB S	19,887,000	20,990,728	
	32 住宅機構RMB S	38,996,000	40,879,506	
	35 住宅機構RMB S	19,933,000	20,929,650	
	36 住宅機構RMB S	19,219,000	20,110,761	
	43 住宅機構RMB S	24,516,000	25,653,542	
	46 住宅機構RMB S	19,210,000	20,134,001	
	48 住宅機構RMB S	36,270,000	37,971,063	
	49 住宅機構RMB S	18,489,000	19,287,724	
	51 住宅機構RMB S	40,250,000	41,928,425	
	55 住宅機構RMB S	53,712,000	55,747,684	
	57 住宅機構RMB S	25,749,000	26,740,336	
	58 住宅機構RMB S	28,730,000	29,838,978	
	59 住宅機構RMB S	55,078,000	57,270,104	
	60 住宅機構RMB S	83,865,000	86,842,207	
	61 住宅機構RMB S	28,211,000	29,113,752	
	67 住宅機構RMB S	35,649,000	36,451,102	
	69 住宅機構RMB S	74,132,000	76,496,810	
	70 住宅機構RMB S	65,246,000	67,301,249	
	73 住宅機構RMB S	37,094,000	38,325,520	
	99 住宅機構RMB S	56,873,000	57,072,055	
	123 住宅機構RMB S	74,666,000	72,172,155	
	124 住宅機構RMB S	74,537,000	71,816,399	
	125 住宅機構RMB S	74,532,000	71,826,488	
	127 住宅機構RMB S	76,443,000	73,431,145	
	128 住宅機構RMB S	75,416,000	72,595,441	
	129 住宅機構RMB S	77,178,000	74,415,027	
	137 住宅機構RMB S	79,468,000	76,384,641	
	167 住宅機構RMB S	92,306,000	87,543,010	
	183 住宅機構RMB S	196,128,000	186,655,017	
	186 住宅機構RMB S	99,159,000	96,303,220	
	85 中日本高速道	300,000,000	298,551,600	
	特殊債券 小計		8,983,279,483	
社債券	2 BPCE S.A.	200,000,000	200,010,000	
	86 東日本高速道	200,000,000	197,429,000	
	20 西日本高速道	100,000,000	100,384,800	
	23 西日本高速道	100,000,000	100,634,100	
	13 大和ハウス	100,000,000	99,241,000	
	17 アサヒグループHD	200,000,000	198,565,600	
	30 東レ	100,000,000	99,483,200	
	56 住友化学	200,000,000	197,441,400	
	24 三菱ケミカルホールデイ	100,000,000	98,322,000	
	16 日立製作所	100,000,000	100,597,700	
	22 パナソニック	100,000,000	98,019,600	
	9 TDK	100,000,000	96,937,300	
	63 三井物産	100,000,000	107,863,000	
	8 みずほコーポレート	100,000,000	108,874,600	
	1 三井住友FG劣後	100,000,000	100,570,800	
	8 住友信託 劣後	100,000,000	107,137,900	
	1 みずほFG劣後	100,000,000	100,569,800	
	9 みずほ銀行劣後	100,000,000	107,127,300	
	17 N T Tファイナンス	200,000,000	197,524,200	
	73 ホンダファイナンス	200,000,000	197,851,400	
	207 オリックス	200,000,000	196,631,400	
	2 三菱HCキャピタル	200,000,000	196,084,800	
	1 野村ホールディングス	100,000,000	99,945,600	
	58 三菱地所	100,000,000	118,337,100	
	135 三菱地所	200,000,000	189,071,600	
	10 東急	100,000,000	93,962,300	
	38 京王電鉄	100,000,000	99,002,800	
	110 東日本旅客鉄	100,000,000	100,532,600	
	169 東日本旅客鉄	200,000,000	187,116,400	
	60 西日本旅客鉄	200,000,000	192,131,200	
	41 東海旅客鉄道	100,000,000	108,755,700	
	42 東海旅客鉄道	100,000,000	109,765,400	
	45 東京地下鉄	100,000,000	95,177,100	
	64 阪急阪神HLDG	100,000,000	98,974,100	
	31 KDDI	200,000,000	199,222,600	
	546 中部電力	200,000,000	185,207,000	
	553 中部電力	200,000,000	197,918,000	
	550 関西電力	300,000,000	297,545,100	
	508 東北電力	200,000,000	194,682,400	
	547 東北電力	100,000,000	97,337,200	
	496 九州電力	300,000,000	278,160,000	
	38 東京電力パワー	100,000,000	99,702,600	
	56 東京電力PG	200,000,000	199,218,600	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
4	1 大阪瓦斯	200,000,000	188,298,400	
7	ファーストリテイリング	100,000,000	98,842,900	
	社債券 小計		6,536,207,600	
	合計		118,761,674,343	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「外国株式インデックス・マザーファンド」

貸借対照表

(単位:円)

	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,883,879,727	6,810,869,309
金銭信託	32,714,820	25,870,400
コール・ローン	1,084,922,886	511,598,077
株式	331,942,389,153	447,345,580,983
投資証券	8,024,316,993	10,991,824,558
派生商品評価勘定	20,243,668	73,653,121
未収入金	57,653,943	146,885,647
未収配当金	308,088,498	526,630,908
差入委託証拠金	1,831,575,820	2,800,185,211
流動資産合計	346,185,785,508	469,233,098,214
資産合計	346,185,785,508	469,233,098,214
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	55,364,690	29,809,652
未払解約金	783,550,584	327,539,394
その他未払費用	1,369	2,482
流動負債合計	838,916,643	357,351,528
負債合計	838,916,643	357,351,528
純資産の部		
元本等		
元本	61,407,657,975	75,342,567,898
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	283,939,210,890	393,533,178,788
元本等合計	345,346,868,865	468,875,746,686
純資産合計	345,346,868,865	468,875,746,686
負債純資産合計	346,185,785,508	469,233,098,214

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券 金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認められる評価額により評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	61,407,657,975口	75,342,567,898口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 5.6238円 (1万口当たりの純資産額56,238円)	1口当たり純資産額 6.2233円 (1万口当たりの純資産額62,233円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対応の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(株式、投資証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2022年2月18日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	S&P 500 EMINI	4,375,284,375	-	4,349,641,904	△25,642,471
	FUT MAR22				
	SPI 200	188,524,536	-	193,351,678	4,827,142

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

FUTURES MAR22					
FTSE 100 IDX	271,150,942	-	268,997,038	△2,153,904	
FUT MAR22					
EURO STOXX 50	889,936,395	-	878,702,152	△11,234,243	
MAR22					
小計	5,724,896,248	-	5,690,692,772	△34,203,476	
合計	5,724,896,248	-	5,690,692,772	△34,203,476	

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引買建				
	アメリカ・ドル	469,698,762	-	468,965,001	△733,761
	カナダ・ドル	16,283,628	-	16,272,310	△11,318
	オーストラリア・ドル	9,946,672	-	9,897,404	△49,268
	アジア・ドル				
	香港・ドル	6,350,317	-	6,337,437	△12,880
	シンガポール・ドル	1,715,733	-	1,711,822	△3,911
	ニュージーランド・ドル	772,270	-	768,900	△3,370
	イギリス・ポンド	26,613,014	-	26,588,778	△24,236
	イスラエル・シユケル	1,436,395	-	1,431,722	△4,673
	スイス・フラン	21,259,620	-	21,234,567	△25,053
	デンマーク・クローネ	5,450,034	-	5,441,095	△8,939
	ノルウェー・クローネ	776,814	-	773,302	△3,512
	スウェーデン・クローナ	7,272,104	-	7,257,000	△15,104
	ユーロ	49,640,490	-	49,618,969	△21,521
	小計	617,215,853	-	616,298,307	△917,546
	合計	617,215,853	-	616,298,307	△917,546

(2023年2月20日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引買建				
	S&P 500 EMINI FUT MAR23	7,905,483,534	-	7,913,727,000	8,243,466
	SPI 200 FUTURES MAR23	393,279,635	-	386,174,842	△7,104,793
	FTSE 100 IDX FUT MAR23	466,505,042	-	476,212,955	9,707,913
	EURO STOXX 50 MAR23	1,597,424,312	-	1,627,917,260	30,492,948
	小計	10,362,692,523	-	10,404,032,057	41,339,534
	合計	10,362,692,523	-	10,404,032,057	41,339,534

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場にて評価しております。  
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引買建				
	アメリカ・ドル	224,229,369	-	227,189,742	2,960,373
	イギリス・ポンド	43,320,618	-	43,306,414	△14,204
	小計	267,549,987	-	270,496,156	2,946,169
	売建				
イギリス・ポンド	16,066,830	-	16,157,210	△90,380	
ユーロ	109,717,874	-	110,069,727	△351,853	
小計	125,784,704	-	126,226,937	△442,233	
合計	393,334,691	-	396,723,093	2,503,936	

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
    - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
    - 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
      - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
      - 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
  - 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年2月19日	
至 2023年2月20日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

(2022年2月18日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	58,766,657,288円
同期中における追加設定元本額	13,897,863,438円
同期中における一部解約元本額	11,256,862,751円
2022年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	32,224,488,074円
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	267,740,321円
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,086,252,349円
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	769,361,737円
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	50,131,931円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	1,172,766円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	6,019,213円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	17,882,397円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	48,968,012円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	51,247,016円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	97,638,793円
外国株式指数ファンド	832,266,976円
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	13,549,725,594円
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	176,436,603円
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	203,184,616円
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	129,304,051円
イオン・バランス戦略ファンド	14,159,067円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	15,873,266円
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	121,558,830円
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	107,101,698円
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	367,788,050円
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	190,350,995円
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	221,270,706円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	42,907,633円
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	631,760,314円
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	4,312,302円
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	18,997,088円
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	16,653,445円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,126,325円
SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)	135,053,059円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	138,305,233円
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	494,524,360円
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	18,407,244円
SMAM・外国株式バッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	547,572,635円
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	4,050,001円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	28,727,858円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家限定>	667,997,195円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家限定>	802,068,341円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家限定>	3,487,539,177円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	11,523,953円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	62,266,508円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家限定>	467,481,408円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	39,529,370円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	102,099,407円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	486,937,001円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	339,113,420円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	789,808,587円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	213,357円
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	213,566,235円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	73,691,382円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	8,737,379円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	7,741,901円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	4,041,277円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	21,448,701円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	58,834,436円
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	130,885,825円
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	61,717,109円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	617,208,199円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	107,877,816円
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	49,785,224円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	30,625,590円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	26,421,298円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	33,774,984円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	71,402,336円
合計	61,407,657,975円

(2023年2月20日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	61,407,657,975円
同期中における追加設定元本額	24,447,125,618円
同期中における一部解約元本額	10,512,215,695円



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

2023年2月20日現在の元本の内訳		
三井住友・DC外国株式インデックスファンドS	37,413,562,738円	
三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)	295,274,961円	
三井住友・DC年金バランス50(標準型)	1,115,344,973円	
三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)	815,354,615円	
SMAM・グローバルバランスファンド(機動的資産配分型)	34,670,931円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020(4資産タイプ)	992,117円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025(4資産タイプ)	5,457,854円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030(4資産タイプ)	17,365,378円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035(4資産タイプ)	51,071,386円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040(4資産タイプ)	57,531,698円	
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045(4資産タイプ)	108,600,216円	
外国株式指数ファンド	980,282,730円	
三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	18,845,760,167円	
アセットアロケーション・ファンド(安定型)	139,776,013円	
アセットアロケーション・ファンド(安定成長型)	174,586,158円	
アセットアロケーション・ファンド(成長型)	110,233,388円	
イオン・バランス戦略ファンド	24,288,448円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	23,707,090円	
三井住友・資産最適化ファンド(1安定重視型)	140,014,851円	
三井住友・資産最適化ファンド(2やや安定型)	125,293,120円	
三井住友・資産最適化ファンド(3バランス型)	467,911,037円	
三井住友・資産最適化ファンド(4やや成長型)	254,195,375円	
三井住友・資産最適化ファンド(5成長重視型)	292,755,170円	
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	59,105,049円	
三井住友DS・外国株式インデックス年金ファンド	1,855,764,128円	
三井住友DS・年金バランス30(債券重点型)	11,428,893円	
三井住友DS・年金バランス50(標準型)	52,455,481円	
三井住友DS・年金バランス70(株式重点型)	47,972,323円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,087,533円	
SMBC・DCインデックスファンド(MSCIコクサイ)	534,084,201円	
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジあり)	317,177,107円	
日興FWS・先進国株インデックス(為替ヘッジなし)	1,706,143,742円	
三井住友DS・先進国株式インデックス・ファンド	52,963,147円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	22,505円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	27,108円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	33,586円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	39,724円	
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	39,724円	
SMAM・外国株式バッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	424,161,823円	
バランスファンドVA(安定運用型)<適格機関投資家限定>	2,738,893円	
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	18,997,417円	
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	494,761,087円	
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	683,818,913円	
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	2,995,512,553円	
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	9,822,476円	
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	48,949,181円	
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	415,329,798円	
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	36,093,954円	
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	87,142,750円	
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	418,011,926円	
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	287,214,833円	
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	660,368,254円	
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	195,290円	
三井住友・外国株式インデックスファンド・VAS(適格機関投資家専用)	190,859,012円	
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	58,376,901円	
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	7,134,203円	
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	6,599,547円	
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	3,833,026円	
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	16,687,253円	
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	51,140,413円	
SMAM・グローバルバランスファンド(標準型)VA<適格機関投資家限定>	105,383,191円	
SMAM・グローバルバランスファンド(債券重視型)VA<適格機関投資家限定>	44,957,268円	
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	259,817,292円	
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	72,627,493円	
SMAM・外国株式インデックスファンドSA<適格機関投資家限定>	1,506,053,315円	
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	15,290,739円	
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	9,454,653円	
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	12,173,583円	
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	264,686,196円	
合計	75,342,567,898円	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	DEVON ENERGY CORP	44,032	53.330	2,348,226.56	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	11,049	134.680	1,488,079.32	
	EOG RESOURCES INC	39,908	118.420	4,725,905.36	
	EQT CORP	19,298	31.250	603,062.50	
	EXXON MOBIL CORP	284,707	111.280	31,682,194.96	
	HALLIBURTON CO	59,461	36.500	2,170,326.50	
	HESS CORP	18,976	135.520	2,571,627.52	
	HF SINCLAIR CORP	10,663	52.300	557,674.90	
	KINDER MORGAN INC	138,727	17.730	2,459,629.71	
	MARATHON OIL CORP	42,380	25.860	1,095,946.80	
	MARATHON PETROLEUM CORP	33,955	122.500	4,159,487.50	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	65,062	60.730	3,951,215.26	
	ONEOK INC	31,946	67.260	2,148,687.96	
	OVINTIV INC	16,672	43.540	725,898.88	
	PHILLIPS 66	33,814	99.540	3,365,845.56	
	PIONEER NATURAL RESOURCES CO	15,440	208.960	3,226,342.40	
	SCHLUMBERGER LTD	94,622	53.340	5,047,137.48	
	TARGA RESOURCES CORP	15,416	73.940	1,139,859.04	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	417	1,794.750	748,410.75	
	VALERO ENERGY CORP	27,588	129.610	3,575,680.68	
	WILLIAMS COS INC	82,707	31.260	2,585,420.82	
	ATR PRODUCTS & CHEMICALS INC	15,122	279.710	4,229,774.62	
	ALBEMARLE CORP	8,338	258.010	2,151,287.38	
	ALCOA CORP	11,849	46.890	555,599.61	
	AMCOR PLC	97,610	11.420	1,114,706.20	
	AVERY DENNISON CORP	5,454	182.500	995,355.00	
	BALL CORP	19,410	57.540	1,116,851.40	
	CELANESE CORP	6,643	118.900	789,859.70	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	14,020	82.350	1,154,547.00	
	CLEVELAND-CLIFFS INC	33,403	19.820	662,047.46	
	CORTEVA INC	48,566	61.810	3,001,864.46	
	CROWN HOLDINGS INC	9,413	86.780	816,860.14	
	DOW INC	48,964	58.130	2,846,277.32	
	DUPONT DE NEMOURS INC	34,201	75.080	2,567,811.08	
	EASTMAN CHEMICAL CO	9,517	87.050	828,454.85	
	ECOLAB INC	18,131	162.410	2,944,652.71	
	FMC CORP	8,548	128.200	1,095,853.60	
	FREEMONT-MCMORAN INC	99,638	41.740	4,158,890.12	
	INTERNATIONAL PAPER CO	23,472	38.270	898,273.44	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	17,659	96.500	1,704,093.50	
	LINDE PLC	33,937	321.520	10,911,424.24	
	LYONDELLBASELL INDOUS	17,144	97.320	1,668,454.08	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	4,203	371.680	1,562,171.04	
	MOAIC CO/THE	21,306	49.850	1,062,104.10	
	NEWMONT CORP	55,957	45.420	2,541,566.94	
	NUCOR CORP	17,484	168.070	2,938,535.88	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	7,111	141.010	1,002,722.11	
	PPG INDUSTRIES INC	15,181	129.910	1,972,163.71	
	RPM INTERNATIONAL INC	7,696	88.070	677,786.72	
	SEALED AIR CORP	7,895	50.260	396,802.70	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	17,193	227.980	3,919,660.14	
	STEEL DYNAMICS INC	12,713	124.970	1,588,743.61	
	VULCAN MATERIALS CO	8,762	185.650	1,626,665.30	
	WESTLAKE CORP	2,189	122.510	268,174.39	
	WESTROCK CO	16,766	32.550	545,733.30	
	3M CO	37,053	112.990	4,186,618.47	
	AERCAP HOLDINGS NV	10,065	61.380	617,789.70	
	ALLEGION PLC	6,843	118.600	811,579.80	
	AMETEK INC	14,928	146.490	2,186,802.72	
	BOEING CO/THE	38,897	211.660	8,232,939.02	
	CARLISLE COS INC	3,499	266.190	931,398.81	
	CARRIER GLOBAL CORP	55,822	45.220	2,524,270.84	
	CATERPILLAR INC	36,294	247.790	8,993,290.26	
	CUMMINS INC	9,144	257.470	2,354,305.68	
	DEERE & CO	20,015	433.310	8,672,699.65	
	DOVER CORP	10,436	155.360	1,621,336.96	
	EATON CORP PLC	26,694	175.240	4,677,856.56	
	EMERSON ELECTRIC CO	39,768	85.440	3,397,777.92	
	FASTENAL CO	37,051	53.440	1,980,005.44	
	FERGUSON PLC	14,464	148.040	2,141,250.56	
	FORTIVE CORP	21,981	69.360	1,524,602.16	
	FORTUNE BRANDS	7,166	64.350	461,132.10	
	INNOVATIONS I				
	GENERAC HOLDINGS INC	3,973	126.770	503,657.21	
	GENERAL DYNAMICS CORP	15,874	235.260	3,734,517.24	
	GENERAL ELECTRIC CO	74,672	83.040	6,200,762.88	
	HEICO CORP	3,085	176.900	545,736.50	
	HEICO CORP-CLASS A	4,570	139.500	637,515.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	45,877	201.420	9,240,545.34	
	HOWMET AEROSPACE INC	23,889	43.020	1,027,704.78	
	HUBBELL INC	3,897	252.060	982,277.82	
	HUNTINGTON INGALLS	2,888	224.540	648,471.52	

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	APA CORP	19,759	38.090	752,620.31	
	BAKER HUGHES CO	69,679	30.590	2,131,480.61	
	CHENIERE ENERGY INC	14,977	144.870	2,169,717.99	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	7,695	80.090	616,292.55	
	CHEVRON CORP	127,235	162.850	20,720,219.75	
	CONOCOPHILLIPS	86,690	104.120	9,026,162.80	
	COTERRA ENERGY INC	49,908	23.400	1,167,847.20	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INDUSTRIE				
	IDEX CORP	4,788	231.000	1,106,028.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	20,720	240.340	4,979,844.80	
	INGERSOLL-RAND INC	29,314	57.580	1,687,900.12	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	11,600	51.520	597,632.00	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	46,593	64.710	3,015,033.03	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	12,963	214.020	2,774,341.26	
	LENOX INTERNATIONAL INC	2,104	269.370	566,754.48	
	LOCKHEED MARTIN CORP	16,474	475.630	7,835,528.62	
	MASCO CORP	14,885	55.030	819,121.55	
	NORDSON CORP	3,927	246.220	966,905.94	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	10,242	470.630	4,820,192.46	
	OTIS WORLDWIDE CORP	28,787	84.760	2,439,986.12	
	OWENS CORNING	7,597	99.930	759,168.21	
	PACCAR INC	36,912	75.690	2,793,869.28	
	PARKER HANNIFIN CORP	8,744	355.480	3,108,317.12	
	PENTAIR PLC	11,509	56.830	654,056.47	
	PLUG POWER INC	28,584	15.580	445,338.72	
	QUANTA SERVICES INC	10,416	154.900	1,613,438.40	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	100,547	101.510	10,206,525.97	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	7,930	297.720	2,360,919.60	
	SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	12,538	52.170	654,107.46	
	SMITH (A. O.) CORP	7,157	67.240	481,236.68	
	SNAP-ON INC	4,041	252.280	1,019,463.48	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	9,129	89.180	814,124.22	
	TEXTRON INC	14,870	74.810	1,112,424.70	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	15,733	184.180	2,897,703.94	
	TRANSDIGM GROUP INC	3,374	743.970	2,510,154.78	
	UNITED RENTALS INC	4,798	461.250	2,213,077.50	
	WABTEC CORP	11,284	105.490	1,190,349.16	
	WW GRAINGER INC	3,160	677.350	2,140,426.00	
	XYLEM INC	12,201	107.290	1,309,045.29	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	8,029	96.920	778,170.68	
	CINTAS CORP	6,178	444.100	2,743,649.80	
	CLARIVATE PLC	19,939	10.710	213,546.69	
	COPART INC	27,584	68.400	1,886,745.60	
	COSTAR GROUP INC	28,273	77.560	2,192,853.88	
	EQUIFAX INC	7,922	211.720	1,677,245.84	
	JACOBS SOLUTIONS INC	8,422	121.890	1,026,557.58	
	LEIDOS HOLDINGS INC	8,863	101.240	897,290.12	
	REPUBLIC SERVICES INC	14,232	131.960	1,878,054.72	
	ROBERT HALF INTL INC	8,149	82.420	671,640.58	
	ROLLINS INC	16,081	36.300	583,740.30	
	TRANSUNION	14,503	69.280	1,004,767.84	
	VERISK ANALYTICS INC	11,250	177.130	1,992,712.50	
	WASTE CONNECTIONS INC	18,291	136.110	2,489,588.01	
	WASTE MANAGEMENT INC	28,817	154.920	4,464,329.64	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	8,726	101.170	882,809.42	
	CSX CORP	145,813	31.210	4,550,823.73	
	DELTA AIR LINES INC	8,299	38.360	318,349.64	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	10,436	111.400	1,162,570.40	
	FEDEX CORP	16,733	210.300	3,518,949.90	
	GRAB HOLDINGS LTD - CL A	96,661	3.480	336,380.28	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,530	188.350	1,041,575.50	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	12,089	60.120	726,790.68	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	15,994	228.150	3,649,031.10	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	6,292	354.840	2,232,653.28	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	7,076	35.360	250,207.36	
	UBER TECHNOLOGIES INC	104,406	34.770	3,630,196.62	
	U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	5,850	57.370	335,614.50	
	UNION PACIFIC CORP	42,525	201.590	8,572,614.75	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	49,837	183.210	9,130,636.77	
	ZIM INTEGRATED SHIPPING SERV	6,249	22.160	138,477.84	
	APTIV PLC	17,416	119.640	2,083,650.24	
	BORGWARNER INC	17,433	50.430	879,146.19	
	FORD MOTOR CO	276,446	12.890	3,563,388.94	
	GENERAL MOTORS CO	96,958	43.170	4,185,676.86	
	LEAR CORP	3,736	143.740	537,012.64	
	LUCTD GROUP INC	21,730	10.930	237,508.90	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	19,354	20.220	391,337.88	
	TESLA INC	181,374	208.310	37,782,017.94	
	DR HORTON INC	23,515	94.380	2,219,345.70	
	GARMIN LTD	10,774	97.010	1,045,185.74	
	HASBRO INC	7,491	59.360	444,665.76	
	LENNAR CORP-A	17,126	99.090	1,697,015.34	
	LULULEMON ATHLETICA INC	7,619	320.360	2,440,822.84	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	MOHAWK INDUSTRIES INC	2,863	113.930	326,181.59	
	NEWELL BRANDS INC	26,997	14.900	402,255.30	
	NIKE INC -CL B	86,051	124.840	10,742,606.84	
	NVR INC	204	5,098.140	1,040,020.56	
	PULTEGROUP INC	17,535	54.300	952,150.50	
	VF CORP	20,583	26.990	555,535.17	
	WHIRLPOOL CORP	3,212	145.000	465,740.00	
	AIRBNB INC-CLASS A	25,852	131.600	3,402,123.20	
	ARAMARK	13,242	38.300	507,168.60	
	BOOKING HOLDINGS INC	2,746	2,462.010	6,760,679.46	
	CAESARS ENTERTAINMENT INC	13,336	52.800	704,140.80	
	CARNIVAL CORP	69,745	11.290	787,421.05	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	1,953	1,617.670	3,159,309.51	
	DARDEN RESTAURANTS INC	7,606	146.090	1,111,160.54	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,121	357.360	757,960.56	
	EXPEDIA GROUP INC	10,081	108.960	1,098,425.76	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	19,380	146.340	2,836,069.20	
	LAS VEGAS SANDS CORP	23,449	56.020	1,313,612.98	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	18,185	172.520	3,137,276.20	
	MCDONALD'S CORP	50,100	269.990	13,526,499.00	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	22,198	43.560	966,944.88	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	16,097	73.030	1,175,563.91	
	STARBUCKS CORP	79,076	107.100	8,469,039.60	
	VAIL RESORTS INC	2,860	243.340	695,952.40	
	WYNN RESORTS LTD	7,730	109.010	842,647.30	
	YUM! BRANDS INC	20,179	132.040	2,664,435.16	
	ADVANCE AUTO PARTS INC	3,426	149.990	513,865.74	
	AMAZON.COM INC	625,241	97.200	60,773,425.20	
	AUTOZONE INC	1,315	2,605.620	3,426,390.30	
	BATH & BODY WORKS INC	15,400	42.890	660,506.00	
	BEST BUY CO INC	14,954	86.940	1,300,100.76	
	BURLINGTON STORES INC	4,802	227.940	1,094,567.88	
	CARMAX INC	10,366	72.950	756,199.70	
	CHEWY INC - CLASS A	3,969	44.610	177,057.09	
	DOLLAR GENERAL CORP	15,800	227.820	3,599,556.00	
	DOLLAR TREE INC	15,923	148.040	2,357,240.92	
	DOORDASH INC - A	16,981	61.810	1,049,595.61	
	EBAY INC	35,551	48.240	1,714,980.24	
	ETSY INC	9,090	129.680	1,178,791.20	
	GENUINE PARTS CO	10,245	180.140	1,845,534.30	
	HOME DEPOT INC	69,713	317.950	22,165,248.35	
	LKQ CORP	15,922	58.840	936,850.48	
	LOWE'S COS INC	42,268	212.750	8,992,517.00	
	MERCADOLIBRE INC	3,170	1,100.870	3,489,757.90	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	4,265	873.010	3,723,387.65	
	POOL CORP	2,578	376.580	970,823.24	
	ROSS STORES INC	24,702	115.690	2,857,774.38	
	TARGET CORP	30,746	173.220	5,325,822.12	
	TJX COMPANIES INC	80,320	79.830	6,411,945.60	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	7,072	239.000	1,690,208.00	
	ULTA BEAUTY INC	3,287	530.000	1,742,110.00	
	COSTCO WHOLESALE CORP	30,165	507.480	15,308,134.20	
	KROGER CO	44,568	44.000	1,960,992.00	
	SYSCO CORP	33,182	78.710	2,611,755.22	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	52,808	36.760	1,941,222.08	
	WALMART INC	103,381	146.440	15,139,113.64	
	ALTRIA GROUP INC	122,631	48.070	5,894,872.17	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	39,414	81.590	3,215,788.26	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	22,643	65.650	1,486,512.95	
	BUNGE LTD	10,263	97.570	1,001,360.91	
	CAMPBELL SOUP CO	12,945	52.350	677,670.75	
	COCA-COLA CO/THE	280,260	60.120	16,849,231.20	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	13,260	56.230	745,609.80	
	CONAGRA BRANDS INC	30,896	36.410	1,124,923.36	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	10,439	226.800	2,367,565.20	
	DARLING INGREDIENTS INC	10,514	66.550	699,706.70	
	GENERAL MILLS INC	39,056	76.770	2,998,329.12	
	HERSHEY CO/THE	10,035	240.690	2,415,324.15	
	HORMEL FOODS CORP	19,475	45.740	890,786.50	
	JM SMUCKER CO/THE	6,647	149.940	996,651.18	
	KELLOGG CO	15,843	68.380	1,083,344.34	
	KEURIG DR PEPPER INC	53,534	35.670	1,909,557.78	
	KRAFT HEINZ CO/THE	48,205	40.000	1,928,200.00	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	10,534	100.480	1,058,456.32	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	18,425	75.750	1,395,693.75	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	12,477	52.020	649,053.54	
	MONDELEZ INTERNATIONAL	93,332	66.850	6,239,244.20	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INC-A				
	MONSTER BEVERAGE CORP	26,021	104.180	2,710,867.78	
	PEPSICO INC	94,583	176.280	16,673,091.24	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	105,562	101.820	10,748,322.84	
	TYSON FOODS INC-CL A	19,731	61.370	1,210,891.47	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	17,113	83.780	1,433,727.14	
	CLOROX COMPANY	9,104	153.630	1,398,647.52	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	55,341	74.520	4,124,011.32	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	15,603	252.880	3,945,686.64	
	KIMBERLY-CLARK CORP	22,991	127.230	2,925,144.93	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	162,446	140.010	22,744,064.46	
	ABBOTT LABORATORIES	119,254	106.740	12,729,171.96	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	4,914	316.710	1,556,312.94	
	AMERISOURCEBERGEN CORP	10,249	161.490	1,655,111.01	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	33,018	41.000	1,353,738.00	
	BECTON DICKINSON AND CO	19,828	244.520	4,848,342.56	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	99,665	46.540	4,638,409.10	
	CARDINAL HEALTH INC	18,000	78.780	1,418,040.00	
	CENTENE CORP	40,300	73.360	2,956,408.00	
	CIGNA CORP	21,108	301.060	6,354,774.48	
	COOPER COS INC/THE	3,384	345.120	1,167,886.08	
	CVS HEALTH CORP	89,400	88.580	7,919,052.00	
	DAVITA INC	4,138	83.930	347,302.34	
	DENTSPLY SIRONA INC	11,864	35.840	425,205.76	
	DEXCOM INC	27,694	114.760	3,178,163.44	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	40,645	78.510	3,191,038.95	
	ELEVANCE HEALTH INC	16,551	495.040	8,193,407.04	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	23,573	73.170	1,724,836.41	
	HCA HEALTHCARE INC	16,032	262.840	4,213,850.88	
	HENRY SCHEIN INC	10,457	83.140	869,394.98	
	HOLOGIC INC	16,591	82.730	1,372,573.43	
	HUMANA INC	8,820	510.140	4,499,434.80	
	IDEXX LABORATORIES INC	5,548	496.460	2,754,360.08	
	INSULET CORP	5,082	296.000	1,504,272.00	
	INTUITIVE SURGICAL INC	24,730	238.910	5,908,244.30	
	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	6,245	256.260	1,600,343.70	
	MASIMO CORP	2,941	164.750	484,529.75	
	MCKESSON CORP	10,067	366.860	3,693,179.62	
	MEDTRONIC PLC	91,754	84.800	7,780,739.20	
	MOLINA HEALTHCARE INC	3,809	296.070	1,127,730.63	
	NOVOCUR LTD	6,929	84.740	587,163.46	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	7,645	148.220	1,133,141.90	
	RESMED INC	9,600	216.140	2,074,944.00	
	STERIS PLC	6,271	189.660	1,189,357.86	
	STRYKER CORP	23,557	263.160	6,199,260.12	
	TELEFLEX INC	3,067	247.470	758,990.49	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	63,697	499.080	31,789,898.76	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	4,203	150.750	633,602.25	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	9,184	170.490	1,565,780.16	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	13,599	125.970	1,713,066.03	
	ABBVIE INC	121,109	151.310	18,325,002.79	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	19,556	148.260	2,899,372.56	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	7,912	222.790	1,762,714.48	
	AMGEN INC	36,847	240.530	8,862,808.91	
	AVANTOR INC	44,191	24.540	1,084,447.14	
	BIOGEN INC	9,574	278.380	2,665,210.12	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	11,557	108.310	1,251,738.67	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,728	483.230	835,021.44	
	BIO-TECHNE CORP	10,204	75.960	775,095.84	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	145,406	71.110	10,339,820.66	
	CATALENT INC	10,797	71.370	770,581.89	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	3,467	249.760	865,917.92	
	DANAHER CORP	47,447	256.290	12,160,191.63	
	ELANCO ANIMAL HEALTH INC	20,811	13.130	273,248.43	
	ELI LILLY & CO	54,999	328.400	18,061,671.60	
	EXACT SCIENCES CORP	13,570	63.480	861,423.60	
	GILEAD SCIENCES INC	86,583	84.760	7,338,775.08	
	HORIZON THERAPEUTICS PLC	13,945	109.930	1,532,973.85	
	ILLUMINA INC	10,327	211.830	2,187,568.41	
	INCYTE CORP	11,842	79.000	935,518.00	
	IQVIA HOLDINGS INC	12,401	219.730	2,724,871.73	
	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	4,089	147.730	604,067.97	
	JOHNSON & JOHNSON	179,040	160.390	28,716,225.60	
	MERCK & CO. INC.	172,510	109.520	18,893,295.20	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,476	1,513.930	2,234,560.68	
	MODERNA INC	21,941	166.600	3,655,370.60	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,359	103.540	658,410.86	
	PERKINELMER INC	8,323	133.440	1,110,621.12	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PFIZER INC	384,212	43.210	16,601,800.52	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	7,436	748.740	5,567,630.64	
	REPLIGEN CORP	3,456	190.000	656,640.00	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	20,785	37.840	786,504.40	
	SEAGEN INC	8,954	162.530	1,455,293.62	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	73,873	10.060	743,162.38	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	26,680	559.700	14,932,796.00	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	17,790	293.660	5,224,211.40	
	VIATRIS INC	83,466	11.690	975,717.54	
	WATERS CORP	4,095	328.730	1,346,149.35	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	5,276	313.720	1,655,186.72	
	ZOETIS INC	32,496	172.030	5,590,286.88	
	BANK OF AMERICA CORP	492,461	35.350	17,408,496.35	
	CITIGROUP INC	133,869	51.420	6,883,543.98	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	36,122	43.180	1,559,747.96	
	FIFTH THIRD BANCORP	49,541	36.950	1,830,539.95	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	670	761.500	510,205.00	
	FIRST HORIZON CORP	39,014	24.840	969,107.76	
	FIRST REPUBLIC BANK/CA	11,979	128.890	1,543,973.31	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	105,007	15.400	1,617,107.80	
	JPMORGAN CHASE & CO	199,966	142.240	28,443,163.84	
	KEYCORP	62,741	19.150	1,201,490.15	
	M & T BANK CORP	12,629	159.920	2,019,629.68	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	27,928	158.590	4,429,101.52	
	REGIONS FINANCIAL CORP	62,979	23.860	1,502,678.94	
	SIGNATURE BANK	4,335	124.310	538,883.85	
	SVB FINANCIAL GROUP	3,727	292.790	1,091,228.33	
	TRUIST FINANCIAL CORP	92,408	48.490	4,480,863.92	
	US BANCORP	96,119	48.600	4,671,383.40	
	WEBSTER FINANCIAL CORP	9,600	54.970	527,712.00	
	WELLS FARGO & CO	258,297	47.490	12,266,524.53	
	ALLY FINANCIAL INC	20,139	31.050	625,315.95	
	AMERICAN EXPRESS CO	43,398	177.300	7,694,465.40	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	7,131	351.480	2,506,403.88	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	27,656	71.440	1,975,744.64	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	11,370	83.110	944,960.70	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	54,315	51.500	2,797,222.50	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	88,937	308.240	27,413,940.88	
	BLACKROCK INC	10,403	716.160	7,450,212.48	
	BLACKSTONE INC	47,782	93.520	4,468,572.64	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	27,026	111.170	3,004,480.42	
	CARLYLE GROUP INC/THE	10,094	35.040	353,693.76	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	7,323	129.090	945,326.07	
	CME GROUP INC	25,066	188.640	4,728,450.24	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	7,252	65.200	472,830.40	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	18,645	111.180	2,072,951.10	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	22,820	32.750	747,355.00	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,377	431.230	1,025,033.71	
	FRANKLIN RESOURCES INC	21,778	31.330	682,304.74	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	5,375	47.310	254,291.25	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	23,245	368.500	8,565,782.50	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	38,979	107.110	4,175,040.69	
	INVESCO LTD	18,328	18.710	342,916.88	
	KKR & CO INC	37,308	57.180	2,133,271.44	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,992	249.990	1,247,950.08	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,653	355.170	942,266.01	
	MOODY'S CORP	11,246	301.450	3,390,106.70	
	MORGAN STANLEY	88,738	99.510	8,830,318.38	
	MSCI INC	5,669	544.830	3,088,641.27	
	NASDAQ INC	22,924	58.560	1,342,429.44	
	NORTHERN TRUST CORP	13,026	96.710	1,259,744.46	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	12,735	112.170	1,428,484.95	
	S&P GLOBAL INC	23,475	360.830	8,470,484.25	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	100,352	80.320	8,060,272.64	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	7,550	61.400	463,570.00	
	STATE STREET CORP	24,045	92.000	2,212,140.00	
	SYNCHRONY FINANCIAL	32,112	35.770	1,148,646.24	
	T ROWE PRICE GROUP INC	14,797	118.730	1,756,847.81	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	8,688	72.570	630,488.16	
	AFLAC INC	40,880	69.370	2,835,845.60	
	ALLSTATE CORP	18,070	135.050	2,440,353.50	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP	4,866	133.800	651,070.80	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	INC				
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	50,566	60.820	3,075,424.12	
	AON PLC-CLASS A	14,138	310.270	4,386,597.26	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	25,320	67.810	1,716,949.20	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	14,270	188.600	2,691,322.00	
	ASSURANT INC	3,114	132.410	412,324.74	
	BROWN & BROWN INC	14,273	57.670	823,123.91	
	CHUBB LTD	28,440	210.610	5,989,748.40	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	10,510	127.030	1,335,085.30	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,288	241.690	311,296.72	
	EVEREST RE GROUP LTD	2,755	386.750	1,065,496.25	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	19,058	42.950	818,541.10	
	GLOBE LIFE INC	6,373	122.930	783,432.89	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	21,767	78.450	1,707,621.15	
	LINCOLN NATIONAL CORP	8,677	33.820	293,456.14	
	LOEWS CORP	12,727	61.510	782,837.77	
	MARKEL CORP	837	1,326.570	1,110,339.09	
	MARSH & MCLENNAN COS	33,277	166.440	5,538,623.88	
	METLIFE INC	47,592	72.540	3,452,323.68	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	16,409	91.030	1,493,711.27	
	PROGRESSIVE CORP	39,066	141.520	5,528,620.32	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	24,389	101.530	2,476,215.17	
	TRAVELERS COS INC/THE	16,719	185.750	3,105,554.25	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	7,897	240.890	1,902,308.33	
	WR BERKLEY CORP	14,486	67.140	972,590.04	
	CBRE GROUP INC - A	20,793	88.760	1,845,586.68	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	79,100	4.700	371,770.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	10,672	45.890	489,738.08	
	ACCENTURE PLC-CL A	43,075	277.050	11,933,928.75	
	ADOBE INC	32,139	356.850	11,468,802.15	
	AFFIRM HOLDINGS INC	9,077	12.980	117,819.46	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	10,300	77.300	796,190.00	
	ANSYS INC	5,908	270.760	1,599,650.08	
	ASPEN TECHNOLOGY INC	1,901	213.950	406,718.95	
	AUTODESK INC	14,728	219.980	3,239,865.44	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	28,752	228.695	6,575,438.64	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	11,682	40.890	477,676.98	
	BILL.COM HOLDINGS INC	6,004	93.300	560,173.20	
	BLACK KNIGHT INC	10,656	63.940	681,344.64	
	BLOCK INC	34,717	75.020	2,604,469.34	
	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTION	7,244	143.860	1,042,121.84	
	CADENCE DESIGN SYS INC	19,198	194.440	3,732,859.12	
	CERIDIAN HCM HOLDING INC	10,485	74.960	785,955.60	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	6,776	124.960	846,728.96	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	19,210	64.450	1,238,084.50	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	36,763	65.480	2,407,241.24	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	13,021	114.250	1,487,649.25	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	3,173	146.130	463,670.49	
	DATADOG INC - CLASS A	16,206	79.990	1,296,317.94	
	DOCUSIGN INC	12,031	64.470	775,638.57	
	DROPBOX INC-CLASS A	16,584	21.220	351,912.48	
	DYNATRACE INC	15,753	42.710	672,810.63	
	EPAM SYSTEMS INC	3,733	338.210	1,262,537.93	
	FAIR ISAAC CORP	1,871	682.190	1,276,377.49	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	42,749	69.500	2,971,055.50	
	FISERV INC	42,333	115.370	4,883,958.21	
	FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	4,371	213.580	933,558.18	
	FORTINET INC	43,392	60.640	2,631,290.88	
	GARTNER INC	5,357	346.020	1,853,629.14	
	GEN DIGITAL INC	41,779	21.040	879,030.16	
	GLOBAL PAYMENTS INC	18,157	116.310	2,111,840.67	
	GODADDY INC - CLASS A	11,895	77.810	925,549.95	
	HUBSPOT INC	3,318	404.650	1,342,628.70	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	62,270	135.020	8,407,695.40	
	INTUIT INC	18,486	404.380	7,475,368.68	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,971	169.000	840,099.00	
	MASTERCARD INC - A	58,755	361.130	21,218,193.15	
	MICROSOFT CORP	482,470	258.060	124,506,208.20	
	MONGODB INC	4,150	213.130	884,489.50	
	OKTA INC	10,337	74.010	765,041.37	
	ORACLE CORP	110,034	87.280	9,603,767.52	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	98,735	9.200	908,362.00	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PALO ALTO NETWORKS INC	20,147	169.280	3,410,484.16	
	PAYCHEX INC	22,937	114.750	2,632,020.75	
	PAYCOM SOFTWARE INC	3,778	303.890	1,148,096.42	
	PAYLOCITY HOLDING CORP	2,718	209.310	568,904.58	
	PAYPAL HOLDINGS INC	76,064	74.660	5,678,938.24	
	PTC INC	7,295	130.290	950,465.55	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	7,457	427.680	3,189,209.76	
	SALESFORCE INC	68,700	165.170	11,347,179.00	
	SERVICENOW INC	13,974	439.010	6,134,725.74	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	14,743	154.080	2,271,601.44	
	SPLUNK INC	9,792	105.000	1,028,160.00	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	14,487	61.740	894,427.38	
	SYNOPSYS INC	10,312	354.450	3,655,088.40	
	TOAST INC-CLASS A	21,393	19.480	416,735.64	
	TWILIO INC - A	10,905	70.670	770,656.35	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	3,139	343.600	1,078,560.40	
	UNITY SOFTWARE INC	19,066	39.670	756,348.22	
	VERISIGN INC	6,425	204.710	1,315,261.75	
	VISA INC-CLASS A SHARES	111,340	223.560	24,891,170.40	
	VMWARE INC-CLASS A	13,809	116.150	1,603,915.35	
	WESTERN UNION CO	21,840	13.830	302,047.20	
	WIX.COM LTD	4,119	85.400	351,762.60	
	WORKDAY INC-CLASS A	13,178	185.800	2,448,472.40	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	13,927	76.110	1,059,983.97	
	ZSCALER INC	6,271	132.350	829,966.85	
	AMPHENOL CORP-CL A	41,781	81.030	3,385,514.43	
	APPLE INC	1,095,092	152.550	167,056,284.60	
	ARISTA NETWORKS INC	16,665	138.230	2,303,602.95	
	ARROW ELECTRONICS INC	4,130	123.280	509,146.40	
	CDW CORP/DE	8,621	213.930	1,844,290.53	
	CISCO SYSTEMS INC	281,989	50.770	14,316,581.53	
	COGNEX CORP	11,368	48.140	547,255.52	
	CORNING INC	51,762	35.580	1,841,691.96	
	DELL TECHNOLOGIES -C	18,797	42.480	798,496.56	
	F5 INC	3,921	146.880	575,916.48	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	86,138	16.360	1,409,217.68	
	HP INC	69,711	30.160	2,102,483.76	
	JUNIPER NETWORKS INC	21,151	31.560	667,525.56	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	11,811	185.780	2,194,247.58	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	11,763	269.420	3,169,187.46	
	NETAPP INC	13,273	67.410	894,732.93	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	11,800	70.260	829,068.00	
	TE CONNECTIVITY LTD	20,969	131.850	2,764,762.65	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,432	438.950	1,506,476.40	
	TRIMBLE INC	15,566	55.200	859,243.20	
	WESTERN DIGITAL CORP	18,492	41.580	768,897.36	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	3,257	322.580	1,050,643.06	
	ADVANCED MICRO DEVICES	111,153	78.500	8,725,510.50	
	ANALOG DEVICES INC	35,611	192.710	6,862,595.81	
	APPLIED MATERIALS INC	59,454	115.440	6,863,369.76	
	BROADCOM INC	27,499	595.590	16,378,129.41	
	ENPHASE ENERGY INC	8,881	204.990	1,820,516.19	
	ENTEGRIS INC	9,961	85.480	851,466.28	
	FIRST SOLAR INC	6,859	164.280	1,126,796.52	
	INTEL CORP	283,167	27.610	7,818,240.87	
	KLA CORP	9,474	387.920	3,675,154.08	
	LAM RESEARCH CORP	9,194	495.660	4,557,098.04	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	60,303	44.140	2,661,774.42	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	36,442	83.270	3,034,525.34	
	MICRON TECHNOLOGY INC	76,774	59.010	4,530,433.74	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,887	502.090	1,449,533.83	
	NVIDIA CORP	169,563	213.880	36,266,134.44	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	18,416	188.460	3,470,679.36	
	ON SEMICONDUCTOR	27,891	81.860	2,283,157.26	
	QORVO INC	6,042	103.080	622,809.36	
	QUALCOMM INC	77,221	127.720	9,862,666.12	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	10,677	115.835	1,236,770.29	
	SOLAREDDGE TECHNOLOGIES INC	4,104	305.040	1,251,884.16	
	TERADYNE INC	10,642	105.250	1,120,070.50	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	62,613	175.320	10,977,311.16	
	WOLFSPEED INC	8,461	77.630	656,827.43	
	AT&T INC	490,389	19.440	9,533,162.16	
	LIBERTY GLOBAL PLC- C	21,079	21.430	451,722.97	
	LIBERTY GLOBAL PLC-A	8,432	20.940	176,566.08	
	LUMEN TECHNOLOGIES INC	49,758	3.930	195,548.94	
	T-MOBILE US INC	43,384	149.350	6,479,400.40	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	288,471	40.220	11,602,303.62	
	AES CORP	41,893	26.230	1,098,853.39	
	ALLIANT ENERGY CORP	16,641	53.970	898,114.77	
	AMEREN CORPORATION	16,937	87.260	1,477,922.62	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	34,672	92.410	3,204,039.52	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,721	149.610	1,753,578.81	
	ATMOS ENERGY CORP	8,726	117.110	1,021,901.86	
	CENTERPOINT ENERGY INC	44,329	29.210	1,294,850.09	
	CMS ENERGY CORP	20,578	61.970	1,275,218.66	
	CONSOLIDATED EDISON INC	25,230	93.250	2,352,697.50	
	CONSTELLATION ENERGY	22,424	84.550	1,895,949.20	
	DOMINION ENERGY INC	56,137	58.700	3,295,241.90	
	DTE ENERGY COMPANY	14,083	115.300	1,623,769.90	
	DUKE ENERGY CORP	53,442	99.490	5,316,944.58	
	EDISON INTERNATIONAL	24,655	67.590	1,666,431.45	
	ENERGY CORP	14,800	109.430	1,619,564.00	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	16,329	46.150	753,583.35	
	EVERGY INC	17,275	62.100	1,072,777.50	
	EVERSOURCE ENERGY	22,116	80.270	1,775,251.32	
	EXELON CORP	69,982	43.050	3,012,725.10	
	FIRSTENERGY CORP	37,970	41.030	1,557,909.10	
	NEXTERA ENERGY INC	135,130	76.070	10,279,339.10	
	NISOURCE INC	25,829	27.140	700,999.06	
	NRG ENERGY INC	13,547	34.220	463,578.34	
	P G & E CORP	108,132	15.570	1,683,615.24	
	PPL CORP	47,199	28.810	1,359,803.19	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	33,085	62.230	2,058,879.55	
	SEMPRA ENERGY	20,814	158.490	3,298,810.86	
	SOUTHERN CO/THE	72,781	66.630	4,849,398.03	
	UGI CORP	15,256	39.150	597,272.40	
	VISTRA CORP	25,777	22.960	591,839.92	
	WEC ENERGY GROUP INC	22,571	92.870	2,096,168.77	
	XCEL ENERGY INC	37,222	68.010	2,531,468.22	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	54,622	77.570	4,237,028.54	
	ALPHABET INC-CL A	409,023	94.350	38,591,320.05	
	ALPHABET INC-CL C	377,716	94.590	35,728,156.44	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	7,918	395.620	3,132,519.16	
	COMCAST CORP-CLASS A	302,475	39.120	11,832,822.00	
	DISH NETWORK CORP-A	12,937	14.150	183,058.55	
	ELECTRONIC ARTS INC	18,378	112.000	2,058,336.00	
	FOX CORP - CLASS A	23,886	37.030	884,498.58	
	FOX CORP - CLASS B	8,773	34.220	300,212.06	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	26,027	37.360	972,368.72	
	LIBERTY BROADBAND-C	8,196	92.420	757,474.32	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	13,438	70.010	940,794.38	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM A	4,141	33.860	140,214.26	
	LIBERTY MEDIA COR-SIRIUSXM C	12,383	33.840	419,040.72	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	11,080	76.390	846,401.20	
	MATCH GROUP INC	17,799	43.630	776,570.37	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	155,983	172.880	26,966,341.04	
	NETFLIX INC	30,569	347.960	10,636,789.24	
	NEWS CORP - CLASS A	23,102	19.000	438,938.00	
	OMNICOM GROUP	12,545	93.720	1,175,717.40	
	PARAMOUNT GLOBAL-CLASS B	40,964	23.690	970,437.16	
	PINTEREST INC- CLASS A	38,300	24.430	935,669.00	
	ROBLOX CORP -CLASS A	22,745	40.880	929,815.60	
	ROKU INC	9,945	71.560	711,664.20	
	SEA LTD-ADR	24,719	65.010	1,606,982.19	
	SIRIUS XM HOLDINGS INC	56,550	4.600	260,130.00	
	SNAP INC - A	64,099	10.360	664,065.64	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,772	112.510	1,211,957.72	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	28,906	60.300	1,743,031.80	
	WALT DISNEY CO/THE	125,092	105.220	13,162,180.24	
	WARNER BROS DISCOVERY INC	151,200	15.430	2,333,016.00	
	ZOOMINFO TECHNOLOGIES INC	15,382	25.710	395,471.22	
	アメリカ・ドル小計	23,116,993		2,403,076,796.17 (323,093,675,245)	
カナダ・ドル	ARC RESOURCES LTD	44,923	14.730	661,715.79	
	CAMECO CORP	26,627	38.780	1,032,595.06	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	77,007	75.050	5,779,375.35	
	CENOVUS ENERGY INC	99,824	24.510	2,446,686.24	
	ENBRIDGE INC	140,420	52.380	7,355,199.60	
	IMPERIAL OIL LTD	16,267	67.570	1,099,161.19	
	KEYERA CORP	11,374	31.090	353,617.66	
	PARKLAND CORP	7,666	30.200	231,513.20	
	PEMBINA PIPELINE CORP	37,348	45.760	1,709,044.48	
	SUNCOR ENERGY INC	91,066	44.590	4,060,632.94	
	TC ENERGY CORP	68,290	56.840	3,881,603.60	
	TOURMALINE OIL CORP	20,401	58.960	1,202,842.96	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	31,873	62.310	1,986,006.63	
	BARRICK GOLD CORP	114,792	22.570	2,590,855.44	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	8,705	61.630	536,489.15	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	41,452	26.570	1,101,379.64	
	FRANCO-NEVADA CORP	12,789	178.500	2,282,836.50	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	32,698	12.510	409,051.98	
	KINROSS GOLD CORP	110,156	5.200	572,811.20	
	LUNDIN MINING CORP	46,446	8.820	409,653.72	
	NUTRIEN LTD	37,841	100.700	3,810,588.70	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	11,763	21.830	256,786.29	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	34,947	59.400	2,075,851.80	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,438	104.990	465,945.62	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	31,091	56.970	1,771,254.27	
	CAE INC	17,963	31.440	564,756.72	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	6,027	112.500	678,037.50	
	WSP GLOBAL INC	9,260	172.390	1,596,331.40	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	9,913	41.770	414,066.01	
	RITCHIE BROS AUCTIONEERS	7,930	84.360	668,974.80	
	THOMSON REUTERS CORP	11,370	166.030	1,887,761.10	
	AIR CANADA	12,083	21.200	256,159.60	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	40,874	157.220	6,426,210.28	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	62,138	104.580	6,498,392.04	
	TFI INTERNATIONAL INC	5,097	169.630	864,604.11	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	18,921	76.280	1,443,293.88	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,082	120.000	369,840.00	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	11,302	40.180	454,114.36	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	19,270	90.990	1,753,377.30	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	3,001	174.640	524,094.64	
	DOLLARAMA INC	20,468	79.920	1,635,802.56	
	ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	57,969	65.590	3,802,186.71	
	EMPIRE CO LTD 'A'	9,148	36.850	337,103.80	
	LOBLAW COMPANIES LTD	11,573	118.890	1,375,913.97	
	METRO INC/CN	14,765	71.900	1,061,603.50	
	WESTON (GEORGE) LTD	4,984	169.610	845,336.24	
	SAPUTO INC	18,270	36.700	670,509.00	
	BANK OF MONTREAL	45,002	135.180	6,083,370.36	
	BANK OF NOVA SCOTIA	83,370	72.950	6,081,841.50	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	58,941	62.520	3,684,991.32	
	NATIONAL BANK OF CANADA	22,533	101.500	2,287,099.50	
	ROYAL BANK OF CANADA	94,772	138.790	13,153,405.88	
	TORONTO-DOMINION BANK	124,589	92.870	11,570,580.43	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	23,555	47.280	1,113,680.40	
	BROOKFIELD CORP	94,219	48.260	4,547,008.94	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	32,674	19.540	638,449.96	
	IGM FINANCIAL INC	4,949	42.810	211,866.69	
	ONEX CORPORATION	4,217	67.460	284,478.82	
	TMX GROUP LTD	3,142	135.560	425,929.52	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,393	932.700	1,299,251.10	
	GREAT-WEST LIFECEO INC	22,964	36.520	838,645.28	
	IA FINANCIAL CORP INC	8,268	89.340	738,663.12	
	INTACT FINANCIAL CORP	11,416	202.700	2,314,023.20	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	134,995	27.070	3,654,314.65	
	POWER CORP OF CANADA	41,436	36.100	1,495,839.60	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	41,957	68.910	2,891,256.87	
	FIRSTSERVICE CORP	2,516	191.280	481,260.48	
	CGI INC	13,476	125.800	1,695,280.80	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,338	2,370.610	3,171,876.18	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	6,424	101.290	650,686.96	
	LUMINE GROUP INC	4,014	16.312	65,476.36	
	NUVEI CORP-SUBORDINATE VTG	5,042	44.200	222,856.40	
	OPEN TEXT CORP	21,507	47.430	1,020,077.01	
	SHOPIFY INC - CLASS A	80,264	58.700	4,711,496.80	
	BCE INC	5,509	61.780	340,346.02	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	25,321	66.170	1,675,490.57	
	TELUS CORP	15,222	27.790	423,019.38	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	44,154	10.550	465,824.70	
	ALTAGAS LTD	17,347	24.160	419,103.52	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	6,336	40.470	256,417.92	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,344	36.490	267,982.56	
	EMERA INC	18,000	54.770	985,860.00	
	FORTIS INC	35,086	55.740	1,955,693.64	
	HYDRO ONE LTD	24,747	36.130	894,109.11	
	NORTHLAND POWER INC	15,741	33.470	526,851.27	
	QUEBECOR INC -CL B	14,578	32.620	475,534.36	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	34,743	39.250	1,363,662.75	
	カナダ・ドル小計	2,788,713		167,595,572.46 (16,700,898,796)	
オースト	AMPOL LTD	14,428	31.770	458,377.56	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考	
			単価	金額		
ラリア・ドル	SANTOS LTD	213,811	6.850	1,464,605.35		
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	12,722	29.150	370,846.30		
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	132,981	34.510	4,589,174.31		
	BHP GROUP LTD	344,969	48.000	16,558,512.00		
	BLUESCOPE STEEL LTD	37,214	19.820	737,581.48		
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	121,817	22.260	2,711,646.42		
	IGO LTD	54,323	13.540	735,533.42		
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	26,108	32.470	847,726.76		
	MINERAL RESOURCES LTD	11,662	85.070	992,086.34		
	NEWCREST MINING LTD	54,082	23.570	1,274,712.74		
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	65,844	11.390	749,963.16		
	ORICA LTD	36,212	16.060	581,564.72		
	PTLBARA MINERALS LTD	197,160	4.440	875,390.40		
	RIO TINTO LTD	25,693	124.260	3,192,612.18		
	SOUTH32 LTD	276,348	4.530	1,251,856.44		
	REECE LTD	13,059	16.980	221,741.82		
	BRAMBLES LTD	86,089	12.130	1,044,259.57		
	AURIZON HOLDINGS LTD	130,251	3.420	445,458.42		
	QANTAS AIRWAYS LTD	78,226	6.600	516,291.60		
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	43,243	35.500	1,535,126.50		
	IDP EDUCATION LTD	15,855	30.720	487,065.60		
	LOTTERY CORP LTD/THE	139,785	4.820	673,763.70		
	WESFARMERS LTD	78,698	51.090	4,020,680.82		
	COLES GROUP LTD	84,799	18.240	1,546,733.76		
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	106,589	6.780	722,673.42		
	WOOLWORTHS GROUP LTD	83,181	36.690	3,051,910.89		
	TREASURY WINE ESTATES LTD	45,684	13.720	626,784.48		
	COCHLEAR LTD	4,095	224.990	921,334.05		
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	10,781	66.760	719,739.56		
	SONIC HEALTHCARE LTD	31,126	33.450	1,041,164.70		
	CSL LTD	33,279	298.400	9,930,453.60		
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	209,348	24.670	5,164,615.16		
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	117,061	100.970	11,819,649.17		
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	220,259	29.850	6,574,731.15		
	WESTPAC BANKING CORP	244,569	22.780	5,571,281.82		
	ASX LTD	11,180	67.970	759,904.60		
	MACQUARIE GROUP LTD	24,071	189.000	4,549,419.00		
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	173,755	4.830	839,236.65		
	MEDIBANK PRIVATE LTD	128,724	3.120	401,618.88		
	QBE INSURANCE GROUP LTD	101,860	14.390	1,465,765.40		
	SUNCORP GROUP LTD	88,234	12.780	1,127,630.52		
	COMPUTERSHARE LTD	33,381	23.880	797,138.28		
	WISETECH GLOBAL LTD	10,621	56.540	600,511.34		
	XERO LTD	8,683	77.760	675,190.08		
	TELSTRA GROUP LTD	273,343	4.210	1,150,774.03		
	ORIGIN ENERGY LTD	134,865	7.000	944,055.00		
	REA GROUP LTD	2,833	126.430	358,176.19		
	SEEK LTD	21,957	24.780	544,094.46		
	オーストラリア・ドル小計	4,414,858		108,241,163.80		
				(9,993,906,654)		
	香港・ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	173,424	47.800	8,289,667.20	
		TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	101,000	100.800	10,180,800.00	
		XINYI GLASS HOLDINGS LTD	94,000	15.600	1,466,400.00	
		MTR CORP	118,500	40.100	4,751,850.00	
		SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	70,000	16.780	1,174,600.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	149,000	52.200	7,777,800.00	
		SANDS CHINA LTD	142,400	28.150	4,008,560.00	
		BUDWEISER BREWING CO APAC LT	147,000	23.300	3,425,100.00	
		WH GROUP LTD	561,000	4.680	2,625,480.00	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	247,000	26.250	6,483,750.00	
HANG SENG BANK LTD		48,200	123.300	5,943,060.00		
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR		79,000	330.800	26,133,200.00		
AIA GROUP LTD		819,000	83.650	68,509,350.00		
CK ASSET HOLDINGS LTD		126,924	49.900	6,333,507.60		
ESR GROUP LTD		157,000	14.500	2,276,500.00		
HANG LUNG PROPERTIES LTD		190,000	15.900	3,021,000.00		
HENDERSON LAND DEVELOPMENT		83,384	27.050	2,255,537.20		
NEW WORLD DEVELOPMENT		84,833	21.850	1,853,601.05		
SINO LAND CO		248,200	10.240	2,541,568.00		
SUN HUNG KAI PROPERTIES		95,500	110.900	10,590,950.00		
SWIRE PACIFIC LTD - CL A		27,000	66.050	1,783,350.00		
SWIRE PROPERTIES LTD		116,800	20.900	2,441,120.00		

通貨	銘柄	株数	評価額		備考	
			単価	金額		
香港・ドル小計	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	125,000	43.000	5,375,000.00		
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,000	42.500	1,742,500.00		
	CLP HOLDINGS LTD	119,600	56.200	6,721,520.00		
	HONG KONG & CHINA GAS	722,389	7.460	5,389,021.94		
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	91,500	42.450	3,884,175.00		
	香港・ドル小計	4,978,654		206,978,967.99	(3,547,619,511)	
	シンガポール・ドル	JARDINE CYCLE & CARRIAGE LTD	10,800	28.890	312,012.00	
		KEPPEL CORP LTD	94,400	7.270	686,288.00	
		SINGAPORE TECH ENGINEERING	108,600	3.630	394,218.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	77,966	5.840	455,321.44	
		GENTING SINGAPORE LTD	327,500	1.020	334,050.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	130,000	3.970	516,100.00	
		DBS GROUP HOLDINGS LTD	125,800	35.020	4,405,516.00	
		OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	230,600	13.130	3,027,778.00	
UNITED OVERSEAS BANK LTD		75,600	30.980	2,342,088.00		
SINGAPORE EXCHANGE LTD		65,200	8.970	584,844.00		
CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI		176,200	3.870	681,894.00		
CITY DEVELOPMENTS LTD		25,800	7.820	201,756.00		
UOL GROUP LTD		30,900	6.770	209,193.00		
VENTURE CORP LTD		21,700	18.490	401,233.00		
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	579,015	2.450	1,418,586.75			
シンガポール・ドル小計	2,080,081		15,970,878.19	(1,605,871,802)		
ニュージーランド・ドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	78,808	8.620	679,324.96		
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	39,017	26.600	1,037,852.20		
	SPARK NEW ZEALAND LTD	145,482	5.340	776,873.88		
	MERCURY NZ LTD	38,935	6.475	252,104.12		
	MERIDIAN ENERGY LTD	91,327	5.475	500,015.32		
	ニュージーランド・ドル小計	393,569		3,246,170.48	(271,834,316)	
イギリス・ポンド	BP PLC	1,281,308	5.599	7,174,043.49		
	SHELL PLC	495,205	25.410	12,583,159.05		
	ANGLO AMERICAN PLC	85,329	32.095	2,738,634.25		
	ANTOFAGASTA PLC	30,983	17.315	536,470.64		
	CRODA INTERNATIONAL PLC	10,296	69.940	720,102.24		
	GLENCORE PLC	665,283	5.097	3,390,947.45		
	JOHNSON MATTHEY PLC	10,074	22.200	223,642.80		
	MONDI PLC	33,905	14.945	506,710.22		
	RIO TINTO PLC	76,572	61.030	4,673,189.16		
	ASHTON GROUP PLC	30,439	56.300	1,713,715.70		
	BAE SYSTEMS PLC	209,260	8.938	1,870,365.88		
	BUNZL PLC	22,658	30.660	694,694.28		
	DCC PLC	5,954	46.070	274,300.78		
	MELROSE INDUSTRIES PLC	305,227	1.436	438,305.97		
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	649,146	1.124	729,640.10		
	SMITHS GROUP PLC	24,369	17.750	432,549.75		
	SPRAX-SARCO ENGINEERING PLC	4,459	120.450	537,086.55		
	EXPERIAN PLC	63,031	29.890	1,883,996.59		
	INTERTEK GROUP PLC	11,884	44.900	533,591.60		
	RELX PLC	133,993	24.920	3,339,105.56		
	RENTOKIL INITIAL PLC	156,848	5.114	802,120.67		
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	64,766	4.633	300,060.87		
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	6,637	41.890	278,023.93		
	BURBERRY GROUP PLC	26,233	25.570	670,777.81		
	PERSIMMON PLC	27,665	14.360	397,269.40		
	TAYLOR WIMPEY PLC	225,588	1.202	271,156.77		
	COMPASS GROUP PLC	120,046	19.245	2,310,285.27		
	ENTAIN PLC	42,158	13.975	589,158.05		
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	11,820	55.940	661,210.80		
	PEARSON PLC	39,623	9.172	363,422.15		
	WHITBREAD PLC	16,522	31.100	513,834.20		
	JD SPORTS FASHION PLC	144,300	1.808	260,894.40		
	KINGFISHER PLC	109,678	2.817	308,962.92		
	NEXT PLC	9,030	68.900	622,167.00		
	OCADO GROUP PLC	27,379	6.290	172,213.91		
	SAINSBURY (J) PLC	113,480	2.644	300,041.12		
TESCO PLC	495,919	2.509	1,244,260.77			
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	24,258	19.325	468,785.85			
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	148,021	31.620	4,680,424.02			
COCA-COLA HBC AG-DI	8,704	21.100	183,654.40			
DIAGEO PLC	157,411	35.605	5,604,618.65			
IMPERIAL BRANDS PLC	59,422	20.370	1,210,426.14			
HALEON PLC	360,325	3.357	1,209,611.02			
RECKITT BENCKISER GROUP	47,286	57.760	2,731,239.36			

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	PLC				
	UNILEVER PLC	175,349	42.355	7,426,906.89	
	NMC HEALTH PLC	3,940	0.010	39.40	
	SMITH & NEPHEW PLC	57,278	11.550	661,560.90	
	ASTRAZENECA PLC	105,516	114.860	12,119,567.76	
	GSK PLC	280,453	14.842	4,162,483.42	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	14,590	17.705	258,315.95	
	BARCLAYS PLC	1,083,154	1.735	1,879,272.19	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,365,566	6.211	8,481,530.42	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	4,801,858	0.509	2,444,145.72	
	NATWEST GROUP PLC	347,420	2.846	988,757.32	
	STANDARD CHARTERED PLC	182,397	7.652	1,395,701.84	
	3I GROUP PLC	60,807	16.450	1,000,275.15	
	ABBON PLC	138,015	2.160	298,112.40	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	31,008	8.536	264,684.28	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	21,345	76.140	1,625,208.30	
	M&G PLC	119,733	2.014	241,142.26	
	SCHRODERS PLC	61,711	4.991	307,999.60	
	ST JAMES' S PLACE PLC	33,823	12.500	422,787.50	
	ADMIRAL GROUP PLC	11,535	22.440	258,845.40	
	AVIVA PLC	174,060	4.476	779,092.56	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	386,391	2.600	1,004,616.60	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	59,286	6.336	375,636.09	
	PRUDENTIAL PLC	193,423	13.065	2,527,071.49	
	SAGE GROUP PLC/THE	75,045	7.614	571,392.63	
	HALMA PLC	24,375	22.390	545,756.25	
	BT GROUP PLC	540,623	1.420	767,684.66	
	VODAFONE GROUP PLC	1,775,294	1.023	1,816,125.76	
	NATIONAL GRID PLC	245,640	10.700	2,628,348.00	
	SEVERN TRENT PLC	20,117	28.070	564,684.19	
	SSE PLC	70,532	17.555	1,238,189.26	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	42,035	10.505	441,577.67	
	AUTO TRADER GROUP PLC	51,319	6.002	308,016.63	
	INFORMA PLC	102,755	6.726	691,130.13	
	WPP PLC	78,503	10.095	792,487.78	
	イギリス・ボンド小計	19,327,390		130,438,017.94 (21,080,088,079)	
イスラエル・シユケル	ICL GROUP LTD	41,773	26.360	1,101,136.28	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,389	584.900	812,426.10	
	BANK HAPOALIM BM	84,682	31.170	2,639,537.94	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	115,937	30.110	3,490,863.07	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	85,339	18.310	1,562,557.09	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	9,249	116.000	1,072,884.00	
	AZRIELI GROUP LTD	3,527	212.000	747,724.00	
	NICE LTD	3,919	775.000	3,037,225.00	
	TOWER SEMICONDUCTOR LTD	7,438	144.600	1,075,534.80	
	BEZEQ THE ISRAELI TELECOM CO	179,569	5.420	973,263.98	
	イスラエル・シユケル小計	532,822		16,513,152.26 (626,570,094)	
スイス・フラン	CLARIANT AG-REG	10,101	15.870	160,302.87	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	538	715.500	384,939.00	
	GIVAUDAN-REG	605	2,850.000	1,724,250.00	
	HOLCIM LTD	39,459	56.840	2,242,849.56	
	SIG GROUP AG	22,269	22.200	494,371.80	
	SIKA AG-REG	9,946	276.900	2,754,047.40	
	ABB LTD-REG	103,720	31.560	3,273,403.20	
	GEBERIT AG-REG	2,322	517.200	1,200,938.40	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,766	191.400	338,012.40	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	3,030	199.350	604,030.50	
	VAT GROUP AG	2,164	285.400	617,605.60	
	ADECCO GROUP AG-REG	9,118	34.930	318,491.74	
	SGS SA-REG	458	2,201.000	1,008,058.00	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	3,570	245.500	876,435.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	36,108	144.000	5,199,552.00	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,716	330.400	566,966.40	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	5,225	60.750	317,418.75	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	216	1,944.000	419,904.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	72	10,340.00	744,480.00	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	104,200.00	625,200.00	
	NESTLE SA-REG	188,113	109.280	20,556,988.64	
	ALCON INC	32,943	67.660	2,228,923.38	
	SONOVA HOLDING AG-REG	3,269	237.900	777,695.10	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	7,044	129.700	913,606.80	
	BACHEM HOLDING AG	1,756	86.950	152,684.20	
	LONZA GROUP AG-REG	5,251	554.400	2,911,154.40	
	NOVARTIS AG-REG	148,488	80.290	11,922,101.52	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,740	295.600	514,344.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	48,117	279.200	13,434,266.40	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	3,006	83.050	249,648.30	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	241,102	2.730	658,208.46	
	JULIUS BAER GROUP LTD	15,168	61.460	932,225.28	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,585	920.800	1,459,468.00	
	UBS GROUP AG-REG	221,255	20.290	4,489,263.95	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,475	152.500	377,437.50	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	2,272	554.400	1,259,596.80	
	SWISS RE AG	19,228	96.140	1,848,579.92	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	10,454	440.500	4,604,987.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,572	82.250	458,297.00	
	TEMENOS AG - REG	3,743	68.780	257,443.54	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	13,555	53.340	723,023.70	
	SWISSCOM AG-REG	1,709	574.000	980,966.00	
	BKW AG	1,385	134.400	186,144.00	
	スイス・フラン小計	1,231,639		95,768,310.51 (13,909,389,417)	
デンマーク・クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	7,211	496.000	3,576,656.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	14,003	347.300	4,863,241.90	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	513	1,774.500	910,318.50	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	72,299	205.000	14,821,295.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	206	15,420.00	3,176,520.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	311	15,590.00	4,848,490.00	
	DSV A/S	12,273	1,290.500	15,838,306.50	
	PANDORA A/S	5,888	660.600	3,889,612.80	
	CARLSBERG AS-B	6,611	979.000	6,472,169.00	
	COLOPLAST-B	8,316	813.400	6,764,234.40	
	DEMANT A/S	8,178	217.600	1,779,532.80	
	GENMAB A/S	4,315	2,756.000	11,892,140.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	113,148	986.000	111,563,928.00	
	DANSKE BANK A/S	50,000	152.750	7,637,500.00	
	TRYG A/S	24,975	155.800	3,891,105.00	
	ORSTED A/S	12,090	630.300	7,620,327.00	
	デンマーク・クローネ小計	340,337		209,545,376.90 (4,040,034,867)	
ノルウェー・クローネ	AKER BP ASA	21,204	277.200	5,877,748.80	
	EQUINOR ASA	66,633	318.050	21,192,625.65	
	NORSK HYDRO ASA	87,753	77.360	6,788,572.08	
	YARA INTERNATIONAL ASA	12,718	464.200	5,903,695.60	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	6,526	430.600	2,810,095.60	
	MOWI ASA	30,723	177.050	5,439,507.15	
	ORKLA ASA	46,955	70.640	3,316,901.20	
	SALMAR ASA	4,188	436.800	1,829,318.40	
	DNB BANK ASA	61,691	197.850	12,205,564.35	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,412	181.700	2,073,560.40	
	TELENOR ASA	48,435	117.200	5,676,582.00	
	ADEVINTA ASA	15,540	84.950	1,320,123.00	
	ノルウェー・クローネ小計	413,778		74,434,294.23 (970,623,197)	
スウェーデン・クローナ	BOLIDEN AB	20,658	445.050	9,193,842.90	
	HOLMEN AB-B SHARES	7,024	425.400	2,988,009.60	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	34,370	147.600	5,073,012.00	
	ALFA LAVAL AB	18,697	351.500	6,571,995.50	
	ASSA ABLOY AB-B	72,539	255.700	18,548,222.30	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	185,739	125.280	23,269,381.92	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	107,424	110.420	11,861,758.08	
	EPIROC AB-A	44,746	203.500	9,105,811.00	
	EPIROC AB-B	19,836	174.900	3,469,316.40	
	HUSQVARNA AB-B SHS	18,593	92.000	1,710,556.00	
	INDUTRADE AB	17,913	233.000	4,173,729.00	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,223	230.200	1,892,934.60	
	LIFCO AB-B SHS	15,149	214.300	3,246,430.70	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	109,274	122.750	13,413,383.50	
	SANDVIK AB	70,108	218.400	15,311,587.20	
	SKANSKA AB-B SHS	26,915	194.950	5,247,079.25	
	SKF AB-B SHARES	31,715	200.000	6,343,000.00	
	VOLVO AB-A SHS	13,283	218.600	2,903,663.80	
	VOLVO AB-B SHS	101,613	209.350	21,272,681.55	
	SECURITAS AB-B SHS	41,010	92.520	3,794,245.20	
	VOLVO CAR AB-B	38,628	50.830	1,963,461.24	
	ELECTROLUX AB-B	11,555	127.680	1,475,342.40	
	EVOLUTION AB	13,101	1,317.000	17,254,017.00	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	52,210	130.500	6,813,405.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	45,427	280.000	12,719,560.00	
	GETINGE AB-B SHS	13,151	234.100	3,078,649.10	
	SWEDISH ORPHAN BIVITRUM AB	13,513	236.900	3,201,229.70	
	NORDEA BANK ABP	229,567	128.260	29,444,263.42	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA	108,374	127.900	13,861,034.60	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	BAN-A				
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	97,603	107.850	10,526,483.55	
	SWEDBANK AB - A SHARES	57,603	208.600	12,015,985.80	
	EQT AB	23,194	248.000	5,752,112.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	7,211	288.000	2,076,768.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,642	287.300	3,057,446.60	
	INVESTOR AB-A SHS	37,586	208.100	7,821,646.60	
	INVESTOR AB-B SHS	120,729	203.700	24,592,497.30	
	KINNEVIK AB - B	12,465	160.750	2,003,748.75	
	LUNDBERGS AB-B SHS	6,081	493.300	2,999,757.30	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	31,938	53.330	1,703,253.54	
	SAGAX AB-B	14,721	258.400	3,803,906.40	
	ERICSSON LM-B SHS	183,318	60.310	11,055,908.58	
	HEXAGON AB-B SHS	135,861	119.100	16,181,045.10	
	TELE2 AB-B SHS	38,424	93.640	3,598,023.36	
	TELIA CO AB	187,675	26.720	5,014,676.00	
	EMBRACER GROUP AB	30,012	55.180	1,656,062.16	
	スウェーデン・コロナ小計	2,485,418		373,060,924.00	
				(4,790,102,264)	
ユーロ	ENI SPA	175,361	14.300	2,507,662.30	
	GALP ENERGIA SGPS SA	32,353	11.655	377,074.21	
	NESTE OYJ	26,563	45.010	1,195,600.63	
	OMV AG	10,043	45.710	459,065.53	
	REPSOL SA	96,457	15.015	1,448,301.85	
	TENARIS SA	31,142	16.515	514,310.13	
	TOTALENERGIES SE	169,438	58.660	9,939,233.08	
	AIR LIQUIDE SA	35,636	149.420	5,324,731.12	
	ARZO NOBEL N.V.	12,475	69.860	871,503.50	
	ARCELORMITTAL	37,054	28.260	1,047,146.04	
	ARKEMA	3,250	93.840	304,980.00	
	BASF SE	64,323	52.240	3,360,233.52	
	COVESTRO AG	11,797	42.040	495,945.88	
	CRH PLC	49,499	43.860	2,171,026.14	
	EVONIK INDUSTRIES AG	17,669	20.010	353,556.69	
	HEIDELBERGCEMENT AG	8,677	64.420	558,972.34	
	KONINKLIJKE DSM NV	12,174	123.400	1,502,271.60	
	OCI NV	6,000	30.140	180,840.00	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	17,189	36.290	623,788.81	
	SOLVAY SA	4,802	109.400	525,338.80	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	39,228	13.450	527,616.60	
	SYMRISE AG	8,404	96.060	807,288.24	
	UMICORE	13,160	32.400	426,384.00	
	UPM-KYMMENE OYJ	38,447	34.060	1,309,504.82	
	VOESTALPINE AG	9,836	34.320	337,571.52	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	13,416	27.480	368,671.68	
	AIRBUS SE	40,988	125.660	5,150,552.08	
	ALSTOM	17,665	27.320	482,607.80	
	BOUYGUES SA	17,123	31.770	543,997.71	
	BRENTAG SE	9,920	72.920	723,366.40	
	CNH INDUSTRIAL NV	68,766	15.565	1,070,342.79	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	34,454	54.520	1,878,432.08	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	29,358	31.425	922,575.15	
	DASSAULT AVIATION SA	1,720	164.000	282,080.00	
	EIFFAGE	4,989	103.250	515,114.25	
	FERROVIAL SA	32,177	26.490	852,368.73	
	GEA GROUP AG	8,178	41.090	336,034.02	
	IMCD NV	3,214	151.650	487,403.10	
	KINGSPAN GROUP PLC	11,262	63.420	714,236.04	
	KNORR-BREMSE AG	3,881	63.600	246,831.60	
	KONE OYJ-B	24,225	48.490	1,174,670.25	
	LEGRAND SA	16,852	89.520	1,508,591.04	
	MTU AERO ENGINES AG	3,854	234.000	901,836.00	
	PRYSMIAN SPA	17,186	37.700	647,912.20	
	RATIONAL AG	350	618.000	216,300.00	
	RHEINMETALL AG	2,899	249.600	723,590.40	
	SAFRAN SA	23,990	136.860	3,283,271.40	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	37,574	156.260	5,871,313.24	
	SIEMENS AG-REG	52,620	145.440	7,653,052.80	
	SIEMENS ENERGY AG	31,878	19.200	612,057.60	
	THALES SA	7,074	129.700	917,497.80	
	VINCI SA	36,202	109.540	3,965,567.08	
	WARTSILA OYJ ABP	26,753	9.312	249,123.93	
	BUREAU VERITAS SA	17,817	26.260	467,874.42	
	RANDSTAD NV	8,946	59.240	529,961.04	
	TELEPERFORMANCE	4,299	255.500	1,098,394.50	
	WOLTERS KLUWER	18,802	103.500	1,946,007.00	
	ADP	1,346	135.400	182,248.40	
	AENA SME SA	5,640	140.400	791,856.00	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	33,148	9.730	322,530.04	
	DEUTSCHE POST AG-REG	69,811	40.600	2,834,326.60	
	GETLINK SE	30,428	16.455	500,692.74	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	22,804	99.750	2,274,699.00	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,679	91.650	337,180.35	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	CONTINENTAL AG	8,078	69.620	562,390.36	
	DR ING HC F PORSCHE AG	7,000	114.100	798,700.00	
	FERRARI NV	8,992	249.000	2,239,008.00	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	55,881	74.640	4,170,957.84	
	MICHELIN (CGDE)	45,659	30.335	1,385,065.76	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PREF	10,089	55.600	560,948.40	
	RENAULT SA	14,764	42.210	623,188.44	
	STELLANTIS NV	149,423	15.950	2,383,296.85	
	VALEO	14,444	21.080	304,479.52	
	VOLKSWAGEN AG	1,960	166.800	326,928.00	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	11,844	131.220	1,554,169.68	
	ADIDAS AG	12,090	143.520	1,735,156.80	
	HERMES INTERNATIONAL	2,137	1,747.000	3,733,339.00	
	KERING	5,266	590.000	3,106,940.00	
	LMVM MOET HENNESSY LOUIS VUI	18,967	818.400	15,522,592.80	
	MONCLER SPA	12,209	57.660	703,970.94	
	PUMA SE	6,459	61.320	396,065.88	
	SEB SA	1,127	99.800	112,474.60	
	ACCOR SA	10,451	30.050	314,052.55	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	12,030	154.550	1,859,236.50	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,785	37.550	217,226.75	
	SODEXO SA	4,760	86.680	412,596.80	
	DELIVERY HERO SE	13,293	40.380	536,771.34	
	D'ETEREN GROUP	1,858	187.800	348,932.40	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	71,341	28.800	2,054,620.80	
	JUST EAT TAKEAWAY	12,903	21.530	277,801.59	
	PROSUS NV	55,136	73.000	4,024,928.00	
	ZALANDO SE	17,418	39.780	692,888.04	
	CARREFOUR SA	35,990	18.150	653,218.50	
	HELLOFRESH SE	9,790	21.870	214,107.30	
	JERONIMO MARTINS	21,241	20.300	431,192.30	
	KESKO OYJ-B SHS	20,250	20.310	411,277.50	
	KONINKLIJKE AHOLD	71,069	29.735	2,113,236.71	
	DELHAIZE N				
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	60,855	55.010	3,347,633.55	
	DANONE	45,570	52.090	2,373,741.30	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	35,407	10.490	371,419.43	
	HEINEKEN HOLDING NV	6,168	78.300	482,954.40	
	HEINEKEN NV	18,666	95.660	1,785,589.56	
	JDE PEET'S NV	6,660	27.700	184,482.00	
	KERRY GROUP PLC-A	9,894	93.040	920,537.76	
	PERNOD RICARD SA	13,733	194.950	2,677,248.35	
	REMY COINTREAU	1,273	167.700	213,482.10	
	BEIERSDORF AG	6,813	113.200	771,231.60	
	HENKEL AG & CO KGAA	5,974	64.100	382,933.40	
	HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	13,009	67.240	874,725.16	
	L'OREAL	16,700	384.600	6,422,820.00	
	AMPLIFON SPA	7,567	27.400	207,335.80	
	BIOMERIEUX	2,791	95.780	267,321.98	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2,161	133.500	288,493.50	
	DIASORIN SPA	1,313	116.300	152,701.90	
	ESSILORLUXOTTICA	19,585	174.600	3,419,541.00	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	13,613	37.470	510,079.11	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	31,227	28.990	905,270.73	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	61,140	15.846	968,824.44	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	19,203	50.320	966,294.96	
	ARGENX SE	3,754	345.800	1,298,133.20	
	BAYER AG-REG	68,041	59.120	4,022,583.92	
	EUROFINS SCIENTIFIC	9,270	67.920	629,618.40	
	GRIFOLS SA	15,169	14.280	216,613.32	
	IPSEN	3,380	107.700	364,026.00	
	MERCK KGAA	8,996	183.450	1,650,316.20	
	ORION OYJ-CLASS B	6,261	45.350	283,936.35	
	QIAGEN N.V.	15,665	44.730	700,695.45	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	8,068	41.100	331,594.80	
	SANOFI	78,739	89.100	7,015,644.90	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,682	427.100	718,382.20	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,555	330.600	514,083.00	
	UCB SA	7,782	77.900	606,217.80	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	28,787	16.535	475,993.04	
	AIB GROUP PLC	70,110	3.930	275,532.30	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTIA	420,232	6.976	2,931,538.43	
	BANCO SANTANDER SA	1,160,000	3.524	4,087,840.00	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	75,242	9.776	735,565.79	
	BNP PARIBAS	77,135	65.430	5,046,943.05	
	CAIXABANK SA	290,777	4.111	1,195,384.24	
	COMMERZBANK AG	60,640	11.380	690,083.20	
	CREDIT AGRICOLE SA	90,899	11.750	1,068,063.25	
	ERSTE GROUP BANK AG	24,737	36.370	899,684.69	

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
	FINCOBANK SPA	43,093	16.720	720,514.96	
	ING GROEP NV	254,105	13.212	3,357,235.26	
	INTESA SANPAOLO	1,163,000	2.564	2,981,932.00	
	KBC GROUP NV	17,643	71.820	1,267,120.26	
	MEDIOBANCA SPA	47,708	10.255	489,245.54	
	SOCIETE GENERALE SA	55,196	27.860	1,537,760.56	
	UNICREDIT SPA	127,961	19.558	2,502,661.23	
	AMUNDI SA	3,955	62.950	248,967.25	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	146,020	11.880	1,734,717.60	
	DEUTSCHE BOERSE AG	12,983	171.450	2,225,935.35	
	EURAZEO SE	1,792	64.900	116,300.80	
	EURONEXT NV	5,502	77.160	424,534.32	
	EXOR NV	8,669	76.180	660,404.42	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT NV	5,914	79.700	471,345.80	
	SOFINA	804	234.400	188,457.60	
	WENDEL	1,082	101.200	109,498.40	
	AEGON NV	127,748	5.170	660,457.16	
	AGEAS	11,247	43.540	489,694.38	
	ALLIANZ SE-REG	28,239	216.950	6,126,451.05	
	ASSICURAZIONI GENERALI	72,382	18.320	1,326,038.24	
	AXA SA	125,908	28.325	3,566,344.10	
	HANNOVER RUECK SE	3,598	181.950	654,656.10	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	9,828	329.900	3,242,257.20	
	NN GROUP NV	16,917	40.610	686,999.37	
	POSTE ITALIANE SPA	34,720	10.225	355,012.00	
	SAMPO OYJ-A SHS	33,064	45.450	1,502,758.80	
	AROUNDTOWN SA	73,508	2.514	184,799.11	
	LEG IMMOBILIEN SE	4,538	70.540	320,110.52	
	VONOVIA SE	46,339	25.460	1,179,790.94	
	ADYEN NV	1,394	1,466.800	2,044,719.20	
	AMADEUS IT GROUP SA	29,928	57.020	1,706,494.56	
	BECHTLE AG	4,305	40.480	174,266.40	
	CAPGEMINI SE	11,555	186.000	2,149,230.00	
	DASSAULT SYSTEMES SE	46,266	37.445	1,732,430.37	
	EDENRED	14,650	52.040	762,386.00	
	NEMETSCHER SE	3,011	50.660	152,537.26	
	NEXI SPA	30,853	7.850	242,196.05	
	SAP SE	71,964	109.480	7,878,618.72	
	WORLDLINE SA	16,677	41.110	685,591.47	
	NOKIA OYJ	379,853	4.457	1,693,004.82	
	ASM INTERNATIONAL NV	3,170	323.050	1,024,068.50	
	ASML HOLDING NV	27,834	610.300	16,987,090.20	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	88,617	35.235	3,122,419.99	
	STMICROELECTRONICS NV	48,663	45.905	2,233,875.01	
	CELLNEX TELECOM SA	35,630	37.980	1,353,227.40	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	225,304	20.760	4,677,311.04	
	ELISA OYJ	10,160	53.100	539,496.00	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	15,804	10.475	165,546.90	
	KONINKLIJKE KPN NV	222,179	3.250	722,081.75	
	ORANGE	127,798	10.714	1,369,227.77	
	TELECOM ITALIA SPA	696,355	0.313	217,959.11	
	TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDI	79,654	2.831	225,500.47	
	TELEFONICA SA	357,425	3.816	1,363,933.80	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	5,269	20.800	109,595.20	
	ACCIONA SA	1,810	186.800	338,108.00	
	CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVA	4,317	38.000	164,046.00	
	E.ON SE	147,318	10.165	1,497,487.47	
	EDP RENOVAVEIS SA	17,764	19.890	353,325.96	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	195,232	4.705	918,566.56	
	ELIA GROUP SA/NV	2,111	129.500	273,374.50	
	ENAGAS SA	14,471	16.855	243,908.70	
	ENDESA SA	25,535	19.045	486,314.07	
	ENEL SPA	566,643	5.353	3,033,239.97	
	ENGIE	117,899	13.500	1,591,636.50	
	FORTUM OYJ	24,312	14.430	350,822.16	
	IBERDROLA SA	427,172	10.900	4,656,174.80	
	NATURGY ENERGY GROUP SA	10,603	26.760	283,736.28	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	23,632	16.315	385,556.08	
	RWE AG	44,264	39.520	1,749,313.28	
	SNAM SPA	133,867	4.772	638,813.32	
	TERNA-RETE ELETTRICA NAZIONALE	101,686	7.392	751,662.91	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	48,732	28.450	1,386,425.40	
	VERBUND AG	4,503	80.850	364,067.55	
	BOLLORE SE	69,288	5.170	358,218.96	
	PUBLICIS GROUPE	15,558	75.580	1,175,873.64	
	SCOUT24 SE	4,671	51.860	242,238.06	
	UBISOFT ENTERTAINMENT	4,745	20.430	96,940.35	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	49,395	22.520	1,112,375.40	
	VIVENDI SE	57,161	9.880	564,750.68	
	ユーロ小計	12,552,682		325,471,795.03	

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
				(46,714,966,741)	
	合計	74,656,934		447,345,580,983 (447,345,580,983)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるもの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式 601銘柄	68.9%	72.2%
カナダ・ドル	株式 87銘柄	3.6%	3.7%
オーストラリア・ドル	株式 49銘柄	2.1%	2.2%
香港・ドル	株式 27銘柄	0.8%	0.8%
シンガポール・ドル	株式 15銘柄	0.3%	0.4%
ニュージーランド・ドル	株式 5銘柄	0.1%	0.1%
イギリス・ポンド	株式 78銘柄	4.5%	4.7%
イスラエル・シェケル	株式 10銘柄	0.1%	0.1%
スイス・フラン	株式 43銘柄	3.0%	3.1%
デンマーク・クローネ	株式 16銘柄	0.9%	0.9%
ノルウェー・クローネ	株式 12銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	株式 45銘柄	1.0%	1.1%
ユーロ	株式 221銘柄	10.0%	10.4%

(b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考		
投資証券	アメリカ・ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	11,189.00	1,807,918.62			
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	20,093.00	668,092.25			
		AMERICAN TOWER CORP	32,161.00	6,762,171.86			
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	35,166.00	759,233.94			
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	9,096.00	1,630,639.92			
		BOSTON PROPERTIES INC	9,604.00	676,505.76			
		CAMDEN PROPERTY TRUST	6,009.00	721,380.45			
		CROWN CASTLE INC	29,077.00	4,090,552.36			
		DIGITAL REALTY TRUST INC	20,462.00	2,266,371.12			
		EQUINIX INC	6,342.00	4,545,691.92			
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	11,186.00	804,049.68			
		EQUITY RESIDENTIAL	22,609.00	1,489,480.92			
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,379.00	1,037,078.57			
		EXTRA SPACE STORAGE INC	8,530.00	1,356,184.70			
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	17,613.00	927,852.84			
		HEALTHCARE REALTY TRUST INC	22,843.00	478,789.28			
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	36,377.00	950,531.01			
		HOST HOTELS & RESORTS INC	46,189.00	782,441.66			
		INVITATION HOMES INC	44,730.00	1,459,539.90			
		IRON MOUNTAIN INC	19,659.00	1,034,063.40			
		KIMCO REALTY CORP	44,824.00	948,027.60			
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	48,792.00	632,344.32			
		MTD-AMERICA APARTMENT COMM	7,866.00	1,324,162.44			
		PROLOGIS INC	63,644.00	7,975,866.08			
		PUBLIC STORAGE	11,097.00	3,318,113.97			
		REALTY INCOME CORP	42,018.00	2,778,230.16			
		REGENCY CENTERS CORP	9,608.00	618,082.64			
		SBA COMMUNICATIONS CORP	7,141.00	2,008,334.84			
		SIMON PROPERTY GROUP INC	22,292.00	2,756,628.72			
		SUN COMMUNITIES INC	8,247.00	1,303,438.35			
		UDR INC	20,610.00	922,297.50			
		VENTAS INC	28,342.00	1,430,137.32			
		VICI PROPERTIES INC	68,586.00	2,324,379.54			
		WELLTOWER INC	31,795.00	2,460,933.00			
		WEYERHAEUSER CO	47,220.00	1,520,484.00			
		WP CAREY INC	13,861.00	1,163,353.73			
				アメリカ・ドル小計	889,257.00	67,733,384.37 (9,106,753,530)	
			カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	8,170.00	408,500.00	
				RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	7,441.00	166,008.71	
				カナダ・ドル小計	15,611.00	574,508.71 (57,249,793)	
			オーストラリア・ドル	APA GROUP	75,718.00	822,297.48	
				DEXUS/AU	79,604.00	690,962.72	
				GOODMAN GROUP	119,422.00	2,374,109.36	
				GPT GROUP	121,221.00	563,677.65	
				LENDLEASE GROUP	36,263.00	281,400.88	
				MIRVAC GROUP	251,619.00	561,110.37	
				SCENTRE GROUP	350,311.00	1,029,914.34	
		STOCKLAND	193,824.00	752,037.12			



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
香港・ドル	ドル	TRANSURBAN GROUP	210,600.00	2,963,142.00	
		VICINITY CENTRES	241,241.00	504,193.69	
		オーストラリア・ドル小計	1,679,823.00	10,542,845.61 (973,420,935)	
		HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	193,500.00	996,525.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	276,000.00	2,870,400.00	
		LINK REIT	136,600.00	7,246,630.00	
		香港・ドル小計	606,100.00	11,113,555.00 (190,486,333)	
		CAPITALAND ASCENDAS REIT	219,000.00	608,820.00	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	408,716.00	792,909.04	
		MAPLETREE LOGISTICS TRUST	208,100.00	347,527.00	
MAPLETREE PAN ASIA COM TRUST	112,400.00	193,328.00			
シンガポール・ドル小計	948,216.00	1,942,584.04 (195,326,825)			
イギリス・ポンド	ポンド	BRITISH LAND CO PLC	49,008.00	219,408.81	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	59,857.00	419,956.71	
		SEGRO PLC	78,831.00	682,834.12	
		イギリス・ポンド小計	187,696.00	1,322,199.64 (213,680,684)	
ユーロ	ユーロ	COVIVIO	2,388.00	149,847.00	
		CECINA SA	3,082.00	339,328.20	
		KLEPIERRE	13,600.00	324,632.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIED	8,942.00	541,438.10	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	14,062.00	420,735.04	
ユーロ小計	42,074.00	1,775,980.34 (254,906,458)			
投資証券合計			10,991,824,558 (10,991,824,558)		
合計			10,991,824,558 (10,991,824,558)		

(注)金額欄の( )内は、外貨建保有証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 36銘柄	1.9%	82.9%
カナダ・ドル	投資証券 2銘柄	0.0%	0.5%
オーストラリア・ドル	投資証券 10銘柄	0.2%	8.9%
香港・ドル	投資証券 3銘柄	0.0%	1.7%
シンガポール・ドル	投資証券 4銘柄	0.0%	1.8%
イギリス・ポンド	投資証券 3銘柄	0.0%	1.9%
ユーロ	投資証券 5銘柄	0.1%	2.3%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

「外国債券パッシブ・マザーファンド」

貸借対照表

	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	295,192,543	420,137,655
金銭信託	17,377,478	27,452,528
コール・ローン	576,289,998	542,885,324
国債証券	157,287,798,602	149,970,158,950
未収利息	879,152,772	936,129,638
前払費用	40,297,673	76,300,180
流動資産合計	159,096,109,066	151,973,064,275
資産合計	159,096,109,066	151,973,064,275
負債の部		
流動負債		
未払金	-	38,956,261
未払解約金	75,631,864	360,727,345
その他未払費用	1,657	2,185
流動負債合計	75,633,521	399,685,791
負債合計	75,633,521	399,685,791
純資産の部		
元本等		
元本	82,333,458,509	78,149,894,072
剰余金		
剰余金引当損金(△)	76,687,017,036	73,423,484,412
元本等合計	159,020,475,545	151,573,378,484
純資産合計	159,020,475,545	151,573,378,484
負債純資産合計	159,096,109,066	151,973,064,275

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則と

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	して金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入りできなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年2月18日現在)	(2023年2月20日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	82,333,458,509口	78,149,894,072口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.9314円 (1万口当たりの純資産額 19,314円)	1口当たり純資産額 1.9395円 (1万口当たりの純資産額 19,395円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいて行われます。デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のために投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等については、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年2月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 (国債証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022年2月19日 至 2023年2月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2022年2月18日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	85,310,011,496円
同期中における追加設定元本額	11,473,990,193円
同期中における一部解約元本額	14,450,543,180円
2022年2月18日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	24,403,685,095円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	783,841,444円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	2,118,559,104円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	1,127,638,898円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	155,967,328円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	6,821,569円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	30,321,807円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	101,022,148円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	220,516,443円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	150,076,179円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	254,838,761円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	25,046,133円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	130,124,805円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	160,182,252円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	103,340,335円
イオン・バランス戦略ファンド	374,224,537円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	17,128,763円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	70,404,701円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	51,857,305円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	129,364,807円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	36,477,847円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	18,531,301円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	127,198,869円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	255,450,964円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	12,560,303円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	37,237,962円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	24,650,918円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	2,273,756円
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)	209,568,844円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	9,114,932円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	3,822,965,793円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	43,079,590円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	7,067,972,003円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	4,468,947,996円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	10,380,262,333円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	34,879,317円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	91,028,746円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	687,505,196円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	116,879,699円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	1,043,370,554円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,438,731,860円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,535,320,106円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	4,784,606,906円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	627,347円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	8,084,567,238円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	325,350,941円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	143,270,463円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	81,175,759円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	33,971,193円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,926,289円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	96,352,849円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	419,212,344円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	103,325,580円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	40,181,590円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,252,180円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	1,025,821,385円
SMAM・グローバルバランスファンド (標準型) VA<適格機関投資家限定>	629,786,209円

資家限定>

SMAM・グローバルバランスファンド (債券重視型) VA<適格機関投資家限定>	937,884,754円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	913,843,267円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	381,703,472円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	208,293,939円
SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	179,506,411円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	229,045,007円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	1,818,626,083円
合計	82,333,458,509円

(2023年2月20日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	82,333,458,509円
同期中における追加設定元本額	11,125,531,084円
同期中における一部解約元本額	15,309,095,521円

2023年2月20日現在の元本の内訳

三井住友・DC外国債券インデックスファンドS	26,114,593,808円
三井住友・DC年金バランス30 (債券重点型)	897,622,791円
三井住友・DC年金バランス50 (標準型)	2,277,304,683円
三井住友・DC年金バランス70 (株式重点型)	1,269,134,694円
SMAM・グローバルバランスファンド (機動的資産配分型)	163,762,412円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020 (4資産タイプ)	6,297,588円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025 (4資産タイプ)	29,502,621円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030 (4資産タイプ)	102,718,935円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035 (4資産タイプ)	268,930,247円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040 (4資産タイプ)	195,766,919円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045 (4資産タイプ)	310,561,552円
三井住友・DC年金バランスゼロ (債券型)	24,106,305円
アセットアロケーション・ファンド (安定型)	116,200,545円
アセットアロケーション・ファンド (安定成長型)	152,961,156円
アセットアロケーション・ファンド (成長型)	97,271,094円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	29,148,525円
三井住友・資産最適化ファンド (1安定重視型)	87,757,719円
三井住友・資産最適化ファンド (2やや安定型)	65,514,212円
三井住友・資産最適化ファンド (3バランス型)	177,153,519円
三井住友・資産最適化ファンド (4やや成長型)	52,809,123円
三井住友・資産最適化ファンド (5成長重視型)	26,615,507円
三井住友・DCつみたてNISA・世界分散ファンド	186,388,452円
三井住友DS・外国債券インデックス年金ファンド	740,469,062円
三井住友DS・年金バランス30 (債券重点型)	36,230,420円
三井住友DS・年金バランス50 (標準型)	110,716,800円
三井住友DS・年金バランス70 (株式重点型)	75,508,558円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	3,803,824円
日興FWS・先進国債インデックス (為替ヘッジなし)	890,014,503円
三井住友DS・先進国債インデックス・ファンド	90,944,838円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2035	27,622円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2040	32,834円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2045	40,651円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2055	47,947円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2065	47,947円
SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	4,127,762,178円
SMAM・バランスファンドVA安定成長型<適格機関投資家限定>	30,152,077円
SMAM・バランスファンドVA25<適格機関投資家専用>	5,611,457,006円
SMAM・バランスファンドVA37.5<適格機関投資家専用>	3,950,525,621円
SMAM・バランスファンドVA50<適格機関投資家専用>	9,244,600,710円
SMAM・バランスファンドVL30<適格機関投資家限定>	29,825,111円
SMAM・バランスファンドVL50<適格機関投資家限定>	74,453,005円
SMAM・バランスファンドVA75<適格機関投資家専用>	637,751,835円
SMAM・バランスファンドVL国際分散型<適格機関投資家限定>	108,360,283円
SMAM・インデックス・バランスVA25<適格機関投資家専用>	942,176,072円
SMAM・インデックス・バランスVA50<適格機関投資家専用>	1,268,921,919円
SMAM・バランスファンドVA40<適格機関投資家専用>	1,323,429,747円
SMAM・バランスファンドVA35<適格機関投資家専用>	4,101,843,816円
SMAM・バランスVA株40T<適格機関投資家限定>	604,716円
SMAM・外国債券パッシブファンドVA<適格機関投資家限定>	7,085,943,621円
三井住友・外国債券インデックスファンド・VAS (適格機関投資家専用)	347,826,035円
SMAM・グローバルバランス40VA<適格機関投資家限定>	118,096,909円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A<適格機関投資家専用>	67,375,516円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A<適格機関投資家専用>	30,968,221円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A<適格機関投資家専用>	11,644,067円
SMAM・アセットバランスファンドVA20L<適格機関投資家専用>	79,129,938円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L<適格機関投資家専用>	363,615,745円
SMAM・アセットバランスファンドVA20A2<適格機関投資家専用>	87,782,097円
SMAM・アセットバランスファンドVA35A2<適格機関投資家専用>	37,478,954円
SMAM・アセットバランスファンドVA50A2<適格機関投資家専用>	5,563,850円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L2<適格機関投資家専用>	894,241,280円
SMAM・グローバルバランスファンド (標準型) VA<適格機関投資家限定>	536,701,272円
SMAM・グローバルバランスファンド (債券重視型) VA<適格機関投資家限定>	733,398,496円
SMAM・世界バランスファンドVA<適格機関投資家限定>	403,957,887円
SMAM・世界バランスファンドVA2<適格機関投資家限定>	271,348,478円
SMAM・年金Wリスクコントロールファンド<適格機関投資家限定>	80,252,402円

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

SMAM・マルチアセットストラテジーファンド2016-04<適格機関投資家限定>	51,570,634円
SMAM・マルチアセットストラテジー・オープン<適格機関投資家限定>	66,141,197円
SMAM・マルチアセット・ダイナミックアロケーション・ストラテジー・ファンドII<適格機関投資家限定>	824,985,964円
合計	78,149,894,072円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	T 0.125 02/15/24	7,700,000.00	7,339,101.00	
		T 0.25 05/31/25	4,400,000.00	4,000,216.00	
		T 0.25 06/30/25	2,900,000.00	2,631,837.00	
		T 0.25 07/31/25	300,000.00	271,380.00	
		T 0.25 09/30/25	2,000,000.00	1,800,780.00	
		T 0.25 10/31/25	1,000,000.00	896,830.00	
		T 0.375 04/30/25	3,000,000.00	2,743,590.00	
		T 0.375 07/31/27	2,500,000.00	2,126,650.00	
		T 0.375 09/15/24	3,000,000.00	2,800,890.00	
		T 0.375 09/30/27	4,800,000.00	4,063,680.00	
		T 0.375 11/30/25	2,000,000.00	1,794,760.00	
		T 0.375 12/31/25	3,000,000.00	2,688,840.00	
		T 0.5 03/31/25	1,600,000.00	1,471,488.00	
		T 0.5 04/30/27	1,200,000.00	1,034,712.00	
		T 0.5 05/31/27	2,500,000.00	2,149,100.00	
		T 0.5 06/30/27	4,000,000.00	3,430,920.00	
		T 0.5 10/31/27	1,000,000.00	849,330.00	
		T 0.625 03/31/27	2,400,000.00	2,086,296.00	
		T 0.625 05/15/30	7,500,000.00	5,981,250.00	
		T 0.625 07/31/26	3,600,000.00	3,187,404.00	
		T 0.625 08/15/30	7,000,000.00	5,551,280.00	
		T 0.625 10/15/24	4,400,000.00	4,113,648.00	
		T 0.625 11/30/27	3,400,000.00	2,899,146.00	
		T 0.625 12/31/27	7,200,000.00	6,123,888.00	
		T 0.75 01/31/28	5,900,000.00	5,038,718.00	
		T 0.75 11/15/24	5,200,000.00	4,857,008.00	
		T 0.875 01/31/24	2,000,000.00	1,923,200.00	
		T 0.875 11/15/30	7,000,000.00	5,639,620.00	
		T 1 07/31/28	5,900,000.00	5,038,246.00	
		T 1 12/15/24	4,500,000.00	4,211,595.00	
		T 1.125 01/15/25	2,000,000.00	1,873,040.00	
		T 1.125 02/15/31	8,500,000.00	6,970,935.00	
		T 1.125 02/28/25	1,500,000.00	1,400,565.00	
		T 1.125 02/28/27	2,000,000.00	1,780,460.00	
		T 1.125 05/15/40	2,000,000.00	1,284,520.00	
		T 1.125 08/15/40	3,100,000.00	1,978,668.00	
		T 1.125 08/31/28	3,500,000.00	3,004,505.00	
		T 1.25 05/15/50	5,100,000.00	2,847,891.00	
		T 1.25 06/30/28	3,000,000.00	2,603,670.00	
		T 1.25 08/15/31	5,200,000.00	4,248,556.00	
		T 1.25 09/30/28	4,500,000.00	3,882,285.00	
		T 1.25 11/30/26	4,200,000.00	3,771,936.00	
		T 1.25 12/31/26	2,300,000.00	2,062,525.00	
		T 1.375 01/31/25	1,900,000.00	1,786,361.00	
		T 1.375 08/15/50	4,500,000.00	2,596,005.00	
		T 1.375 08/31/26	7,100,000.00	6,446,232.00	
		T 1.375 10/31/28	6,000,000.00	5,203,800.00	
		T 1.375 11/15/31	4,900,000.00	4,019,323.00	
		T 1.375 11/15/40	3,500,000.00	2,329,950.00	
		T 1.375 12/31/28	2,500,000.00	2,162,975.00	
T 1.5 01/31/27	4,400,000.00	3,976,720.00			
T 1.5 02/15/25	3,000,000.00	2,823,780.00			
T 1.5 02/15/30	2,100,000.00	1,799,007.00			
T 1.5 09/30/24	3,000,000.00	2,848,470.00			
T 1.5 10/31/24	5,500,000.00	5,210,810.00			
T 1.5 11/30/24	800,000.00	756,664.00			
T 1.5 11/30/28	2,300,000.00	2,006,198.00			
T 1.625 02/15/26	2,900,000.00	2,683,718.00			
T 1.625 05/15/26	12,450,000.00	11,465,080.50			
T 1.625 05/15/31	5,500,000.00	4,659,490.00			
T 1.625 08/15/29	4,950,000.00	4,313,034.00			
T 1.625 09/30/26	3,900,000.00	3,567,720.00			
T 1.625 11/15/50	3,200,000.00	1,973,120.00			
T 1.625 11/30/26	200,000.00	182,452.00			
T 1.75 01/31/29	4,300,000.00	3,794,062.00			
T 1.75 03/15/25	1,500,000.00	1,416,795.00			
T 1.75 06/30/24	6,200,000.00	5,942,638.00			
T 1.75 07/31/24	850,000.00	812,974.00			
T 1.75 08/15/41	4,400,000.00	3,085,412.00			
T 1.75 11/15/29	1,300,000.00	1,140,386.00			
T 1.75 12/31/24	4,000,000.00	3,793,400.00			
T 1.75 12/31/26	3,500,000.00	3,203,970.00			
T 1.875 02/15/32	5,300,000.00	4,523,179.00			
T 1.875 02/15/41	3,300,000.00	2,389,662.00			
T 1.875 02/15/51	5,800,000.00	3,809,846.00			
T 1.875 02/28/27	3,400,000.00	3,114,502.00			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		T 1.875 02/28/29	2,800,000.00	2,488,052.00	
		T 1.875 08/31/24	3,800,000.00	3,633,446.00	
		T 1.875 11/15/51	3,300,000.00	2,157,177.00	
		T 2 02/15/25	3,500,000.00	3,328,535.00	
		T 2 02/15/50	2,800,000.00	1,908,788.00	
		T 2 04/30/24	2,000,000.00	1,931,200.00	
		T 2 05/31/24	3,300,000.00	3,179,583.00	
		T 2 06/30/24	4,100,000.00	3,941,576.00	
		T 2 08/15/25	3,300,000.00	3,113,451.00	
		T 2 08/15/51	2,900,000.00	1,958,834.00	
		T 2 11/15/26	5,000,000.00	4,623,200.00	
		T 2 11/15/41	3,800,000.00	2,778,142.00	
		T 2.125 02/29/24	2,000,000.00	1,942,040.00	
		T 2.125 03/31/24	6,500,000.00	6,299,735.00	
		T 2.125 05/15/25	600,000.00	569,760.00	
		T 2.125 07/31/24	3,500,000.00	3,365,985.00	
		T 2.125 09/30/24	4,000,000.00	3,836,320.00	
		T 2.125 11/30/24	2,600,000.00	2,486,198.00	
		T 2.25 01/31/24	2,200,000.00	2,143,548.00	
		T 2.25 02/15/27	4,400,000.00	4,096,268.00	
		T 2.25 02/15/52	1,700,000.00	1,218,679.00	
		T 2.25 03/31/26	11,200,000.00	10,549,840.00	
		T 2.25 04/30/24	3,800,000.00	3,679,958.00	
		T 2.25 05/15/41	3,000,000.00	2,307,480.00	
		T 2.25 08/15/27	4,200,000.00	3,886,302.00	
		T 2.25 08/15/46	2,450,000.00	1,787,250.50	
		T 2.25 08/15/49	3,500,000.00	2,532,285.00	
		T 2.25 10/31/24	800,000.00	767,336.00	
		T 2.25 11/15/24	5,100,000.00	4,891,716.00	
		T 2.25 11/15/25	4,000,000.00	3,783,400.00	
		T 2.25 11/15/27	4,400,000.00	4,059,000.00	
		T 2.25 12/31/24	3,900,000.00	3,732,573.00	
		T 2.375 02/15/42	2,800,000.00	2,180,500.00	
		T 2.375 02/29/24	3,700,000.00	3,602,172.00	
		T 2.375 03/31/29	5,000,000.00	4,564,050.00	
		T 2.375 05/15/27	3,000,000.00	2,796,780.00	
		T 2.375 05/15/29	2,400,000.00	2,188,200.00	
		T 2.375 05/15/51	3,900,000.00	2,880,657.00	
		T 2.375 08/15/24	5,600,000.00	5,399,576.00	
		T 2.375 11/15/49	1,900,000.00	1,412,156.00	
		T 2.5 01/31/25	3,400,000.00	3,267,026.00	
		T 2.5 02/15/45	1,400,000.00	1,082,256.00	
		T 2.5 02/15/46	1,000,000.00	768,710.00	
		T 2.5 02/28/26	2,100,000.00	1,993,803.00	
		T 2.5 03/31/27	3,000,000.00	2,814,900.00	
		T 2.5 05/15/24	2,200,000.00	2,135,100.00	
		T 2.5 05/15/46	1,600,000.00	1,229,056.00	
		T 2.625 01/31/26	2,200,000.00	2,099,438.00	
		T 2.625 02/15/29	1,800,000.00	1,669,212.00	
		T 2.625 03/31/25	1,000,000.00	961,560.00	
		T 2.625 04/15/25	4,500,000.00	4,323,825.00	
		T 2.625 05/31/27	4,800,000.00	4,519,680.00	
		T 2.625 07/31/29	1,100,000.00	1,016,422.00	
		T 2.625 12/31/25	1,400,000.00	1,337,644.00	
		T 2.75 02/15/24	5,100,000.00	4,987,035.00	
		T 2.75 02/15/28	4,800,000.00	4,523,040.00	
		T 2.75 02/28/25	2,000,000.00	1,929,600.00	
		T 2.75 04/30/27	2,700,000.00	2,556,873.00	
		T 2.75 05/15/25	3,000,000.00	2,887,500.00	
		T 2.75 05/31/29	1,400,000.00	1,304,450.00	
		T 2.75 06/30/25	900,000.00	865,575.00	
		T 2.75 08/15/32	4,200,000.00	3,844,302.00	
		T 2.75 08/15/42	2,000,000.00	1,649,280.00	
		T 2.75 08/15/47	1,800,000.00	1,444,554.00	
		T 2.75 08/31/25	3,400,000.00	3,264,918.00	
		T 2.75 11/15/42	300,000.00	246,759.00	
		T 2.75 11/15/47	1,500,000.00	1,204,095.00	
		T 2.875 04/30/25	400,000.00	386,216.00	
		T 2.875 04/30/29	3,500,000.00	3,286,710.00	
		T 2.875 05/15/28	8,200,000.00	7,754,248.00	
		T 2.875 05/15/32	5,700,000.00	5,280,024.00	
		T 2.875 05/15/43	1,200,000.00	1,004,808.00	
		T 2.875 05/15/49	1,400,000.00	1,155,322.00	
		T 2.875 05/15/52	3,200,000.00	2,635,616.00	
		T 2.875 05/31/25	3,100,000.00	2,991,376.00	
		T 2.875 06/15/25	2,000,000.00	1,930,220.00	
		T 2.875 08/15/28	4,500,000.00	4,247,370.00	
		T 2.875 08/15/45	800,000.00	660,336.00	
		T 2.875 11/15/46	900,000.00	741,015.00	
		T 2.875 11/30/25	2,500,000.00	2,404,875.00	
		T 3 02/15/47	2,500,000.00	2,103,300.00	
		T 3 02/15/48	2,400,000.00	2,019,168.00	
		T 3 02/15/49	3,300,000.00	2,788,368.00	
		T 3 05/15/42			

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		T 3 10/31/25	2,600,000.00	2,509,026.00	
		T 3 11/15/44	1,000,000.00	846,640.00	
		T 3 11/15/45	800,000.00	674,936.00	
		T 3.125 02/15/42	1,000,000.00	880,890.00	
		T 3.125 02/15/43	2,300,000.00	2,007,808.00	
		T 3.125 05/15/48	2,400,000.00	2,067,360.00	
		T 3.125 08/15/25	3,000,000.00	2,908,920.00	
		T 3.125 08/15/44	2,300,000.00	1,990,397.00	
		T 3.125 11/15/28	2,900,000.00	2,768,804.00	
		T 3.125 11/15/41	1,000,000.00	883,940.00	
		T 3.25 05/15/42	2,200,000.00	1,968,560.00	
		T 3.25 06/30/29	3,000,000.00	2,876,250.00	
		T 3.375 05/15/44	500,000.00	451,150.00	
		T 3.375 08/15/42	3,000,000.00	2,734,200.00	
		T 3.375 11/15/48	3,100,000.00	2,800,292.00	
		T 3.5 02/15/39	200,000.00	191,042.00	
		T 3.625 02/15/44	600,000.00	563,388.00	
		T 3.625 08/15/43	1,000,000.00	941,790.00	
		T 3.75 08/15/41	1,100,000.00	1,067,979.00	
		T 3.75 11/15/43	700,000.00	670,740.00	
		T 3.875 01/15/26	5,300,000.00	5,234,545.00	
		T 3.875 08/15/40	500,000.00	496,660.00	
		T 3.875 09/30/29	3,500,000.00	3,479,070.00	
		T 3.875 12/31/29	1,500,000.00	1,493,190.00	
		T 4 10/31/29	1,600,000.00	1,602,496.00	
		T 4 11/15/42	2,000,000.00	1,994,060.00	
		T 4 11/15/52	3,500,000.00	3,584,210.00	
		T 4.125 10/31/27	3,500,000.00	3,506,615.00	
		T 4.125 11/15/32	4,600,000.00	4,707,778.00	
		T 4.25 05/15/39	100,000.00	104,414.00	
		T 4.25 10/15/25	2,000,000.00	1,992,460.00	
		T 4.25 11/15/40	600,000.00	624,726.00	
		T 4.375 05/15/40	900,000.00	950,832.00	
		T 4.375 05/15/41	300,000.00	317,283.00	
		T 4.375 11/15/39	300,000.00	317,811.00	
		T 4.5 05/15/38	2,000,000.00	2,148,980.00	
		T 4.5 08/15/39	300,000.00	322,371.00	
		T 4.5 11/15/25	3,800,000.00	3,811,780.00	
		T 4.625 02/15/40	1,000,000.00	1,091,090.00	
		T 4.75 02/15/41	900,000.00	997,236.00	
		T 5.25 11/15/28	500,000.00	531,950.00	
		T 5.375 02/15/31	320,000.00	352,566.40	
		T 6 02/15/26	1,000,000.00	1,047,140.00	
		T-BOND 15/11/2027	1,000,000.00	1,087,810.00	
		アメリカ・ドル小計	627,320,000.00	558,368,007.40 (75,072,578,595)	
	カナダ・ドル	CAN 0.5 09/01/25	2,700,000.00	2,481,975.00	
		CAN 1 06/01/27	1,100,000.00	996,578.00	
		CAN 1.25 03/01/27	400,000.00	366,328.00	
		CAN 1.25 06/01/30	5,500,000.00	4,781,645.00	
		CAN 1.5 04/01/25	700,000.00	664,342.00	
		CAN 1.5 06/01/26	3,200,000.00	2,995,104.00	
		CAN 1.5 09/01/24	2,200,000.00	2,111,406.00	
		CAN 1.5 12/01/31	2,300,000.00	1,988,718.00	
		CAN 1.75 12/01/53	1,000,000.00	709,100.00	
		CAN 2 06/01/28	700,000.00	656,453.00	
		CAN 2.25 03/01/24	1,000,000.00	977,670.00	
		CAN 2.25 06/01/25	500,000.00	482,495.00	
		CAN 2.25 06/01/29	1,400,000.00	1,320,060.00	
		CAN 2.25 12/01/29	600,000.00	563,364.00	
		CAN 2.5 06/01/24	2,100,000.00	2,051,280.00	
		CAN 2.5 12/01/32	2,300,000.00	2,149,764.00	
		CAN 2.75 12/01/48	1,300,000.00	1,178,918.00	
		CAN 3 10/01/25	300,000.00	293,616.00	
		CAN 3.5 12/01/45	1,200,000.00	1,233,372.00	
		CAN 4 06/01/41	1,100,000.00	1,198,945.00	
		CAN 5 06/01/37	600,000.00	712,242.00	
		CAN 5.75 06/01/29	250,000.00	284,567.50	
		CAN 5.75 06/01/33	400,000.00	483,664.00	
		CANADA 2.75 12/01/64	700,000.00	619,430.00	
		カナダ・ドル小計	33,550,000.00	31,301,036.50 (3,119,148,287)	
	オーストラリア・ドル	ACGB 0.25 11/21/25	800,000.00	732,872.00	
		ACGB 1.5 06/21/31	4,700,000.00	3,940,715.00	
		ACGB 1.75 06/21/51	500,000.00	299,485.00	
		ACGB 1.75 11/21/32	1,200,000.00	999,396.00	
		ACGB 2.25 05/21/28	1,300,000.00	1,217,528.00	
		ACGB 2.5 05/21/30	2,600,000.00	2,400,658.00	
		ACGB 2.75 04/21/24	2,500,000.00	2,474,750.00	
		ACGB 2.75 06/21/35	800,000.00	706,552.00	
		ACGB 2.75 11/21/27	1,300,000.00	1,253,850.00	
		ACGB 2.75 11/21/28	200,000.00	191,106.00	
		ACGB 2.75 11/21/29	1,800,000.00	1,700,082.00	
		ACGB 3 03/21/47	1,200,000.00	979,284.00	
		ACGB 3 11/21/33	1,000,000.00	925,770.00	
		ACGB 3.25 04/21/25	1,300,000.00	1,293,591.00	
		ACGB 3.25 04/21/29	800,000.00	782,688.00	
		ACGB 3.25 06/21/39	2,000,000.00	1,793,120.00	
		ACGB 3.75 04/21/37	1,200,000.00	1,162,944.00	
		ACGB 4.25 04/21/26	2,150,000.00	2,198,246.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		ACGB 4.5 04/21/33	900,000.00	951,264.00	
		オーストラリア・ドル小計	28,250,000.00	26,003,901.00 (2,400,940,179)	
	シンガポール・ドル	SIGB 1.25 11/01/26	600,000.00	560,712.00	
		SIGB 1.625 07/01/31	1,000,000.00	881,850.00	
		SIGB 2.25 08/01/36	800,000.00	714,416.00	
		SIGB 2.625 05/01/28	800,000.00	780,312.00	
		SIGB 2.75 03/01/46	800,000.00	770,104.00	
		SIGB 2.75 04/01/42	700,000.00	669,501.00	
		SIGB 2.875 09/01/30	200,000.00	195,136.00	
		SIGB 3 09/01/24	1,000,000.00	995,970.00	
		SIGB 3.375 09/01/33	300,000.00	303,555.00	
		SIGB 3.5 03/01/27	1,100,000.00	1,113,409.00	
		シンガポール・ドル小計	7,300,000.00	6,984,965.00 (702,338,231)	
	ニュージーランド・ドル	NZGB 1.75 05/15/41	500,000.00	325,610.00	
		NZGB 2 05/15/32	500,000.00	412,260.00	
		NZGB 2.75 04/15/25	1,100,000.00	1,058,024.00	
		NZGB 2.75 05/15/51	500,000.00	363,730.00	
		NZGB 3 04/20/29	600,000.00	557,796.00	
		NZGB 4.5 04/15/27	1,100,000.00	1,106,226.00	
		ニュージーランド・ドル小計	4,300,000.00	3,823,646.00 (320,192,116)	
	イギリス・ポンド	UK TSY GILT	400,000.00	267,032.00	
		UKT 0.125 01/30/26	1,300,000.00	1,182,610.00	
		UKT 0.125 01/31/28	500,000.00	424,710.00	
		UKT 0.25 01/31/25	700,000.00	654,178.00	
		UKT 0.25 07/31/31	1,300,000.00	989,235.00	
		UKT 0.375 10/22/26	1,200,000.00	1,071,948.00	
		UKT 0.375 10/22/30	1,800,000.00	1,424,880.00	
		UKT 0.5 01/31/29	1,800,000.00	1,508,184.00	
		UKT 0.5 10/22/61	900,000.00	312,705.00	
		UKT 0.625 06/07/25	2,900,000.00	2,723,535.00	
		UKT 0.625 07/31/35	2,100,000.00	1,448,160.00	
		UKT 0.875 10/22/29	500,000.00	423,790.00	
		UKT 1 01/31/32	1,900,000.00	1,525,909.00	
		UKT 1 04/22/24	600,000.00	581,118.00	
		UKT 1.125 10/22/73	300,000.00	128,280.00	
		UKT 1.25 07/22/27	200,000.00	182,186.00	
		UKT 1.25 07/31/51	500,000.00	270,635.00	
		UKT 1.5 07/22/26	1,100,000.00	1,031,910.00	
		UKT 1.5 07/22/47	2,000,000.00	1,223,580.00	
		UKT 1.625 10/22/28	300,000.00	272,253.00	
		UKT 1.625 10/22/54	500,000.00	293,500.00	
		UKT 1.75 01/22/49	1,250,000.00	801,437.50	
		UKT 1.75 09/07/37	100,000.00	76,258.00	
		UKT 2 09/07/25	1,100,000.00	1,061,830.00	
		UKT 2.5 07/22/65	1,600,000.00	1,173,344.00	
		UKT 2.75 09/07/24	900,000.00	886,545.00	
		UKT 3.25 01/22/44	1,600,000.00	1,427,824.00	
		UKT 3.25 01/31/33	300,000.00	290,085.00	
		UKT 3.5 01/22/45	1,250,000.00	1,155,225.00	
		UKT 3.5 07/22/68	1,300,000.00	1,226,017.00	
		UKT 3.75 01/29/38	600,000.00	587,460.00	
		UKT 3.75 07/22/52	1,200,000.00	1,156,332.00	
		UKT 4 01/22/60	1,300,000.00	1,344,824.00	
		UKT 4.125 01/29/27	1,300,000.00	1,322,282.00	
		UKT 4.25 03/07/36	900,000.00	939,969.00	
		UKT 4.25 06/07/32	500,000.00	528,205.00	
		UKT 4.25 09/07/39	600,000.00	620,598.00	
		UKT 4.25 12/07/27	900,000.00	931,716.00	
		UKT 4.25 12/07/40	600,000.00	620,520.00	
		UKT 4.25 12/07/46	1,500,000.00	1,549,650.00	
		UKT 4.25 12/07/49	900,000.00	936,396.00	
		UKT 4.25 12/07/55	1,700,000.00	1,804,074.00	
		UKT 4.5 09/07/34	1,100,000.00	1,182,313.00	
		UKT 4.5 12/07/42	1,050,000.00	1,124,025.00	
		UKT 4.75 12/07/30	1,150,000.00	1,249,751.00	
		UKT 4.75 12/07/38	1,000,000.00	1,096,260.00	
		UKT 5 03/07/25	1,300,000.00	1,337,258.00	
		UKT 6 12/07/28	650,000.00	734,168.50	
		イギリス・ポンド小計	50,450,000.00	45,104,705.00 (7,289,371,375)	
	イスラエル・シェケル	ILGOV 0.4 10/31/24	1,800,000.00	1,694,070.00	
		ILGOV 0.5 04/30/25	4,600,000.00	4,269,720.00	
		ILGOV 1 03/31/30	700,000.00	584,227.00	
		ILGOV 2.25 09/28/28	500,000.00	462,085.00	
		ILGOV 3.75 03/31/47	3,700,000.00	3,699,704.00	
		ILGOV 6.25 10/30/26	2,600,000.00	2,810,158.00	
		イスラエル・シェケル小計	13,900,000.00	13,519,964.00 (512,997,458)	
	デンマーク・クローネ	DGB 0 11/15/31	500,000.00	399,195.00	
		DGB 0.25 11/15/52	1,800,000.00	974,214.00	
		DGB 0.5 11/15/27	8,000,000.00	7,244,000.00	
		DGB 0.5 11/15/29	5,400,000.00	4,698,864.00	
		DGB 1.75 11/15/25	2,400,000.00	2,332,344.00	
		DGB 4.5 11/15/39	8,000,000.00	9,988,800.00	
		デンマーク・クローネ小計	26,100,000.00	25,637,417.00 (494,289,400)	
	ノルウェー・クロ	NGB 1.375 08/19/30	4,200,000.00	3,688,314.00	
		NGB 1.5 02/19/26	3,000,000.00	2,848,050.00	



SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
一ネ		NGB 1.75 02/17/27	200,000.00	189,044.00	
		NGB 1.75 03/13/25	3,000,000.00	2,903,430.00	
		NGB 1.75 09/06/29	5,000,000.00	4,570,000.00	
		NGB 2 04/26/28	5,900,000.00	5,554,791.00	
		NGB 3 03/14/24	2,800,000.00	2,786,224.00	
		ノルウェー・クローネ小計	24,100,000.00	22,539,853.00 (293,919,683)	
スウェーデン・クローナ		SGB 0.125 05/12/31	500,000.00	416,465.00	
		SGB 0.75 05/12/28	3,700,000.00	3,393,344.00	
		SGB 0.75 11/12/29	3,700,000.00	3,325,042.00	
		SGB 1 11/12/26	6,200,000.00	5,855,280.00	
		SGB 2.5 05/12/25	5,000,000.00	4,962,050.00	
		SGB 3.5 03/30/39	4,600,000.00	5,269,024.00	
		スウェーデン・クローナ小計	23,700,000.00	23,221,205.00 (298,160,272)	
メキシコ・ペソ		MBONO 10 12/05/24	32,000,000.00	31,737,920.00	
		MBONO 5 03/06/25	12,000,000.00	10,764,480.00	
		MBONO 5.75 03/05/26	19,000,000.00	16,918,930.00	
		MBONO 7.5 05/26/33	3,000,000.00	2,717,160.00	
		MBONO 7.5 06/03/27	16,000,000.00	14,924,800.00	
		MBONO 7.75 05/29/31	21,000,000.00	19,497,660.00	
		MBONO 7.75 11/23/34	18,000,000.00	16,424,460.00	
		MBONO 8 11/07/47	5,000,000.00	4,488,800.00	
		MBONO 8.5 05/31/29	21,000,000.00	20,434,260.00	
		MBONO 8.5 11/18/38	40,000,000.00	38,010,000.00	
		メキシコ・ペソ小計	187,000,000.00	175,918,470.00 (1,287,371,363)	
オフショア・人民元		CGB 2.18 08/25/25	26,000,000.00	25,803,700.00	
		CGB 2.24 05/25/25	31,000,000.00	30,862,670.00	
		CGB 2.26 02/24/25	22,000,000.00	21,925,860.00	
		CGB 2.47 09/02/24	26,000,000.00	26,048,880.00	
		CGB 2.48 04/15/27	9,000,000.00	8,929,350.00	
		CGB 2.5 07/25/27	16,000,000.00	15,876,000.00	
		CGB 2.62 09/25/29	14,000,000.00	13,806,660.00	
		CGB 2.64 01/15/28	2,000,000.00	1,995,680.00	
		CGB 2.69 08/12/26	51,000,000.00	51,145,350.00	
		CGB 2.8 03/24/29	26,000,000.00	25,975,820.00	
		CGB 2.8 11/15/32	13,000,000.00	12,898,990.00	
		CGB 2.91 10/14/28	21,000,000.00	21,163,800.00	
		CGB 3.02 05/27/31	43,000,000.00	43,551,260.00	
		CGB 3.72 04/12/51	35,000,000.00	37,550,450.00	
				オフショア・人民元小計	335,000,000.00
マレーシア・リンギット		MALAYSIA GOVT	700,000.00	702,324.00	
		MALAYSIA GOVT	1,500,000.00	1,513,785.00	
		MALAYSIA GOVT	1,300,000.00	1,315,600.00	
		MALAYSIA GOVT	1,400,000.00	1,310,610.00	
		MGS 3.502 05/31/27	5,100,000.00	5,065,065.00	
		MGS 3.955 09/15/25	3,200,000.00	3,234,240.00	
		MGS 4.498 04/15/30	6,400,000.00	6,687,232.00	
		MGS 4.736 03/15/46	6,700,000.00	7,056,306.00	
				マレーシア・リンギット小計	26,300,000.00
ポーランド・ズロチ		POLGB 0.25 10/25/26	7,000,000.00	5,610,500.00	
		POLGB 0.75 04/25/25	1,800,000.00	1,599,840.00	
		POLGB 1.25 10/25/30	7,800,000.00	5,427,318.00	
		POLGB 2.25 10/25/24	8,000,000.00	7,498,720.00	
		POLGB 2.75 04/25/28	2,200,000.00	1,854,534.00	
		ポーランド・ズロチ小計	26,800,000.00	21,990,912.00 (663,199,725)	
ユーロ		BGB 0 10/22/31	2,000,000.00	1,551,200.00	
		BGB 0.1 06/22/30	200,000.00	164,112.00	
		BGB 0.35 06/22/32	300,000.00	235,515.00	
		BGB 0.4 06/22/40	300,000.00	185,859.00	
		BGB 0.5 10/22/24	1,300,000.00	1,249,534.00	
		BGB 0.65 06/22/71	400,000.00	164,092.00	
		BGB 0.8 06/22/25	300,000.00	286,221.00	
		BGB 0.8 06/22/27	800,000.00	736,040.00	
		BGB 0.8 06/22/28	1,600,000.00	1,445,872.00	
		BGB 0.9 06/22/29	900,000.00	801,603.00	
		BGB 1 06/22/26	1,800,000.00	1,698,984.00	
		BGB 1 06/22/31	1,300,000.00	1,117,142.00	
		BGB 1.25 04/22/33	1,100,000.00	930,061.00	
		BGB 1.45 06/22/37	400,000.00	318,852.00	
		BGB 1.6 06/22/47	650,000.00	463,957.00	
		BGB 1.7 06/22/50	500,000.00	355,590.00	
		BGB 1.9 06/22/38	1,000,000.00	836,820.00	
		BGB 2.15 06/22/66	500,000.00	380,015.00	
		BGB 2.25 06/22/57	500,000.00	394,610.00	
		BGB 2.6 06/22/24	400,000.00	397,664.00	
		BGB 3 06/22/34	200,000.00	197,098.00	
		BGB 3.75 06/22/45	800,000.00	850,544.00	
		BGB 4 03/28/32	300,000.00	323,286.00	
		BGB 4.25 03/28/41	1,000,000.00	1,125,830.00	
		BGB 4.5 03/28/26	700,000.00	735,280.00	
		BGB 5 03/28/35	1,000,000.00	1,180,750.00	
		BGB 5.5 03/28/28	1,000,000.00	1,127,790.00	
		BTPS	2,400,000.00	2,283,768.00	
		BTPS 0 12/15/24	1,300,000.00	1,223,807.00	
		BTPS 0.35 02/01/25	2,400,000.00	2,265,096.00	
		BTPS 0.5 02/01/26	1,000,000.00	917,360.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BTPS 0.85 01/15/27	1,700,000.00	1,534,879.00	
		BTPS 0.9 04/01/31	2,000,000.00	1,578,480.00	
		BTPS 0.95 06/01/32	2,100,000.00	1,597,071.00	
		BTPS 0.95 08/01/30	1,800,000.00	1,456,074.00	
		BTPS 0.95 09/15/27	800,000.00	711,736.00	
		BTPS 0.95 12/01/31	2,600,000.00	2,011,464.00	
		BTPS 1.1 04/01/27	3,000,000.00	2,720,550.00	
		BTPS 1.25 12/01/26	800,000.00	736,320.00	
		BTPS 1.45 03/01/36	400,000.00	288,628.00	
		BTPS 1.45 05/15/25	700,000.00	672,308.00	
		BTPS 1.45 11/15/24	1,800,000.00	1,743,552.00	
		BTPS 1.5 06/01/25	1,900,000.00	1,823,297.00	
		BTPS 1.6 06/01/26	1,200,000.00	1,130,412.00	
		BTPS 1.65 12/01/30	2,200,000.00	1,862,278.00	
		BTPS 1.7 09/01/51	1,500,000.00	878,340.00	
		BTPS 1.85 05/15/24	700,000.00	687,743.00	
		BTPS 1.85 07/01/25	1,000,000.00	965,630.00	
		BTPS 2 02/01/28	3,200,000.00	2,965,120.00	
		BTPS 2 12/01/25	1,300,000.00	1,251,185.00	
		BTPS 2.05 08/01/27	1,500,000.00	1,405,650.00	
		BTPS 2.1 07/15/26	1,000,000.00	955,290.00	
		BTPS 2.2 06/01/27	900,000.00	851,760.00	
		BTPS 2.25 09/01/36	500,000.00	396,650.00	
		BTPS 2.45 09/01/33	600,000.00	509,406.00	
		BTPS 2.45 09/01/50	900,000.00	631,854.00	
		BTPS 2.5 11/15/25	1,200,000.00	1,171,680.00	
		BTPS 2.5 12/01/24	1,300,000.00	1,282,294.00	
		BTPS 2.7 03/01/47	1,550,000.00	1,177,380.00	
		BTPS 2.8 03/01/67	1,000,000.00	696,940.00	
		BTPS 2.8 06/15/29	1,000,000.00	942,260.00	
		BTPS 2.8 12/01/28	1,600,000.00	1,525,456.00	
		BTPS 2.95 09/01/38	600,000.00	506,670.00	
		BTPS 3 08/01/29	3,100,000.00	2,962,267.00	
		BTPS 3.1 03/01/40	500,000.00	423,110.00	
		BTPS 3.25 09/01/46	1,600,000.00	1,342,320.00	
		BTPS 3.35 03/01/35	850,000.00	770,907.50	
		BTPS 3.45 03/01/48	1,000,000.00	864,400.00	
		BTPS 3.5 03/01/30	2,000,000.00	1,959,200.00	
		BTPS 3.75 09/01/24	2,300,000.00	2,312,972.00	
		BTPS 3.85 09/01/49	1,500,000.00	1,374,015.00	
		BTPS 3.85 12/15/29	300,000.00	298,707.00	
		BTPS 4 02/01/37	2,600,000.00	2,521,428.00	
		BTPS 4.5 03/01/24	1,000,000.00	1,011,690.00	
		BTPS 4.5 03/01/26	1,300,000.00	1,337,453.00	
		BTPS 4.75 09/01/28	2,000,000.00	2,104,720.00	
BTPS 4.75 09/01/44	900,000.00	940,788.00			
BTPS 5 03/01/25	1,000,000.00	1,031,400.00			
BTPS 5 08/01/34	2,070,000.00	2,194,903.80			
BTPS 5 08/01/39	1,800,000.00	1,926,144.00			
BTPS 5 09/01/40	1,700,000.00	1,824,984.00			
BTPS 5.75 02/01/33	1,700,000.00	1,907,995.00			
BTPS 6 05/01/31	2,200,000.00	2,519,550.00			
BTPS 6.5 11/01/27	1,700,000.00	1,913,673.00			
BTPS 7.25 11/01/26	400,000.00	452,228.00			
DBR 0 02/15/30	800,000.00	677,040.00			
DBR 0 02/15/32	3,200,000.00	2,583,040.00			
DBR 0 05/15/35	3,600,000.00	2,654,136.00			
DBR 0 08/15/29	2,500,000.00	2,140,125.00			
DBR 0 08/15/30	5,800,000.00	4,855,876.00			
DBR 0 08/15/31	2,300,000.00	1,882,757.00			
DBR 0 08/15/50	3,000,000.00	1,589,250.00			
DBR 0 11/15/27	1,300,000.00	1,156,896.00			
DBR 0.25 02/15/27	2,300,000.00	2,103,465.00			
DBR 0.25 02/15/29	1,800,000.00	1,582,830.00			
DBR 0.25 08/15/28	1,500,000.00	1,331,970.00			
DBR 0.5 02/15/25	2,500,000.00	2,390,125.00			
DBR 0.5 02/15/26	3,100,000.00	2,911,613.00			
DBR 0.5 02/15/28	1,800,000.00	1,635,426.00			
DBR 0.5 08/15/27	2,300,000.00	2,107,559.00			
DBR 1 05/15/38	1,000,000.00	807,110.00			
DBR 1 08/15/24	1,300,000.00	1,264,588.00			
DBR 1 08/15/25	1,300,000.00	1,245,894.00			
DBR 1.25 08/15/48	1,450,000.00	1,141,411.00			
DBR 1.5 05/15/24	1,200,000.00	1,179,672.00			
DBR 1.75 02/15/24	2,200,000.00	2,174,744.00			
DBR 1.8 08/15/33	200,000.00	173,946.00			
DBR 2.3 02/15/33	200,000.00	197,214.00			
DBR 2.5 07/04/44	1,900,000.00	1,914,630.00			
DBR 2.5 08/15/46	2,700,000.00	2,741,931.00			
DBR 3.25 07/04/42	700,000.00	779,856.00			
DBR 4 01/04/37	1,300,000.00	1,523,769.00			
DBR 4.25 07/04/39	700,000.00	862,729.00			
DBR 4.75 07/04/28	1,600,000.00	1,781,632.00			
DBR 4.75 07/04/34	600,000.00	734,988.00			
DBR 4.75 07/04/40	1,450,000.00	1,901,646.00			
DBR 5.5 01/04/31	900,000.00	1,095,615.00			
DBR 5.625 01/04/28	1,000,000.00	1,142,070.00			
DBR 6.25 01/04/30	500,000.00	619,595.00			
DBR 6.5 07/04/27	1,000,000.00	1,161,590.00			
FRTR 0 02/25/24	400				

SMAM・バランスファンドVA50 <適格機関投資家専用>

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		FRTR 0 02/25/25	3,000,000.00	2,829,540.00	
		FRTR 0 02/25/26	3,800,000.00	3,491,592.00	
		FRTR 0 03/25/24	4,800,000.00	4,647,936.00	
		FRTR 0 03/25/25	1,900,000.00	1,787,824.00	
		FRTR 0 05/25/32	1,900,000.00	1,460,359.00	
		FRTR 0 11/25/29	4,500,000.00	3,739,095.00	
		FRTR 0 11/25/30	3,900,000.00	3,147,417.00	
		FRTR 0 11/25/31	3,000,000.00	2,346,240.00	
		FRTR 0.25 11/25/26	2,900,000.00	2,638,942.00	
		FRTR 0.5 05/25/25	1,300,000.00	1,232,296.00	
		FRTR 0.5 05/25/26	3,500,000.00	3,249,680.00	
		FRTR 0.5 05/25/29	2,300,000.00	2,002,518.00	
		FRTR 0.5 05/25/72	100,000.00	38,327.00	
		FRTR 0.5 06/25/44	1,200,000.00	710,076.00	
		FRTR 0.75 02/25/28	800,000.00	723,944.00	
		FRTR 0.75 05/25/28	3,300,000.00	2,974,983.00	
		FRTR 0.75 05/25/52	3,000,000.00	1,637,340.00	
		FRTR 0.75 11/25/28	4,000,000.00	3,571,200.00	
		FRTR 1 05/25/27	1,800,000.00	1,672,668.00	
		FRTR 1 11/25/25	1,300,000.00	1,237,366.00	
		FRTR 1.25 05/25/34	1,200,000.00	999,276.00	
		FRTR 1.25 05/25/36	3,700,000.00	2,957,595.00	
		FRTR 1.25 05/25/38	200,000.00	154,082.00	
		FRTR 1.5 05/25/31	3,050,000.00	2,764,794.50	
		FRTR 1.5 05/25/50	2,400,000.00	1,671,144.00	
		FRTR 1.75 05/25/66	800,000.00	549,104.00	
		FRTR 1.75 06/25/39	3,200,000.00	2,645,888.00	
		FRTR 1.75 11/25/24	2,600,000.00	2,546,726.00	
		FRTR 2 05/25/48	2,000,000.00	1,589,120.00	
		FRTR 2 11/25/32	3,000,000.00	2,768,790.00	
		FRTR 2.25 05/25/24	1,700,000.00	1,684,003.00	
		FRTR 2.5 05/25/30	3,100,000.00	3,046,153.00	
		FRTR 2.75 10/25/27	3,850,000.00	3,844,841.00	
		FRTR 3.25 05/25/45	900,000.00	906,345.00	
		FRTR 3.5 04/25/26	1,800,000.00	1,836,414.00	
		FRTR 4 04/25/55	1,370,000.00	1,577,993.40	
		FRTR 4 04/25/60	1,400,000.00	1,642,858.00	
		FRTR 4 10/25/38	2,000,000.00	2,200,640.00	
		FRTR 4.5 04/25/41	2,100,000.00	2,466,954.00	
		FRTR 4.75 04/25/35	800,000.00	933,632.00	
		FRTR 5.5 04/25/29	1,650,000.00	1,899,793.50	
		FRTR 5.75 10/25/32	400,000.00	495,548.00	
		FRTR 6 10/25/25	2,100,000.00	2,267,055.00	
		IRISH 0 10/18/31	500,000.00	390,365.00	
		IRISH 0.9 05/15/28	500,000.00	455,380.00	
		IRISH 1 05/15/26	800,000.00	757,984.00	
		IRISH 1.1 05/15/29	500,000.00	451,870.00	
		IRISH 1.3 05/15/33	800,000.00	680,704.00	
		IRISH 1.35 03/18/31	500,000.00	447,110.00	
		IRISH 1.5 05/15/50	500,000.00	347,865.00	
		IRISH 1.7 05/15/37	300,000.00	250,314.00	
		IRISH 2 02/18/45	1,100,000.00	887,172.00	
		IRISH 2.4 05/15/30	600,000.00	584,676.00	
		IRISH 3.4 03/18/24	500,000.00	502,975.00	
		IRISH 5.4 03/13/25	800,000.00	840,656.00	
		NETHER 0 01/15/27	1,300,000.00	1,171,300.00	
		NETHER 0 07/15/30	2,600,000.00	2,139,462.00	
		NETHER 0.25 07/15/25	1,100,000.00	1,035,342.00	
		NETHER 0.25 07/15/29	1,000,000.00	860,470.00	
		NETHER 0.5 01/15/40	1,700,000.00	1,188,198.00	
		NETHER 0.5 07/15/26	1,700,000.00	1,578,331.00	
		NETHER 0.5 07/15/32	200,000.00	163,628.00	
		NETHER 0.75 07/15/27	400,000.00	368,544.00	
		NETHER 0.75 07/15/28	1,500,000.00	1,357,515.00	
		NETHER 2 07/15/24	700,000.00	690,627.00	
		NETHER 2.5 01/15/33	600,000.00	587,880.00	
		NETHER 2.75 01/15/47	1,900,000.00	1,933,421.00	
		NETHER 3.75 01/15/42	1,300,000.00	1,487,512.00	
		NETHER 4 01/15/37	1,000,000.00	1,137,290.00	
		NETHER 5.5 01/15/28	700,000.00	789,446.00	
		OBL 0 04/05/24	1,300,000.00	1,258,712.00	
		OBL 0 04/11/25	2,800,000.00	2,639,448.00	
		OBL 0 04/16/27	4,200,000.00	3,783,696.00	
		OBL 0 10/09/26	1,100,000.00	1,002,320.00	
		OBL 0 10/10/25	2,600,000.00	2,423,512.00	
		OBL 0 10/18/24	1,000,000.00	954,000.00	
		OBL 2.2 04/13/28	300,000.00	295,386.00	
		RAGB 0 02/20/30	900,000.00	735,165.00	
		RAGB 0 02/20/31	1,400,000.00	1,108,716.00	
		RAGB 0 04/20/25	300,000.00	281,928.00	
		RAGB 0.5 02/20/29	550,000.00	478,439.50	
		RAGB 0.5 04/20/27	700,000.00	637,686.00	
		RAGB 0.75 02/20/28	900,000.00	813,708.00	
		RAGB 0.75 03/20/51	900,000.00	519,822.00	
		RAGB 0.75 10/20/26	1,300,000.00	1,207,271.00	
		RAGB 0.85 06/30/20	150,000.00	61,263.00	
		RAGB 0.9 02/20/32	500,000.00	417,645.00	
		RAGB 1.2 10/20/25	1,000,000.00	959,550.00	
		RAGB 1.5 02/20/47	700,000.00	514,941.00	
		RAGB 1.5 11/02/86	200,000.00	120,542.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		RAGB 1.65 10/21/24	800,000.00	783,592.00	
		RAGB 2.4 05/23/34	900,000.00	842,778.00	
		RAGB 3.15 06/20/44	500,000.00	504,485.00	
		RAGB 3.8 01/26/62	700,000.00	814,170.00	
		RAGB 4.15 03/15/37	300,000.00	334,329.00	
		RAGB 4.85 03/15/26	200,000.00	212,308.00	
		RAGB 6.25 07/15/27	1,000,000.00	1,138,890.00	
		RFBG 0 09/15/30	400,000.00	321,780.00	
		RFBG 0.25 09/15/40	400,000.00	246,452.00	
		RFBG 0.5 04/15/26	700,000.00	654,248.00	
		RFBG 0.5 09/15/28	400,000.00	351,564.00	
		RFBG 0.5 09/15/29	800,000.00	687,872.00	
		RFBG 0.75 04/15/31	500,000.00	421,705.00	
		RFBG 1.375 04/15/47	500,000.00	366,700.00	
		RFBG 2 04/15/24	900,000.00	891,153.00	
		RFBG 2.625 07/04/42	800,000.00	751,768.00	
		RFBG 2.75 07/04/28	200,000.00	199,340.00	
		RFBG 4 07/04/25	300,000.00	308,994.00	
		SPGB 0 01/31/25	500,000.00	471,640.00	
		SPGB 0 05/31/25	200,000.00	186,478.00	
		SPGB 0.25 07/30/24	1,400,000.00	1,345,428.00	
		SPGB 0.5 04/30/30	600,000.00	497,250.00	
		SPGB 0.5 10/31/31	1,400,000.00	1,105,468.00	
		SPGB 0.7 04/30/32	2,200,000.00	1,742,752.00	
		SPGB 0.8 07/30/27	1,700,000.00	1,539,724.00	
		SPGB 1 10/31/50	300,000.00	159,732.00	
		SPGB 1.2 10/31/40	1,700,000.00	1,139,459.00	
		SPGB 1.25 10/31/30	3,000,000.00	2,595,540.00	
		SPGB 1.3 10/31/26	3,100,000.00	2,915,054.00	
		SPGB 1.4 04/30/28	1,600,000.00	1,468,688.00	
		SPGB 1.4 07/30/28	2,200,000.00	2,012,230.00	
		SPGB 1.45 04/30/29	2,100,000.00	1,899,702.00	
		SPGB 1.45 10/31/27	1,100,000.00	1,021,482.00	
		SPGB 1.45 10/31/71	400,000.00	191,536.00	
		SPGB 1.5 04/30/27	1,500,000.00	1,409,040.00	
		SPGB 1.6 04/30/25	1,400,000.00	1,357,678.00	
		SPGB 1.85 07/30/35	2,000,000.00	1,652,980.00	
		SPGB 1.95 04/30/26	2,000,000.00	1,933,180.00	
		SPGB 1.95 07/30/30	1,700,000.00	1,556,911.00	
		SPGB 2.15 10/31/25	1,600,000.00	1,564,656.00	
		SPGB 2.35 07/30/33	700,000.00	632,527.00	
		SPGB 2.55 10/31/32	700,000.00	650,349.00	
		SPGB 2.7 10/31/48	750,000.00	619,192.50	
		SPGB 2.75 10/31/24	2,100,000.00	2,091,096.00	
		SPGB 2.9 10/31/46	1,700,000.00	1,478,235.00	
		SPGB 3.45 07/30/66	1,300,000.00	1,182,220.00	
		SPGB 3.8 04/30/24	1,400,000.00	1,412,684.00	
		SPGB 4.2 01/31/37	1,050,000.00	1,110,133.50	
		SPGB 4.65 07/30/25	800,000.00	829,568.00	
		SPGB 4.7 07/30/41	1,500,000.00	1,687,350.00	
		SPGB 4.8 01/31/24	2,200,000.00	2,235,816.00	
		SPGB 4.9 07/30/40	1,200,000.00	1,375,476.00	
		SPGB 5.15 10/31/28	1,500,000.00	1,652,400.00	
		SPGB 5.15 10/31/44	1,400,000.00	1,687,112.00	
		SPGB 5.75 07/30/32	1,000,000.00	1,195,340.00	
		SPGB 5.9 07/30/26	500,000.00	545,675.00	
		SPGB 6 01/31/29	1,900,000.00	2,190,396.00	
		ユーロ小計	378,840,000.00	349,104,628.20 (50,106,987.287)	
		国債証券合計		149,970,158,950 (149,970,158,950)	
		合計		149,970,158,950 (149,970,158,950)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 210銘柄	49.5%	50.1%
カナダ・ドル	国債証券 24銘柄	2.1%	2.1%
オーストラリア・ドル	国債証券 19銘柄	1.6%	1.6%
シンガポール・ドル	国債証券 10銘柄	0.5%	0.5%
ニュージーランド・ドル	国債証券 6銘柄	0.2%	0.2%
イギリス・ポンド	国債証券 48銘柄	4.8%	4.9%
イスラエル・シケル	国債証券 6銘柄	0.3%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券 6銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券 7銘柄	0.2%	0.2%
スウェーデン・クローナ	国債証券 6銘柄	0.2%	0.2%
メキシコ・ペソ	国債証券 10銘柄	0.8%	0.9%
オフショア・人民元	国債証券 14銘柄	4.3%	4.4%
マレーシア・リンギット	国債証券 8銘柄	0.5%	0.5%
ポーランド・ズロチ	国債証券 5銘柄	0.4%	0.4%
ユーロ	国債証券 268銘柄	33.1%	33.4%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。



## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書

2023年11月30日現在

I 資産総額	75,060,584,064円
II 負債総額	110,249,999円
III 純資産総額 (I - II)	74,950,334,065円
IV 発行済口数	30,012,684,445口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2,4973円
(1万口当たり純資産額)	(24,973円)

### III 設定及び解約の実績

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第9期	346,836,747	9,066,502,310
第10期	229,119,917	10,383,091,307
第11期	322,576,816	12,104,184,344
第12期	66,278,777	8,510,464,114
第13期	419,332,765	10,148,061,553
第14期	76,066,034	5,784,058,517
第15期	90,644,522	5,477,364,411
第16期	80,625,369	5,643,440,257
第17期	254,613,956	5,580,278,274
第18期	153,919,903	4,588,193,760

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

資産の運用に関する極めて重要な事項

資産の運用に関する重要な事項

SMAM・FGマネーファンドVA  
＜適格機関投資家限定＞

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## 目 次

### 資産の運用に関する極めて重要な事項

I 投資信託(ファンド)の状況	
1. 投資信託(ファンド)の性格	293
2. 投資方針および投資リスク	294
3. その他詳細情報	297
4. 運用状況	299
II 財務ハイライト情報	302
III 「資産の運用に関する重要な事項」の項目	304

### 資産の運用に関する重要な事項

I 投資信託(ファンド)の沿革	305
II 投資信託(ファンド)の経理状況	
1. 財務諸表	305
2. 投資信託(ファンド)の現況	309
III 設定及び解約の実績	309

## 資産の運用に関する極めて重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の状況

## 1. 投資信託(ファンド)の性格

## 1 名称

SMAM・FGマネーファンドVA&lt;適格機関投資家限定&gt;

※以下、上記のファンドを「当ファンド」ということがあります。

## 2 目的および基本的性格

「マネーインカム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。 )への投資を通じて、実質的に円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

当ファンドが該当する商品分類は、次の通りです。

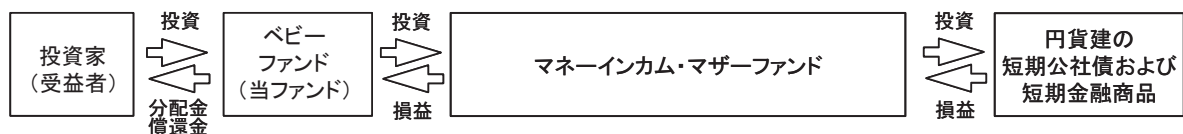
項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※商品分類は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

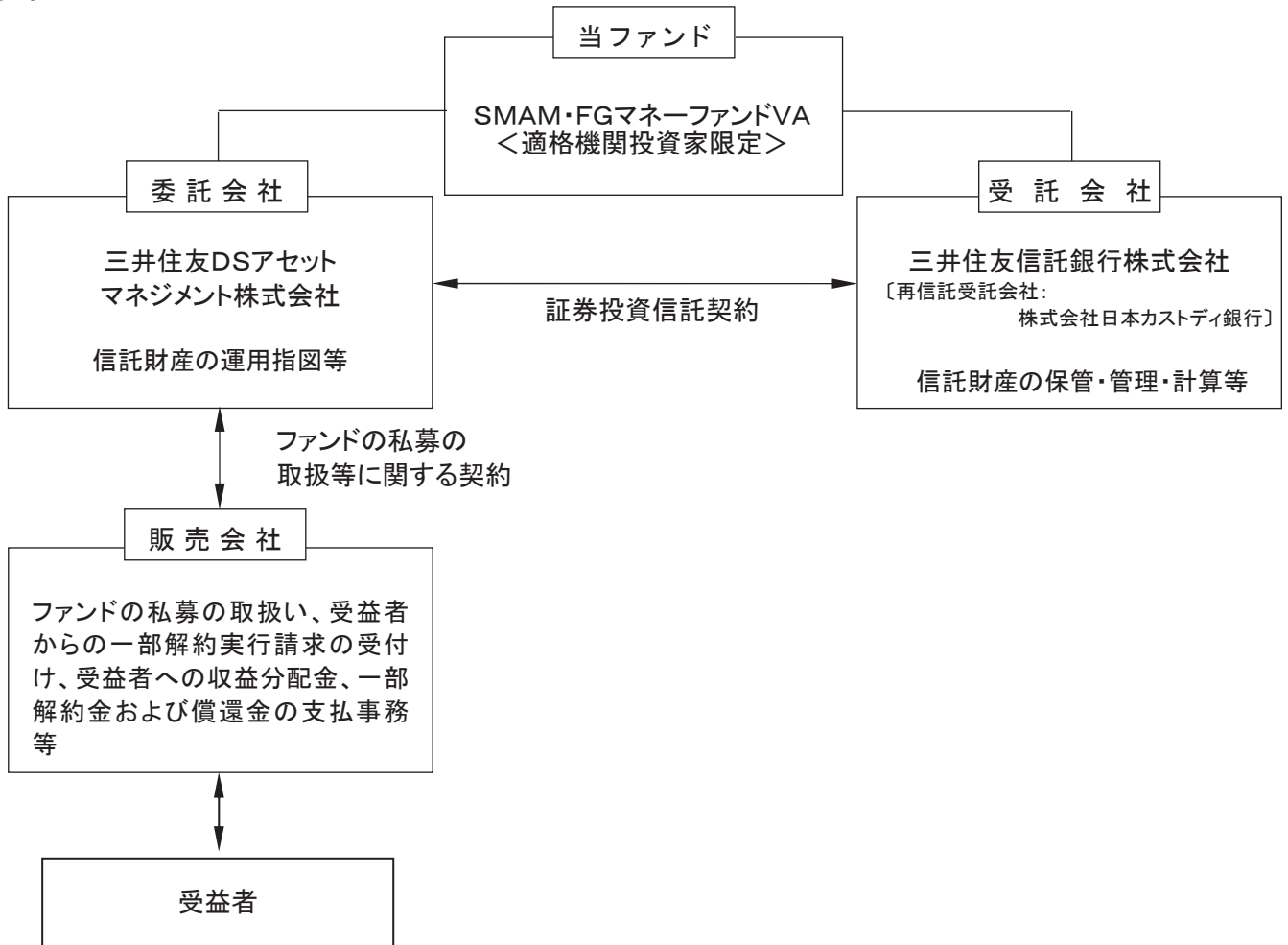
## 3 特色

- マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



## 4 仕組み



## 2. 投資方針および投資リスク

### 1 投資方針と主な投資対象

当ファンドは、安定した収益の確保を目指します。

- マザーファンドへの投資を通じて、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- マザーファンドの投資方針につきましては、下記【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象をご参照ください。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

##### マネーインカム・マザーファンド

(目的および基本的性格)

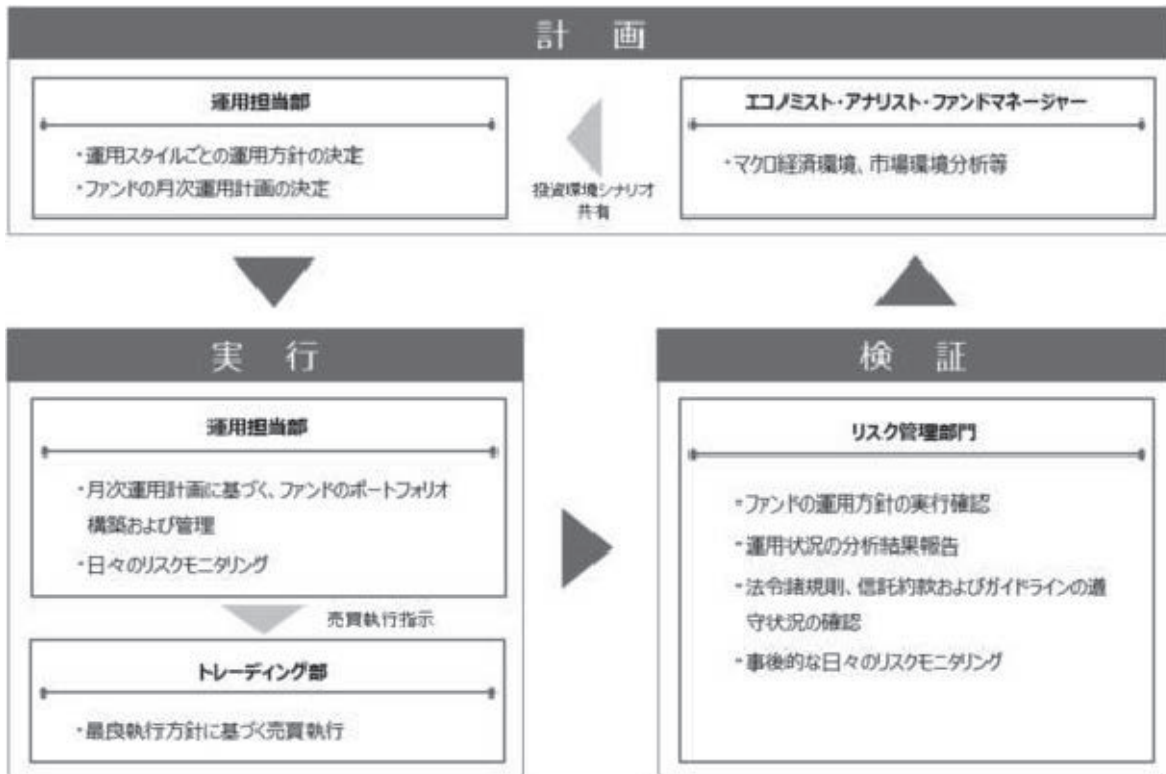
円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

(特色)

- ・主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 2 運用体制

### ① ファンドの運用体制



※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

### ② 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。



### 3 主な投資制限

信託約款に基づく主な投資制限は以下の通りです。

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

#### 【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

##### マネーインカム・マザーファンド

- ① 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資は行いません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 4 投資リスクについて

当ファンドは、主にわが国の債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。当ファンドの基準価額は、組み入れた債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等(当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。)のうち主要なものは、以下の通りです。

#### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ■ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のべ

ビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### ■ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

#### ■ 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

上記の投資リスクの管理体制は以下の通りです。

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

## 3. その他詳細情報

### 1 投資対象

#### ① 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

#### ② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネーインカム・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの



の

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に

## 2 投資制限

① ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ デリバティブ取引等にかかる投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ 投資する株式等の範囲

(イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ハ 信用取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ 先物取引等の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)

(ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ホ スワップ取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引

掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ヘ 金利先渡取引の指図

(イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(ニ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額により行うものとします。

(ホ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ベ)「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ト 有価証券の貸付けの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

i 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ii 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ)上記(イ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

チ 有価証券の空売りの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ)上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の

## SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

### リ 有価証券の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ)有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

### ヌ 資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしま

す。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

i) 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

ii) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

iii) 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

### ② 法令に基づく投資制限

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

## 4. 運用状況

### 1 投資状況(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	453,839,024	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	△809	△0.00
合計(純資産総額)		453,838,215	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### 2 投資資産

#### ① 投資有価証券の主要銘柄

##### イ 主要投資銘柄

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	マネーインカム・マザー ファンド	450,505,285	1.0076	453,934,191	1.0074	453,839,024	100.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

#### ロ 種類別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

#### ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### 3 運用実績

#### ① 純資産の推移

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期 (2014年 4月14日)	272,341,985	272,341,985	10,021	10,021
第4期 (2015年 4月13日)	381,240,850	381,240,850	10,025	10,025
第5期 (2016年 4月13日)	280,087,998	280,087,998	10,024	10,024
第6期 (2017年 4月13日)	171,696,931	171,696,931	10,015	10,015
第7期 (2018年 4月13日)	1,126,045,843	1,126,045,843	10,008	10,008
第8期 (2019年 4月15日)	1,076,947,995	1,076,947,995	10,001	10,001
第9期 (2020年 4月13日)	1,112,410,027	1,112,410,027	9,993	9,993
第10期 (2021年 4月13日)	852,969,864	852,969,864	9,983	9,983
第11期 (2022年 4月13日)	584,390,744	584,390,744	9,977	9,977
第12期 (2023年 4月13日)	435,877,069	435,877,069	9,972	9,972
2022年11月末日	468,779,942	-	9,973	-
12月末日	477,994,558	-	9,971	-
2023年 1月末日	442,061,726	-	9,972	-
2月末日	438,095,256	-	9,971	-
3月末日	435,877,407	-	9,972	-
4月末日	500,769,352	-	9,972	-
5月末日	562,304,641	-	9,972	-
6月末日	512,438,769	-	9,970	-
7月末日	496,723,760	-	9,969	-
8月末日	514,947,406	-	9,969	-
9月末日	502,522,111	-	9,969	-
10月末日	489,511,236	-	9,968	-
11月末日	453,838,215	-	9,969	-

#### ② 分配の推移

	計算期間	1万口当たり分配金 (円)
第3期	2013年 4月16日～2014年 4月14日	0
第4期	2014年 4月15日～2015年 4月13日	0
第5期	2015年 4月14日～2016年 4月13日	0
第6期	2016年 4月14日～2017年 4月13日	0
第7期	2017年 4月14日～2018年 4月13日	0
第8期	2018年 4月14日～2019年 4月15日	0
第9期	2019年 4月16日～2020年 4月13日	0
第10期	2020年 4月14日～2021年 4月13日	0
第11期	2021年 4月14日～2022年 4月13日	0
第12期	2022年 4月14日～2023年 4月13日	0

#### ③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第3期	0.1
第4期	0.0
第5期	△0.0
第6期	△0.1
第7期	△0.1
第8期	△0.1
第9期	△0.1
第10期	△0.1
第11期	△0.1
第12期	△0.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

## 【参考情報】マザーファンドの投資状況(2023年11月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	293,623,070	13.89
特殊債券	日本	1,302,602,200	61.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	517,742,498	24.49
合計(純資産総額)		2,113,967,768	100.00

## 【参考情報】マザーファンドの投資資産

## ① 投資有価証券の主要銘柄

## イ 主要投資銘柄

2023年11月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊債券	2 9 政保日本政策	300,000,000	100.24	300,715,000	100.17	300,506,700	0.660	2024/02/20	14.22
日本	特殊債券	2 1 5 政保道路機構	200,000,000	100.64	201,286,000	100.31	200,617,800	0.669	2024/04/30	9.49
日本	特殊債券	2 3 政保政策投資C	200,000,000	100.64	201,274,200	100.23	200,458,200	0.645	2024/03/18	9.48
日本	特殊債券	5 6 政保地方公共団	200,000,000	100.55	201,108,000	100.11	200,216,800	0.747	2024/01/19	9.47
日本	国債証券	3 3 2 10年国債	173,000,000	100.49	173,852,890	100.04	173,067,470	0.600	2023/12/20	8.19
日本	国債証券	3 3 5 10年国債	120,000,000	100.54	120,645,600	100.46	120,555,600	0.500	2024/09/20	5.70
日本	特殊債券	2 1 8 政保道路機構	100,000,000	100.47	100,466,000	100.36	100,358,000	0.660	2024/05/31	4.75
日本	特殊債券	6 0 政保地方公共団	100,000,000	100.35	100,347,000	100.35	100,348,300	0.660	2024/05/21	4.75
日本	特殊債券	2 0 7 政保道路機構	100,000,000	100.33	100,325,000	100.06	100,058,300	0.693	2023/12/28	4.73
日本	特殊債券	2 2 政保政策投資C	100,000,000	100.38	100,379,000	100.04	100,038,100	0.693	2023/12/18	4.73

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## ロ 種類別の投資比率

2023年11月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	13.89
特殊債券	61.62
合計	75.51

## ② 投資不動産物件

該当事項はありません。

## ③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## II 財務ハイライト情報

以下の記載事項は、「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」の「1.財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

「資産の運用に関する重要な事項」の「II 投資信託（ファンド）の経理状況」中の「1.財務諸表」については、PwCあらた有限責任監査法人による監査証明を受けており、監査報告書は当該箇所に添付されております。

SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	第11期 2022年4月13日現在	第12期 2023年4月13日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	21	34
コール・ローン	791	773
親投資信託受益証券	584,397,069	435,881,237
未収入金	4,684,078	-
流動資産合計	589,081,959	435,882,044
資産合計	589,081,959	435,882,044
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,684,078	-
その他未払費用	7,137	4,975
流動負債合計	4,691,215	4,975
負債合計	4,691,215	4,975
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	585,734,806	437,090,389
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	△1,344,062 6,530,153	△1,213,320 4,302,062
元本等合計	584,390,744	435,877,069
純資産合計	584,390,744	435,877,069
負債純資産合計	589,081,959	435,882,044

### (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第11期 自 2021年4月14日 至 2022年4月13日	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
<b>営業収益</b>		
有価証券売買等損益	△465,509	△237,370
営業収益合計	△465,509	△237,370
<b>営業費用</b>		
支払利息	63	5
その他費用	15,811	11,102
営業費用合計	15,874	11,107
営業利益又は営業損失(△)	△481,383	△248,477
経常利益又は経常損失(△)	△481,383	△248,477
当期純利益又は当期純損失(△)	△481,383	△248,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△268,795	△81,120
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,415,984	△1,344,062
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,624,828	1,259,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,624,828	1,259,960
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,340,318	961,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,340,318	961,861
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,344,062	△1,213,320

### (3) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 2022年4月13日現在	第12期 2023年4月13日現在
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	585,734,806口	437,090,389口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,344,062円	元本の欠損 1,213,320円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9977円 (1万口当たりの純資産額9,977円)	1口当たり純資産額 0.9972円 (1万口当たりの純資産額9,972円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期 自 2021年4月14日 至 2022年4月13日	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,448,057円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(55,126,690円)、および分配準備積立金(3,082,096円)より、分配対象収益は61,656,843円(1万口当たり1,052.64円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,967,654円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(43,757,249円)、および分配準備積立金(2,334,408円)より、分配対象収益は48,059,311円(1万口当たり1,099.53円)ですが、分配を行っておりません。

SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第11期 (2022年4月13日現在)	第12期 (2023年4月13日現在)
期首元本額	854,385,848円	585,734,806円
期中追加設定元本額	648,554,557円	395,933,410円
期中一部解約元本額	917,205,599円	544,577,827円

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第11期（自 2021年4月14日 至 2022年4月13日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△72,101円
合計	△72,101円

第12期（自 2022年4月14日 至 2023年4月13日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△129,797円
合計	△129,797円

### Ⅲ 「資産の運用に関する重要な事項」の項目

投資信託(ファンド)の沿革、投資信託(ファンド)の経理状況の詳細、設定及び解約の実績については、「資産の運用に関する重要な事項」に記載されています。

「資産の運用に関する重要な事項」の項目は以下の通りです。

- I 投資信託(ファンド)の沿革
- II 投資信託(ファンド)の経理状況
  - 1. 財務諸表
    - (1)貸借対照表
    - (2)損益及び剰余金計算書
    - (3)注記表
    - (4)附属明細表
  - 2. 投資信託(ファンド)の現況
    - 純資産額計算書
- III 設定及び解約の実績

## 資産の運用に関する重要な事項

## I 投資信託(ファンド)の沿革

2011年3月3日 信託約款の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

## II 投資信託(ファンド)の経理状況

## 1. 財務諸表

SMAM・FGマネーファンドVA&lt;適格機関投資家限定&gt;

当ファンドは、第12期（2022年4月14日から2023年4月13日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

山口健志

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

神原康平

## 監査意見

当監査法人は、SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>の2022年4月14日から2023年4月13日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>の2022年4月13日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査

手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑念を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

(1)貸借対照表

(単位：円)

	第11期 (2022年4月13日現在)	第12期 (2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	21	34
コール・ローン	791	773
親投資信託受益証券	584,397,069	435,881,237
未収入金	4,684,078	-
流動資産合計	589,081,959	435,882,044
資産合計		
	589,081,959	435,882,044
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,684,078	-
その他未払費用	7,137	4,975
流動負債合計	4,691,215	4,975
負債合計		
	4,691,215	4,975
純資産の部		
元本等		
元本	585,734,806	437,090,389
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,344,062	△1,213,320
(分配準備積立金)	6,530,153	4,302,062
元本等合計	584,390,744	435,877,069
純資産合計		
	584,390,744	435,877,069
負債純資産合計		
	589,081,959	435,882,044

(2)損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第11期 自 2021年4月14日 至 2022年4月13日	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
営業収益		
有価証券売買等損益	△465,509	△237,370
営業収益合計	△465,509	△237,370
営業費用		
支払利息	63	5
その他費用	15,811	11,102
営業費用合計	15,874	11,107
営業利益又は営業損失(△)	△481,383	△248,477
経常利益又は経常損失(△)	△481,383	△248,477
当期純利益又は当期純損失(△)	△481,383	△248,477
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△268,795	△81,120
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,415,984	△1,344,062
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,624,828	1,259,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,340,318	961,861
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,340,318	961,861
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,344,062	△1,213,320

(3)注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入りできなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期 (2022年4月13日現在)	第12期 (2023年4月13日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	585,734,806口	437,090,389口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,344,062円	元本の欠損 1,213,320円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9977円 (1万口当たりの純資産額9,977円)	1口当たり純資産額 0.9972円 (1万口当たりの純資産額9,972円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期 自 2021年4月14日 至 2022年4月13日	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,448,057円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(55,126,690円)、および分配準備積立金(3,082,096円)より、分配対象収益は61,656,843円(1万口当たり1,052.64円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,967,654円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(43,757,249円)、および分配準備積立金(2,334,408円)より、分配対象収益は48,059,311円(1万口当たり1,099.53円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原



SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

	<p>則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
--	--

(4) 附属明細表

- ① 有価証券明細表  
 (a) 株式  
 該当事項はありません。  
 (b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	マネーインカム・マザーファンド	432,593,527	435,881,237	
	親投資信託受益証券 小計		435,881,237	
合計			435,881,237	

- ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
 該当事項はありません。

(参考)

SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>は、「マネーインカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。  
 なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

マネーインカム・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	11,627,715	20,984,008
コール・ローン	446,032,013	470,093,974
国債証券	300,054,000	274,025,890
特殊債券	1,196,252,766	1,248,494,187
未収利息	1,138,662	1,796,508
前払費用	237,925	165,363
流動資産合計	1,955,343,081	2,015,559,930
資産合計		
	1,955,343,081	2,015,559,930
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,684,078	11,230,000
その他未払費用	1,766	1,970
流動負債合計	4,685,844	11,231,970
負債合計		
	4,685,844	11,231,970
純資産の部		
元本等		
元本	1,935,317,393	1,989,263,317
剰余金		
剰余金又は 欠損金(△)	15,339,844	15,064,643
元本等合計	1,950,657,237	2,004,327,960
純資産合計		
	1,950,657,237	2,004,327,960
負債純資産合計		
	1,955,343,081	2,015,559,930

注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等の上場されている有価証券                      金融商品取引所等の上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等の上場されていない有価証券                      金融商品取引所等の上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券                      直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的理由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りに関して、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 (2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(親投資信託受益証券)                      「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引)                      デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等                      これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第11期(自 2021年4月14日 至 2022年4月13日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△72,101円
合計	△72,101円

第12期(自 2022年4月14日 至 2023年4月13日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△129,797円
合計	△129,797円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期 自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	第11期 (2022年4月13日現在)	第12期 (2023年4月13日現在)
期首元本額	854,385,848円	585,734,806円
期中追加設定元本額	648,554,557円	395,933,410円
期中一部解約元本額	917,205,599円	544,577,827円



SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年4月13日現在)	(2023年4月13日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,935,317,393口	1,989,263,317口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0079円 (1万口当たりの純資産額10,079円)	1口当たり純資産額 1.0076円 (1万口当たりの純資産額10,076円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2023年4月13日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

項目	自 2022年4月14日 至 2023年4月13日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

(2022年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,257,314,469円
同期中における追加設定元本額	955,084,096円
同期中における一部解約元本額	1,277,081,172円
2022年4月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	21,805,906円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	102,779,034円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	162,087,175円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	89,556,632円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	42,692,099円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	29,057,907円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	49,084,616円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	858,040,993円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	579,816,519円
合計	1,935,317,393円

(2023年4月13日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,935,317,393円
同期中における追加設定元本額	938,745,932円
同期中における一部解約元本額	884,800,008円
2023年4月13日現在の元本の内訳	
SMAM・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	171,629,556円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2020（4資産タイプ）	94,363,204円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2025（4資産タイプ）	212,524,739円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2030（4資産タイプ）	137,225,742円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2035（4資産タイプ）	49,707,035円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2040（4資産タイプ）	36,162,259円
三井住友・DCターゲットイヤーファンド2045（4資産タイプ）	57,429,415円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	797,231,328円
SMAM・FGマネーファンドVA<適格機関投資家限定>	432,593,527円
合計	1,989,263,317円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	329 10年国債	100,000,000	100,173,000	
	332 10年国債	173,000,000	173,852,890	
	国債証券 小計		274,025,890	
特殊債券	2 政保新聞西空港	118,000,000	118,225,498	
	23 政保政策投資C	200,000,000	201,274,200	
	189 政保道路機構	200,000,000	200,039,200	
	190 政保道路機構	127,000,000	127,115,189	
	195 政保道路機構	100,000,000	100,290,600	
	200 政保道路機構	100,000,000	100,387,700	
	202 政保道路機構	100,000,000	100,408,800	
	50 政保地方公共団	300,000,000	300,753,000	
	特殊債券 小計		1,248,494,187	
	合計			1,522,520,077

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2. 投資信託(ファンド)の現況

### 純資産額計算書

2023年11月30日現在

I 資産総額	453,839,598円
II 負債総額	1,383円
III 純資産総額 (I - II)	453,838,215円
IV 発行済口数	455,263,351口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.9969円
(1万口当たり純資産額)	(9,969円)

### III 設定及び解約の実績

	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第3期	439,834,174	575,785,696
第4期	259,912,272	151,388,171
第5期	507,136,746	608,009,287
第6期	168,732,941	276,707,766
第7期	2,079,393,701	1,125,679,086
第8期	1,565,941,850	1,614,228,587
第9期	1,093,423,600	1,057,058,539
第10期	688,534,393	947,386,249
第11期	648,554,557	917,205,599
第12期	395,933,410	544,577,827

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

## 三井住友海上プライマリー生命の生命保険商品

- 各商品のお取扱いに関する詳細につきましては、下記の連絡先または当社のホームページ等によりご確認ください。

フリーダイヤル：0120-125-104

ホームページアドレス：<https://www.ms-primary.com>

## 説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

- クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）について
- 告知義務について
- 勤務先の申告について
- 責任開始期・契約日について
- 元本欠損が生じる場合について
- 保険金等をお支払いできない場合
- 特別勘定と資産運用
- ご契約の解約・基本保険金額の減額

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、生命保険募集人の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記にお問合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

資料請求・お問合わせ

フリーダイヤル 0120-125-104

〒103-0028

東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

ホームページ：https://www.ms-primary.com

●ご契約後の照会につきましては

フリーダイヤル 0120-520-256

保険会社  
使用欄



0300019114